

法テラス白書

令和3年度版

日本司法支援センター（法テラス） 編著





法テラス白書

令和3年度版

日本司法支援センター 編著

法テラス 運営理念

使 命

私たちは、司法が個人の尊重を基礎に自由で公正な社会を築くための礎であることを深く認識し、すべての人と司法を結ぶ架け橋として、誰もが、いつでも、どこでも、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会の実現を目指します。

心がまえ

私たちは、一人ひとりがお互いを尊重し、相手の気持ちを思いやる心をもって、「自律」「協働」「創造」の精神で、私たちの使命に向かって取り組みます。

行動指針

1. 私たちは、人間性豊かで質の高いサービスの提供と多様化する社会のニーズへの的確な対応に努めます。
1. 私たちは、関係機関・地域社会と連携し、法律専門家等の援助によって誰もが安心して暮らしていける社会づくりに貢献します。
1. 私たちは、日本社会と世界の動向にも関心を払い、広い視野をもって日々の業務に取り組みます。
1. 私たちは、効率的で適正な業務遂行を心がけ、より良いサービスが広くいきわたるよう努めます。
1. 私たちは、高い倫理観をもって、個人情報保護に関する規程をはじめ法令等の規範を遵守し、常に国民の信頼を確保するよう努めます。

法テラス白書（令和3年度版）の発刊に寄せて

日本司法支援センター（法テラス）は、国民の司法へのアクセスを抜本的に拡充するため、総合法律支援法に基づき平成18年4月10日に設立されました。以来、情報提供、民事法律扶助、国選弁護等関連、犯罪被害者支援、司法過疎対策などの基幹業務を実施し、平成24年4月1日から令和3年3月31日までの間には、法テラス震災特例法に基づく東日本大震災法律援助業務を実施してまいりました。

この間、国民の司法アクセスニーズの増大・多様化に伴い法テラスの業務は拡大しており、平成28年7月から大規模災害の被災者に対する法律相談援助業務を、また平成30年1月からは認知機能の十分でない高齢者・障がい者等に対する特定援助対象者法律相談援助及びDV・ストーカー・児童虐待の被害者に対するDV等被害者法律相談援助の各業務を実施し、更に、国選弁護関係では、平成30年6月から被疑者国選弁護対象事件が全勾留事件に拡大されました。

このように、法テラスは、多くの関係機関の方々に支えられながら、国民の皆様にも多様なサービスを御利用いただき、本年4月には創立17年目を迎えることができました。改めて、深く感謝申し上げます。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症が引き続きまん延し、社会経済生活上の困難を抱える方々が年齢・性別を問わず幅広い層に及ぶこととなりました。法テラスは、こうした方々のために、十分な感染防止策を講じた上で面談での法律相談を実施するとともに、対面によらない相談方法として電話等を活用した法律相談を継続して実施してまいりました。

また、法テラスでは、法的トラブルの解決に役立つ法制度や相談窓口についての情報提供を行っています。令和2年度以降、災害関連の問合せのほか、新型コロナウイルス感染症の影響による生活苦や金銭の借入れ等に関する問合せも多く寄せられており、これらに対して迅速な情報提供に努めた結果、令和3年9月には、法テラスの情報提供窓口である「法テラス・サポートダイヤル」の利用件数は開設以来の累計で500万件に達しました。

さらに、政府が新たに設けた外国人在留支援センター（FRESC / フレスク）内に法テラス国際室を開設し、フレスクに入居する他の機関から相談者を積極的に引き継ぎ、情報提供等を行うなどの連携を図り、在留外国人に対する法的支援の取組を進めました。

本白書では、このような令和3年度の法テラスの業務の状況を概観するとともに、特集として、生活困窮者に対する支援について取り上げました。

令和4年度も、新型コロナウイルス感染症に関連した様々な法的問題をはじめ、高齢者・障がい者、女性・若者、生活困窮者などに対する多岐にわたる法的支援の充実が求められておりますところ、皆様の一層の御理解、御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

令和4年10月吉日

日本司法支援センター

理事長 丸 島 俊 介

法テラス運営理念

法テラス白書(令和3年度版)の発刊に寄せて…3

■法テラスの概要 ……8

1. 概要 ……8
 - (1) 設立 ……8
 - (2) 組織 ……8
 - (3) 主な業務 ……9
 - (4) 事務所 ……10
 - (5) 予算・決算の概要 ……12
2. 主な業務の概況 ……13

■法テラスのあゆみ ……14

1. これまでのあゆみ ……14
2. 令和3年度の主な出来事…17

■特集 生活困窮者支援における福祉と 司法の連携の意義と課題

- 第1 生活困窮の原因とその解決に資する
多様な法的支援 ……19
- 第2 生活困窮者と司法アクセス障害 ……20
- 第3 生活困窮者支援に関する法テラスの取組…21

1. 情報提供業務

- 1-1 令和3年度における業務の概況 ……30
 - (1) 利用者の利便性向上のための取組 ……30
 - (2) 品質向上のための取組 ……30
 - (3) 多言語での情報提供 ……31
 - (4) 外国人在留支援センター(FRESC)における取組
……………31
 - (5) 法教育の取組……………31
- 1-2 業務の概要 ……32
- 1-3 問合せ件数 ……33
 - (1) サポートダイヤル ……33
 - (2) 地方事務所 ……34
- 1-4 問合せの傾向 ……35
 - (1) サポートダイヤル ……35
 - (2) 地方事務所 ……38
- 1-5 認知媒体 ……39
 - (1) サポートダイヤル ……39
 - (2) 地方事務所 ……40
- 1-6 利用者の地域分布……………41
 - (1) サポートダイヤル ……41
 - (2) 地方事務所 ……42
- 1-7 紹介先関係機関 ……43
- 1-8 多言語情報提供サービス ……44
 - (1) サービスの概要……………44

- (2) サービスの仕組み……………44
- (3) 問合せ件数……………45
- (4) 問合せの傾向……………46
- (5) 認知媒体……………46
- (6) 利用者の地域分布……………47

1-9 外国人在留支援センター(FRESC)における取組 ……………48

- (1) 国際室における問合せの傾向……………48
- (2) 国際室における連携対応事例の紹介……………49
- (3) 外国人支援者等向けオンラインセミナーの開催…50

1-10 法教育……………51

2. 民事法律扶助業務

- 2-1 令和3年度における業務の概況……………54
 - (1) 法律相談援助及び代理援助……………54
 - (2) 電話等相談援助……………54
 - (3) 特定援助対象者援助事業……………54
- 2-2 業務の概要……………55
 - (1) 民事法律扶助業務……………55
 - (2) 特定援助対象者援助事業……………57
 - (3) 被災者法律相談援助……………57
- 2-3 契約弁護士・司法書士数の推移……………58
- 2-4 法律相談援助……………59
 - (1) 実施状況……………59
 - (2) 法律相談援助利用者の属性……………61
 - (3) 特定援助対象者法律相談援助……………62
 - (4) 外国人向け法律相談……………63
- 2-5 代理援助・書類作成援助……………64
 - (1) 実施状況……………64
 - (2) 代理援助・書類作成援助利用者の属性……………65
 - (3) 代理援助……………67
 - (4) 書類作成援助……………69
- 2-6 立替金の償還(返済)……………70
 - (1) 償還……………70
 - (2) 償還の免除……………70
- 2-7 不服申立てと再審査申立て……………71

3. 国選弁護等関連業務

- 3-1 令和3年度における業務の概況……………83
- 3-2 国選弁護関連業務……………84
 - (1) 業務の概要……………84
 - (2) 国選弁護制度……………84
 - (3) 弁護士との国選弁護人契約の締結……………86
 - (4) 国選弁護人候補の指名通知……………87
 - (5) 国選弁護人に対する報酬及び費用の算定……………90
 - (6) 国選算定基準の改正……………92

3-3 国選付添関連業務	93	7. 受託業務	
(1) 業務の概要	93	7-1 業務の概要	141
(2) 国選付添人に対する報酬及び費用の算定	95	7-2 日本弁護士連合会委託援助業務	141
4. 司法過疎対策と常勤弁護士に関する業務		(1) 業務内容	141
4-1 令和3年度における業務の概況	101	(2) 援助要件等	143
(1) 常勤弁護士とは	101	(3) 業務実績	143
(2) 司法ソーシャルワークに関する業務	101	(4) 援助費用	143
4-2 業務の概要	102	8. その他	
4-3 常勤弁護士の配置	102	8-1 組織	146
4-4 常勤弁護士の確保	105	(1) 本部と地方事務所の組織	146
(1) 説明会等の活用	105	(2) 事務所	147
(2) 採用	106	(3) 根拠法	150
4-5 司法過疎地域事務所の設置	107	(4) 主務大臣	150
4-6 常勤弁護士の活動のための環境整備	108	(5) 資本金	150
(1) 実務研修	108	(6) 役員の状況	150
(2) 裁判員裁判弁護技術研究室・ 常勤弁護士業務支援室	112	(7) 職員の状況	150
5. 犯罪被害者支援業務		8-2 法テラスの認知状況	151
5-1 令和3年度における業務の概況	113	(1) 認知状況の推移	151
(1) 犯罪被害者支援ダイヤルへのアクセス向上	113	(2) 令和3年度の主な取組	151
(2) DV等被害者法律相談援助業務の状況	113	(3) 性別・年代別認知度	152
(3) 研修の実施	114	(4) 認知経路	153
5-2 犯罪被害者支援業務の概要	115	8-3 法テラスに寄せられた皆様からの声	154
5-3 犯罪被害者支援に関する情報の提供等	117	8-4 審査委員会	158
(1) 犯罪被害者支援ダイヤル	117	(1) 審査委員会とは	158
(2) 地方事務所	121	(2) 審査委員会の審議事項	159
5-4 DV等被害者法律相談援助業務	126	8-5 顧問会議	160
5-5 被害者国選弁護関連業務	131	(1) 設立の趣旨	160
(1) 被害者参加制度と被害者参加人のための 国選弁護制度の概要	131	(2) 顧問会議メンバー	160
(2) 被害者国選弁護関連業務の実施状況	132	(3) 顧問会議の開催状況	160
5-6 被害者参加旅費等支給業務	134	8-6 地方協議会	161
(1) 被害者参加旅費等支給制度の概要	134	開催の目的、状況	161
(2) 被害者参加旅費等支給業務の実績	135	法テラス用語の解説	166
6. 災害対応		法テラスの刊行物	170
法テラスにおける災害対応	136		
1 東日本大震災への対応	136		
(1) 令和3年度における 震災法律援助業務の実施状況	136		
(2) 被災地出張所における「よろず相談」	136		
2 総合法律支援法改正と被災者法律相談援助	137		
3 被災者への情報提供	138		

資料目次

1. 情報提供業務

資料1-1	情報提供業務の流れ	32
資料1-2	サポートダイヤル問合せ件数の推移	33
資料1-3	地方事務所問合せ件数の推移	34
資料1-4	令和3年度にサポートダイヤルで情報提供を受けた利用者の性別、年代	35
資料1-5	サポートダイヤル問合せ分野別内訳の推移	36
資料1-6	令和3年度サポートダイヤル問合せ分野別内訳(男女別)	36
資料1-7	令和3年度サポートダイヤル問合せ分野別件数(男女別・上位30分野)	37
資料1-8	地方事務所問合せ分野別内訳の推移	38
資料1-9	サポートダイヤル認知媒体内訳の推移	39
資料1-10	地方事務所認知媒体内訳の推移	40
資料1-11	令和3年度都道府県別サポートダイヤル問合せ件数	41
資料1-12	人口1万人当たりの令和3年度サポートダイヤル問合せ件数(都道府県別)	41
資料1-13	令和3年度地方事務所別の問合せ件数(電話・面談の合計数)	42
資料1-14	人口1万人当たりの令和3年度都道府県別問合せ件数(電話・面談の合計数)	42
資料1-15	令和3年度サポートダイヤル紹介先関係機関内訳	43
資料1-16	令和3年度地方事務所紹介先関係機関内訳	43
資料1-17	多言語情報提供サービスの流れ	44
資料1-18	多言語情報提供サービス言語別問合せ件数の推移	45
資料1-19	令和3年度多言語情報提供サービス問合せ分野別内訳	46
資料1-20	令和3年度多言語情報提供サービス認知媒体内訳	46
資料1-21	令和3年度利用者居住地別多言語情報提供サービス問合せ件数(上位20都道府県)	47
資料1-22	令和3年度国際室における問合せ分野別内訳	48
資料1-23	令和3年度国際室における言語別問合せ内訳	49
資料1-24	令和3年度外国人支援者等向けオンラインセミナー実施状況	50

2. 民事法律扶助業務

資料2-1	民事法律扶助の手続(全体の流れ)	56
資料2-2	特定援助対象者法律相談援助の利用の流れ	57
資料2-3	契約弁護士数の推移	58
資料2-4	契約司法書士数の推移	58
資料2-5	法律相談援助件数の推移	59
資料2-6	法律相談援助の事件別内訳の推移	60
資料2-7	法律相談費の推移	60
資料2-8	令和3年度法律相談援助利用者の性別、年代	61
資料2-9	特定援助対象者法律相談援助件数の推移	62
資料2-10	令和3年度特定援助機関別相談実施件数	62
資料2-11	令和3年度申入対象者の資力状況	63
資料2-12	令和3年度特定援助対象者法律相談援助の事件別内訳(一般相談との比較)	63
資料2-13	令和3年度外国人専門相談実施件数	63

資料2-14	代理援助・書類作成援助の開始決定件数の推移	64
資料2-15	令和3年度代理援助・書類作成援助利用者の性別、年代	65
資料2-16	代理援助・書類作成援助利用者の世帯収入(月額)の推移	66
資料2-17	代理援助・書類作成援助利用者の公的給付受給状況の推移	66
資料2-18	代理援助の事件別内訳の推移	67
資料2-19	代理援助立替金実績の推移	67
資料2-20	代理援助の事件結果別内訳の推移	68
資料2-21	書類作成援助の事件別内訳の推移	69
資料2-22	書類作成援助立替金実績の推移	69
資料2-23	立替金償還実績の推移	70
資料2-24	立替金償還免除実績の推移	70
資料2-25	不服申立てと再審査申立ての件数の推移	71
付表2-1	契約弁護士数・契約弁護士法人数の推移(地方事務所別)	72
付表2-2	契約司法書士数・契約司法書士法人数の推移(地方事務所別)	74
付表2-3	法律相談援助件数の推移(地方事務所別)	76
付表2-4	令和3年度法律相談援助の事件別内訳(地方事務所別)	78
付表2-5	代理援助・書類作成援助件数の推移(地方事務所別)	79
付表2-6	令和3年度代理援助の事件別内訳(地方事務所別)	80
付表2-7	令和3年度代理援助の事件結果別内訳(地方事務所別)	81
付表2-8	令和3年度書類作成援助の事件別内訳(地方事務所別)	82

3. 国選弁護等関連業務

資料3-1	国選弁護等関連業務の概要	84
資料3-2	勾留状が発付された被疑事件のうち国選弁護人が選任された割合	85
資料3-3	通常第一審事件のうち国選弁護人が選任された割合	85
資料3-4	刑事事件の流れと国選弁護制度	85
資料3-5	被疑者国選弁護事件の対象範囲	86
資料3-6	国選弁護人契約弁護士数・契約率の推移	87
資料3-7	被疑者国選弁護事件のうち24時間以内に指名をした割合	88
資料3-8	被疑者国選弁護事件受理件数の推移	89
資料3-9	被告人国選弁護事件受理件数の推移	89
資料3-10	被疑者国選弁護事件の基礎報酬及び多数回接見加算報酬	90
資料3-11	被告人国選弁護事件(裁判員裁判事件以外)の基礎報酬	91
資料3-12	裁判員裁判事件の基礎報酬	91
資料3-13	被告人国選弁護事件の公判加算報酬	91
資料3-14	少年事件の流れと国選付添制度	93
資料3-15	国選付添人契約弁護士数・契約率の推移	94
資料3-16	国選付添事件受理件数の推移	94
資料3-17	一般保護事件のうち国選付添人が付された割合	95
資料3-18	国選付添人の基礎報酬	96
資料3-19	実質審理期日に対する加算報酬	96
付表3-1	国選弁護人契約弁護士数・契約率の推移(地方事務所別)	97
付表3-2	国選弁護事件受理件数の推移(地方事務所・支部別)	98
付表3-3	国選付添人契約弁護士数・契約率の推移(地方事務所別)	99
付表3-4	国選付添事件受理件数の推移(地方事務所・支部別)	100

4. 司法過疎対策と常勤弁護士に関する業務

資料4-1	常勤弁護士配置先一覧	103
資料4-2	常勤弁護士の配置数の推移	104
資料4-3	常勤弁護士ポスター	106
資料4-4	常勤弁護士ドキュメンタリー動画	106
資料4-5	司法過疎地域事務所の設置数の推移	107
資料4-6	常勤弁護士に対する実務研修実施状況	109

5. 犯罪被害者支援業務

資料5-1	法テラス犯罪被害者支援専用Webページ	113
資料5-2	犯罪被害者支援業務の流れ	115
資料5-3	弁護士費用等に関する援助制度	116
資料5-4	犯罪被害者支援ダイヤル問合せ件数の推移	117
資料5-5	犯罪被害者支援ダイヤル問合せ分野別内訳の推移	118
資料5-6	令和3年度犯罪被害者支援ダイヤル紹介先関係機関内訳	119
資料5-7	犯罪被害者支援ダイヤル認知媒体内訳の推移	120
資料5-8	地方事務所問合せ件数の推移	121
資料5-9	地方事務所問合せ分野別内訳の推移	122
資料5-10	令和3年度地方事務所紹介先関係機関内訳	123
資料5-11	犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士数の推移	124
資料5-12	犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士数の推移 (地方事務所別)	124
資料5-13	犯罪被害者支援の経験や理解のある 弁護士紹介件数の推移	125
資料5-14	令和3年度犯罪被害者支援の経験や理解のある 弁護士紹介案件の被害種別内訳	125
資料5-15	DV等被害者法律相談援助制度利用の流れ	126
資料5-16	DV等被害者法律相談援助件数の推移	127
資料5-17	令和3年度DV等被害者法律相談援助の被害種別内訳	127
資料5-18	令和3年度DV等被害者法律相談援助利用者の性別	128
資料5-19	令和3年度DV等被害者法律相談援助利用者の年代	128
資料5-20	児童向けポスター及びポケットカード	129
資料5-21	制度周知用アニメーション動画	129
資料5-22	DV等被害者援助弁護士数の推移	130
資料5-23	DV等被害者援助弁護士数(地方事務所別)	130
資料5-24	国選被害者参加弁護士の選定請求手続の流れ	131
資料5-25	被害者参加弁護士契約弁護士数の推移	132
資料5-26	被害者参加弁護士契約弁護士数の推移 (地方事務所別)	132
資料5-27	選定請求件数及び罪名内訳の推移	133
資料5-28	通常第一審事件のうち被害者参加を許可された人員数と 国選被害者参加弁護士への委託人員数(司法統計による)	133
資料5-29	被害者参加旅費等の支給の流れ	134
資料5-30	被害者参加旅費等支給実績の推移	135

6. 災害対応

資料6-1	法テラスふたばにおける「よろず相談」件数と内訳の推移	137
資料6-2	法テラス災害対応年表	139
資料6-3	災害時に利用できる制度の比較	140

7. 受託業務

資料7-1	日本弁護士連合会委託援助業務の対象者及び援助内容一覧	142
資料7-2	令和3年度申込受理件数(地方事務所別)	144
資料7-3	事業種別申込受理件数の推移	145
資料7-4	事業種別受託業務援助費用の推移	145

8. その他

資料8-1	本部及び地方事務所組織図	146
資料8-2	法テラス全国事務所所在地	147
資料8-3	名称認知度及び業務認知度の推移	151
資料8-4	認知状況の推移	152
資料8-5	認知経路の内訳の推移	153
資料8-6	苦情等受付件数・対象別苦情内訳の推移	154
資料8-7	令和3年度業務別苦情内訳	155
資料8-8	苦情等取扱結果の推移	155
資料8-9	令和3年度「皆様の声」に基づいた取組事例等のご紹介	156
資料8-10	日本司法支援センター審査委員会委員名簿	158
資料8-11	審査委員会議決の内訳	159
資料8-12	令和3年度地方協議会開催一覧	161

注記1：平成30年度の統計から、構成比の表記において、四捨五入をしているため、実際の構成比の合計は100にならないことがある。

注記2：本書において、日付の注記のないものは、令和4年3月31日現在の内容を掲載している。

注記3：本書における災害名称の表記については、以下のとおりとしている。

「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）」は、「東日本大震災」

「平成28年（2016年）熊本地震」は、「平成28年熊本地震」

「平成30年7月豪雨（西日本豪雨）」は、「平成30年7月豪雨」

「令和元年台風第15号（令和元年房総半島台風）」は、「令和元年台風第15号」

「令和元年台風第19号（令和元年東日本台風）」は、「令和元年台風第19号」

「令和2年（2020年）7月豪雨」は、「令和2年7月豪雨」

1. 概要

(1) 設立

日本司法支援センター（法テラス）は、司法制度改革審議会意見書（平成13年6月12日）を受けて制定された総合法律支援法（平成16年法律第74号）に基づき、平成18年4月10日に設立された。

平成の初頭、国内外の社会経済情勢は大きく変化する時代を迎え、日本社会では、これに対応するべく政治・行政・地方分権・経済構造等を巡る諸々の改革の動きが始まることとなった。そして、これら諸改革は、憲法の基本理念の一つである「法の支配」の下に有機的に結び合わせられるべきものとして、その要となる司法制度改革の重要性が位置付けられた。

意見書は、司法機能の充実強化の一環として、司法へのアクセスを拡充するため、民事法律扶助の拡充と司法に関する総合的な情報提供を行うアクセス・ポイントの充実等を図ることや、被疑者段階と被告人段階とを通じ一貫した公的弁護体制を整備することなどを提言し、その運営主体等についての総合的な検討を求めた。

このような経過を経て、法テラスは、国等の責務に基づく総合法律支援の事業を適切に行い、「あまねく全国において、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会」を実現することを目指して設立されたものである。

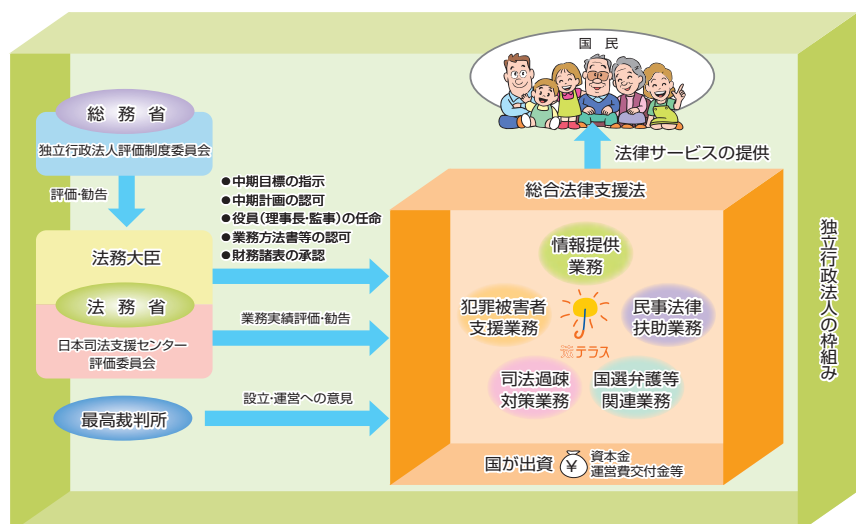
法テラスは、設立後半年の準備期間において、全国に事務所を設置して人的・物的体制を整えとともに、業務の骨格となる業務方法書等の規程類を整備し、平成18年10月2日から全国各地の事務所とコールセンター（通称「法テラス・サポートダイヤル」）で業務を開始した。

(2) 組織

法テラスは、政府全額出資により設立された公的な法人であり、公正中立で透明性の高い運営が求められるため、組織形態としては独立行政法人に準じた枠組みで作られている。独立行政法人とは、国民生活に欠かせない公的な事業のうち、国が直接実施する必要はないが、民間に委ねると実施されないおそれがあるものを効率的・効果的に実施するため、独立行政法人通則法（独法通則法）及び各独立行政法人の個別法に基づいて設立される法人をいう。

法テラスは、法務省の所管法人であるが、その業務が司法と密接に関わり、最高裁判所が設立や運営に関与するため、三権分立の観点から、独立行政法人とはせず、独法通則法を準用する法人と規定されている。

業務の運営に関しては、独法通則法を準用し、主務大臣である法務大臣から中期目標を指示され、これを達成するための中期計画を策定した上で、それを達成すべく業務の質の向上や効率性に努めながら自律的に展開し、その結果については、第三者機関である日本司法支援センター評価委員会から毎年業務実績評価を受けることが総合法律支援法で義務付けられている。



通称「法テラス」の由来

利用者である国民に覚えやすく、親しみを感じていただけるよう、設立前年の平成17年9月、通称及びロゴを「 日本司法支援センター 法テラス」と決定し、発表した。

「法テラス」には、法律によってトラブル解決へ進む道を指し示すことで、相談する方々のもやもやした心に光を「照らす」という意味と、悩みを抱えている方々にくつろいでいただける「テラス」のような場でありたいという意味が込められている。

(3) 主な業務

法テラスの行う主な業務は、総合法律支援法第30条第1項及び第2項において次のように規定されている。

① 総合法律支援法第30条第1項の業務（主要業務）

ア 情報提供業務（30ページ：1 情報提供業務 参照）

法的問題の解決に役立つ制度や、適切な相談機関・団体に関する情報を収集・整理し、電話、面談、電子メール等による問合せに対して提供する業務。

イ 民事法律扶助業務（54ページ：2 民事法律扶助業務 参照）

経済的に余裕のない方に対し、無料法律相談や民事裁判手続等に係る弁護士・司法書士費用等の立替えを行う業務。

なお、平成28年6月に公布された改正総合法律支援法により、認知機能が十分でないために自己の権利の実現が妨げられているおそれがある高齢者、障がい者等に対する資力にかかわらず行う法律相談等（平成30年1月24日施行）、大規模災害の被災者に対する資力を問わない無料法律相談（平成28年7月1日施行）の業務が追加された。

ウ 国選弁護等関連業務（83ページ：3 国選弁護等関連業務 参照）

貧困等の理由で自分では弁護士を頼めない被疑者・被告人のため、裁判所等からの求めに応じて国選弁護人になろうとする弁護士との契約、国選弁護人候補の指名及び裁判所等への通知を行い、国選弁護人に対する報酬・費用の算定・支払などを行う業務。

なお、平成28年6月に公布された改正刑事訴訟法により、被疑者国選弁護の対象事件が、被疑者が勾留された全事件に拡大された（平成30年6月1日施行）。

エ 司法過疎対策業務（101ページ：4 司法過疎対策と常勤弁護士に関する業務 参照）

身近に弁護士や司法書士がいないなど、法律サービスへのアクセスが容易でない地域に法律事務所を設置し、法テラスに勤務する常勤弁護士を常駐させ、有償での法律サービスを含む、法律サービス全般の提供を行う業務。

オ 犯罪被害者支援業務（113ページ：5 犯罪被害者支援業務 参照）

犯罪の被害にあわれた方やご家族の方などに対し、そのとき最も必要な支援が受けられるよう、損害の回復や苦痛の軽減を図るための制度に関する情報を提供するとともに、適切な相談窓口の紹介や関係機関・団体への取次ぎ、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介などを行う業務。

また、刑事裁判に参加する犯罪被害者等のために、国選被害者参加弁護士候補の指名、裁判所への通知、報酬・費用の算定・支払及び被害者参加制度を利用して刑事裁判に出席された方の旅費等の算定・送金などを行う業務。

なお、平成28年6月に公布された改正総合法律支援法により、DV、ストーカー、児童虐待の被害者に対する資力にかかわらず行う法律相談業務が追加された（平成30年1月24日施行）。

司法ソーシャルワークに関する業務

法テラスでは、「司法ソーシャルワーク」を推進している。これは、地方公共団体・福祉機関等の職員と弁護士・司法書士とが協働しながら、高齢・障がい・生活困窮等の理由で自ら法的援助を求めることが難しい方の下に出向くなど積極的に働きかけ、その方々が抱える様々な問題の総合的な解決を図る取組である。そのようなアプローチが可能となるように、地方公共団体・福祉機関等と連携しながら地域の体制整備も行っている。

（活動例）

- ・福祉機関の職員等を対象とした法テラス業務の説明や法律講座の開催
- ・福祉事務所、生活困窮者の自立相談支援機関、地域包括支援センター等における法律相談の実施
- ・地方公共団体・福祉機関等からの申入れに基づく高齢者・障がい者に対する出張法律相談の実施

② 総合法律支援法第30条第2項の業務

受託業務（141ページ：7 受託業務 参照）

国、地方公共団体、公益法人等の委託を受けて、委託に係る法律事務を契約弁護士等に取り扱わせる等の業務。

（4）事務所

本部（東京）、コールセンターのほか、全国103か所に事務所を設置（令和4年4月1日現在）。

①地方事務所、②支部、③出張所、④地域事務所の4種類があり、それぞれの設置の目的により、扱う業務の範囲が異なる。

① 地方事務所

地方裁判所の本庁所在地と同じ全国50か所（県庁所在地47か所と北海道は札幌以外に3か所（函館・旭川・釧路））に設置。当該都道府県の支部・出張所・地域事務所を管轄する役割を持つ。他の事務所と区別するため、本所（ほんしょ）と呼ぶこともある。法テラスの全ての業務を行う。

② 支部

人口や裁判事件数が多い都市など、本所だけではカバーしきれない地域の事件を管轄するため、全国11か所に設置。法テラスの5つの主要業務を行う。

③ 出張所

東京に2か所（上野、八王子）、大阪に1か所（堺）設置。民事法律扶助業務を中心に、情報提供業務も行う。

この他被災地支援のため被災地出張所2か所（岩手に1か所（気仙）、福島に1か所（ふたば））を設置。

④ 地域事務所

弁護士・司法書士为数が少ないなどの理由で法律サービスが行き届かない地域に設置する。令和4年4月1日現在で37か所あり、法テラスに勤務する常勤弁護士が常駐する。

地域事務所には更に2つの種類がある。

1つは、司法過疎地域と呼ばれる弁護士へのアクセスが困難な場所に設置する事務所で、一般の開業弁護士と同様の有償による法律相談や事件の受任を含む、法律サービス全般の提供を行う（34か所）。

もう1つは、司法過疎地域ではないものの、民事法律扶助事件や被疑者・被告人の国選弁護事件、国選被害者参加事件を取り扱う弁護士が少ない地域で、主にこれらの事件を扱うために設置する事務所である（3か所）。

事務所の種類	①地方事務所 (本所)	②支部	③出張所	④地域事務所	
				司法過疎地域事務所	扶助・国選地域事務所
正式名称	日本司法支援センター〇〇地方事務所	日本司法支援センター〇〇地方事務所△△支部	日本司法支援センター〇〇地方事務所△△出張所	日本司法支援センター〇〇地方事務所△△地域事務所	
通称	法テラス〇〇 例：法テラス東京	法テラス△△ 例：法テラス多摩	法テラス△△ 例：法テラス上野	法テラス△△ 例：法テラス佐渡	
扱う業務	法テラスが行う全ての業務	法テラスが行う5つの主要業務	民事法律扶助業務等	法律サービス全般（有償による法律相談・事件の受任も含む）	民事法律扶助・国選弁護等関連業務
設置場所	全国に50か所 都道府県庁所在地（47か所）のほか、北海道に3か所（函館、旭川、釧路）	全国に11か所 川越（埼玉）、松戸（千葉）、多摩（東京立川）、川崎・小田原（神奈川）、浜松・沼津（静岡）、三河（愛知）、姫路・阪神（兵庫）、北九州（福岡）	東京に2か所 上野・八王子 大阪に1か所 堺 （震災対応） 岩手に1か所 気仙 福島に1か所 ふたば	34か所 八雲・江差（函館）、むつ・鯨ヶ沢（青森）、宮古（岩手）、鹿角（秋田）、会津若松（福島）、牛久（茨城）、秩父（埼玉）、佐渡（新潟）、魚津（富山）、中津川・可児（岐阜）、下田（静岡）、福知山（京都）、南和（奈良）、倉吉（鳥取）、浜田・西郷（島根）、安芸・須崎・中村（高知）、平戸・対馬・壱岐・五島・雲仙（長崎）、高森（熊本）、延岡（宮崎）、鹿屋・指宿・奄美・徳之島（鹿児島）、宮古島（沖縄）	3か所 下妻（茨城）、熊谷（埼玉）、佐世保（長崎）

（注）地方事務所、支部には法律事務所が併設されている事務所もある。

(5) 予算・決算の概要

法テラスは民事法律扶助業務や国選弁護等関連業務など国民の権利・利益に関わる重要な業務を行っているため、業務運営に係る予算の大半が国費で賄われている。

他方、国費に依存するばかりではなく、民事法律扶助業務において発生した立替金の償還金や一般の方からの寄附金などの自己収入の確保に努めている。

なお、経費節減等を図る観点から、各種契約手続においては、その内容、必要性、緊急性等を十分精査するとともに、競争性、透明性及び公正性を高めるため、原則として一般競争入札等の競争的手法によることとしている。

法テラスに係る政府予算の推移

(単位：百万円、%)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
運営費交付金	15,391	15,861	15,820	15,191	15,664
国選弁護人確保業務等委託費	16,851	16,914	17,042	16,945	16,792
合計	32,242	32,775	32,862	32,136	32,455
対前年伸び率	4.43	1.65	0.27	△2.21	0.99

(注1) 平成30年度、令和元年度、令和2年度の運営費交付金及び国選弁護人確保業務等委託費については、補正予算等の金額を含む。

(注2) 各欄予算額と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

法テラス決算の推移

(単位：百万円)

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
収 入					
運営費交付金	15,396	15,391	15,861	15,820	15,191
事業収入（民事法律扶助償還金等）	11,859	12,206	11,744	12,009	11,707
補助金等収入	46	45	55	38	62
受託事業収入	17,014	17,950	17,857	17,591	16,987
その他収入	1,495	1,667	1,505	1,541	3,203
計	45,811	47,260	47,022	47,000	47,149
支 出					
事業経費	32,928	33,705	33,254	31,782	30,918
一般管理費	3,717	4,061	3,353	3,533	3,786
人件費	7,737	7,875	8,665	8,796	9,073
計	44,382	45,642	45,272	44,111	43,777

(注) 各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

収入	運営費交付金	独立行政法人等の業務運営の財源として国から交付されるもの	支出	事業経費	民事法律扶助業務の立替金、国選弁護人確保業務の契約弁護士報酬など
	事業収入	民事法律扶助業務の償還金や、常勤弁護士担当事件の報酬金など		一般管理費	事務所賃借料、広報周知費など
	補助金等収入	国民からの寄附金など		人件費	給与、賞与及び法定福利費など
	受託事業収入	受託業務に使用するため、委託元から支払われるもの			
	その他収入	運営費交付金の繰越金など			

2. 主な業務の概況

平成29年度から5事業年度における各業務の概況は、次のとおりである。

業 務	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
情報提供業務					
サポートダイヤル問合せ件数（電話）	305,130 件	322,150 件	345,623 件	291,194 件	317,999 件
サポートダイヤル問合せ件数（メール）	34,214 件	40,559 件	49,477 件	58,339 件	59,754 件
サポートダイヤル問合せ件数（合計）	339,344 件	362,709 件	395,100 件	349,533 件	377,753 件
地方事務所問合せ件数	196,135 件	206,269 件	200,333 件	202,211 件	216,639 件
民事法律扶助業務					
法律相談援助件数	302,410 件	314,614 件	315,085 件	290,860 件	312,770 件
代理援助開始決定件数	114,770 件	115,830 件	112,237 件	105,630 件	103,478 件
書類作成援助開始決定件数	4,278 件	3,522 件	3,309 件	3,476 件	3,393 件
契約弁護士数（注 1）	22,346 人	23,371 人	23,740 人	24,028 人	24,056 人
契約司法書士数	7,294 人	7,440 人	7,453 人	7,500 人	7,525 人
国選弁護等関連業務					
被疑者国選弁護事件受理件数	63,839 件	78,780 件	80,145 件	76,073 件	72,308 件
被告人国選弁護事件受理件数	53,655 件	53,862 件	53,010 件	50,076 件	46,594 件
国選弁護人契約弁護士数（注 1）	28,585 人	29,297 人	30,160 人	30,897 人	30,950 件
国選付添事件受理件数	3,417 件	3,489 件	3,325 件	2,941 件	2,604 件
国選付添人契約弁護士数（注 1）	14,867 人	15,177 人	15,501 人	15,886 人	15,909 件
司法過疎対策と常勤弁護士に関する業務					
常勤弁護士の配置数	215 人	198 人	201 人	194 人	183 人
司法過疎地域事務所の設置数	35 か所	35 か所	34 か所	34 か所	34 か所
犯罪被害者支援業務					
犯罪被害者支援ダイヤル問合せ件数	13,461 件	15,145 件	15,343 件	14,309 件	15,908 件
地方事務所問合せ件数	12,717 件	14,035 件	11,262 件	10,768 件	12,108 件
精通弁護士紹介件数	1,705 件	1,795 件	1,355 件	1,252 件	1,181 件
DV 等被害者法律相談援助件数（注 2）	141 件	809 件	832 件	983 件	972 件
DV 等被害者援助弁護士数（注 2）（注 3）	1,716 人	1,882 人	1,953 人	2,097 人	2,198 人
国選被害者参加弁護士選定請求件数	561 件	635 件	595 件	691 件	661 件
被害者参加弁護士契約弁護士数（注 3）	5,038 人	5,250 人	5,440 人	5,570 人	5,631 件
受託業務					
日本弁護士連合会委託援助業務申込件数（全援助合計）	22,206 件	15,158 件	12,374 件	10,688 件	10,364 件
中国・サハリン残留孤児日本人国籍取得支援業務援助申込件数（注 4）	1 件	0 件	0 件	-	-

（注 1）民事法律扶助業務、国選弁護等関連業務における契約弁護士について、令和 3 年度は、第 74 期司法修習生の弁護士一斉登録が令和 4 年 4 月中旬にずれ込んだため、契約弁護士数には反映されていない。

（注 2）DV 等被害者法律相談援助は平成 30 年 1 月開始

（注 3）犯罪被害者支援業務においては、契約・登録に一定の経験と研修を要することから、（注 1）による影響は少ない。

（注 4）中国・サハリン残留孤児日本人国籍取得支援業務は令和 2 年 3 月末で終了

1. これまでのあゆみ

平成11年	7月	司法制度改革審議会を内閣に設置
平成13年	6月	司法制度改革審議会最終意見書を内閣に提出
	12月	司法制度改革推進本部を内閣に設置
平成14年	3月	司法制度改革推進計画を閣議決定
平成16年	6月	総合法律支援法公布
平成17年	9月	日本司法支援センターの通称を「法テラス」とすると発表
平成18年	4月10日	日本司法支援センター設立（本部・東京） 金平輝子理事長就任
	4月28日	法務大臣、第1期中期計画を認可
	5月25日	法務大臣、業務方法書、法律事務取扱規程、国選弁護人の事務に関する契約約款を認可
	10月2日	業務開始（東京でコールセンター始動、常勤弁護士1期生が各地に赴任） 法務大臣、（財）法律扶助協会からの権利及び義務の承継を認可
平成19年	3月30日	総合法律支援法第30条第2項に規定する業務（受託業務）の委託者として日本弁護士連合会（日弁連）、中国残留孤児援護基金と契約締結
	4月1日	中国残留孤児援護基金委託援助業務開始
	10月1日	日本弁護士連合会委託援助業務開始
	10月30日	法務大臣、国選付添人の事務に関する契約約款を認可
	11月1日	国選付添人に関する業務開始
平成20年	4月10日	寺井一弘理事長就任 顧問会議を設置
	11月13日	法務大臣、国選被害者参加弁護士の事務に関する契約約款を認可
	12月1日	被害者参加人のための国選弁護制度に関する業務開始
平成21年	5月1日	法テラス本部移転（千代田区九段北から中野区本町へ）
	5月21日	裁判員制度スタート 被疑者国選弁護制度対象事件の拡大
平成22年	2月25日	コールセンターへの問合せ件数が業務開始から累計で100万件を突破
	3月30日	法務大臣、第2期中期計画を認可
	12月1日	仙台コールセンターが受電業務を開始

平成23年	3月11日	平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）発生 仙台コールセンターの受電を打ち切り、東京コールセンターのみで受電業務を実施
	4月4日	仙台コールセンターの通称を「法テラス・サポートダイヤル」とし、受電業務を再開
	4月10日	梶谷剛理事長就任
	7月1日	仙台コールセンターに受電業務を完全移行
	10月2日	東日本大震災被災地出張所「法テラス南三陸」を宮城県南三陸町に開所
	11月1日	法テラス災害ダイヤル（震災 法テラスダイヤル、被災者専用フリーダイヤル）開始
	12月1日	被災地出張所「法テラス山元」を宮城県山元町に開所
平成24年	2月5日	被災地出張所「法テラス東松島」を宮城県東松島市に開所
	3月10日	被災地出張所「法テラス大槌」を岩手県大槌町に開所
	4月1日	東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律（法テラス震災特例法）が施行
	9月30日	被災地出張所「法テラス二本松」を福島県二本松市に開所
平成25年	1月7日	コールセンターへの問合せ件数が累計で200万件を突破
	3月17日	被災地出張所「法テラスふたば」を福島県広野町に開所
	3月24日	被災地出張所「法テラス気仙」を岩手県大船渡市に開所 多言語情報提供サービスを開始
	10月1日	7か所の被災地出張所における相談件数が累計で1万件を突破
	12月1日	被害者参加旅費等支給業務を開始
平成26年	3月28日	法務大臣、第3期中期計画を認可
	4月1日	ハーグ条約適用事件が新たな援助対象に
	4月10日	宮崎誠理事長就任
	6月18日	国選付添人制度対象事件の拡大
平成27年	3月31日	法テラス震災特例法の延長が決定（平成30年3月31日まで）
平成28年	2月18日	コールセンターへの問合せ件数が累計で300万件を突破
	4月14日	平成28年熊本地震発生
	6月3日	「総合法律支援法の一部を改正する法律」公布
	7月1日	「総合法律支援法の一部を改正する法律」の一部先行施行により、平成28年熊本地震被災者に対する「被災者法律相談援助」開始（平成29年4月13日まで）

平成29年	1月	民事法律扶助援助件数（代理援助・書類作成援助）が累計で100万件突破
平成30年	1月24日	「総合法律支援法の一部を改正する法律」の全面施行により、「特定援助対象者法律相談援助」及び「DV等被害者法律相談援助」開始
	3月29日	法務大臣、第4期中期計画を認可
	3月30日	法テラス震災特例法の2度目の延長が決定（令和3年3月31日まで）
	4月10日	板東久美子理事長就任
	6月1日	被疑者国選弁護の対象が勾留事件全件に拡大
	6月28日～7月8日	平成30年7月豪雨（西日本豪雨）発生
	7月14日	平成30年7月豪雨被災者に対する「被災者法律相談援助」開始（令和元年6月27日まで）
平成31年	1月5日	コールセンターへの問合せ件数が累計で400万件を突破
令和元年	10月12日	令和元年台風第19号（令和元年東日本台風）日本上陸（伊豆半島）
	10月18日	令和元年台風第19号被災者に対する「被災者法律相談援助」開始（令和2年10月9日まで）
令和2年	3月31日	中国残留孤児援護基金委託援助業務終了
	5月11日	新型コロナウイルス感染症の感染拡大への対応として、「電話等法律相談援助」開始
	7月3日～31日	令和2年7月豪雨発生
	7月14日	令和2年7月豪雨被災者に対する「被災者法律相談援助」開始（令和3年7月2日まで）
	7月6日	「外国人在留支援センター（F R E S C / フレスク）」にて、法テラス本部国際室が業務を開始
令和3年	2年19日	Web会議システム等を利用した多言語法律相談通訳サービス業務を開始
	3月31日	「法テラス震災特例法」の失効により、震災法律援助の新規申込受付終了

2. 令和3年度の主な出来事

令和3年 4月10日

法テラス設立15周年

9月3日

コールセンターへの問合せ件数が累計で500万件を突破

法テラスのコールセンター「法テラス・サポートダイヤル」への問合せ件数が、業務を開始した平成18年10月2日からの累計で500万件を突破した。

令和4年 2月4日

児童虐待をテーマにしたアニメーション動画を制作

児童虐待についても弁護士と相談できる制度があることを周知するため、新たに3つの事例のアニメーション動画を制作して、YouTubeの法テラス（公式）チャンネルで公開した。



（注）令和4年4月1日より、犯罪被害者支援ダイヤルの番号が「0570-079714」から「0120-079714」へ変わりました。

3月6日

法テラス設立15周年記念「全国一斉養育費お困りダイヤル」を実施

養育費の不払いが社会問題化している背景を受けて、養育費についてお困りごとのある方を対象に、法テラスの常勤弁護士が無料で問合せに対応した。



3月14日

常勤弁護士に関するドキュメンタリー動画を制作

「知られざる弁護士の道」と題し、新たに「司法過疎地編」と「都市部編」の2本の動画を制作して、YouTubeの法テラス（公式）チャンネルで公開した。



3月29日

法的トラブルに関する演劇動画（札幌）を制作

「法テラス劇場オンライン」と題し、新たに「成年後見」と「養育費」の2本の動画を制作して、YouTubeの法テラスサブチャンネルで公開した。



3月31日

「成年年齢引下げに関する特設ページ」を開設

令和4年4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられることに伴い、法テラスHPに「成年年齢引下げに関する特設ページ」を開設した。

特集

生活困窮者支援における福祉と 司法の連携の意義と課題

はじめに

第1 生活困窮の原因とその解決に資する多様な法的支援

- 1 事例
- 2 生活困窮の原因と法的支援の関係

第2 生活困窮者と司法アクセス障害

第3 生活困窮者支援に関する法テラスの取組

- 1 関係機関での法律相談
 - (1) 福祉事務所・生活困窮者自立支援機関
 - (2) 外国人支援センター
- 2 支援者に対する情報提供
 - (1) 電話による情報提供（ホットライン）
 - (2) 弁護士のケース会議参加
 - (3) 関係機関定期訪問型情報提供
 - (4) 法律講座
 - (5) YouTube
- 3 電話・オンラインを活用した法律相談

特集

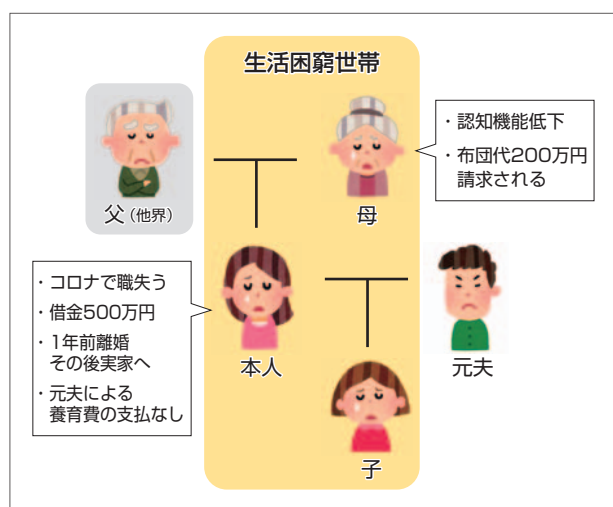
生活困窮者支援における福祉と司法の連携の意義と課題

はじめに

法テラスでは、これまで様々な関係機関と連携しながら、生活困窮者支援の取組を行ってきた。本特集では、法テラスの取組等を外部の有識者などのインタビューも交えながら紹介する。

第1 生活困窮の原因とその解決に資する多様な法的支援

1 事例



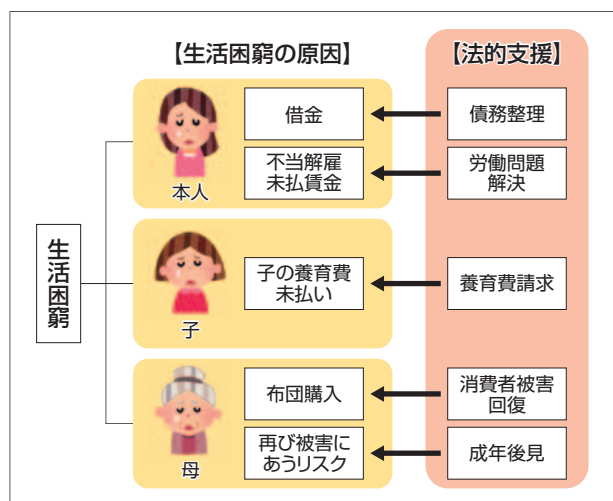
左の図は、法テラスの常勤弁護士が日頃よく相談を受けるケースを素材にした架空の事例である。

都内で暮らしていた「本人」は、新型コロナウイルス感染症（以下「コロナ」という。）の流行下において、勤めていた会社を突然解雇された。コロナ禍の前から、クレジットカードや自動車ローン、生活費の不足分などの借入で重ねた債務の総額は約500万円である。また、コロナ禍で外出する機会が減り、夫と家にいる時間が長くなった。それに伴いケンカも増え、1年前に離婚した。小学生の子がいるが、元夫から養育費の支払はない。これまでは、福祉政策として実施されてきた各種貸付金などで食いつな

いできた。しかし、いよいよ生活が苦しくなり、子を連れて地方で暮らす母の実家に戻った。

呼吸器系の持病がある母には、コロナへの感染リスクを避けるため、しばらく会っていなかった。久しぶりに会った母は、既に他界した父がもうすぐ仕事から帰ってくると言ったり、まだ夏なのにこれからクリスマスケーキを買いに行くといいたりするなど、言動に異変がみられた。コロナ禍で人と会ったり、外出したりする機会が極端に減り、認知機能が大きく低下してしまったようだった。居間には、立派な羽毛布団10枚が段ボールに入ったまま開封されずに置かれていた。中には代金200万円と書かれた明細書が入っていた。

2 生活困窮の原因と法的支援の関係



左の図は、この事例における生活困窮の原因と一般的に考えられる法的支援の内容を整理したものである。

まず、本人については、債務整理として自己破産の申立てをすることにより500万円の債務について法律上支払わなくてよくなる（免責）可能性がある。また、解雇が正当な理由に基づかない場合、解雇自体の効果を争い、復職できた可能性もある。残業代など本来払われるべき賃金が支払われていなかった場合は、未払賃金を請求することもできる。

次に、子については、未成熟である間は親に対し

経済的な援助（扶養）を求めることができる。親が離婚をしても、子が親に対して経済的な援助（扶養）を求められることに変わりはない。この事例のように、本人が離婚後に子と同居してその生活の面倒を見ている場合には、本人は元夫に対して養育費の請求をすることができる。話し合いで金額がまとまらない場合には、家庭裁判所で第三者を交えて話し合い（調停）、それでもまとまらない場合は裁判所が強制的に金額を決定する（審判）。家庭裁判所で決まった養育費が任意に支払われない場合は、強制執行によって、相手方の給料の一部や預金等の財産を差し押さえることも可能である。

最後に、母については、状況に応じて、布団購入契約について申込の撤回・解除・取消しなどを行うとともに、既に支払った代金の返還を求めることができる場合もある。また、成年後見制度を利用することで、今後、母親が締結した契約を無条件で取り消すことができたり、金銭を成年後見人等において管理させたりすることができる。これにより、将来再び同じような被害にあうリスクを低下させることができる。

もちろん、生活困窮者支援の現場で相談される実際のケースは、より複雑で、様々な原因が絡み合い、司法だけで解決できるものではない。しかし、少なくともここで紹介したように、法律によって問題の解決を試みる司法は、福祉の外にあるものではなく、生活困窮の原因の解決に資する支援の一つである。適時に生活困窮者の支援者と弁護士等が連携することにより、福祉の問題が解決し、福祉の現場の負担が軽減される可能性もある。その意味で、《司法も福祉の一部》として機能し得る場面があると考えている。

第2 生活困窮者と司法アクセス障害

生活困窮者が弁護士に相談したり、事件の依頼をしたりすることは決して容易ではない。このように、司法にアクセスすることに障害があることを「司法アクセス障害」という。生活困窮者の場合、以下のとおり、司法アクセス障害は深刻である。

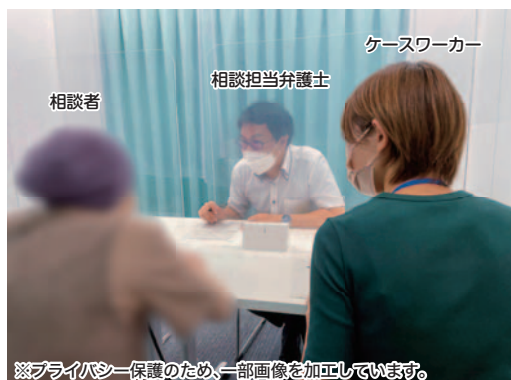
情報の壁	心理の壁	距離の壁	費用の壁
 自分の抱えている問題が法律で解決可能だということを知らない、どこに相談したらよいかわからないという問題である。 生活困窮者の場合、孤独や孤立のため、司法の側からこれらの情報を発信しても、情報が届きにくい。	 弁護士等の敷居が高いなどの理由で、心理的に相談できないという問題である。 気軽に相談できることや、結果としてその悩みが法律問題でなかったとしてもとりあえず相談してみることが重要であることなどを司法の側から発信しても、なお相談を躊躇してしまう。	 近くに弁護士等がないため、弁護士等に相談できない、依頼できないという問題である。 弁護士が県庁所在地等の都市部に集中するという弁護士の偏在が依然として課題となっている。都市部から離れた地域では、電車やバスなどの公共交通機関が乏しいことも多い。自動車などの移動手段を持たない生活困窮者の場合、弁護士と対面で相談することは困難である。	 費用が払えないので、弁護士等に相談できない、依頼できないという問題である。 生活困窮者の場合、生活をするための費用の捻出にも困難が生じており、この問題は切実である。

第3 生活困窮者支援に関する法テラスの取組

1 関係機関での法律相談

第2で述べた「情報の壁」や「心理の壁」があるため、生活困窮者が適時に自分で法律事務所まで出向いて法律相談をすることは期待しづらい。そこで、法テラスでは、生活困窮者を支援する様々な関係機関において、法律相談を実施する取組を行ってきた。

(1) 福祉事務所・生活困窮者自立支援機関



法律相談の様子

例えば、法テラス埼玉では、自治体及び弁護士会と連携し、県内の約10か所の福祉事務所等において、生活保護受給者に対し、民事法律扶助を利用した無料法律相談を実施している。

また、法テラス福岡でも、同様に、自治体及び弁護士会と連携し、県内12の市で合計19の福祉事務所等（令和4年3月31日現在）において、生活保護受給者や生活困窮者自立支援対象者の法律相談に無料で応じる「リーガルエイドプログラム」という取組を実施している。この制度の特徴は、原則として、生活困窮者本人だけでなく、ケースワーカーなどの支援者に法律相談に同席してもらっていることである。法律相談の時間内に、本人が自分の状況を適切に説明することには困難が伴うことも少なくない。本人の同意のもと、支援者が把握している情報を弁護士にも共有することで、より早期に法的課題の解決の見通しを立てることが可能になる。

福祉事務所と弁護士の連携の意義

～生活保護受給者本人だけでなく、福祉事務所職員にもメリット～

法テラスむつ法律事務所 常勤弁護士 眞鍋 彰啓
(元 直方市役所 保護・援護課 任期付職員)

「借金があるんですか？ では、法テラスに相談に行ってください」、法律問題を抱えた生活保護受給者を前にして、助言しておしまい、相談に行かなくても、それは本人の自己責任、本人が困るだけ、そのような対応をしたことがある福祉事務所職員の方はいらっしゃいませんか。困るのは本当に本人だけなのでしょうか。

例えば、法テラスへの相談をズルズル先延ばしにしているうちに、債権者から取立てにあい、住宅扶助費を借金の返済に充ててしまった、大家さんが何も言っていないのに、その場しのぎで住宅扶助費の流用を繰り返していたところ、ある日突然、大家さんから退去を求められたというようなケースはどうでしょう。

本人は当然困るのですが、不正に流用された住宅扶助費相当額の徴収の問題や、新たな住居のための転居費用をどう工面するかなど、支援者である福祉事務所職員にとっても困難（そして面倒）な問題が生じます。しかし、福祉事務所職員が法律問題を抱える生活保護受給者を確実に弁護士につなぐことができるのであれば、このような事態を回避することができます。ですから、福祉と司法が適時に連携することは、生活保護受給者本人にとっても、その支援にあたる福祉事務所職員にとってもメリットがあると感じています。

(2) 外国人支援センター



浜松国際交流協会（HICE）の職員の方々

自動車関連工場の多い浜松では、コロナ禍において、会社の業績悪化等を理由に職を失ったという非正規労働の外国人からの相談が法テラスに複数寄せられた。そのような外国人は、収入がないことに加え、多重債務の問題を抱えていることも少なくない。しかし、いかに生活が困窮していても、法的支援を受けて生活困窮の問題を解決しようとする外国人は決して多くない。第2で述べたとおり、生活困窮者は司法アクセスにおいて「情報の壁」を抱えがちだが、生活に困窮する外国人の場合、更に「言葉の壁」も加わり、必要な情報にアクセスすることがより一層困難となるからである。

このような問題意識から、法テラス浜松では、浜松国際交流協会（HICE）及び弁護士会と連携し、同交流協会において、定期的に外国人向けの法律相談を実施している。法テラスが、国際交流協会など外国人の集まる場所で法律相談を実施する取組は、他の地域でも徐々に広がっている。

生活困窮者支援と「費用の壁」

～民事法律扶助制度の柔軟な運用～

第2で述べた「費用の壁」を取り除くため、法テラスは、一定の基準を満たす方について、無料法律相談を行い、必要に応じて弁護士・司法書士費用等の立替えを行っている（民事法律扶助制度）。

法テラスが立て替えた費用は、毎月分割して支払うこととなるが、生活状況によってはその支払も困難な場合がある。そこで法テラスでは、本人の申請により、生活状況に応じ、分割払いを一定期間猶予したり、生活保護を受給しているなど一定の要件を満たす場合に支払を免除するなど柔軟な運用が可能な制度を設けている。

また、生活保護を受給している利用者に限り、自己破産手続で裁判所に納付する予納金の立替えも行っている。

さらに、コロナ禍における生活困窮者支援として、令和3年4月から令和4年3月までの間、コロナの影響により事業継続が困難となった個人事業主の予納金についても立替えを行った。

2 支援者に対する情報提供

法テラスでは、第2で述べた「情報の壁」や「心理の壁」を抱える生活困窮者本人だけではなく、その支援者に対し、支援者の抱えているケースの解決に資する法的支援の情報を提供することで、福祉と司法が連携しながら、本人の生活再建を目指す取組を行ってきた。

(1) 電話による情報提供（ホットライン）

3

支援者相談ダイヤル

～福祉関係者の方へ お悩み解決のお手伝いをいたします～

行政機関の職員、福祉施設の支援員、病院関係者などが、ご自身が支援している方の法的問題に直面したときに、「予約不要で」「気軽に」「電話で」「弁護士から」情報提供を受けられる電話相談ダイヤルです。

支援者相談ダイヤル
082-224-0024
(平日9:30～17:00)



*支援者の方(福祉関係者等)が対象です。ご相談者本人からのお電話はお受けしておりません。

法テラス広島ニュースレター第35号から抜粋（上記番号は、広島県内の支援者限定）



支援者相談ダイヤル対応時の様子（法テラス広島の常勤弁護士）

第1で紹介した事例のとおり、生活困窮の背後には、多様な法律上の問題がある。適時に生活困窮者の支援者と弁護士等が連携することにより、それらの問題が解決し、福祉の現場の負担が軽減される可能性もある。しかし、支援者にとっては、現在担当しているケースに法律上の問題が含まれているかを判断することは容易ではない。支援者が、「そもそも自分の担当ケースに法律上の問題が含まれているのか聞いてみたい」、「一般的にどんな法的解決の方法がありうるのか聞いてみたい」などの疑問を気軽に弁護士に電話で聞くことができれば便利である。

そこで、地域によって実施状況に差があるが、法テラスの常勤弁護士が、支援者に対し、「ホットライン」という形で、電話により情報提供を行うというサービスを実施している。このホットラインをきっかけとして、後述のケース会議への弁護士参加や法律相談につながることが多い。

(2) 弁護士のケース会議参加



※プライバシー保護のため、一部画像を加工しています。

生活困窮者支援調整会議
(左から3人目が法テラス岐阜の常勤弁護士)

生活困窮者に関する支援調整会議その他のケース会議に、弁護士もチームの一員として参加するという取組である。

地域によって実施状況に差があるが、法テラスの常勤弁護士がケース会議に参加している。

また、一部地域における試行的な取組であるが、法テラスに対する寄附金を原資として、常勤弁護士以外の一般の弁護士が、ケース会議に参加する費用を法テラスが負担するという取組（「ケース会議援助プログラム」）も実施している。この取組により、ケース会議に弁護士が参加することの有用性が確認された自治体では、その後、自治体において弁護士がケース会議に参加するための費用を予算化するなどの動きにつながっている例（釧路市など）もある。

自治体における国庫負担金・補助金の活用①

～弁護士のケース会議参加費用について～



一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワーク 理事
生水 裕美

事案に含まれる法的課題を可視化して、福祉と司法が適時に適切な役割分担をすることは、本人の生活再建にも、支援者の負担軽減にとっても非常に有益です。しかし、弁護士等の相談会やケース会議等への参加費用をどのように調達すれば良いか悩まれている自治体関係者の方も少なくないのではないのでしょうか。私が自治体職員として勤務してきた滋賀県野洲市では、次のような工夫をしています。

第1に、「生活困窮者自立相談支援事業費等負担金」（国負担率4分の3）の活用です。必須事業である自立相談支援事業の対象経費に「報酬、報償費、委託料」があります。野洲市では、この国庫負担金を活用して、毎月1回開催する支援調整会議への弁護士等派遣委託費用（約23万円）の予算を組んでいます。

第2に、生活困窮者自立支援制度以外の予算活用です。野洲市では、消費者行政推進事業において、消費者庁予算である「地方消費者行政強化交付金（推進事業）」（補助率10分の10）を活用し、地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業の一環として、消費者問題に関する事例検討会への弁護士等謝金の予算措置を図っています。消費者被害の背景には、生活困窮や孤立・孤独等の課題も多くあり、消費者問題から生活困窮者支援につながるケース会議としても機能しています。自治体の事業はどうしても縦割りになりがちですが、生活困窮者支援制度以外の分野にもアンテナを張り、活用できる制度はないか柔軟に考えることで、解決策が見つかることがあります。

(3) 関係機関定期訪問型情報提供



社会福祉協議会の事務所で机を並べて相談する様子
(左が法テラス島根の常勤弁護士)

法テラス島根では、平成27年4月から、松江市社会福祉協議会と共働で「助っ人弁護士制度」という取組を実施している。これは、法テラスの常勤弁護士が、月二回、同協議会に赴き、机を並べながら同協議会の職員を含む福祉関係者の抱えるケースについて相談を受け、法的対応の要否などについて判断をするという制度である。法的対応が必要と判断されたケースについては、島根県弁護士会所属の弁護士による法律相談が行われる。

法的支援に対する福祉の現場の意識変化

～「助っ人弁護士制度」による連携を通じて～



松江市社会福祉協議会 常務理事 諏訪 方宣
松江市権利擁護推進センター センター長 金森 志野

「助っ人弁護士制度」により、私たちの意識が変わった点が二つあります。

一つは、弁護士に対する遠慮がちな意識です。この制度が始まる以前にも、年に数回程度、困難事例の検討会等に弁護士を招くことはありましたが、「こんなこと聞いて失礼ではないだろうか？」という不安や、「せっかく質問するのだからしっかり準備をして臨まなければ」という気負いのために、なかなか気軽に相談することはできませんでした。しかし、この制度では、限られた時間ではありますが、定期的に私たち職員と法テラスの常勤弁護士が文字通り机を並べてやり取りできる環境にあります。この環境のなかで、弁護士に対する「心理的な壁」がなくなり、どんなことでも気軽に相談できるようになりました。

もう一つは、これがより重要なことですが、法的支援が福祉の現場の問題を解決するための重要な手段であると気づいたことです。私たち福祉関係者は、どうしても福祉サービスの調整（例えば、デイサービスの回数やヘルパー派遣の要否など）に意識が集中してしまいがちです。本人の生活を根本的に向上させるために解決しなければならない問題、すなわち借金の問題や離婚その他の家族の問題があっても、それに気づかなかったり、気づいても「ああ、大変そうだな・・・」で終わってしまうことが少なくありませんでした。この制度を通じて、私たち職員が弁護士と一緒に悩み、考え抜いて「こうすれば解決できる」という成功体験を重ねたことが、法的支援に対する福祉の現場の意識を大きく変えていったように思います。

(4) 法律講座



法律講座の様子（平成28年）

福祉の現場でよく問題となるケースを素材に、そのケースのどこに法的問題が隠れているのか、法的問題を解決することがなぜ福祉の問題を解決することにつながるのかを解説する法律講座を実施している。

例えば、弁護士不在の岐阜県下呂市では、法テラスの常勤弁護士が中心となり、福祉関係者を対象に、「福祉のための法律講座」と題し、高齢者・障がい者支援や生活困窮者支援に資する様々な法的支援について、具体的なケースをもとに解説する全10回の連続法律講座を実施している。

同市では、同講座をきっかけに、福祉と司法が連携して法律相談等が受けられるサービスを地域で整備する必要性が認識され、下呂市・弁護士会・法テラス連携のもと、高齢者・障がい者・生活困窮者を対象にした法律相談の制度が整備された。

また、青森県青森市では、青森県から家計改善支援事業を受託している消費者信用生活協同組合の職員と法テラスの常勤弁護士が講師となり、福祉関係者を対象に、家計改善支援に資する債務整理、生活保護、成年後見等をテーマとして連続講座を実施した。

(5) YouTube

法的支援に関する情報を、誰でも、どこでも、いつでも、わかりやすく知ることができるようにすることを目指して、コロナ禍以降、法テラスの使い方や身近な法律問題について解説するYouTube動画の制作に力を入れている。短時間で要点を把握できる「3分で解説！」シリーズや、福祉関係者に福祉と司法の連携のイメージを持ってもらうことを主な目的とした「福祉と司法の連携」シリーズなどがある。

1 「3分で解説！」シリーズ



- 3分で解説！法テラスの使い方
- 3分で解説！債務整理のキホン
- 3分で解説！離婚手続のキホン
- 3分で解説！養育費請求のしかた



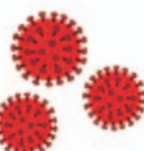
2 「福祉と司法の連携」シリーズ



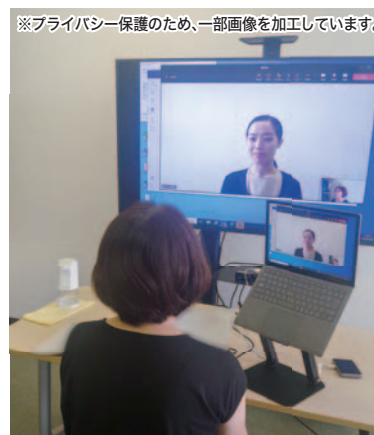
- 法テラスの使い方 ～地域福祉機関との連携～
- セーフティネットとしての法的支援
- 福祉の現場にひそむ法的リスクシグナルの見つけ方
- 上手な法的支援の使い方 福祉と司法の座談会



3 電話・オンラインを活用した法律相談

通常電話等相談援助	緊急時電話等相談援助
 【実施期間】 限定なし（平常時利用可） 【対象者】 資力が一定基準以下の方のうち ①65歳以上の高齢者 ②障がい者 ③遠隔地居住者 ④入院・入所者 ⑤育児・介護のため相談場所まで 行くのが難しい方 など	 【実施期間】 期間限定（※）で実施 【対象者】 資力が一定基準以下の方であれば 限定なし （注） 新型コロナウイルス感染症等緊急事態の発生により 対面による法律相談の実施に支障が生じる場合に、法テラスが定める期間 新型コロナウイルス感染症まん延による緊急時電話等相談援助については、 令和5年3月31日まで（令和4年7月現在）

各制度の実施期間・対象者の違い



オンライン相談の様子

新型コロナウイルス感染症に関する法テラスの通知

2023 3/31 まで

電話等による
無料法律相談のご案内

お問合せは
法テラス
サポートダイヤル
0570-078374
平日9時～17時（土曜・日曜・祝祭日）

「弁護士・司法書士も福祉の一部」です。
コロナによる減収の解決は、給付金・貸付金だけではありません。

【多重債務編】

コロナによる休業
一時無給付状態に
陥ってしまった借入
毎月の支払い困難に
一時的に返済できても
借入の額が大変な場合、
返済後でさえなくなる
【問題の先送り】

債務整理により
・借金を払わなくて良くなる
（自己破産）
・分割で払えるようになる
（任意整理・個人再生）
こんなことができる場合があります。

法テラスの電話等
無料法律相談
弁護士等による法的対応
【問題の根本的解決へ】

ご利用方法は簡単です。

① 0570-078374 にお電話
② オペレーターに、相談内容を伝え、法テラスの電話等無料法律相談の希望を伝える
③ 地方事務所へ、電話等無料法律相談ができるかどうか確認の上、相談ができる時は日時等を調整

① 無料相談に制限は、収入・資産の基準があります。
② 相談費用は無料のため、電話等無料法律相談の希望までお目に届くまでお待ちください。

電話等相談のチラシ

法テラスでは、コロナ対策として、令和2年5月に開始した電話等を活用した法律相談（緊急時電話等相談援助）を令和3年度も引き続き実施した。

緊急時電話等相談援助は、Web会議システム等を利用したオンライン形式でも実施されている。弁護士が近くにおらず、通信環境等も整っていない利用者でもオンライン形式で相談ができるよう、自治体その他の関係機関の協力を得て実施している地域もある。

なお、緊急時電話等相談援助の実施期間は、令和5年3月末まで延長されている（令和4年7月現在）。

また、令和3年度中に、平常時においても、既設の相談場所へ赴いて相談することが困難な方（①65歳以上の高齢者、②障がい者、③遠隔地居住者、④入院・入所者、⑤育児・介護のため相談場所まで行くのが難しい方など）を対象とする電話・オンラインを活用した法律相談（通常電話等相談援助）が実施できるよう準備を進め、令和4年4月から実施している。

これにより、上記対象者については、コロナまん延による緊急時電話等相談援助の実施期間終了後も、電話・オンラインを活用した法律相談を利用できるようになった。

全国一斉養育費お困りダイヤル

法テラス
全国一斉養育費お困りダイヤル

令和4年
3月6日（日）
10時～16時

利用
無料

弁護士がお話を聞きます！
法テラスのスタッフ弁護士が養育費について困りに応じている方々の法律相談に応じ、内容を整理してアドバイスを行うほか、必要に応じて法律援助の利用案内、相談機関・団体の紹介を行います！
※時間はお1人様15分程度で、匿名でご利用いただけます。

050-3383-1400

※お電話が混雑する場合があります。お電話が繋がらない場合は、お困りダイヤルの専用ダイヤル（050-3383-1400）へお電話ください。

※お困りダイヤルは、お困りダイヤルの専用ダイヤル（050-3383-1400）へお電話ください。

「全国一斉養育費お困りダイヤル」のチラシ

法テラスでは、令和4年3月6日、養育費の不払が社会問題化している背景を受けて、「全国一斉養育費お困りダイヤル」を実施した。

当日は、専用の電話機を設置し、法テラスの常勤弁護士が問合せに応じた。コロナ禍で生活困窮を背景に、次のような問合せが寄せられた。

「コロナの影響で収入減。元夫も養育費を支払ってくれずどうしたら良いか相談したい。」

「離婚して養育費を支払っているが、再婚相手の子どもと養子縁組をした。元妻への養育費の支払を減らすことは可能か相談したい。」

家計改善支援に不可欠な法的支援とオンラインへの期待



一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワーク 事務局長
グリーンコープ生活協同組合連合会 常務理事 生活再生事業推進室長
行岡 みち子

生活再生には、本人と家族に家計の現状を理解してもらい、自ら家計を改善することが必要です。しかし、精神的にも肉体的にも疲弊している本人にとって、自分独りで家計を記録し、それを分析していくのは困難です。グリーンコープ生活協同組合（以下「グリーンコープ」という。）の実施する家計改善支援では、面談を通じ、支援者の方で家計表を作成します。この家計の見える化に向けた対話の過程を通じ、本人と家族に無理なく家計の現状を理解してもらいます。また、必要な情報提供や機関窓口への同行等を行うことにより、本人の生活再生を支援しています。

任意整理や自己破産等の法的支援は、家計改善支援にとって不可欠です。グリーンコープでは、本人の同意のもと、法律相談に同席するようにしたり、面談で作成した家計表やアセスメントシートを弁護士・司法書士に共有したりするようにしています。また、本人の状況に応じ、自己破産の申立てに必要な書類の収集を支援することも少なくありません。家計改善支援におけるこのような福祉と司法の連携は、早期の債務整理の実現に資するもので、福祉と司法の双方にとってメリットがあると感じています。

福祉と司法の連携における課題の一つは、特に遠隔地の自治体において、弁護士等が近くにいないために、適時に必要な連携が取れないことです。これについては、オンラインによる法律相談やケース会議に大きな期待を寄せています。例えば、法テラスの実施するオンラインによる法律相談の制度を利用し、本人・支援者と弁護士等がつながることができれば、遠隔地の自治体における家計改善支援にとって、大きな力になると思います。

自治体における国庫負担金・補助金の活用②

～法律相談・ケース会議のためのオンライン環境の整備について～

一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワーク 理事 生水 裕美

自治体でオンラインを活用した法律相談やケース会議を実施する場合のパソコン・Wi-Fi等の調達についても、悩みの種ではないでしょうか。私が自治体職員として勤務してきた滋賀県野洲市では、「生活困窮者就労準備支援等事業補助金（自立相談支援機関等の強化事業費）」（注）、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用し、コロナ拡大防止における相談体制の整備を図るため、オンライン相談等に使用するパソコン・Wi-Fi 機器を調達しました。また、消費者庁予算を活用し、弁護士・司法書士によるオンライン相談会（合計20回分）の予算措置も行っています。

（注）令和2年度は、第2次補正予算の「生活困窮者就労準備支援等事業補助金（自立相談支援機関等の強化事業費）」でパソコン・Wi-Fi機器の調達が可能であったが、現在は「新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金（生活困窮者自立支援の機能強化事業）」で調達が可能となっている。

福祉と司法のよりよい連携を目指して

～今後の取組への期待～



法テラス特別参与
明治学院大学社会学部社会福祉学科 教授
新保 美香

1 生活困窮者支援における福祉と司法の連携の意義

本特集は、生活困窮者が、「情報の壁」、「心理の壁」、「距離の壁」、「費用の壁」という深刻な「司法アクセス障害」を持ちやすい状況をふまえて、法的支援の実際や、福祉と司法の連携のあり方や工夫を紹介する、大変貴重な内容となっています。福祉と司法が連携することの重要性を語ってくださった皆さまに、この場をお借りして心より感謝申し上げます。

生活困窮者支援において福祉と司法が連携することの意義は、第一義的には、相談者への支援を充実させることにあります。生活困窮の背景にある様々な課題は、福祉サービスの利用だけで解決できるものばかりではありません。法的支援によって、債務整理、労働問題の解決、養育費の請求、消費者被害の回復、成年後見制度の利用等ができるようになることで、根本的な生活課題の解決につながるものが少なくないのです。

また、連携することは、各分野だけで課題を抱え込むことを解消し、双方が持つ知識やネットワークを共有し、活用しながら組織的な取組を充実させるという点においても有意義であるといえるでしょう。

2 今後期待される取組について ～「ケース会議」と「オンラインの活用」～

コロナ禍では、生活福祉資金の特例貸付制度が実施され、多くの相談者が制度を利用するに至りました。今後、福祉政策としての貸付等が一段落すると、貸付の償還やその他の債務の返済が求められる中で、生活を再建していかなければならない相談者が増加することが見込まれます。福祉と司法の連携が、一層求められている状況にあります。

双方がよりよく連携するための工夫としては、以下の2点が挙げられます。

第1は、「ケース会議」の活用です。「ケース会議」に弁護士等が参加することで、会議に参加する福祉関係者は、弁護士等の役割を理解し、法的支援の必要性に気づくことができるようになります。

第2は、「オンラインの活用」です。これまで弁護士等が近くにいないために連携ができなかった地域でも、福祉と司法の連携が可能になるという意味で非常に重要です。これらの取組は、本特集で紹介されているように、国庫負担金や補助金を上手に活用しながら、ぜひ、福祉分野で積極的にすすめていきたいことです。

3 よりよい連携を目指して

連携とは、面識を持つ者同士が、物事に一緒に取り組むことを意味していると言われています。まずは、福祉専門職と弁護士・司法書士など司法専門職が顔の見える関係を構築し、お互いの持つ役割の理解につとめながら、ともに相談者にアプローチしていくことが大切です。そうした日々の実践を積み重ねるなかで、各地域における生活困窮者支援は、いっそう充実したものになっていくことと思います。

1. 情報提供業務



1-1 令和3年度における業務の概況

（1）利用者の利便性向上のための取組 —サポートダイヤルの活用、Q&Aの充実—

法テラスの情報提供業務は、全国統一窓口であるコールセンター（通称「法テラス・サポートダイヤル」、以下「サポートダイヤル」という。）と地方事務所において、日々多数の問合せに対応している。

サポートダイヤルについては、令和3年度に累計問合せ件数（電話・メールの合計）が500万件に到達した。また、平成28年度にスマートフォン及び携帯電話用ホームページに専用のメール問合せフォームを設置して以降、メールによる情報提供件数は増え続けており、令和3年度の問合せ件数は、前年度と比べ約1,400件増加し、59,000件を超えた。

サポートダイヤルでは、利用者の利便性向上の一環として平成27年10月から開始した、各地方事務所における話中電話（話中で応答できない電話）及び無応答電話（着信から一定時間内に応答できない電話）をサポートダイヤルに自動転送して問合せに対応する取組を継続実施した。また、ナビダイヤルによる振分機能（利用者がサポートダイヤルと地方事務所を選択できる機能）の導入を拡大し、利用者の目的に合ったサービスを速やかに提供することが可能となった。さらに、ワンストップサービス（1か所で必要な案内や手続きが完了できること）を目指し、平成25年3月からサポートダイヤルにおいて、法律相談を希望する利用者に対し、法律相談援助を利用する要件となる収入や資産状況を確認し、スムーズに予約等につなげる取組を始めた。この取組は、平成29年10月から全国の地方事務所の利用者に範囲を拡大しており、令和3年度も継続して実施することで、法律相談への橋渡しを行っている。

また、新型コロナウイルス感染症への対応では、ホームページに掲載したQ&Aを随時更新し、利用者が必要とする情報の迅速な提供に努めている。

（2）品質向上のための取組 —データの拡充と最新化、研修等—

法テラスでは、様々な問合せに対する確かな情報提供が行えるよう、法制度情報を「よくある質問と答え」（FAQ）として整備している。令和3年度は、よく利用されるFAQ1,103件をホームページで継続公開するとともに、274件を更新し、6件を新規作成した。また、関係機関データベース（全国の相談窓口情報をデータベース化したもの）のデータ拡充と最新化に努めており、令和3年度は既存の相談窓口情報3,645件を更新し、新たに42件を追加した。

トラブルを抱えた利用者の心情に配慮しつつ、適切な情報提供を行うためには、利用者の主訴（最も重要な訴え）の的確な把握やそのための会話技術が必要である。サポートダイヤルでは、第三者による客観的評価（実際に対応した通話音声記録（コールログ）を専門業者が評価したもの）の結果を踏まえ、オペレーター（サポートダイヤルにおいて情報提供業務を専門に行う職員）に対し個別に指導を行い、情報提供業務における対応の質の向上を図っている。

また、FAQ・関係機関データベースからの適切な情報を抽出するスキルの向上を図るため、サポートダイヤルのオペレーター等の研修用として相談分野別に作成した講義DVDを地方事務所の全職員に共有し、これを活用した研修やオンラインによる独自の勉強会を地方事務所において実施するなど、法テラス全体の情報提供業務の質の向上に向けた取組を行った。

（３）多言語での情報提供 ―外国語話者の司法アクセス向上に向けた取組―

日本の法制度や相談窓口情報に関する外国語話者のニーズに適切に対応するため、法テラスでは平成25年度から通訳サービス業者を介した多言語情報提供サービスを実施している。多言語情報提供サービスは「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（注）の一つであり、外国語話者の司法アクセス向上のための取組として、英語など10言語でリーフレットを作成した。また、外国語話者（スペイン語、ポルトガル語、インドネシア語）に対するアンケートを実施し、外国語話者のニーズ把握に努めた。

令和3年度の対応言語は英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、タガログ語、ネパール語、タイ語、インドネシア語の計10言語であり、問合せ件数は6,065件であった。

（注）政府により決定。外国人材を適正に受け入れ、共生社会の実現を図ることにより、日本人と外国人が安心して安全に暮らせる社会の実現に寄与するという目的を達成するため、外国人材の受入れ・共生に関して、目指すべき方向性を示すもの。外国人に対する情報発信及び相談体制充実の具体的施策の一つとして当サービスが掲載されている。

（４）外国人在留支援センター（FRESC）における取組

外国人在留支援センター（Foreign Residents Support Center 通称：FRESC /フレスク）内に、法テラス本部国際室を設置し、各機関と連携・協力しながら法的支援を行っている。令和3年度の具体的な取組としては、問合せ対応のほか、外国人支援機関・団体の職員や個人支援者を対象としたオンラインセミナーを開催した。

（５）法教育の取組 ―一般市民に向けた法教育事業を全国の法テラスで実施―

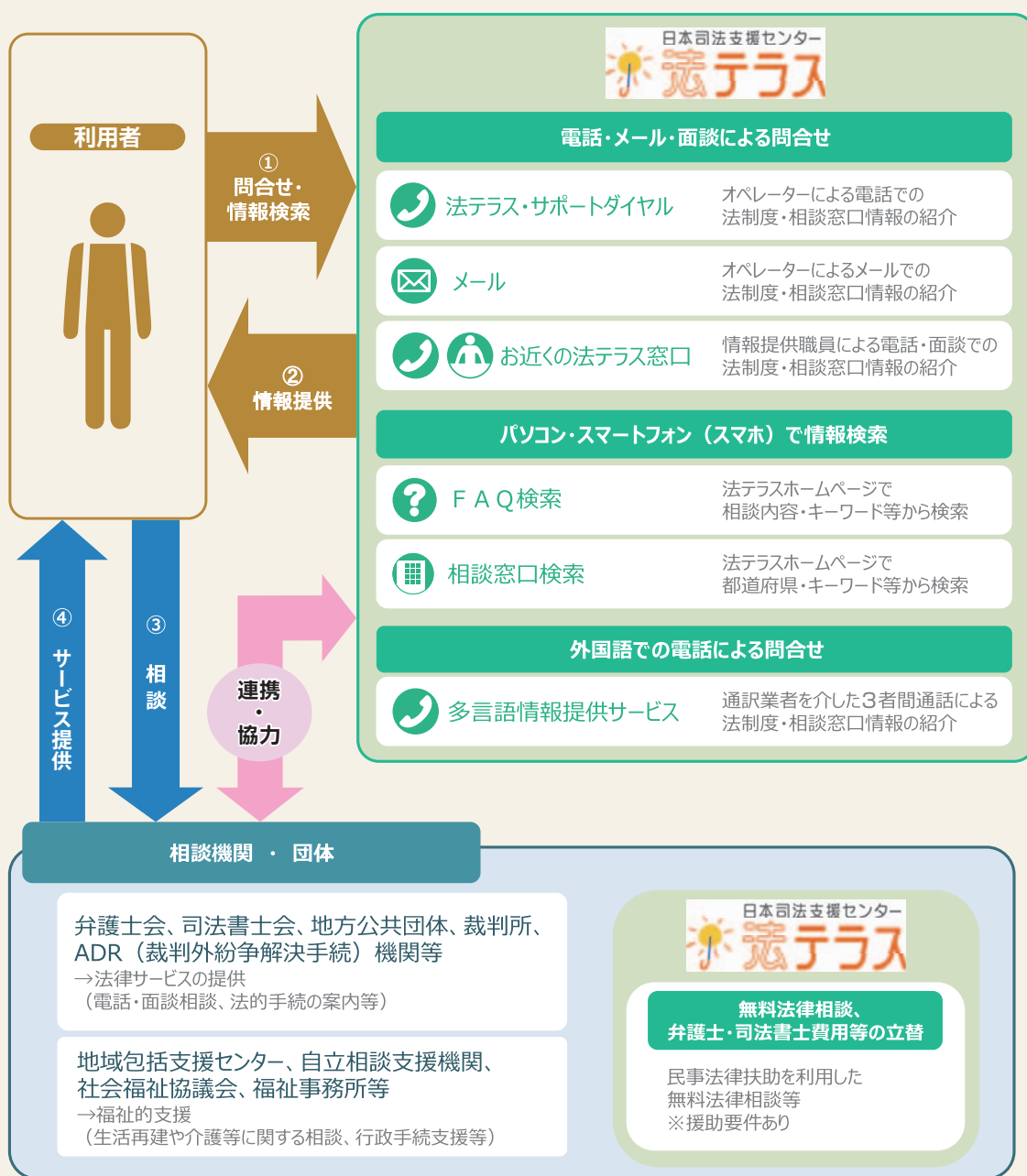
総合法律支援法の基本理念である「あまねく全国において、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会を実現」するためには、利用者である国民が、法が社会の中で持つ機能・役割や、なぜ法が社会に必要なのかなどについて理解することが必要であるとの観点から、法テラスでは平成22年度以降、情報提供業務の一環として法教育に取り組んでいる。

平成30年度以降、法テラスが主として取り組むべき法教育事業は、一般市民を対象に法的問題への対応能力を高めることを目的としたものと位置付け、全国の地方事務所において、一般市民向けの講演会、意見交換会、常勤弁護士を中心とした学校における出前授業等を行ってきた。令和3年度も引き続き、法的トラブルの具体的事例を取り入れるなど、地域住民等の法的問題に関する対応能力の向上につながるような取組を実施したほか、大学等と連携し、SNSやアルバイトにおけるトラブルなど、若年層へ向けた法教育にも取り組んだ。実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症対策の観点から、オンライン企画を推奨し、現地開催と配信の併用型や、チャット機能を利用して配信中に質問を受け付ける参加型など、社会のデジタル化の流れに対応した取組を行った。

1-2 業務の概要

情報提供業務は、法的トラブルを抱えながらも、どこに、誰に、相談したらいいかわからない方々に対し、①裁判、その他の法的紛争解決のための制度を有効に利用するための情報（法制度情報）及び②弁護士及び隣接法律専門職（司法書士など）の業務に関する情報（関係機関・団体の相談窓口情報）を提供するものである。利用資格などの制限はないため、広く国民等にかかれた、司法サービスの玄関口といえる。上記関係機関・団体との連携を図りながら、サポートダイヤルにおいては電話とメールで、各地方事務所においては面談と電話で個別の問合せに対応している（資料1-1 参照）が、それ以外にも、ホームページやリーフレットなどを活用した情報提供も行っている。

資料 1-1 情報提供業務の流れ



1-3 問合せ件数

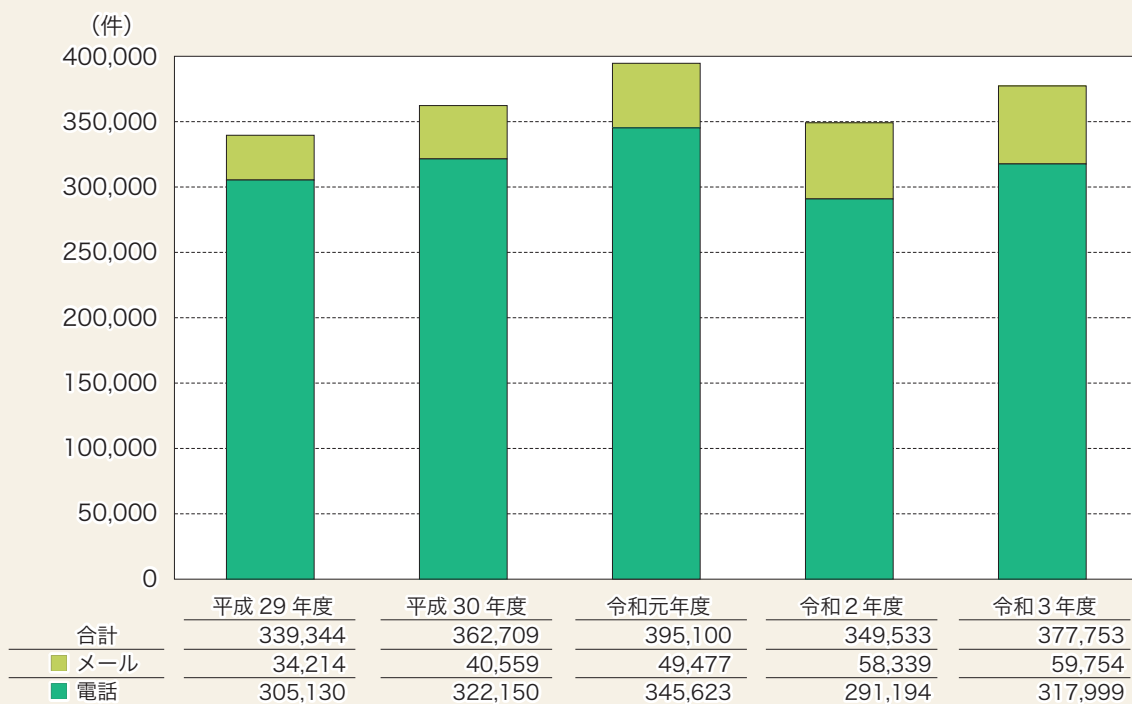
(1) サポートダイヤル

平成18年10月、法テラスの業務開始に合わせて、全国からの問合せに応じるコールセンターを設け、情報提供を行っている。コールセンターは、当初、専門業者に業務を委託していたが、平成23年4月から自主運営に切り替え、これを契機により親しみを持てるよう、コールセンターの通称を「法テラス・サポートダイヤル」とした。

電話受付時間については平日は午前9時から午後9時まで、土曜日は午前9時から午後5時までとし、平日の日中に仕事・その他の事情で電話できない方も利用しやすいように体制を整えており、法的問題や電話対応の研修を積んだオペレーターが対応している。また、サポートダイヤルに寄せられた問合せ等を集計・分析し、関係機関への情報提供及びホームページからの情報発信などに活用している。

平成29年度以降にサポートダイヤルに寄せられた問合せ件数の推移は、資料1-2のとおりである。令和2年度に、新型コロナウイルス感染症対策に伴う業務縮小のため減少した電話による問合せ件数については、令和3年度は増加に転じた。また、平成19年1月から開始したメールによる情報提供は、平成28年9月にスマートフォン及び携帯電話用ホームページに専用のメール問合せフォームを設置して以降増え続けており、令和3年度は、前年度と比べ約1,400件増加し、59,000件を超えた。電話及びメールによる累計問合せ件数は、500万件に到達した。

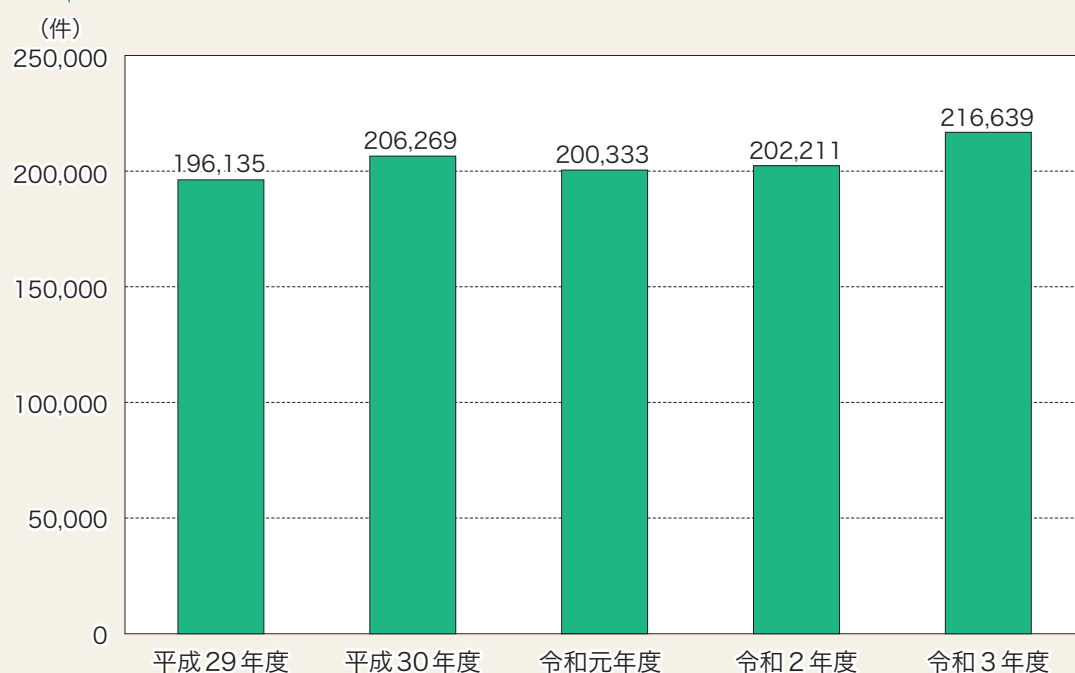
資料 1-2 サポートダイヤル問合せ件数の推移



(2) 地方事務所

地方事務所では、支部も含め全国61か所に情報提供専門職員（地方事務所において情報提供業務を専門に行う職員）を配置し、面談と電話による問合せに対応している。情報提供専門職員は、行政機関等の相談員経験者、社会福祉士、消費生活相談関係の有資格者、司法書士などが担当している。平成29年度以降の地方事務所全体の問合せ件数の推移は、資料1-3のとおりである。

資料 1-3 地方事務所問合せ件数の推移

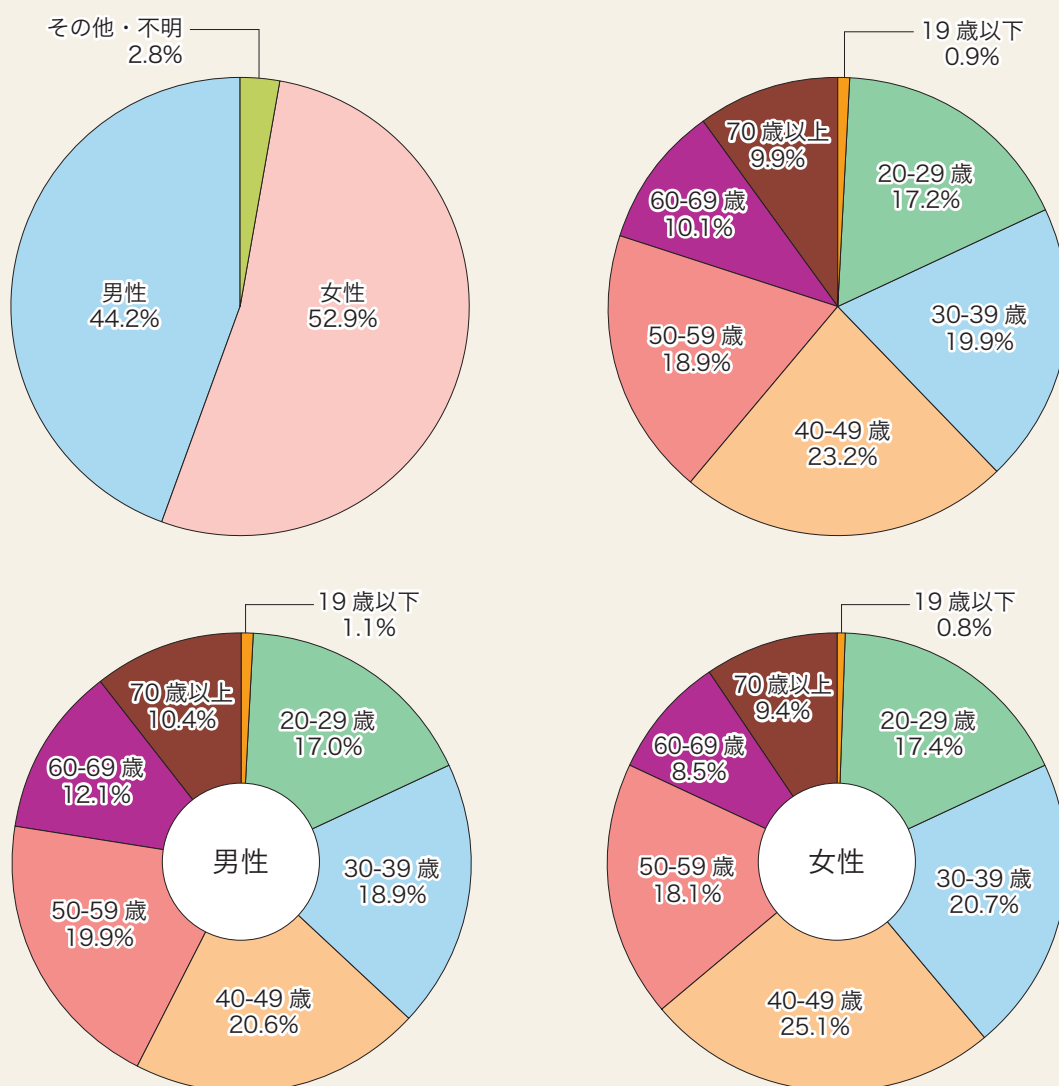


1-4 問合せの傾向

(1) サポートダイヤル

令和3年度にサポートダイヤルで情報提供を受けた利用者の性別及び年代は、資料1-4のとおりである。利用者は女性の比率が高くなっており、年代別にみると、30代と40代で全体の4割以上を占めている。

資料 1-4 令和3年度にサポートダイヤルで情報提供を受けた利用者の性別、年代

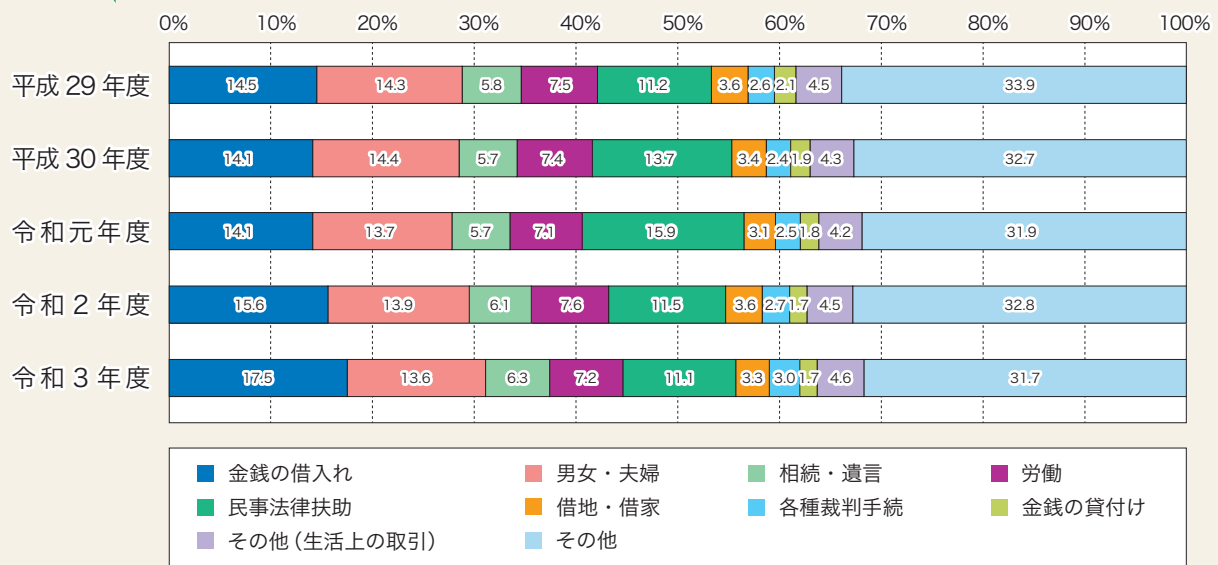


(注) 年代を含むグラフは、令和3年9月に聞き取りを行い、任意で回答を得られたものを基に算出

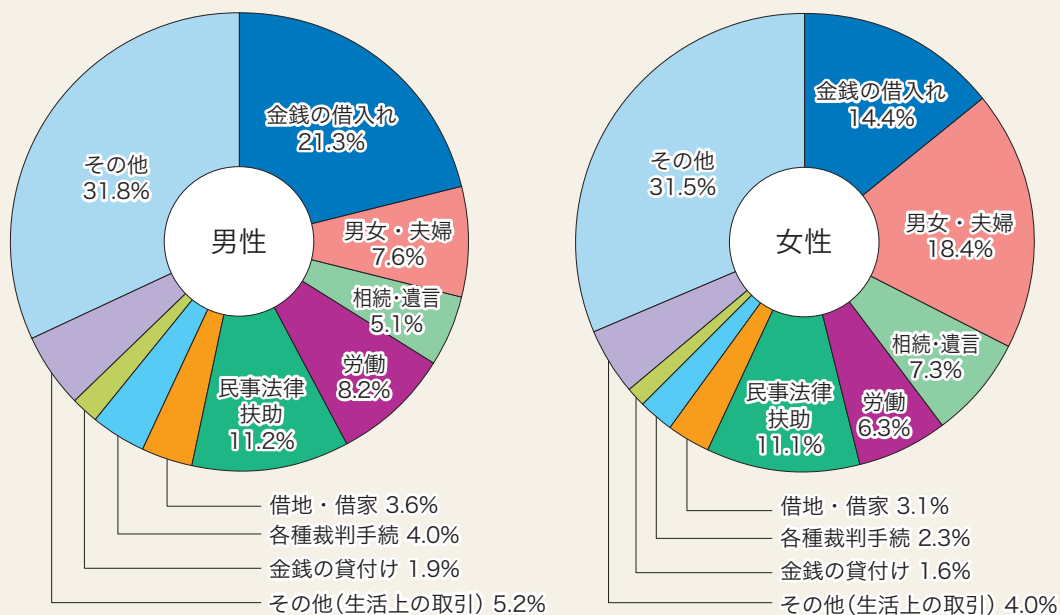
平成29年度以降のサポートダイヤルにおける問合せ分野別内訳は、資料1-5のとおりである。問合せが多い内容は、金銭の借入れ、男女・夫婦、民事法律扶助である。

男女別の問合せ分野は、資料1-6のとおりである。男性からの問合せは金銭の借入れが多く、女性からは男女・夫婦が多い傾向にある。

資料1-5 サポートダイヤル問合せ分野別内訳の推移



資料1-6 令和3年度サポートダイヤル問合せ分野別内訳 (男女別)



問合せ分野ごとの男女件数は、資料1-7のとおりである。女性からの問合せ比率が特に高い分野は、男女・夫婦、子ども、家族などである。一方、会社、賃金・退職金、各種裁判手続などの分野は男性の比率が特に高くなっており、男女ごとの問合せ傾向に違いが見られる。

資料1-7 令和3年度サポートダイヤル問合せ分野別件数（男女別・上位30分野）

順位	問合せ分野	件数			
		合計	分野別男女件数		
			男性	女性	その他・回答なし
1	金銭の借入れ	64,401	35,590	28,715	96
2	男女・夫婦	50,034	12,754	36,870	410
3	民事法律扶助	40,883	18,723	22,138	22
4	【参考】労働に関する問合せ合計（注1）	26,397	13,727	12,627	43
5	相続・遺言	23,300	8,593	14,688	19
6	その他（生活上の取引）	16,812	8,704	8,077	31
7	借地・借家	12,300	6,070	6,214	16
8	各種裁判手続	11,153	6,640	4,509	4
9	高齢者・障がい者	7,218	2,801	4,414	3
10	犯罪被害者	6,506	2,547	3,934	25
11	金銭の貸付け	6,360	3,184	3,165	11
12	その他（職場）	6,281	3,471	2,801	9
13	定年・退職・解雇	5,842	3,032	2,804	6
14	いじめ・嫌がらせ	5,646	2,614	3,022	10
15	損害賠償	5,547	3,016	2,523	8
16	その他（家族）	5,126	1,746	3,371	9
17	その他（法テラス）	4,786	2,499	2,284	3
18	子ども	4,637	1,386	3,224	27
19	その他の法律事務	3,558	1,793	1,755	10
20	賃金・退職金	3,454	2,093	1,355	6
21	その他（犯罪・刑事事件）	3,389	1,604	1,781	4
22	弁護士	3,274	1,570	1,703	1
23	その他（会社）	3,231	2,237	993	1
24	刑事手続のしくみ	2,936	1,688	1,244	4
25	インターネット取引	2,781	1,567	1,199	15
26	名誉毀損	2,753	1,137	1,607	9
27	情報提供	2,630	1,273	1,349	8
28	生活福祉	2,572	1,441	1,129	2
29	その他（人権）	2,318	944	1,367	7
30	犯罪の成否	2,311	1,368	931	12

（注1）「労働に関する問合せ合計」は、表中の「定年・退職・解雇」「賃金・退職金」等の職場に関する問合せの件数に加え、「福祉」「保険」といった問合せ分野の中で労働に関連した件数も含む。

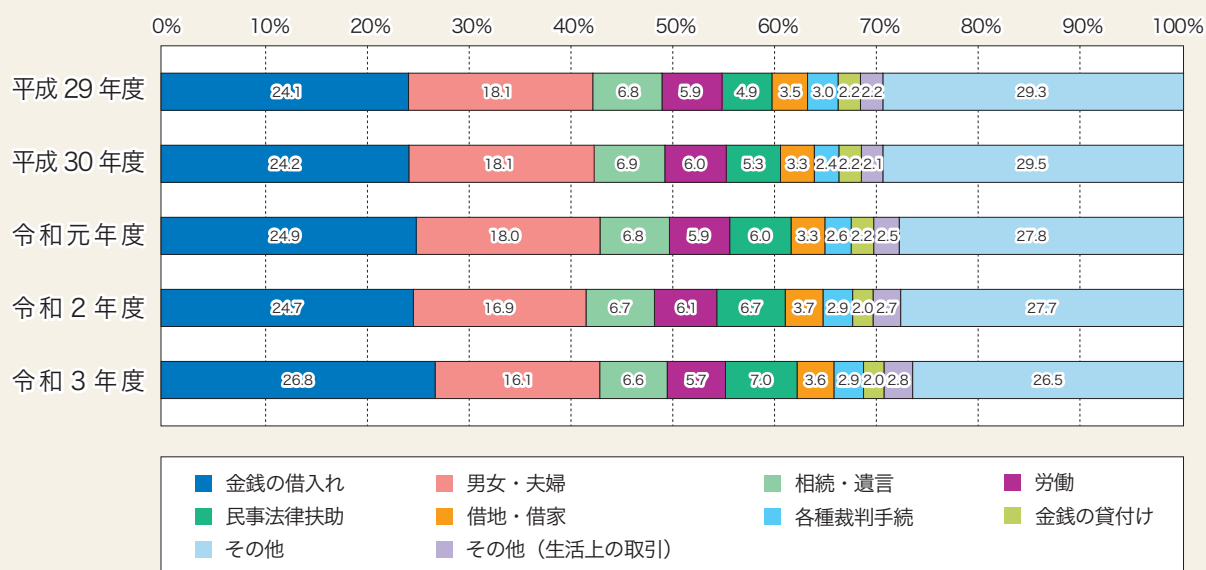
（注2）資料1-4に示した利用者の男女比（男性44.2%、女性52.9%）と比較して、男性からの問合せが10ポイント以上多い（54.2%以上）分野を青色、女性からの問合せが10ポイント以上多い分野（62.9%以上）を赤色で表示した。

(2) 地方事務所

平成29年度以降の地方事務所における問合せ分野別内訳は、資料1-8のとおりである。いずれの年度も金銭の借入れが最も多い。

資料1-8

地方事務所問合せ分野別内訳の推移



(注)「その他」には、「高齢者・障がい者」、「犯罪被害者」、「損害賠償」などが含まれる。

(注) 認知媒体：利用者が法テラスを知った媒体のこと。

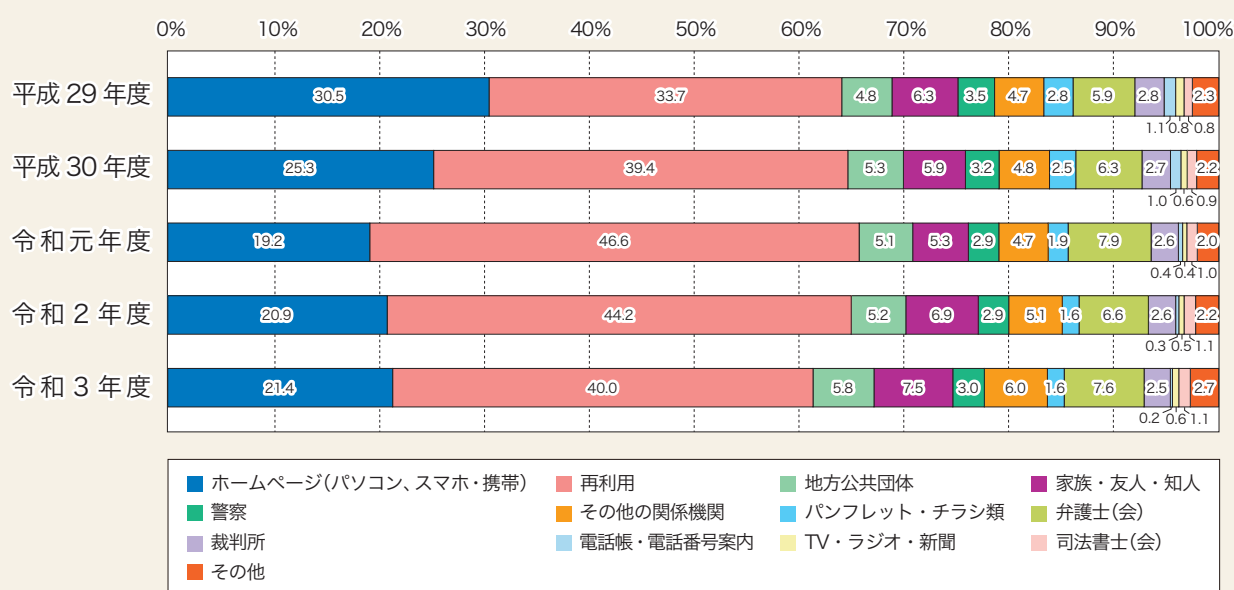
1-5 認知媒体

(1) サポートダイヤル

平成29年度以降のサポートダイヤルにおける法テラスの認知媒体（注）の内訳は、資料1-9のとおりである。再利用の割合が最も高く、次いでホームページ（パソコン、スマートフォン・携帯電話の合計）となっている。

(注) 認知媒体：利用者が法テラスを知った媒体のこと。

資料1-9 サポートダイヤル認知媒体内訳の推移



(注) 認知媒体は、令和3年9月に聞き取りを行い、任意で回答を得られたものを基に算出

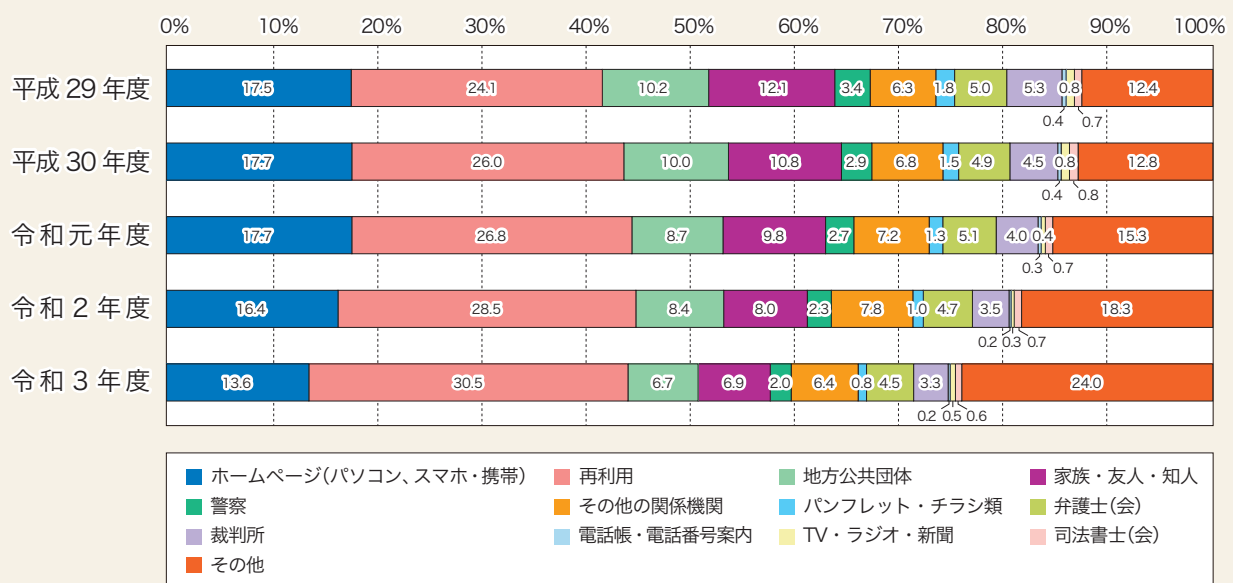
(2) 地方事務所

平成29年度以降の地方事務所における法テラスの認知媒体の内訳は、資料1-10のとおりである。

サポートダイヤルと同様に、再利用の割合が最も高く、次いでホームページとなっている。

地方事務所の特色として、地方公共団体、裁判所などの関係機関から法テラスを紹介され、利用につながるケースも多い。

資料1-10 地方事務所認知媒体内訳の推移



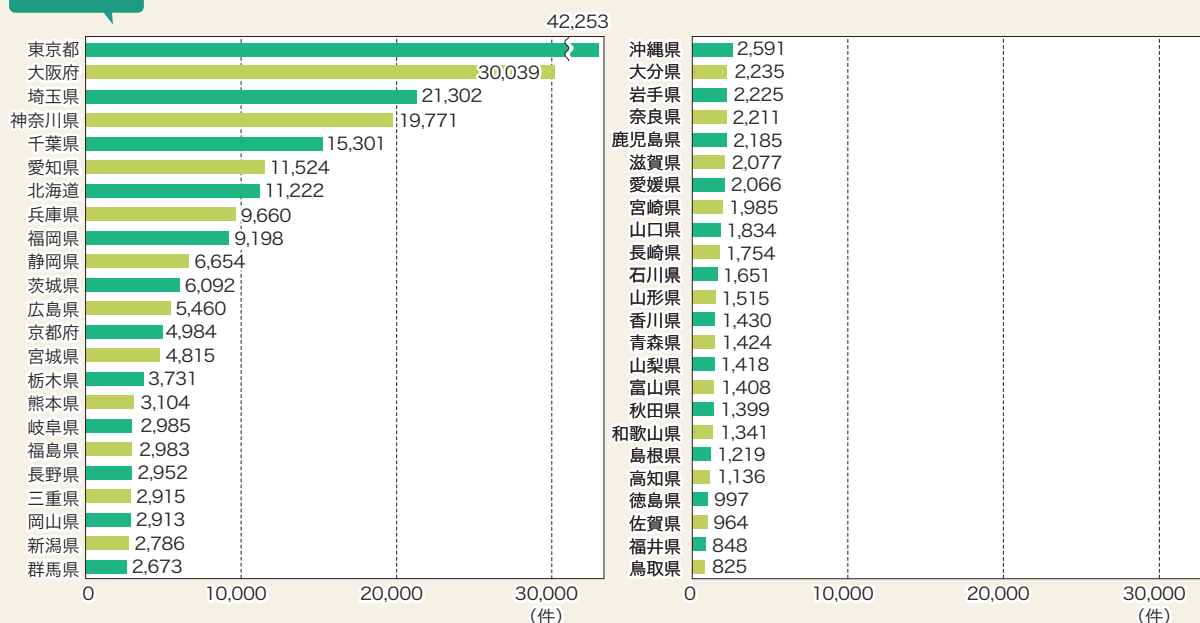
1-6 利用者の地域分布

(1) サポートダイヤル

令和3年度の都道府県別サポートダイヤル問合せ件数は、資料1-11のとおりである。東京、大阪、埼玉をはじめとする大都市圏での利用が多い。

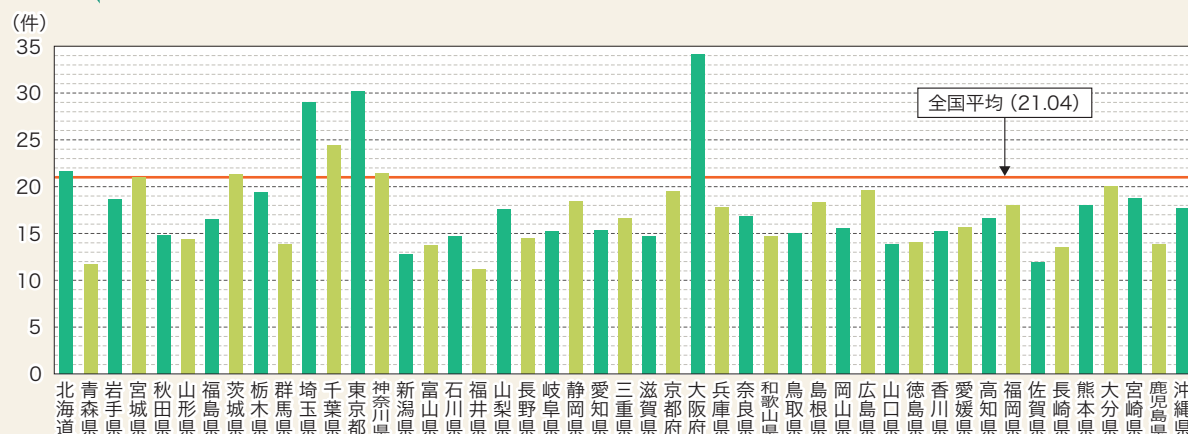
また、人口1万人当たりの問合せ件数（都道府県別）は、資料1-12のとおりである。大阪が最も多く、次いで東京、埼玉の順となっている。

資料 1-11 令和3年度都道府県別サポートダイヤル問合せ件数



(注) 法テラスの情報提供業務では、匿名での問合せのため、最寄りの関係機関相談窓口を紹介する際に居住地域を確認している。

資料 1-12 人口1万人当たりの令和3年度サポートダイヤル問合せ件数（都道府県別）



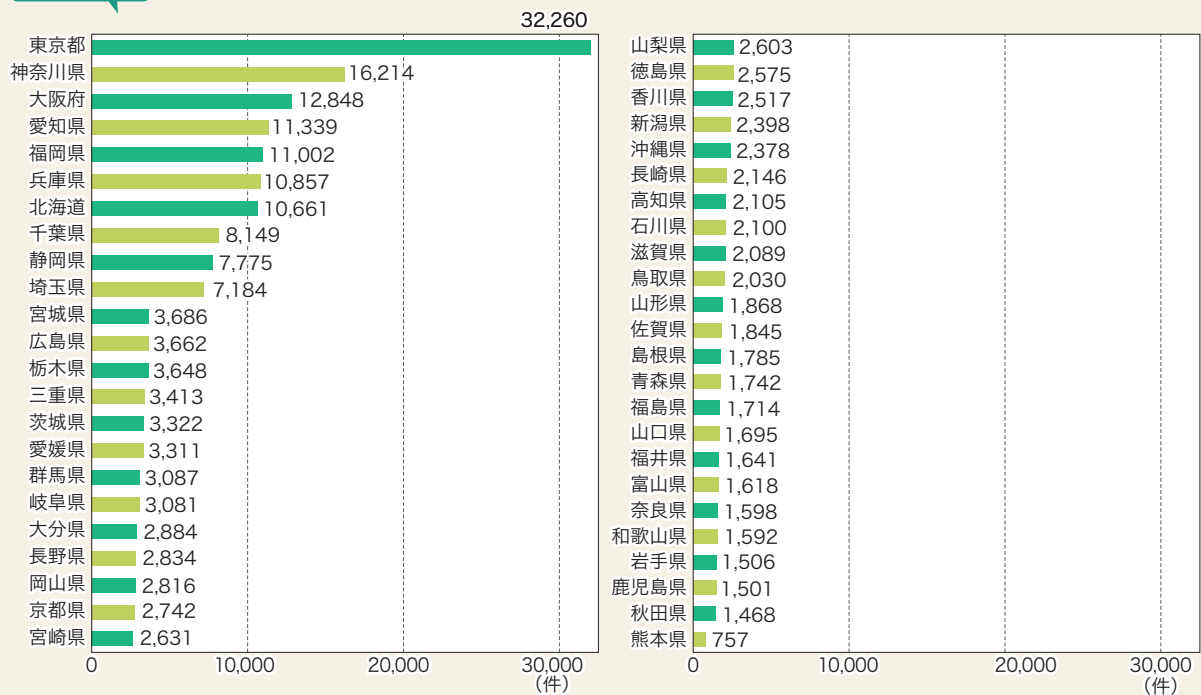
(注) 人口は、総務省統計局の「令和3年10月1日現在推計人口」データを参照した。

(2) 地方事務所

令和3年度の地方事務所別の問合せ件数は、資料1-13のとおりである。東京、神奈川、大阪を始めとする大都市圏での利用が多い。

また、人口1万人当たりの問合せ件数（都道府県別）は、資料1-14のとおりである。鳥取、徳島、山梨など比較的人口の少ない地域で比率が高くなっている。

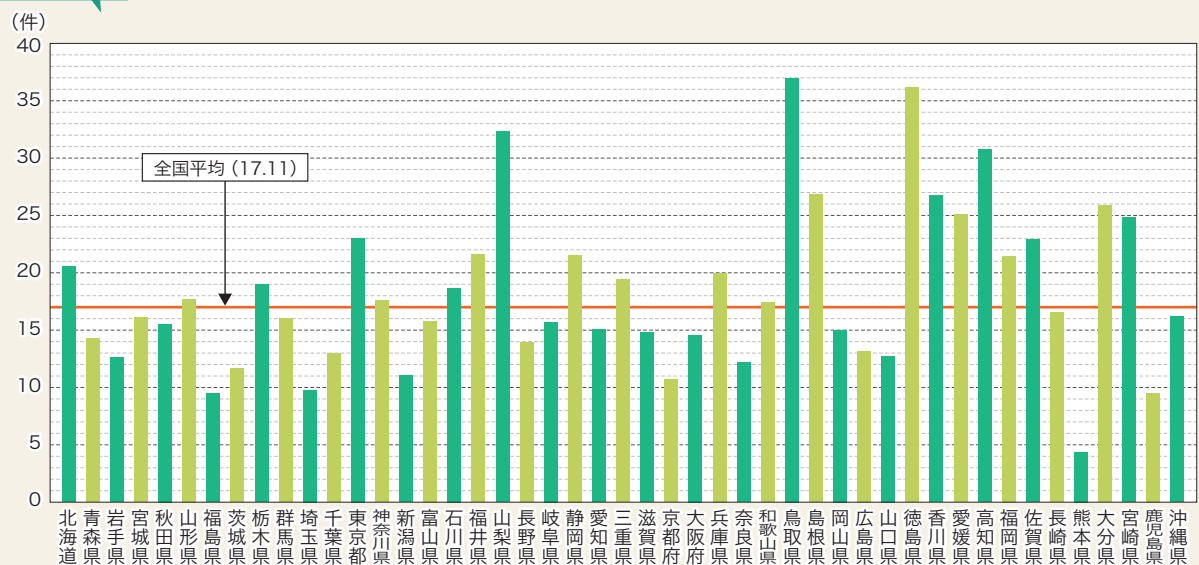
資料 1-13 令和3年度地方事務所別の問合せ件数（電話・面談の合計数）



（注1）北海道は、札幌（5,572）、函館（1,604）、旭川（1,461）、釧路（2,024）の合計

（注2）法テラスの情報提供業務では、匿名での問合せのため、最寄りの関係機関相談窓口を紹介する際に居住地域を確認している。

資料 1-14 人口1万人当たりの令和3年度都道府県別問合せ件数（電話・面談の合計数）

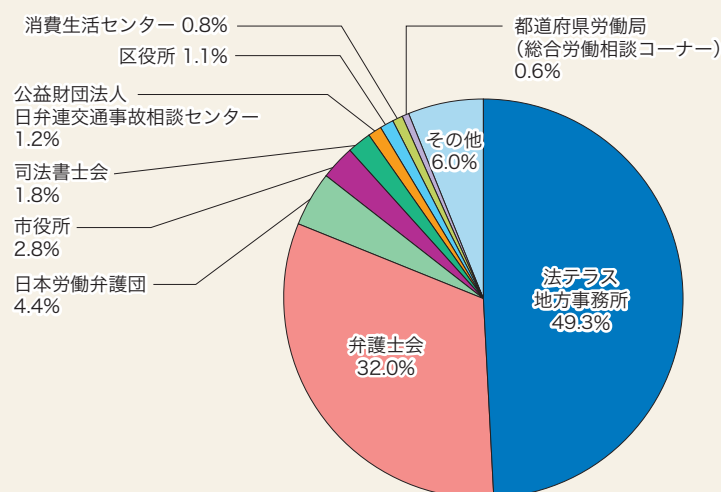


（注）人口は、総務省統計局の「令和3年10月1日現在推計人口」データを参照した。

1-7 紹介先関係機関

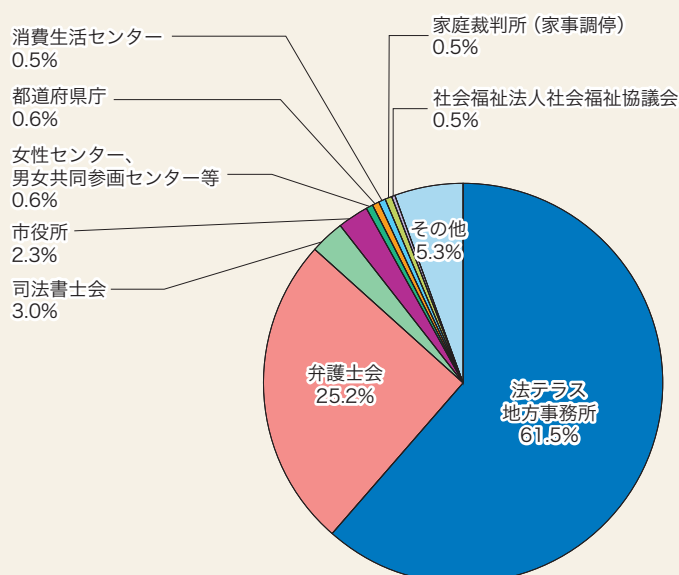
サポートダイヤルと地方事務所では、利用者の問合せ内容に応じ、適切な相談窓口（関係機関）を紹介している。利用者の居住地を聴取し、問合せ内容に適した相談窓口をデータベースから検索し、所在地や電話番号などを案内する。令和3年度にサポートダイヤルと地方事務所に寄せられた問合せに対し、紹介した関係機関の内訳は、資料1-15、1-16のとおりである。利用者が民事法律扶助制度による法律相談を希望している場合には、サポートダイヤルでは法テラスの地方事務所を案内し、地方事務所では法律相談の予約を取る。地方事務所以外の主要な紹介先関係機関としては、弁護士会や司法書士会、地方公共団体等がある。

資料 1-15 令和3年度サポートダイヤル紹介先関係機関内訳



(注) 利用者への情報提供の際には、1件の問合せにつき、複数の関係機関相談窓口を紹介する場合がある。

資料 1-16 令和3年度地方事務所紹介先関係機関内訳



(注) 利用者への情報提供の際には、1件の問合せにつき、複数の関係機関相談窓口を紹介する場合がある。

1-8 多言語情報提供サービス

(1) サービスの概要

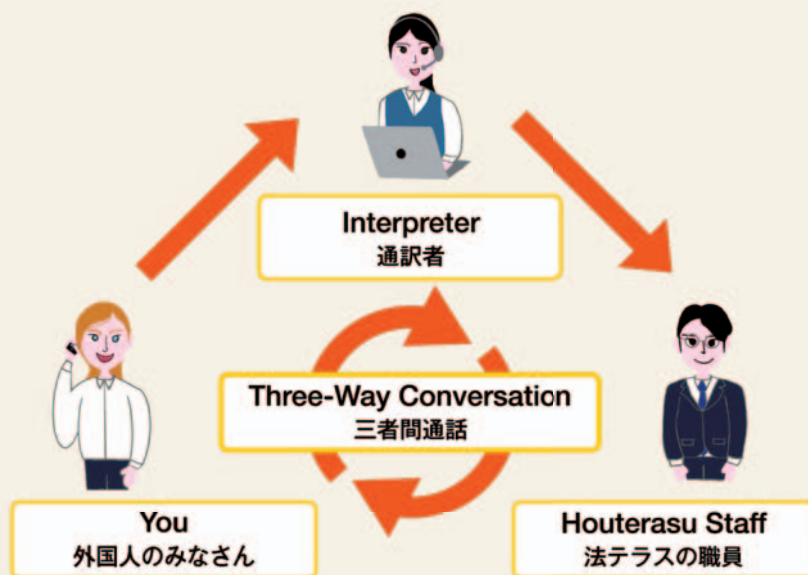
法テラスの情報提供業務は、日本語話者でない方々も利用できるが、法テラス職員だけでは外国語による対応が困難であったために、従前は十分なサービス提供が行えない状況にあった。そこで、話す言語にかかわらず、適切な情報提供が受けられるように、平成25年度から「多言語情報提供サービス」を行っている。

当初は5言語で対応を開始し、その後、対応言語を追加するなどし、令和2年度からは英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、タガログ語、ネパール語、タイ語、インドネシア語の計10言語での対応を行っている。

(2) サービスの仕組み

多言語情報提供サービスにおいては、専用電話番号「0570-078377（おなやみナイナイ）」に入った電話を、利用者、通訳業者及び法テラス職員の3者間でつなぎ、法的トラブルの解決に役立つ法制度と相談窓口についての情報提供を外国語で行っている。

資料 1-17 多言語情報提供サービスの流れ

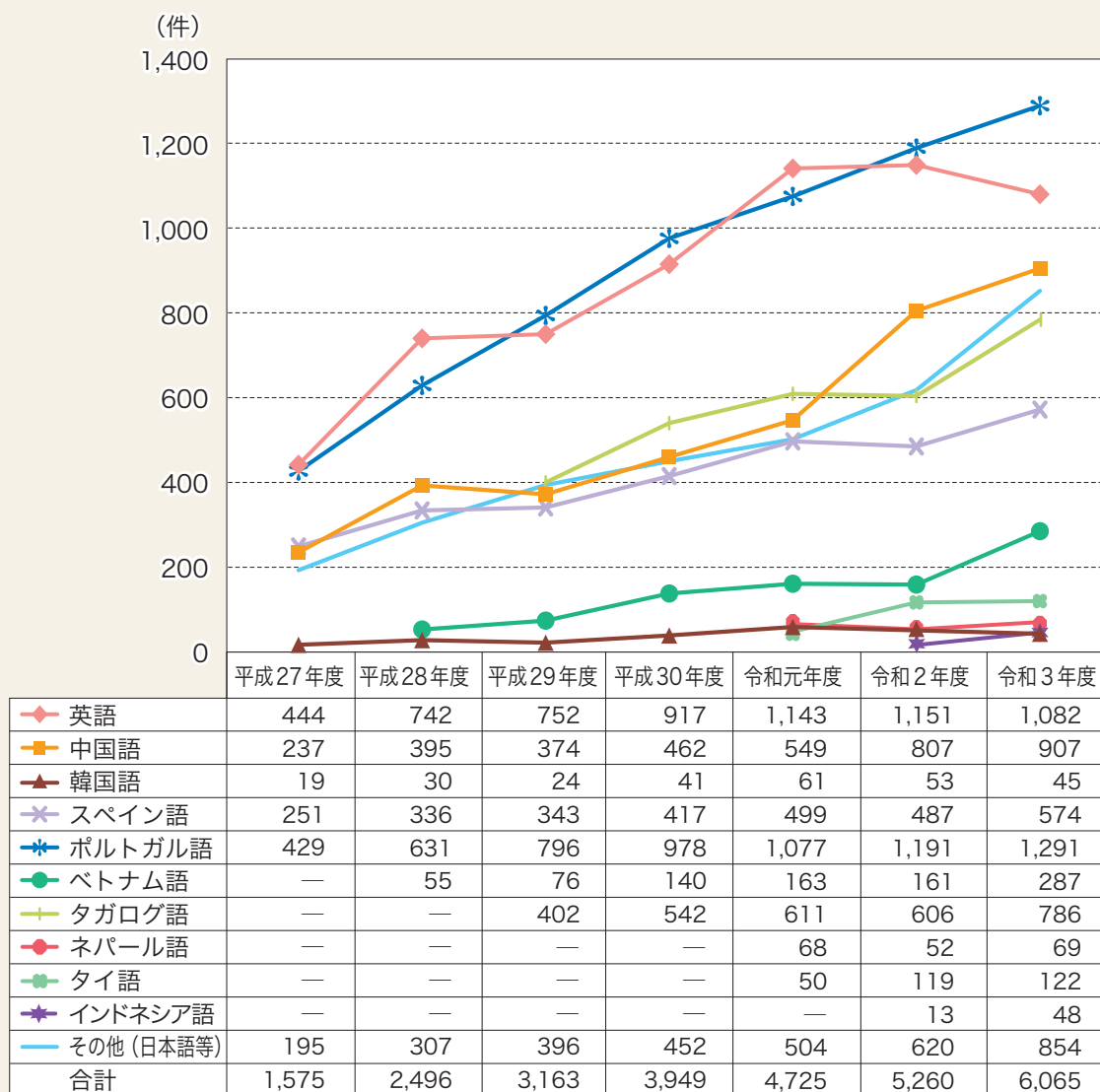


(注) 外国語リーフレットから抜粋

(3) 問合せ件数

多言語情報提供サービスの言語別問合せ件数の推移は、資料 1-18 のとおりである。問合せの合計件数は、サービスを開始した平成 25 年度から令和 3 年度まで増え続けており、今後も増加が見込まれる。言語別にみると、問合せ件数が特に多いのはポルトガル語と英語である。

資料 1-18 多言語情報提供サービス言語別問合せ件数の推移



(注 1) タガログ語は、平成 26 年度から 28 年度の間実施を停止していた。

(注 2) ベトナム語は、平成 28 年度から対応を開始した。

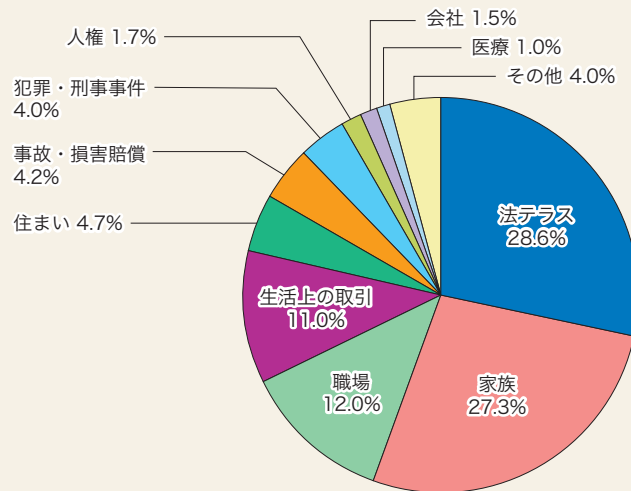
(注 3) ネパール語とタイ語は、令和元年度から対応を開始した。

(注 4) インドネシア語は、令和 3 年 1 月から対応を開始した。

(4) 問合せの傾向

令和3年度における多言語情報提供サービスの問合せ分野別内訳は、資料1-19のとおりである。離婚や子の親権など家族に関する問合せ、解雇や就労など職場に関する問合せ、法テラス地方事務所の電話番号など法テラスに関する問合せが多い。

資料 1-19 令和3年度多言語情報提供サービス問合せ分野別内訳



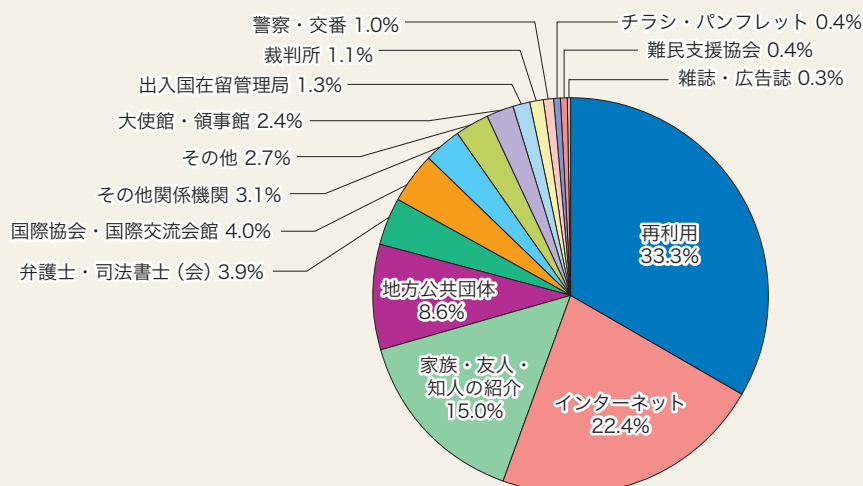
(注) 問合せ分野「会社」とは、会社の設立等に関連する問合せである。

(5) 認知媒体

令和3年度における多言語情報提供サービスの認知媒体（注）の内訳は、資料1-20のとおりである。再利用の割合が高く、次いでインターネットとなっている。

(注) 認知媒体：利用者が法テラスを知った媒体のこと。

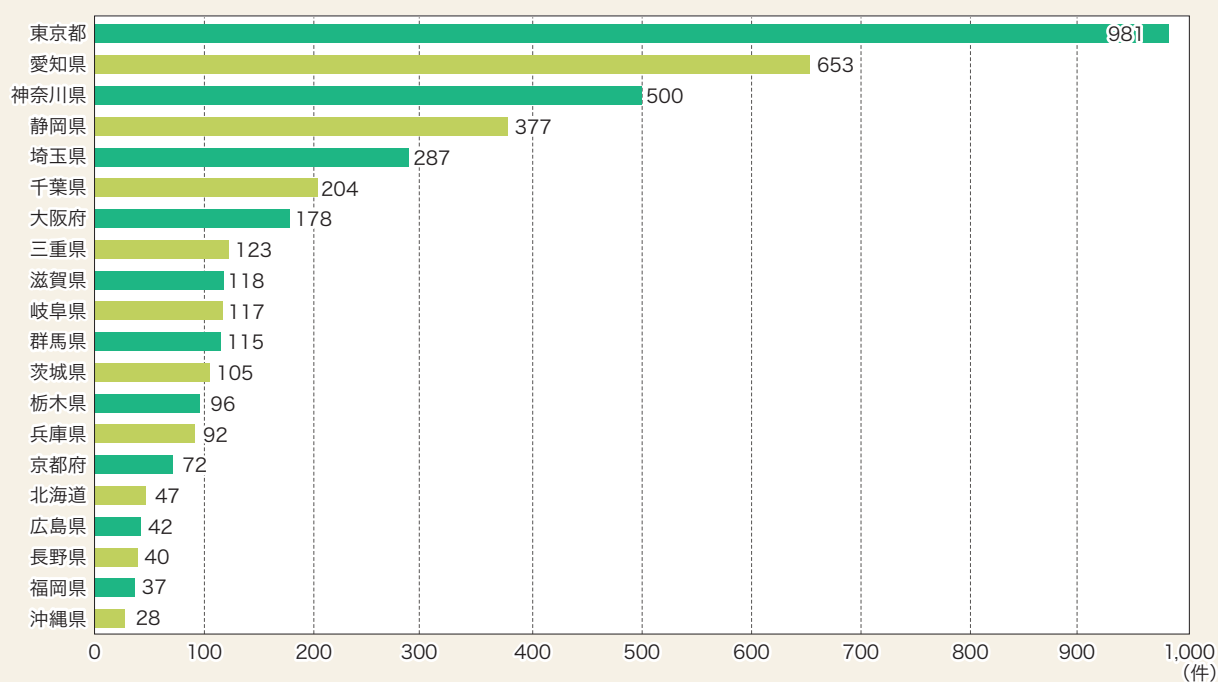
資料 1-20 令和3年度多言語情報提供サービス認知媒体内訳



(6) 利用者の地域分布

令和3年度の利用者居住地別多言語情報提供サービス問合せ件数は、資料1-21のとおりである。東京、愛知、神奈川に住む利用者が多い。

資料 1-21 令和3年度利用者居住地別多言語情報提供サービス問合せ件数 (上位20都道府県)



1-9 外国人在留支援センター (FRESC) における取組

法テラスは、政府が令和2年7月に開設した「外国人在留支援センター (Foreign Residents Support Center 通称：FRESC / フレスク)」(以下「FRESC」という。)内に、「法テラス本部国際室」(以下「国際室」という。)を設置している。FRESCは、政府が外国人材の受入れ・共生のための取組を推進するため、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」に基づき設立した外国人の在留支援に関する拠点であり、東京出入国在留管理局や東京労働局外国人特別相談・支援室等、4省庁8機関が入居している。

FRESCでは、入居機関が相互に連携・協力することを通じ、効果的かつ効率的に在留外国人が抱える様々な課題への対応に当たっている。国際室では、外国人や外国人の在留支援に関わる地方公共団体等からの問合せに対して情報提供を実施したり、他のFRESC入居機関からの相談取次や同席相談に対応したりするなど、各機関と連携・協力しながら法的支援を行っている。

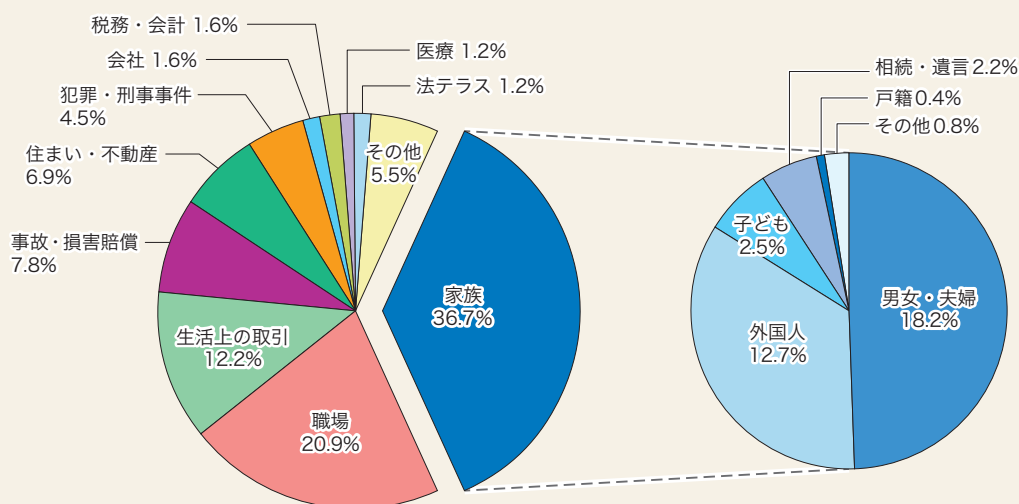
国際室の令和3年度の活動内容と実績は、以下のとおりである。

(1) 国際室における問合せの傾向

ア 問合せ内容

令和3年度の問合せ総件数は837件であり、このうち家族に関する問合せが最も多く、次いで職場、生活上の取引、事故・損害賠償と続いている。家族に関する問合せは離婚に関するもの、職場に関する問合せは賃金・退職金に関するものがそれぞれ最も多い。

資料 1-22 令和3年度国際室における問合せ分野別内訳



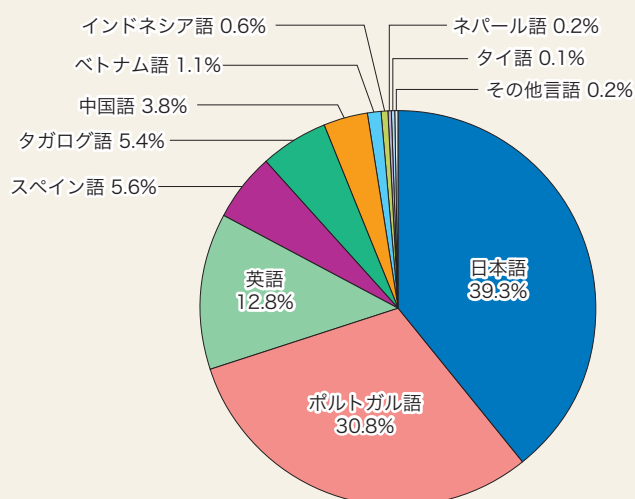
(注) 家族に関する分類には、外国人に関する内容(入国・在留手続、在留資格、難民認定、国籍・帰化など)を含む。

イ 問合せ言語

日本語による問合せが最も多く、次いでポルトガル語、英語と続いている。日本語による問合せが多い理由は、日本語が話せる在留外国人や、自治体・民間の支援者等からの問合せが多いことによる。また、ポルトガル語による問合せが多い理由は、南米出身の日系人が多い地域に所在する地方事務所支部（浜松、三河）の入電の一次対応を代行していることによる。それらの代行分を除き、国際室への直接の入電に限ると、問合せが多い言語は日本語、英語、中国語の順となる。

資料 1-23

令和3年度国際室における言語別問合せ内訳



(2) 国際室における連携対応事例の紹介

ア 他のFRESC入居機関との連携対応事例の紹介

国際室では、他のFRESC入居機関からの相談取次や同席相談を実施しており、連携の上で対応した事例には、以下のようなものがある。

なお、特定を避けるため、実際のケースをもとに一部を変更している。

【事例1：離婚・在留資格】

（相談要旨）相談者（女性）は外国籍で、「日本人の配偶者等」の在留資格を保有している。日本人の夫と離婚協議中であるところ、離婚後の日本での在留資格に関する心配及び夫が無断で離婚届を提出してしまうことに対する心配がある。

⇒（対応要旨）東京出入国在留管理局と同席相談を行った。同局からは、離婚後に現在と同じ在留資格を更新することはできないことと、相談者の置かれた状況で考えられる在留資格について説明した。法テラスからは、①離婚届が勝手に提出され受理されてしまうと離婚を取り消すには裁判が必要となること、②それを防ぐためには、自治体の窓口で離婚届不受理申出を提出しておく方法があることを説明した。また、協議離婚による離婚の効果が、そのまま母国には及ばない可能性があることに注意するよう伝えた。

イ 地方事務所との連携対応事例の紹介

国際室では、解雇、離婚、死別等に伴い住居や在留資格を失う可能性が高く至急の対応が必要な場合、速やかに弁護士等との法律相談につながるよう対応している。このうち民事法律扶助の利用条件に該当する利用者については、法テラスの地方事務所と連携して法律相談を案内している。下記はその具体例である。

なお、特定を避けるため、実際のケースをもとに一部を変更している。

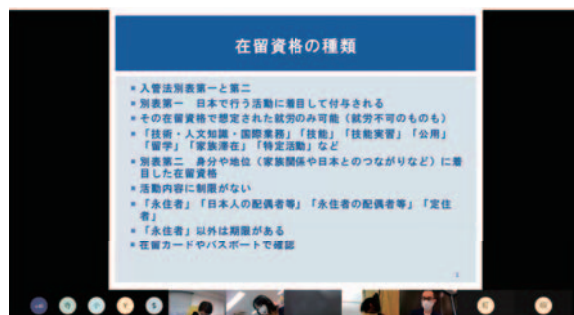
【事例2：認知・在留資格】

（相談要旨）支援者からの問合せ。支援している外国人女性が重篤な病に苦しんでいる。女性の子供は、日本人の父親から認知されていないため、外国籍となっている。女性が亡くなった場合、子供は強制退去となるか。

⇒（対応要旨）このままでは在留資格を更新できない可能性が高いが、父親に対し強制認知の手続をとれば子供が日本国籍を取得でき、在留資格が不要になることを説明した。母親が存命のうちに対応する必要があるため、母親が民事法律扶助の利用条件を満たしていることを確認した上で、最寄りの法テラス地方事務所に取り次ぎ、弁護士による法律相談につないだ。

（3）外国人支援者等向けオンラインセミナーの開催

国際室では、外国人に対する法的支援能力の向上を目的として、外国人支援機関・団体の職員や個人支援者を対象としたオンラインセミナーを開催している（令和3年度までは試行）。外国人が関わることの多い問題について、毎回異なるテーマを取り上げている。令和3年度は、以下のテーマで計6回にわたるオンラインセミナーを開催し、参加人数は合計546人であった。



令和3年7月2日 「外国籍高校生の進学・就職と在留資格」のオンラインセミナーの様子(写真は一部加工しています)

資料 1-24

令和3年度外国人支援者等向けオンラインセミナー実施状況

実施日	テーマ
令和3年5月27日	債務整理の基本
令和3年7月2日	外国籍高校生の進学・就職と在留資格
令和3年8月5日	外国人が受けられる生活支援
令和3年9月2日	労働問題を抱える外国人の法的支援
令和3年11月2日	外国人母のための妊娠・出産・育児場面の法的支援
令和4年2月10日	刑事手続の基礎と在留資格、退去強制

1-10 法教育

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、中止や規模縮小となったイベントもあったが、全国各地で合計114回の一般市民向け法教育を実施し、参加人数は合計4,654人に上った。全国の地方事務所において、講演会や、常勤弁護士を中心とした学校における出前授業のほか、新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、オンラインセミナーなどを企画した。新型コロナウイルス感染症の影響を受け、様々な問題に直面した社会や国民生活の状況を踏まえた内容のほか、若年層や高齢者に向け、法的トラブルの具体的事例を取り入れた解説を行うなど、地域住民等の法的トラブルへの関心を深め、その対応能力の向上につながるような法教育イベントとなるよう工夫した。

実施イベントの事例は、以下のとおりである。

(注) いずれも役職、所属はイベント当時のもの。

事例1：講演会・オンライン配信の併用型法教育

知っておきたい終活のはなし ～相続と遺言・任意後見～

旭川

旭川地方事務所では、旭川成年後見支援センターとの共催により、成年後見制度普及啓発の一環として講演会を実施した。当日は、旭川市と近隣8町の市民を対象として、会場とオンライン配信の併用方式で行った。旭川地方事務所の富田佳佑副所長と法テラス旭川法律事務所の坪井清隆弁護士（旭川弁護士会所属）は、成年後見制度を中心に、昨今関心が高い「終活」と絡めて、相続と遺言について事例を交えて講演した。

参加者からは、「法律的なことは難しいと思いがちだが今日の話はとても理解できた」、「色々考える機会となった」、「子供が障がい者なので大変参考になった」、「何から始めるか少しわかった」などの声が寄せられた。



当日の講演の様子

[日時] 令和3年11月19日（金曜日）

[場所] 旭川勤労者福祉会館

[参加人数] 66名

[共催] 旭川成年後見支援センター

事例2：実例で伝えるやさしい法教育

法律講座「事例で学ぼう相続法」～おたっしや倶楽部講演～

神奈川

神奈川地方事務所川崎支部では、麻生老人福祉センター（麻生いきいきセンター）と連携し、高齢者向けの法律講座を開催した。

「福祉」「健康」「生活」に関して役立つ情報を提供する“おたっしや倶楽部”において例年実施している講座で、令和3年度は、前年度に引き続き「相続法」をテーマとした。

講演では、細川宗孝弁護士（神奈川県弁護士会所属）が、事例を交えつつ、相続への備えなどについてわかりやすく丁寧に説明した。

前年度に引き続き参加した方もおり、熱心に講演に聴き入っていた。参加者からは「知らないことばかりで大変勉強になった」、「相続のトラブルは解決が難しいことを知った。備えることで円満に相続できると実感した」、「自分に当てはまる事例があり良かった」などの声が寄せられた。

〔日時〕 令和4年3月18日（金曜日）

〔場所〕 麻生老人福祉センター

〔参加人数〕 24名

〔共催〕 麻生老人福祉センター

無断使用・転載・複写等を禁止します。



当日の講座の様子

事例3：図書館との共催による法教育

暮らしに役立つ図書館講座

島根

島根地方事務所では、法律に関する情報を広く発信する取組として、隔月（偶数月）で法律講座を開催している。講師は、法テラス島根の常勤弁護士（4名）が持ち回りで担当し、令和3年度は、「空き家問題」「相続・遺言・家族信託」「後見制度」「冤罪事件」「子どもの権利と法律」をテーマに講演を行った。

常勤弁護士は、自身の弁護士業務での経験を踏まえつつ、イラストや図などを多用して平易な言葉で説明しており、参加者からは、「難しい内容なのに、とても分かりやすかった」、「将来問題が起こったときは、今回の講演を思い出して参考にしたい」などの声が寄せられた。

なお、共催する島根県立図書館は、より知識を深めたい参加者に向けて、蔵書の中からテーマに関連する書籍を講演会場に展示しており、図書館の利用にもつながる仕組みとなっている。

〔日時〕 令和3年4月10日、同年6月12日、同年8月21日、
同年10月9日、同年12月18日（全5回、いずれも土曜日）。
令和4年2月はコロナ感染拡大のため中止）

〔場所〕 島根県立図書館

〔参加人数〕 48名（全5回分の合計）

〔共催〕 島根県立図書館

無断使用・転載・複写等を禁止します。



当日の講座の様子



図書館講座のチラシ

事例4：チャット機能を利用した質問対応による参加型オンライン法教育

「キャンパスライフ入門」～学生生活への準備～

大分

大分地方事務所では、例年、大分大学と連携して、主に入学直後の学生を対象に、4年間の学生生活に関わる問題や、社会の一員としての権利義務などについて、弁護士による講演を実施している。

令和3年度は、熊谷洋佑弁護士（大分県弁護士会所属）が「年金問題、生活保護制度、親族間の扶養義務について」、田中良太弁護士（同弁護士会所属）が「学生生活と労働問題」をテーマに、長時間労働問題、年金など知っておくべき社会保障制度、実際に法的トラブルに直面したときの対処法などをわかりやすく説明・解説した。

新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、完全オンラインによる法教育であったにもかかわらず、140名という多数の学生が参加した。

講演を担当した熊谷弁護士は、オンラインによる法教育について「受講生が、私の問いかけに対し、積極的にチャットで答えを返してくれたおかげで、対面の場合以上に、双方向の講演になったと思う」と感想を述べた。

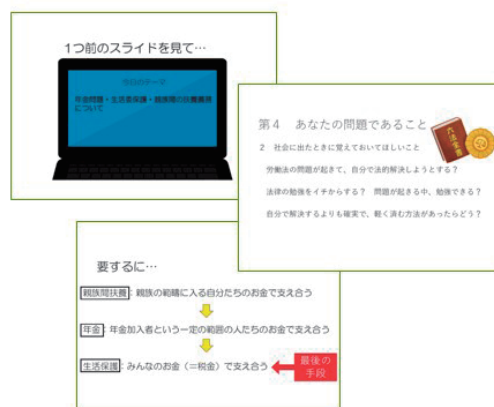
成年年齢引下げの改正民法が施行される令和4年度は、オンデマンド方式による実施を検討するなど、法教育のさらなる拡充に努めていく予定である。

〔日時〕 令和3年5月19日（水曜日）

〔場所〕 大分大学

〔参加人数〕 140名（オンライン）

〔共催〕 大分大学



当日の講演内容のスライド（一部）

事例5：自治体との連携による法教育

消費者トラブル対策講座

東京

東京地方事務所では、東京都中央区の地域包括支援センターである月島おとしより相談センター（以下「相談センター」という。）と連携し、地域の高齢者を対象に、消費者トラブルに関する福祉講座を開催した。

講師は、法テラス東京法律事務所の能美吉貴弁護士（第一東京弁護士会所属）が務めた。

この講座は、「トイレ修理業者等からの高額請求」についての相談が複数寄せられたことから、中央区として消費者トラブル対策講座を開くこととなり、法テラスに連携依頼があったため実現した。

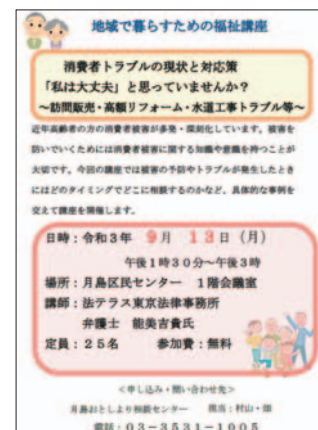
当日は「自分にも起こりえること」として参加者に危機感をもってもらうため、国民生活センターに寄せられた具体的な事例を取り上げるとともに、法律上の論点のほか、トラブル回避に向けた日頃からの準備、トラブル発生時の心構え等、具体的なアドバイスを行った。また、トラブルが起きたらまず何をすべきかを説明する中で、法テラスの制度や相談予約の方法等について説明を行った。

参加者からは、「ニュースをみて不安があったが、気持ちが楽になった」などの声が寄せられた。

〔日時〕 令和3年9月13日（月曜日）

〔場所〕 月島区民センター

〔参加人数〕 25名



福祉講座のチラシ

2. 民事法律扶助業務



2-1 令和3年度における業務の概況

(1) 法律相談援助及び代理援助

弁護士・司法書士への無料法律相談（法律相談援助）の件数は、令和2年度は令和元年度より減少したが、令和3年度においては、312,770件となり、前年度（290,860件）より増加した。代理援助の件数は、令和3年度は前年度（105,630件）より減少し、103,478件となった。

(2) 電話等相談援助

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、利用者、相談担当者の感染リスクを回避するため、令和2年5月11日から開始した電話等を活用した法律相談（緊急時電話等相談援助）を、令和3年度においても引き続き実施した。

なお、同相談援助の実施期間は、令和5年3月末まで延長された（令和4年7月現在）。

また、延長期間経過後の、新型コロナウイルス感染症まん延などの事情がない平常時においても、高齢者や障がい者など既設の相談場所に赴いて相談することが困難な方を対象とした電話等を活用した法律相談（通常電話等相談援助）が実施できるよう準備を進めた（同年4月1日付けで業務方法書改正）。

(3) 特定援助対象者援助事業

平成30年1月24日の援助開始以降、法律相談は月平均56件程度の件数で推移している。当援助は、地方公共団体等関係機関からの申入れがあって初めて手続を進めることになるため、関係機関との連携・協力がより重要となる。毎月一定の相談件数があるのは、そうした連携・協力関係の一端を示すものであり、法テラスがこれまで取り組んできた司法ソーシャルワーク活動の成果の一つといえるものである。

一方、特定援助対象者についてのみ代理援助・書類作成援助の対象となる、公的給付にかかる行政不服申立手続の援助実績は、令和3年度は9件であった。

2-2 業務の概要

(1) 民事法律扶助業務

民事法律扶助業務とは、経済的に余裕のない方などが法的トラブルにあったときに、無料で法律相談を行い（法律相談援助）、必要に応じ、弁護士・司法書士費用等の立替えを行う（代理援助・書類作成援助）業務である。刑事事件に関するものは対象にはならない。法律相談援助は、法テラスの事務所のほか、法テラスと契約した弁護士・司法書士の事務所などでも行っている。

援助の申込みは法テラスの事務所、契約弁護士・契約司法書士の事務所、指定相談場所で受け付けている。

法律相談援助を受けるには、援助要件として、①資力（収入・資産）が一定基準以下であること、②民事法律扶助の趣旨に適すること（報復的感情を満たすだけや自己宣伝のためといった場合でないこと）の2点を満たすことが必要となる。この場合の、相談料は無料である。ただし、法律相談援助に付随し、相談担当弁護士・司法書士が被援助者（相談者）名義で簡易な法的文書を作成する簡易援助においては、被援助者が生活保護受給者でない場合、一部費用負担が発生する。

法律相談援助の結果、裁判や調停、交渉などの手続において弁護士・司法書士の代理が必要な場合（代理援助）や、自分で裁判を起こすときに裁判所提出書類の作成が必要な場合（書類作成援助）は、審査の上、弁護士・司法書士費用等の立替えを行う。審査においては、援助要件①②に加えて、③勝訴の見込みがないとはいえないこと（和解・調停・示談成立等による紛争解決の見込みがあるもの、自己破産の免責見込みがあるものなどを含む）の3点を満たす必要がある。

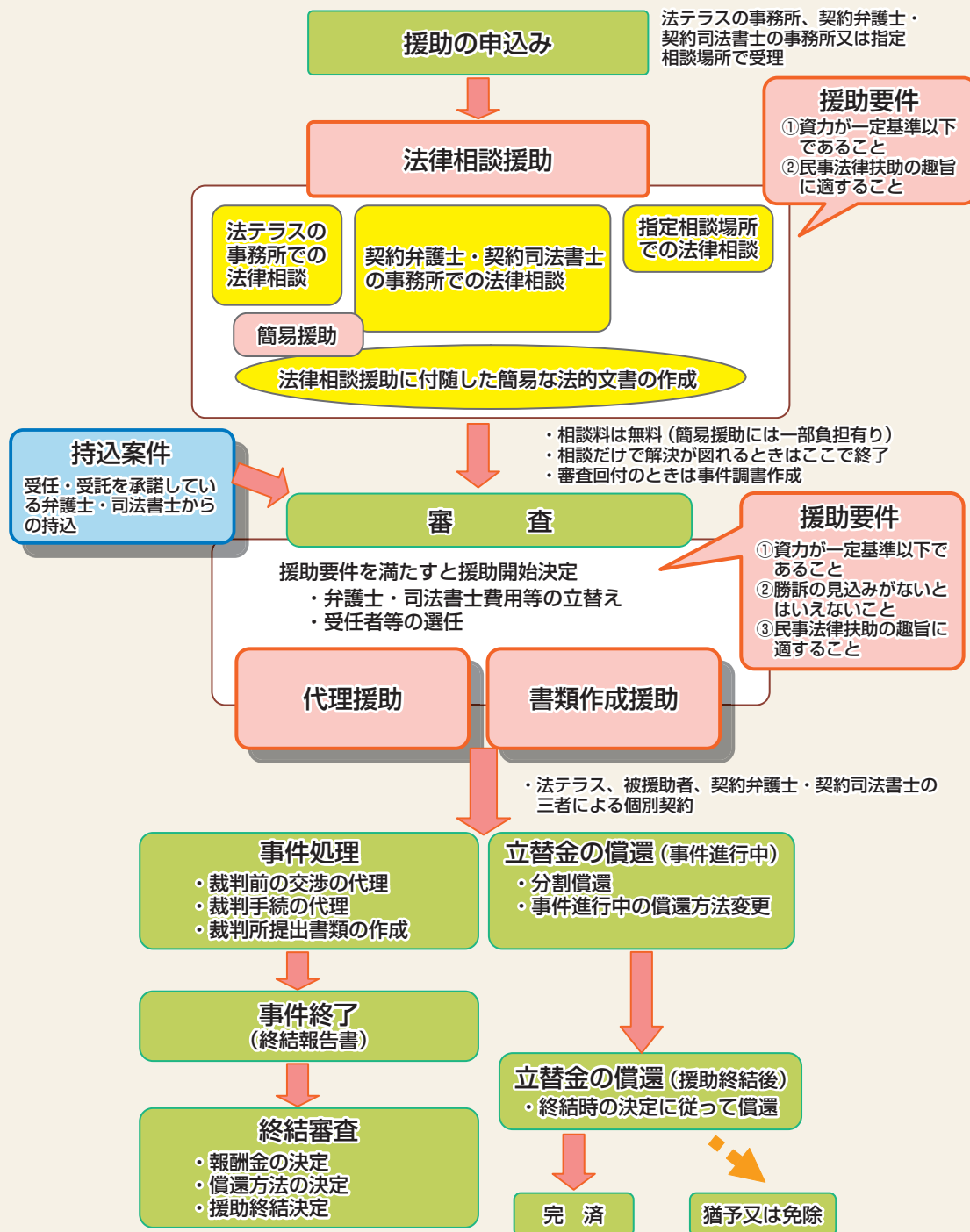
援助開始が決まると、法テラスの基準に基づき弁護士・司法書士費用（着手金・実費等）を決定する。決定した費用は法テラスが立て替え、被援助者は毎月分割して償還（返済）することとなる。

事件処理が終了すると、弁護士・司法書士から終結報告書の提出を受けて終結審査を行い、報酬金及びその支払方法並びに立替残金の償還方法等を決定する。

報酬金の額は、事件の種類や性質、財産的利益の額に応じて法テラスが決定する（財産的利益がない場合でも、法的な成果があったと認められる場合には報酬金が発生する。）。この決定において、被援助者が立替金を引き続き分割で償還する場合は、原則として援助終結日から3年以内に完済予定となる償還月額を法テラスが設定する。

なお、被援助者が生活保護を受給している場合は、原則として、援助終結まで立替金の償還を猶予し、援助終結後に本人からの申請により立替金の償還が免除となる場合がある（事件の相手方等から経済的な利益を得た場合を除く）。被援助者が生活保護を受給していない場合においても、それに準じる程度に生計が困難である場合は、本人からの申請により償還を猶予し、免除となる場合がある。

資料 2-1 民事法律扶助の手続（全体の流れ）

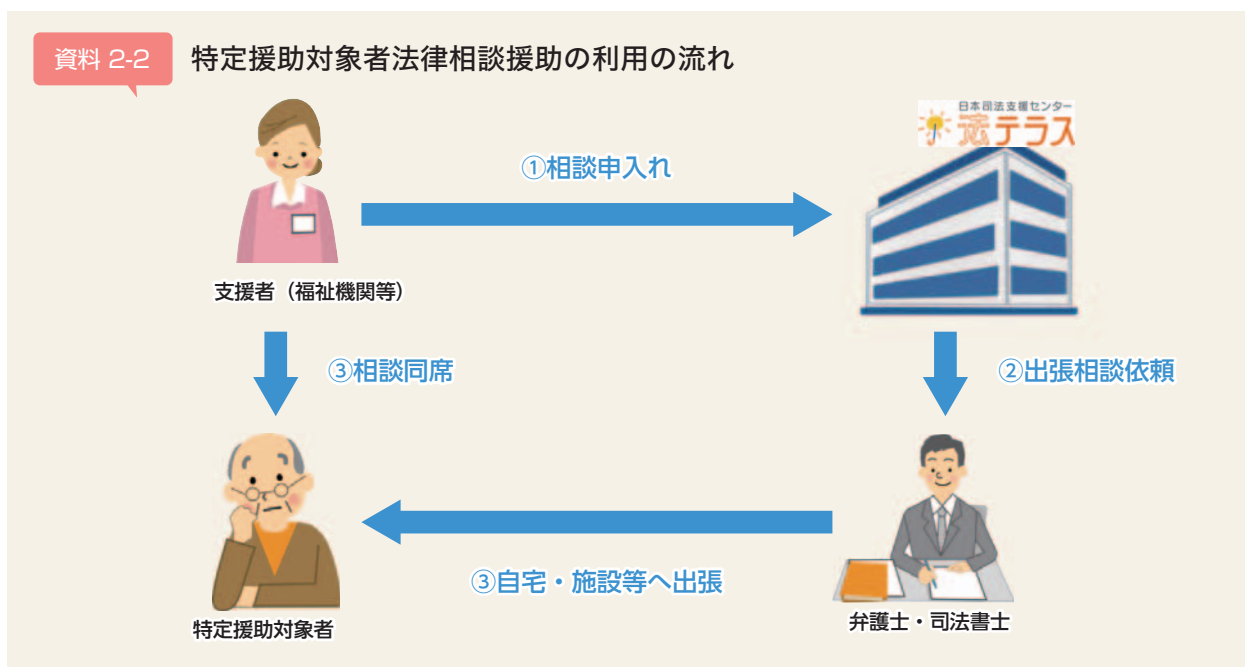


(2) 特定援助対象者援助事業

平成30年1月24日から、高齢や障がいなどで認知機能が十分でないために、自己の権利の実現を妨げられているおそれがある方（特定援助対象者）を対象とした、資力にかかわらず行う法律相談援助（特定援助対象者法律相談援助）を開始した。また、弁護士費用等の立替えの対象を一定の行政不服申立手続まで拡大した。

ア 特定援助対象者法律相談援助

当援助は、対象者本人ではなく、対象者を支援する地方公共団体又は福祉機関等からの申入れに基づき、対象者の資力にかかわらず、弁護士等が対象者のもとへ出張して法律相談を実施するところに特徴がある（ただし、資力が一定の基準を超える場合、法律相談料は対象者の負担となる。）。申入れができる機関（特定援助機関）は、地方公共団体のほか、社会福祉協議会や地域包括支援センター等の7種類の機関である（資料2-10参照）。



イ 行政不服申立手続への法律扶助対象拡大

特定援助対象者については、代理援助・書類作成援助の対象手続が、公的給付にかかる行政不服申立手続に拡大された。具体的には、生活保護法（第64条の審査請求又は第66条第1項の再審査請求）、介護保険法（第183条第1項の審査請求）及び障害者総合支援法（第97条第1項の審査請求）上の不服申立手続、精神障害・身体障害者手帳の交付に関する不服申立手続が対象となる。

(3) 被災者法律相談援助

平成28年7月1日から、政令で指定された大規模災害により被災された方に、災害発生日から1年を超えない範囲で、資力を問わない無料法律相談を行う業務（被災者法律相談援助）を開始した。当援助はこれまでに、平成28年熊本地震、平成30年7月豪雨、令和元年台風第19号、令和2年7月豪雨に適用された。

なお、令和3年度は該当する災害はなかった。

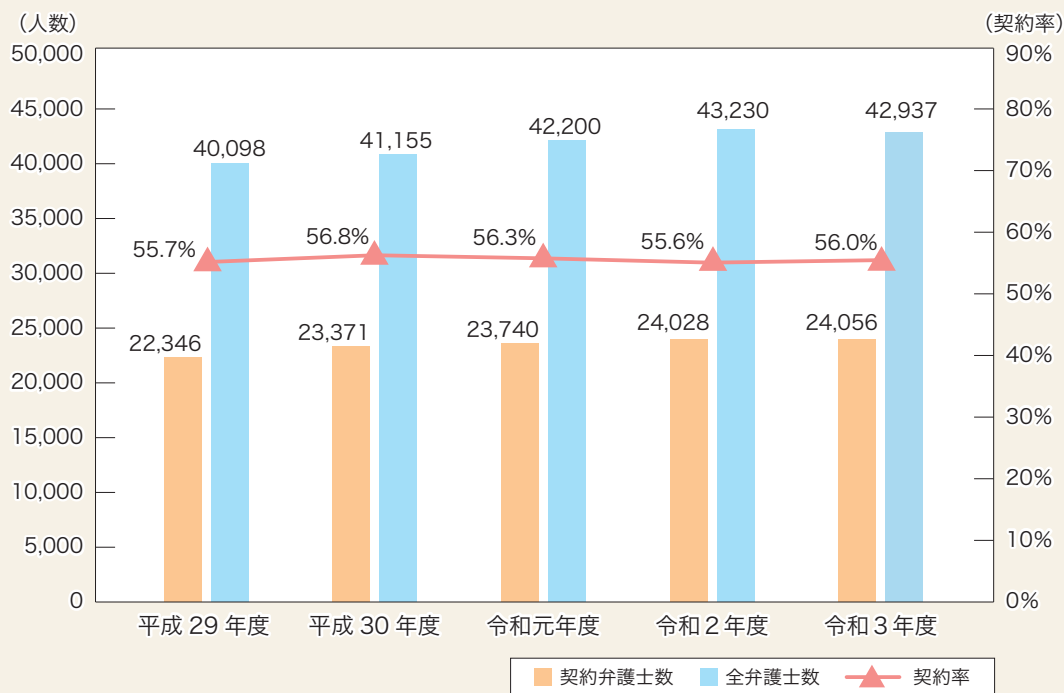
（詳細は、「6 災害対応」を参照）

2-3 契約弁護士・司法書士数の推移

法テラスでは、民事法律扶助の担い手となる契約弁護士・司法書士の確保に努めている。契約弁護士数は毎年増加しており、令和3年度末には24,056名となった。

資料 2-3 契約弁護士数の推移

地方事務所別データは 付表 2-1

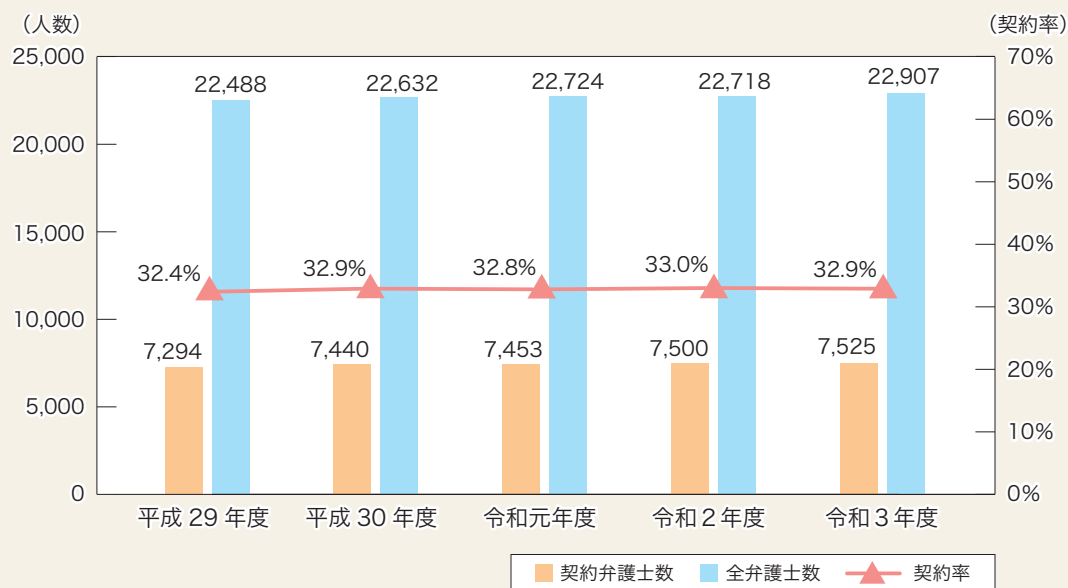


(注) 契約弁護士数に常勤弁護士は含まない。

契約司法書士数も毎年増加しており、令和3年度末には7,525名となった。

資料 2-4 契約司法書士数の推移

地方事務所別データは 付表 2-2



2-4 法律相談援助

(1) 実施状況

法律相談援助件数は、法テラスに法律扶助業務を引き継いだ財団法人法律扶助協会が事業を行っていた昭和50年度に13,757件、平成5年度45,018件、平成17年度102,531件であった。法テラスが通年で業務を行った初年度である平成19年度には147,430件に急増し、以後、平成23年度280,389件、平成30年度314,614件（前年度比4.0%増）、令和元年度315,085件（同0.1%増）と毎年増加していたが、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染リスクを回避するために面談による法律相談を縮小・中止せざるを得ない状況が続いたことから290,860件と減少した。令和3年度については、緊急時電話等相談援助の実施期間を延長するとともに、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を講じた面談による法律相談も再開した結果、312,770件と前年度より増加した。

資料 2-5

法律相談援助件数の推移

地方事務所別データは 付表 2-3



(注1) 法律扶助協会のデータは、(財)法律扶助協会発行の平成17年度事業報告書に基づく。

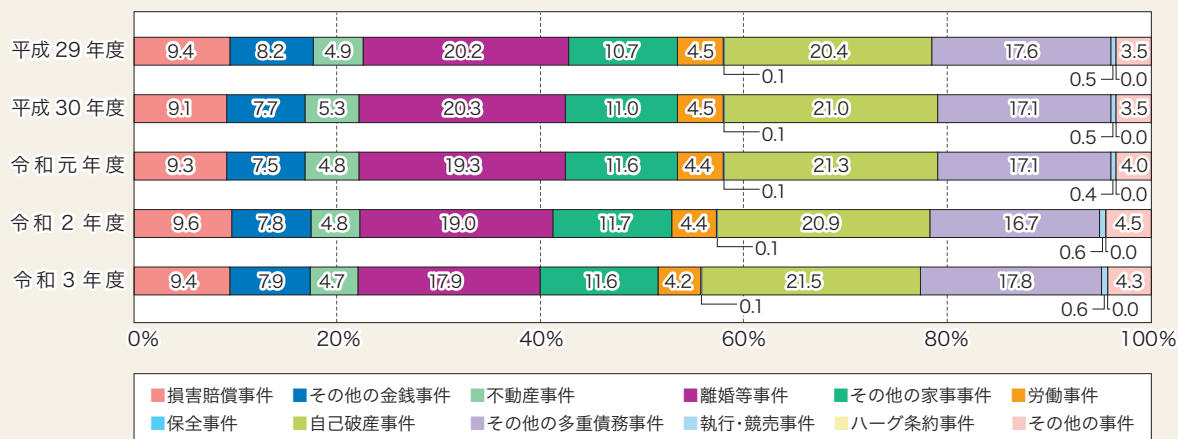
(注2) 被災者法律相談援助及び特定援助対象者法律相談援助の実績を含む。

法律相談援助の事件別内訳をみると、令和3年度は自己破産に関する相談が最も多く、21.5%となっており、次いで離婚に関する相談が17.9%となっている。

資料 2-6

法律相談援助の事件別内訳の推移

地方事務所別データは 付表 2-4 (令和3年度のみ)

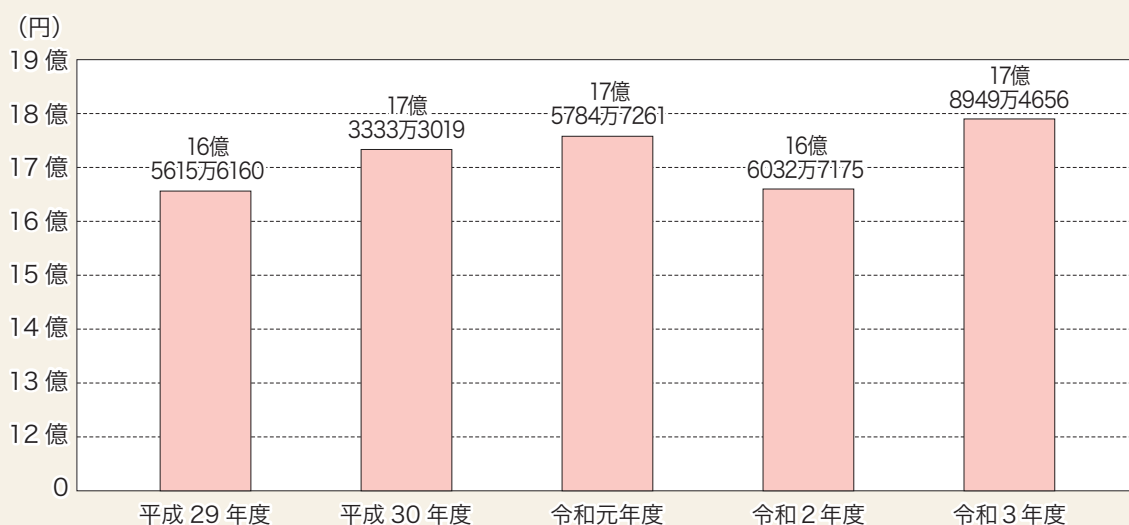


(注) 被災者法律相談援助及び特定援助対象者法律相談援助の実績を含む。

民事法律扶助の法律相談援助件数は令和2年度より増加し、令和3年度において法テラスから弁護士・司法書士に支払った相談費は、17億8949万4656円となった。

資料 2-7

法律相談費の推移



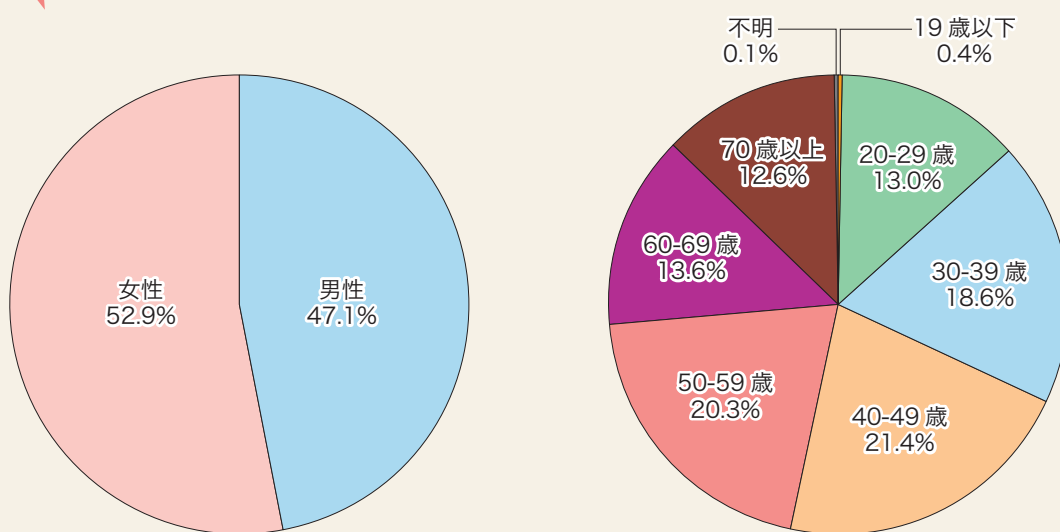
(注) 被災者法律相談援助及び特定援助対象者法律相談援助の実績を含む。

(2) 法律相談援助利用者の属性

令和3年度の法律相談援助利用者は、女性が52.9%、男性が47.1%と、女性の比率が高くなっている。年代別に見ると、40代と50代の比率が大きく、全体の約42%を占め、次いで30代となっている。

資料 2-8

令和3年度法律相談援助利用者の性別、年代

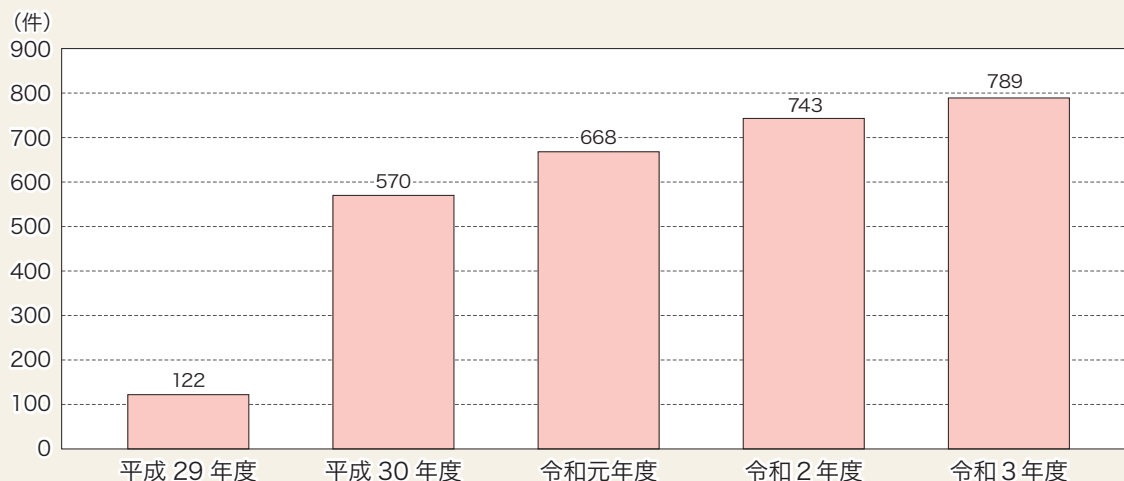


(3) 特定援助対象者法律相談援助

平成30年1月24日の制度開始時からの法律相談援助件数の推移は、資料2-9のとおりである。

資料 2-9 特定援助対象者法律相談援助件数の推移

地方事務所別データは 付表 2-3



(注) 平成 29 年度分については、平成 30 年 1 月から同年 3 月実施分

当援助は、相談する対象者本人からではなく、特定援助機関（7類型）からの申し入れにより援助を開始する。令和3年度は、地域包括支援センターからの申し入れが30.0%と最多となっている。特定援助機関ごとの相談実施件数は、資料2-10のとおりである。

資料 2-10 令和3年度特定援助機関別相談実施件数

合計	特定援助機関						
	地方公共団体	社会福祉協議会	地域包括支援センター	介護保険法上のサービス事業者(注1)	障害者総合支援法上のサービス事業者(注1)	児童福祉法上の支援事業者(注1)	その他(注2)
789件	166件	95件	237件	139件	43件	1件	108件
100%	21.0%	12.0%	30.0%	17.6%	5.4%	0.1%	13.7%

(注1) 地方公共団体から指定又は監督を受ける事業者

(注2) 医療ソーシャルワーカーが所属している医療機関、地域生活定着支援センター、精神保健福祉センター等

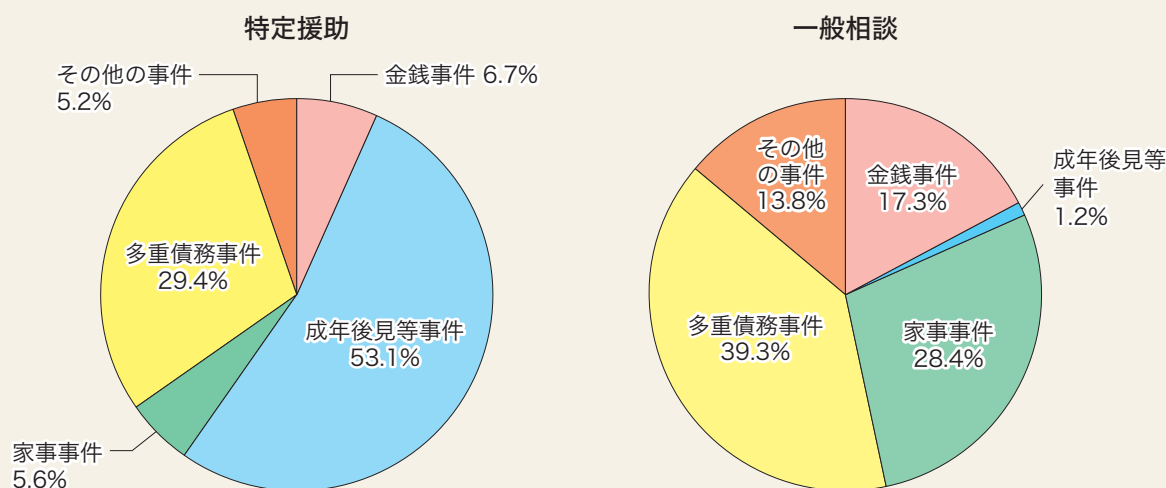
資力にかかわらず利用できる制度であるが、資力が一定の基準を超える場合は、法律相談料は申入対象者の負担となる。

資料 2-11 令和3年度申入対象者の資力状況

実施件数	資力状況	
	資力基準内だった方	資力基準を超えた方
789件	730件 (92.5%)	59件 (7.5%)

令和3年度における事件別内訳をみると、一般的な民事法律扶助制度による相談では1.2%程度の成年後見等が、当援助では53.1%と最多となっている。

資料 2-12 令和3年度特定援助対象者法律相談援助の事件別内訳（一般相談との比較）



(4) 外国人向け法律相談

日本国内に住所を有し適法に在留する外国人は、民事法律扶助制度を利用できる。また、ハーグ条約事件（国際的な子の連れ去り事件）の対象者については、一定の要件のもと、国外に居住する外国人であっても利用が可能となっている。

資料 2-13 令和3年度外国人専門相談実施件数

地方事務所	東京	埼玉	浜松	愛知	三河	大阪	合計
実施件数 (注)	325	30	83	33	99	94	664

(注) 外国籍の方でも通訳を必要としない場合等は、一般相談として取り扱っている場合がある。

2-5 代理援助・書類作成援助

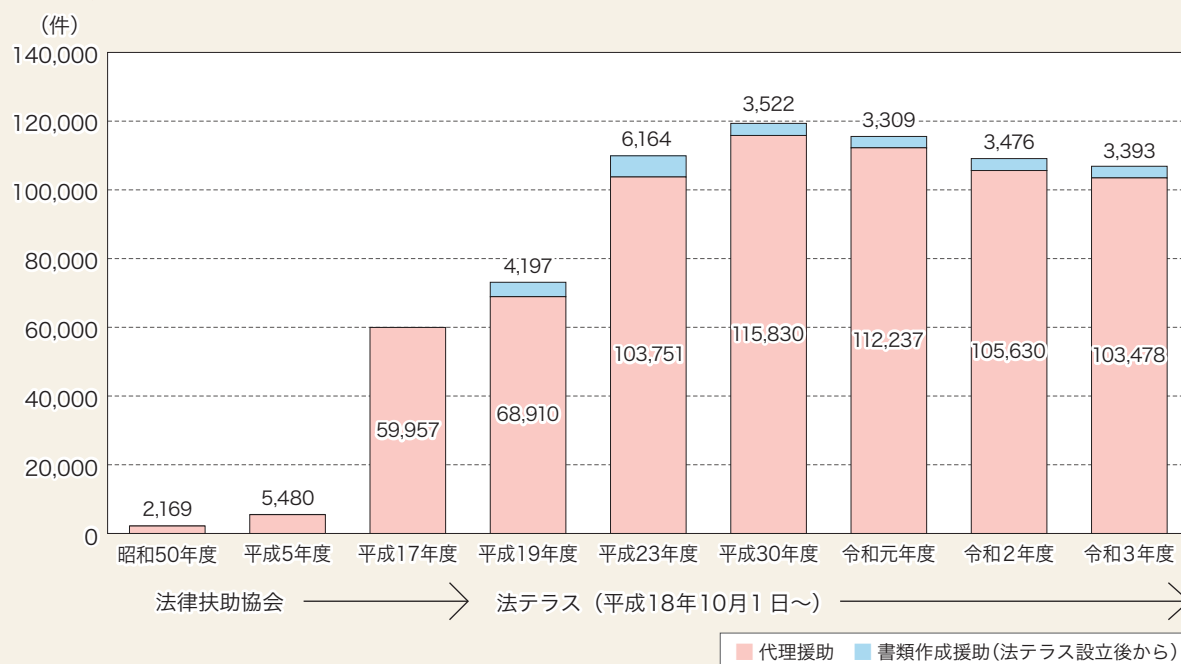
(1) 実施状況

代理援助・書類作成援助件数は、法テラスに法律扶助業務を引き継いだ財団法人法律扶助協会が事業を行っていた昭和50年度に代理援助2,169件、平成5年度代理援助5,480件、平成17年度代理援助59,957件であったが、法テラスが通年で業務を行った初年度である平成19年度は、73,107件（代理援助・書類作成援助の総件数。書類作成援助の統計は法テラス設立時から）となった。以後も、平成23年度109,915件、平成30年度119,352件と増加してきたが、令和元年度以降は減少傾向になった。

令和3年度は、代理援助103,478件（前年度比2.0%減）、書類作成援助3,393件（同2.4%減）の合計106,871件であった。

資料 2-14 代理援助・書類作成援助の開始決定件数の推移

地方事務所別データは 付表 2-5



（注）法律扶助協会のデータは、（財）法律扶助協会発行の平成17年度事業報告書に基づく。

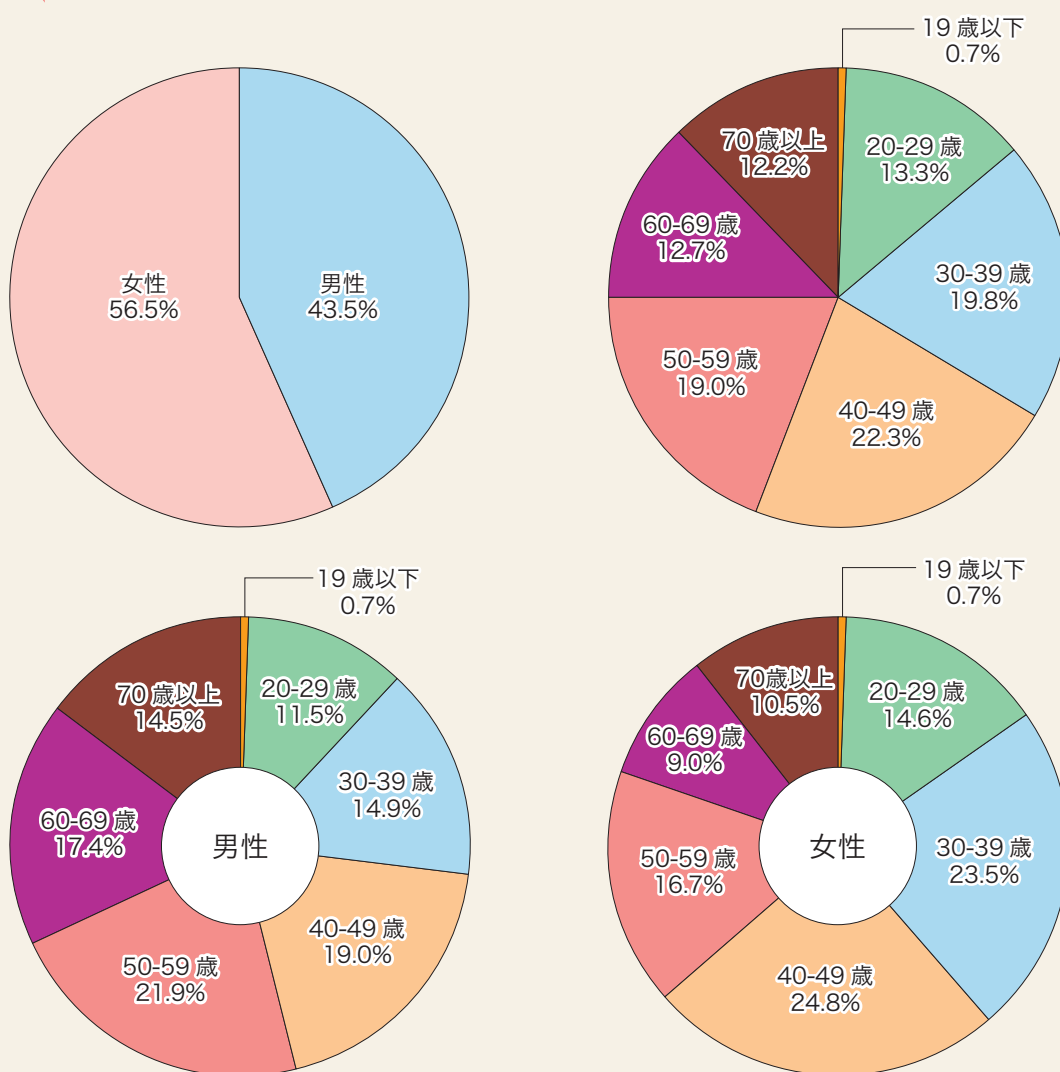
(2) 代理援助・書類作成援助利用者の属性

令和3年度の代理援助・書類作成援助利用者は、女性が56.5%、男性が43.5%と、法律相談援助と同様に女性の比率が高くなっている。

年代別にみると、男性は50代、女性は40代が最も多かった。全体に占める、40代以下の比率をみると、男性では46.1%、女性では63.6%であり、女性のほうが、利用者の年齢層が若い傾向がある。

資料 2-15

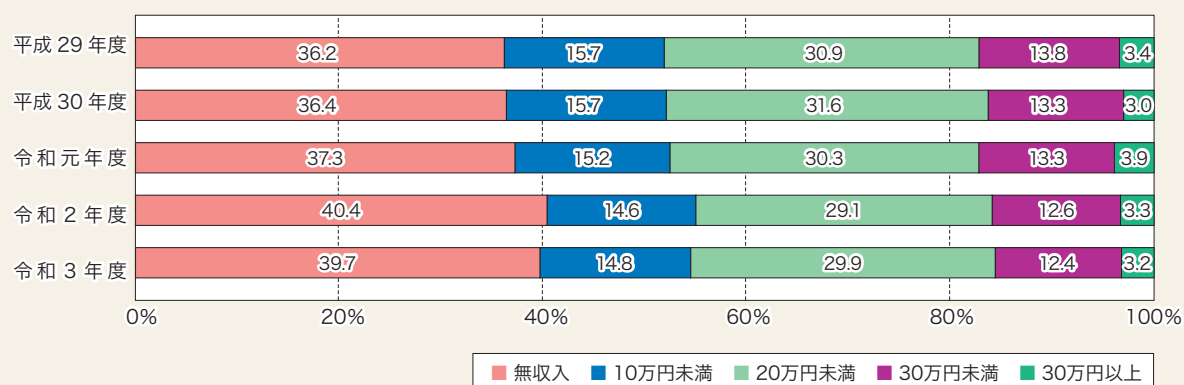
令和3年度代理援助・書類作成援助利用者の性別、年代



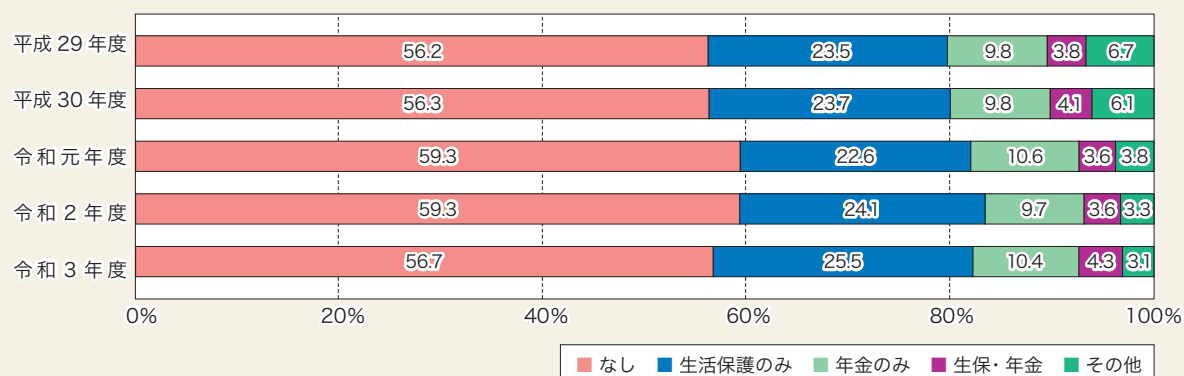
代理援助・書類作成援助利用者の世帯収入については、無収入が39.7%（前年度比0.7ポイント減）で、月収10万円未満の14.8%と合わせると54.5%（同0.5ポイント減）になる。月収10万円未満の援助利用者が全体の半数を超える状況が近年続いている。

また、援助利用者の公的給付受給状況をみると、公的給付を受けていない援助利用者が半数を超える状況が近年続いている。

資料 2-16 代理援助・書類作成援助利用者の世帯収入（月額）の推移



資料 2-17 代理援助・書類作成援助利用者の公的給付受給状況の推移

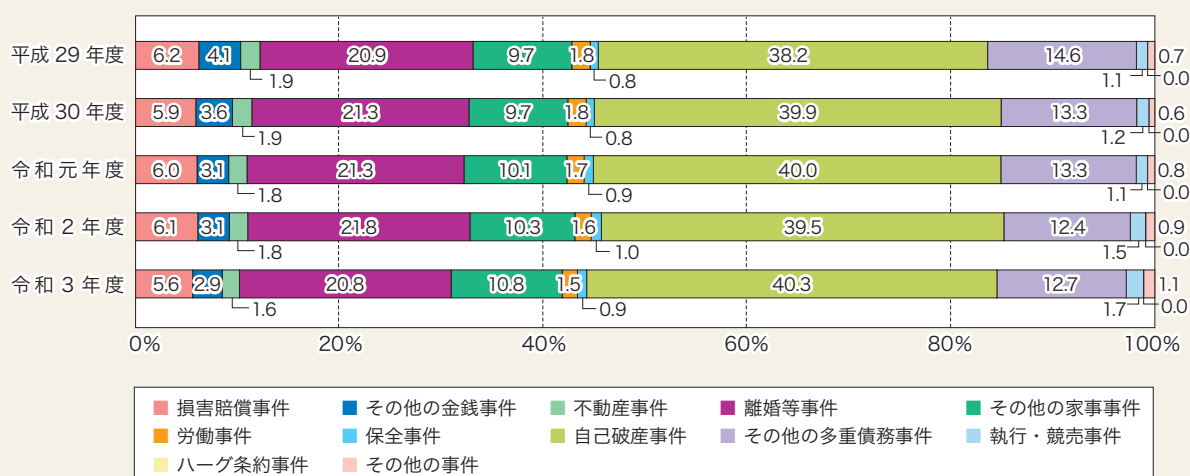


(3) 代理援助

代理援助の事件別内訳をみると、自己破産事件が最も多く、令和3年度は40.3%であり、任意整理などその他の多重債務事件と合わせると53.0%となった。

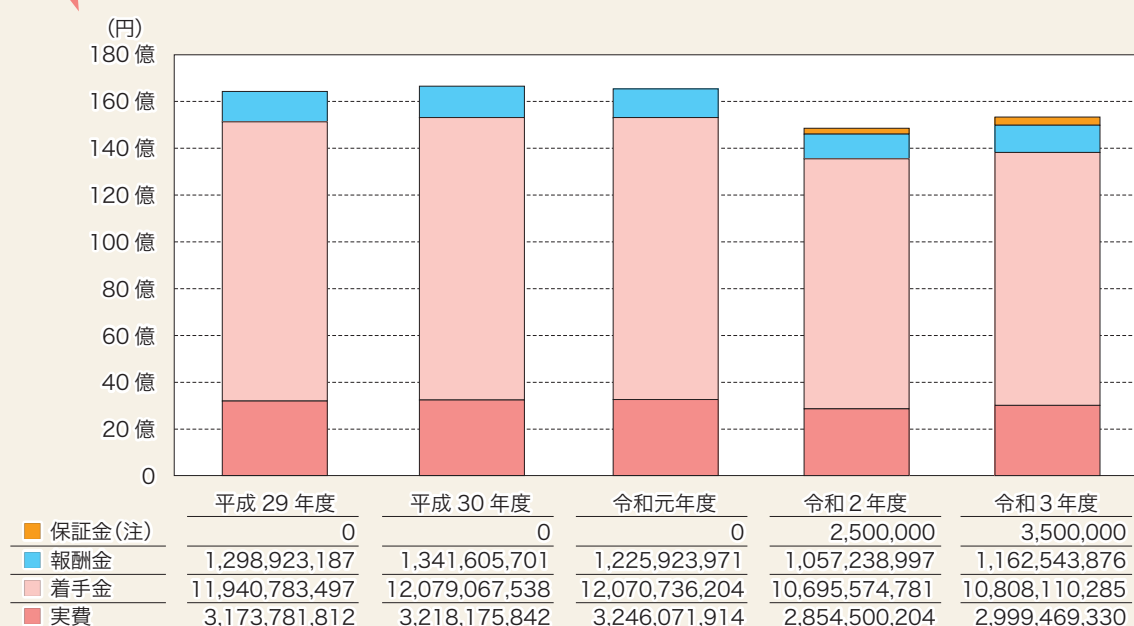
資料 2-18 代理援助の事件別内訳の推移

地方事務所別データは 付表 2-6 (令和3年度のみ)



代理援助にかかる立替金は着手金、実費、報酬金及び保証金からなり、令和3年度は、合計で149億7362万3491円であった。

資料 2-19 代理援助立替金実績の推移

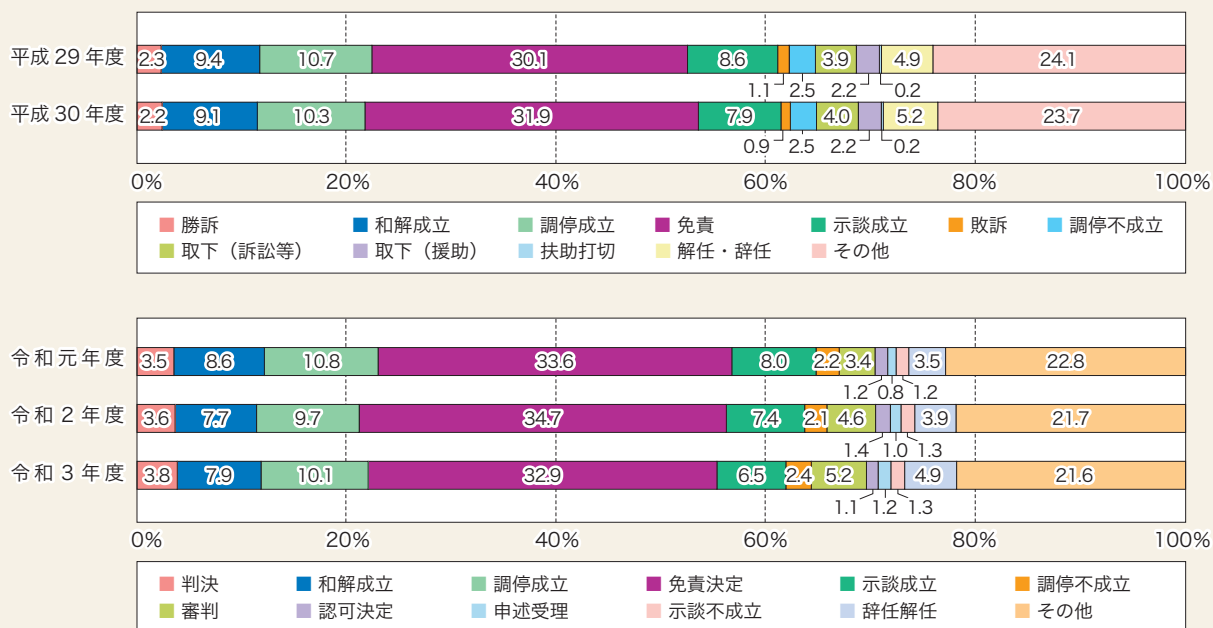


(注) 仮差押、仮処分等によって債務者が被る損害の賠償のための担保、執行停止によって債権者が被る損害の賠償のための担保等として裁判所から納付を命じられる金員

令和3年度における代理援助の事件結果は、免責・和解成立等により成功裏に終了したものが59.8%と多く、示談不成立は1.3%、調停不成立は2.4%であった。

資料 2-20 代理援助の事件結果別内訳の推移

地方事務所別データは 付表 2-7 (令和3年度のみ)



	判決	和解成立	調停成立	免責決定	示談成立	調停不成立	過払金回収	審判	認可決定	申述受理	和解不成立	示談不成立	個別契約解除	辞任解任	その他
令和元年度	3.5%	8.6%	10.8%	33.6%	8.0%	2.2%	0.1%	3.4%	1.2%	0.8%	0.0%	1.2%	0.3%	3.5%	22.8%
令和2年度	3.6%	7.7%	9.7%	34.7%	7.4%	2.1%	0.1%	4.6%	1.4%	1.0%	0.0%	1.3%	0.8%	3.9%	21.7%
令和3年度	3.8%	7.9%	10.1%	32.9%	6.5%	2.4%	0.1%	5.2%	1.1%	1.2%	0.0%	1.3%	1.0%	4.9%	21.6%

(注) 令和元年度より、事件結果の分類を変更した。

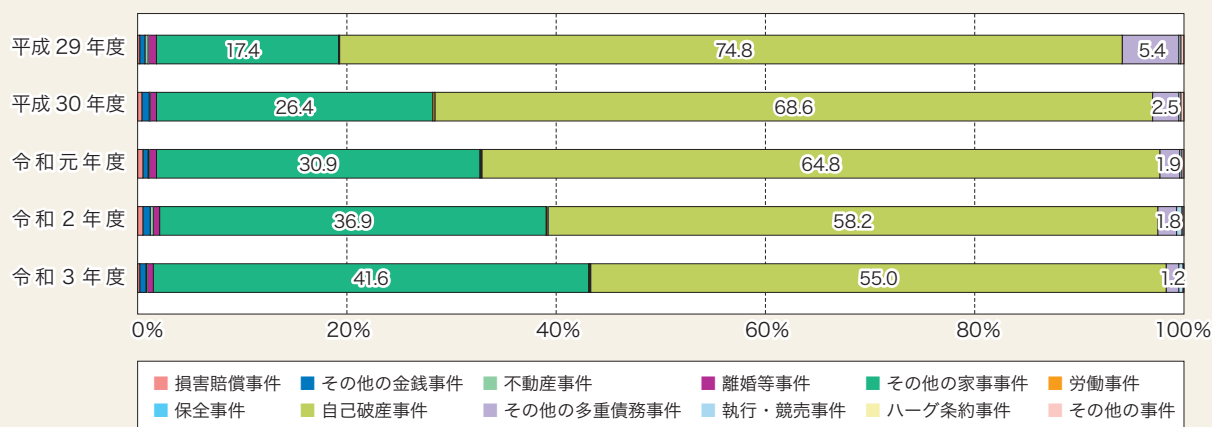
(4) 書類作成援助

令和3年度における書類作成援助の事件別内訳をみると、55.0%が自己破産事件となっている。年々割合は減ってきているものの、依然として書類作成援助の大半を占めている。

資料 2-21

書類作成援助の事件別内訳の推移

地方事務所別データは 付表 2-8 (令和3年度のみ)

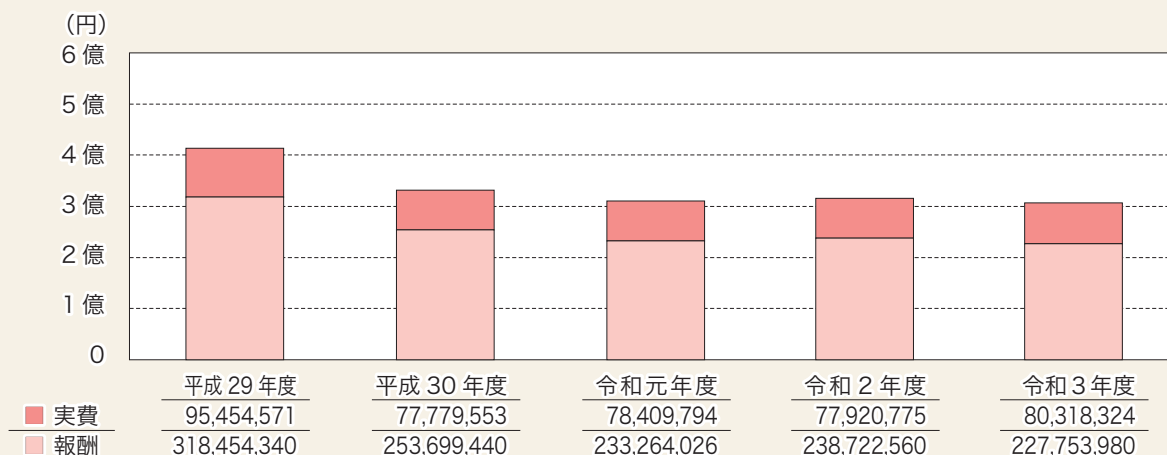


	損害賠償事件	その他の金銭事件	不動産事件	離婚等事件	その他の家事事件	労働事件	保全事件	自己破産事件	その他の多重債務事件	執行・競売事件	ハーグ条約事件	その他の事件
平成29年度	0.2%	0.5%	0.3%	0.8%	17.4%	0.1%	0.0%	74.8%	5.4%	0.2%	0.0%	0.3%
平成30年度	0.4%	0.7%	0.1%	0.6%	26.4%	0.0%	0.2%	68.6%	2.5%	0.2%	0.0%	0.2%
令和元年度	0.5%	0.5%	0.1%	0.7%	30.9%	0.1%	0.1%	64.8%	1.9%	0.2%	0.0%	0.2%
令和2年度	0.5%	0.7%	0.3%	0.6%	36.9%	0.1%	0.1%	58.2%	1.8%	0.5%	0.0%	0.2%
令和3年度	0.2%	0.6%	0.1%	0.6%	41.6%	0.1%	0.1%	55.0%	1.2%	0.4%	0.0%	0.1%

書類作成援助にかかる立替金は、実費と報酬からなり、令和3年度は、合計で3億807万2304円であった。

資料 2-22

書類作成援助立替金実績の推移



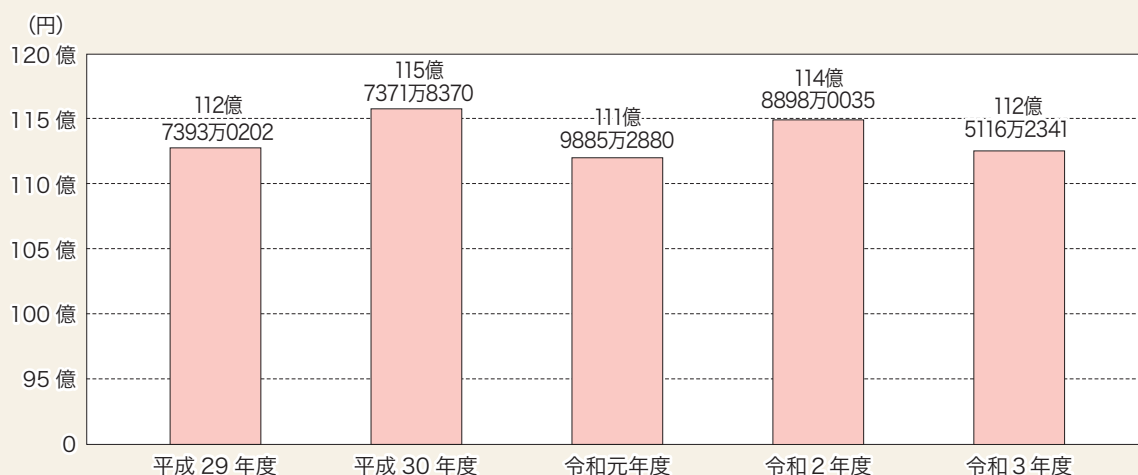
2-6 立替金の償還（返済）

（1）償還

代理援助・書類作成援助利用者は、法テラスが立て替えた弁護士・司法書士費用等を、免除や猶予の決定を受けた場合を除き、法テラスに対し毎月割賦償還（分割返済）する。

立替金償還実績の推移は、資料2-23のとおりである。

資料 2-23 立替金償還実績の推移

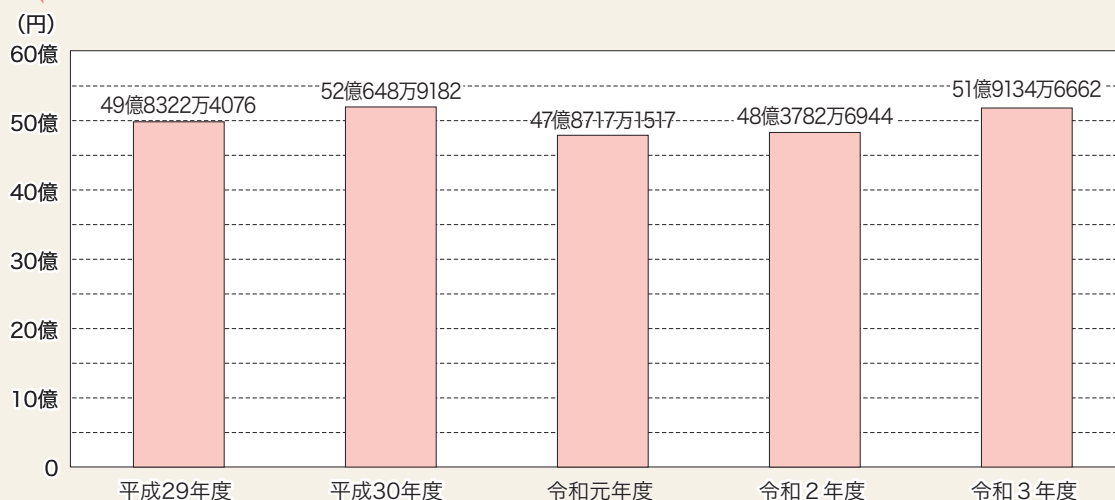


（2）償還の免除

代理援助・書類作成援助利用者は、生活保護を受給しているなど一定の要件を満たす場合は、立替金の償還について免除の申請をすることができます。

立替金償還免除実績の推移は、資料2-24のとおりである。

資料 2-24 立替金償還免除実績の推移

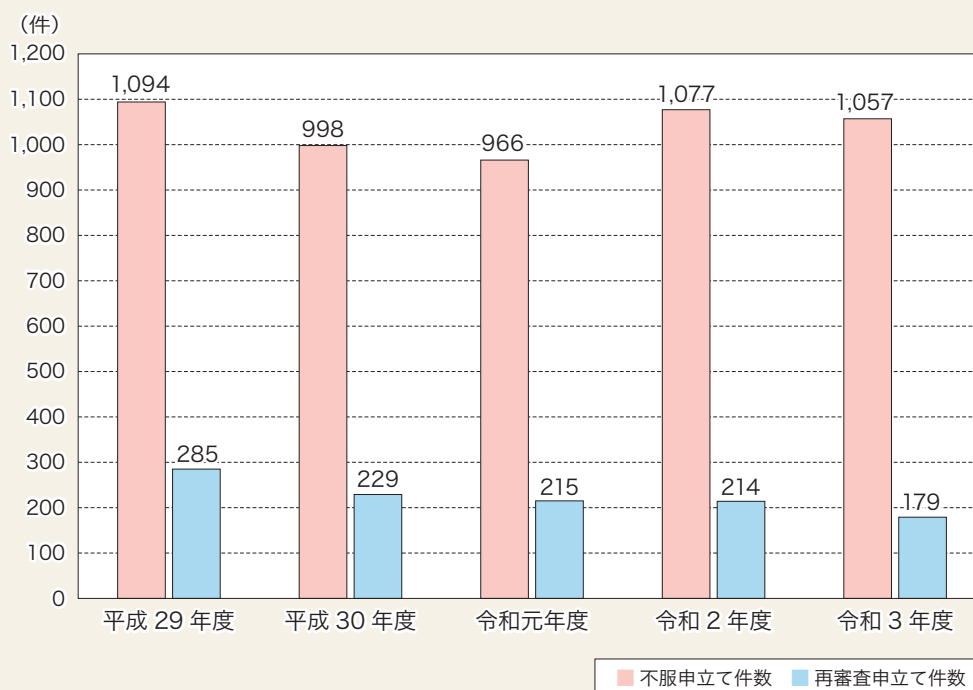


2-7 不服申立てと再審査申立て

代理援助・書類作成援助に関する地方事務所長の決定に不服がある利用者（援助の申込みをした、又は援助を受けた利用者）や法律相談費の不支給決定を受けた法律相談担当者、受任者等は、地方事務所長に対して不服申立てを行うことができる。この申立てに対する決定に更に不服がある不服申立人又はその他の利害関係人は、理事長に対して再審査申立てを行うことができる。

令和3年度の不服申立て件数は1,057件（前年度比1.9%減）、再審査申立て件数は179件（同16.4%減）であった。

資料 2-25 不服申立てと再審査申立ての件数の推移



付表 2-1 契約弁護士数・契約弁護士法人数の推移（地方事務所別）

(人)

地 方 事務所	平成29年度				平成30年度				令和元年度			
	契約者数	全弁護士数	契約率	契約 法人数	契約者数	全弁護士数	契約率	契約 法人数	契約者数	全弁護士数	契約率	契約 法人数
札幌	646	799	80.9%	22	671	807	83.1%	27	684	812	84.2%	30
函館	45	56	80.4%	2	46	54	85.2%	2	47	54	87.0%	2
旭川	68	72	94.4%	3	66	73	90.4%	4	72	79	91.1%	4
釧路	65	78	83.3%	8	75	81	92.6%	10	73	80	91.3%	11
青森	96	113	85.0%	4	94	113	83.2%	3	93	114	81.6%	4
岩手	93	104	89.4%	2	94	104	90.4%	2	94	102	92.2%	2
宮城	393	453	86.8%	11	395	457	86.4%	13	401	471	85.1%	16
秋田	73	77	94.8%	2	71	77	92.2%	2	69	76	90.8%	2
山形	88	97	90.7%	3	90	99	90.9%	4	94	103	91.3%	3
福島	173	203	85.2%	12	182	201	90.5%	12	178	200	89.0%	12
茨城	238	288	82.6%	8	243	287	84.7%	7	251	300	83.7%	9
栃木	161	222	72.5%	6	163	227	71.8%	6	158	228	69.3%	6
群馬	240	290	82.8%	7	241	295	81.7%	6	249	306	81.4%	7
埼玉	641	869	73.8%	19	664	881	75.4%	18	676	903	74.9%	20
千葉	610	799	76.3%	13	629	816	77.1%	13	644	829	77.7%	14
東京	6,219	18,880	32.9%	141	6,531	19,588	33.3%	142	6,638	20,258	32.8%	141
神奈川	1,223	1,637	74.7%	27	1,276	1,657	77.0%	26	1,314	1,695	77.5%	27
新潟	238	281	84.7%	10	256	289	88.6%	10	259	287	90.2%	11
富山	101	125	80.8%	2	100	122	82.0%	3	99	120	82.5%	3
石川	153	174	87.9%	4	152	173	87.9%	5	154	172	89.5%	5
福井	99	108	91.7%	2	105	113	92.9%	2	106	117	90.6%	4
山梨	107	122	87.7%	0	108	128	84.4%	0	109	128	85.2%	0
長野	209	244	85.7%	4	220	249	88.4%	4	225	255	88.2%	5
岐阜	155	203	76.4%	8	163	204	79.9%	9	166	207	80.2%	10
静岡	404	481	84.0%	6	423	498	84.9%	7	433	503	86.1%	12
愛知	1,294	1,963	65.9%	37	1,347	1,996	67.5%	44	1,373	2,039	67.3%	45
三重	150	184	81.5%	1	153	187	81.8%	1	161	194	83.0%	1
滋賀	133	154	86.4%	2	136	149	91.3%	1	134	155	86.5%	0
京都	613	772	79.4%	18	636	787	80.8%	20	644	813	79.2%	19
大阪	3,224	4,566	70.6%	90	3,461	4,652	74.4%	90	3,526	4,717	74.8%	96
兵庫	745	933	79.8%	22	807	970	83.2%	22	798	978	81.6%	26
奈良	147	173	85.0%	1	153	176	86.9%	1	154	176	87.5%	1
和歌山	130	146	89.0%	2	128	144	88.9%	2	129	145	89.0%	2
鳥取	55	65	84.6%	4	62	66	93.9%	5	65	67	97.0%	5
島根	71	82	86.6%	2	74	85	87.1%	2	75	85	88.2%	2
岡山	308	401	76.8%	15	316	408	77.5%	14	318	410	77.6%	14
広島	446	583	76.5%	18	481	594	81.0%	18	488	607	80.4%	20
山口	161	176	91.5%	10	154	177	87.0%	10	152	176	86.4%	10
徳島	71	93	76.3%	4	75	93	80.6%	5	74	90	82.2%	5
香川	114	172	66.3%	2	115	177	65.0%	2	115	184	62.5%	2
愛媛	108	164	65.9%	4	114	166	68.7%	4	118	165	71.5%	3
高知	68	86	79.1%	0	74	88	84.1%	0	75	90	83.3%	0
福岡	928	1,286	72.2%	29	955	1,319	72.4%	29	977	1,373	71.2%	35
佐賀	97	105	92.4%	4	100	108	92.6%	5	99	107	92.5%	5
長崎	132	159	83.0%	9	131	161	81.4%	9	132	159	83.0%	9
熊本	218	281	77.6%	10	227	282	80.5%	11	229	282	81.2%	13
大分	133	161	82.6%	14	138	156	88.5%	14	139	159	87.4%	18
宮崎	109	139	78.4%	15	116	136	85.3%	17	116	136	85.3%	19
鹿児島	163	211	77.3%	21	171	217	78.8%	21	170	221	76.9%	21
沖縄	190	268	70.9%	8	189	268	70.5%	7	193	273	70.7%	10
全国合計	22,346	40,098	55.7%	668	23,371	41,155	56.8%	691	23,740	42,200	56.3%	741

(注1) 契約弁護士数は、いずれも各年度末現在

(注2) 全弁護士数は、日本弁護士連合会資料による。

(注3) 契約弁護士数に常勤弁護士は含まない。

(人)

地 方 事務所	令和2年度				令和3年度			
	契約者数	全弁護士数	契約率	契約 法人数	契約者数	全弁護士数	契約率	契約 法人数
札幌	693	826	83.9%	29	692	821	84.3%	33
函館	47	54	87.0%	2	46	53	86.8%	2
旭川	72	79	91.1%	5	73	79	92.4%	5
釧路	73	82	89.0%	11	73	83	88.0%	11
青森	93	112	83.0%	4	92	109	84.4%	5
岩手	94	101	93.1%	2	91	101	90.1%	3
宮城	418	483	86.5%	16	422	479	88.1%	16
秋田	67	75	89.3%	2	67	75	89.3%	2
山形	94	104	90.4%	3	93	103	90.3%	3
福島	177	195	90.8%	15	173	192	90.1%	14
茨城	253	302	83.8%	9	249	293	85.0%	10
栃木	162	227	71.4%	7	160	229	69.9%	7
群馬	250	314	79.6%	8	247	312	79.2%	8
埼玉	696	926	75.2%	19	687	918	74.8%	19
千葉	641	842	76.1%	16	632	831	76.1%	16
東京	6,732	20,938	32.2%	141	6,804	20,806	32.7%	148
神奈川	1,343	1,738	77.3%	28	1,355	1,723	78.6%	27
新潟	258	284	90.8%	11	258	284	90.8%	11
富山	101	121	83.5%	4	106	125	84.8%	4
石川	162	186	87.1%	6	164	184	89.1%	7
福井	110	124	88.7%	5	113	121	93.4%	5
山梨	109	126	86.5%	0	109	125	87.2%	0
長野	229	259	88.4%	4	226	260	86.9%	4
岐阜	162	208	77.9%	11	165	213	77.5%	12
静岡	439	519	84.6%	13	433	520	83.3%	16
愛知	1,389	2,076	66.9%	49	1,381	2,039	67.7%	51
三重	158	193	81.9%	2	158	192	82.3%	2
滋賀	136	157	86.6%	0	136	163	83.4%	1
京都	658	824	79.9%	19	663	818	81.1%	21
大阪	3,563	4,790	74.4%	97	3,567	4,755	75.0%	100
兵庫	803	999	80.4%	25	808	983	82.2%	25
奈良	161	184	87.5%	1	159	180	88.3%	2
和歌山	130	146	89.0%	3	126	144	87.5%	3
鳥取	64	66	97.0%	5	67	70	95.7%	5
島根	74	81	91.4%	2	72	82	87.8%	2
岡山	321	407	78.9%	14	324	402	80.6%	14
広島	479	613	78.1%	19	475	609	78.0%	19
山口	159	182	87.4%	10	149	177	84.2%	10
徳島	71	85	83.5%	6	69	85	81.2%	6
香川	112	188	59.6%	2	112	185	60.5%	3
愛媛	116	163	71.2%	5	111	159	69.8%	5
高知	78	91	85.7%	0	80	94	85.1%	0
福岡	993	1,414	70.2%	36	987	1,410	70.0%	37
佐賀	98	107	91.6%	5	94	104	90.4%	5
長崎	136	163	83.4%	9	133	158	84.2%	9
熊本	227	283	80.2%	13	224	281	79.7%	12
大分	140	160	87.5%	17	141	165	85.5%	19
宮崎	115	138	83.3%	19	118	143	82.5%	21
鹿児島	170	219	77.6%	21	167	219	76.3%	20
沖縄	202	276	73.2%	10	205	281	73.0%	12
全国合計	24,028	43,230	55.6%	760	24,056	42,937	56.0%	792

(注1) 契約弁護士数は、いずれも各年度末現在

(注2) 全弁護士数は、日本弁護士連合会資料による。

(注3) 契約弁護士数に常勤弁護士は含まない。

付表 2-2 契約司法書士数・契約司法書士法人数の推移（地方事務所別）

(人)

地 方 事務所	平成29年度				平成30年度				令和元年度			
	契約者数	全司法 書士数	契約率	契約 法人数	契約者数	全司法 書士数	契約率	契約 法人数	契約者数	全司法 書士数	契約率	契約 法人数
札幌	232	500	46.4%	2	235	497	47.3%	3	236	506	46.6%	4
函館	12	39	30.8%	3	10	37	27.0%	3	10	37	27.0%	2
旭川	33	70	47.1%	0	32	70	45.7%	0	32	74	43.2%	0
釧路	29	84	34.5%	0	27	83	32.5%	0	28	81	34.6%	0
青森	27	128	21.1%	1	27	124	21.8%	2	27	118	22.9%	1
岩手	38	144	26.4%	1	49	141	34.8%	3	51	146	34.9%	3
宮城	102	324	31.5%	4	100	326	30.7%	4	99	328	30.2%	4
秋田	64	112	57.1%	0	55	112	49.1%	1	54	110	49.1%	1
山形	75	156	48.1%	0	76	156	48.7%	0	77	153	50.3%	0
福島	114	270	42.2%	3	115	279	41.2%	3	119	279	42.7%	2
茨城	103	336	30.7%	1	120	335	35.8%	1	114	340	33.5%	0
栃木	81	231	35.1%	0	81	232	34.9%	0	76	227	33.5%	0
群馬	112	296	37.8%	3	106	297	35.7%	6	110	292	37.7%	5
埼玉	255	899	28.4%	8	251	910	27.6%	8	245	901	27.2%	7
千葉	159	750	21.2%	9	161	742	21.7%	8	157	741	21.2%	6
東京	755	4,193	18.0%	42	764	4,294	17.8%	35	759	4,396	17.3%	31
神奈川	425	1,151	36.9%	18	432	1,189	36.3%	17	450	1,207	37.3%	16
新潟	106	293	36.2%	3	104	292	35.6%	5	101	294	34.4%	7
富山	55	160	34.4%	2	55	154	35.7%	2	56	152	36.8%	1
石川	78	203	38.4%	0	78	205	38.0%	0	78	199	39.2%	0
福井	49	126	38.9%	1	50	124	40.3%	2	47	118	39.8%	5
山梨	46	132	34.8%	0	47	133	35.3%	0	47	133	35.3%	1
長野	143	365	39.2%	1	142	367	38.7%	1	143	363	39.4%	1
岐阜	93	352	26.4%	4	93	343	27.1%	4	90	339	26.5%	3
静岡	144	500	28.8%	14	151	500	30.2%	14	160	495	32.3%	13
愛知	509	1,300	39.2%	18	570	1,298	43.9%	19	572	1,303	43.9%	13
三重	99	254	39.0%	2	99	252	39.3%	1	96	248	38.7%	2
滋賀	82	230	35.7%	3	85	233	36.5%	3	82	229	35.8%	4
京都	239	576	41.5%	10	246	572	43.0%	10	252	584	43.2%	9
大阪	658	2,404	27.4%	29	679	2,406	28.2%	31	686	2,415	28.4%	27
兵庫	448	1,057	42.4%	7	452	1,059	42.7%	7	451	1,055	42.7%	7
奈良	71	217	32.7%	2	67	215	31.2%	2	66	211	31.3%	2
和歌山	59	164	36.0%	0	58	168	34.5%	0	59	167	35.3%	0
鳥取	45	101	44.6%	1	49	97	50.5%	1	50	94	53.2%	1
島根	34	112	30.4%	0	31	109	28.4%	0	39	108	36.1%	0
岡山	129	366	35.2%	8	130	368	35.3%	7	132	358	36.9%	7
広島	228	519	43.9%	8	237	536	44.2%	8	234	540	43.3%	8
山口	85	228	37.3%	3	82	226	36.3%	2	78	227	34.4%	2
徳島	41	139	29.5%	1	40	143	28.0%	1	43	144	29.9%	1
香川	73	172	42.4%	1	74	172	43.0%	1	75	172	43.6%	0
愛媛	68	244	27.9%	3	70	240	29.2%	3	70	241	29.0%	2
高知	69	119	58.0%	4	72	116	62.1%	4	67	112	59.8%	4
福岡	406	972	41.8%	16	415	988	42.0%	13	415	985	42.1%	13
佐賀	48	123	39.0%	5	48	123	39.0%	7	49	125	39.2%	7
長崎	57	157	36.3%	2	57	156	36.5%	2	57	162	35.2%	2
熊本	134	329	40.7%	4	138	329	41.9%	7	137	328	41.8%	7
大分	58	166	34.9%	3	61	166	36.7%	3	62	168	36.9%	3
宮崎	80	179	44.7%	2	77	174	44.3%	2	72	167	43.1%	2
鹿児島	150	329	45.6%	4	149	328	45.4%	4	152	329	46.2%	4
沖縄	94	217	43.3%	4	93	216	43.1%	4	91	223	40.8%	5
全国合計	7,294	22,488	32.4%	260	7,440	22,632	32.9%	264	7,453	22,724	32.8%	245

(注1) 契約司法書士数は、いずれも各年度末現在

(注2) 全司法書士数は、日本司法書士会連合会資料による。

(人)

地 方 事 務 所	令和2年度				令和3年度			
	契約者数	全司法 書士数	契約率	契約 法人数	契約者数	全司法 書士数	契約率	契約 法人数
札 幌	234	511	45.8%	5	243	515	47.2%	5
函 館	10	35	28.6%	2	10	36	27.8%	2
旭 川	32	71	45.1%	0	32	72	44.4%	0
釧 路	27	81	33.3%	0	29	79	36.7%	0
青 森	27	121	22.3%	1	28	120	23.3%	1
岩 手	52	138	37.7%	3	47	135	34.8%	3
宮 城	102	333	30.6%	4	100	330	30.3%	6
秋 田	54	109	49.5%	1	56	110	50.9%	1
山 形	77	156	49.4%	0	75	156	48.1%	0
福 島	118	272	43.4%	3	116	270	43.0%	3
茨 城	111	334	33.2%	0	111	331	33.5%	0
栃 木	74	233	31.8%	1	76	235	32.3%	1
群 馬	112	291	38.5%	5	114	300	38.0%	5
埼 玉	248	911	27.2%	7	250	931	26.9%	8
千 葉	162	747	21.7%	6	160	762	21.0%	6
東 京	764	4,395	17.4%	33	775	4,494	17.2%	34
神奈川	466	1,220	38.2%	16	462	1,235	37.4%	17
新 潟	99	292	33.9%	7	98	293	33.4%	7
富 山	55	150	36.7%	1	55	151	36.4%	1
石 川	79	200	39.5%	0	78	198	39.4%	1
福 井	46	118	39.0%	4	45	121	37.2%	4
山 梨	49	130	37.7%	1	48	132	36.4%	1
長 野	143	361	39.6%	1	144	363	39.7%	1
岐 阜	89	330	27.0%	3	85	327	26.0%	3
静 岡	160	493	32.5%	15	165	493	33.5%	15
愛 知	565	1,306	43.3%	14	566	1,303	43.4%	16
三 重	94	242	38.8%	2	94	241	39.0%	2
滋 賀	81	234	34.6%	4	79	237	33.3%	5
京 都	249	575	43.3%	11	247	577	42.8%	13
大 阪	715	2,433	29.4%	28	726	2,449	29.6%	32
兵 庫	458	1,040	44.0%	8	456	1,044	43.7%	10
奈 良	65	210	31.0%	3	65	209	31.1%	3
和歌山	61	163	37.4%	0	61	166	36.7%	0
鳥 取	50	92	54.3%	1	49	90	54.4%	1
島 根	39	107	36.4%	0	38	105	36.2%	0
岡 山	134	367	36.5%	8	135	372	36.3%	8
広 島	238	533	44.7%	7	239	532	44.9%	10
山 口	78	223	35.0%	2	79	228	34.6%	2
徳 島	40	138	29.0%	1	40	138	29.0%	1
香 川	73	175	41.7%	0	73	183	39.9%	0
愛 媛	72	241	29.9%	2	73	236	30.9%	2
高 知	63	112	56.3%	4	62	113	54.9%	4
福 岡	410	998	41.1%	14	411	1,018	40.4%	14
佐 賀	49	126	38.9%	8	44	127	34.6%	9
長 崎	59	160	36.9%	2	59	155	38.1%	2
熊 本	137	334	41.0%	8	142	333	42.6%	8
大 分	59	164	36.0%	3	58	164	35.4%	3
宮 崎	75	165	45.5%	2	76	159	47.8%	2
鹿児島	160	322	49.7%	4	162	317	51.1%	4
沖 縄	86	226	38.1%	8	89	222	40.1%	8
全国合計	7,500	22,718	33.0%	263	7,525	22,907	32.9%	284

(注1) 契約司法書士数は、いずれも各年度末現在

(注2) 全司法書士数は、日本司法書士会連合会資料による。

付表 2-3 法律相談援助件数の推移（地方事務所別）

(件)

地 方 事 務 所	平成29年度					平成30年度					令和元年度				
	相談 件数計	センター 相談件数	事務所 相談件数	特定援助 対象者法律 相談件数	簡易 援助 件数	相談 件数計	センター 相談件数	事務所 相談件数	特定援助 対象者法律 相談件数	簡易 援助 件数	相談 件数計	センター 相談件数	事務所 相談件数	特定援助 対象者法律 相談件数	簡易 援助 件数
札 幌	10,993	526	10,467	6	107	11,778	638	11,140	20	105	11,485	682	10,803	40	87
函 館	2,467	1,328	1,139	7	27	2,459	1,373	1,086	25	24	2,274	1,182	1,092	35	24
旭 川	2,671	594	2,077	0	16	2,862	607	2,255	4	27	2,957	519	2,438	1	24
釧 路	3,610	381	3,229	0	62	3,547	370	3,177	2	71	3,153	334	2,819	1	60
青 森	4,668	2,517	2,151	3	41	4,819	2,491	2,328	6	67	4,538	2,332	2,206	5	47
岩 手	1,242	172	1,070	1	11	1,214	180	1,034	4	5	1,288	228	1,060	2	7
宮 城	2,922	678	2,244	0	4	3,048	761	2,287	2	14	3,744	1,069	2,675	4	10
秋 田	3,250	1,195	2,055	0	40	3,244	1,196	2,048	5	44	3,432	1,252	2,180	5	35
山 形	3,071	749	2,322	2	37	3,290	733	2,557	3	60	3,414	736	2,678	0	57
福 島	1,212	254	958	1	6	1,341	305	1,036	7	8	1,834	469	1,365	5	18
茨 城	1,824	137	1,687	3	31	2,110	346	1,764	1	37	4,445	407	4,038	5	66
栃 木	2,234	325	1,909	5	20	2,164	331	1,833	11	17	3,297	369	2,928	14	32
群 馬	3,082	1,786	1,296	2	8	3,437	2,081	1,356	18	13	3,715	2,016	1,699	7	6
埼 玉	13,026	5,647	7,379	5	113	13,457	5,656	7,801	36	105	14,474	5,634	8,840	19	112
千 葉	11,672	5,936	5,736	8	43	11,837	5,977	5,860	12	51	11,510	5,472	6,038	19	51
東 京	40,488	27,712	12,776	7	136	40,460	27,173	13,287	30	144	38,807	25,433	13,374	51	130
神奈川	17,286	8,473	8,813	3	108	17,923	9,053	8,870	34	107	18,703	9,542	9,161	83	77
新 潟	5,162	2,183	2,979	0	28	4,898	1,970	2,928	3	41	4,969	1,903	3,066	3	42
富 山	1,731	697	1,034	1	19	1,892	814	1,078	3	33	1,924	753	1,171	11	24
石 川	2,247	721	1,526	1	20	2,318	825	1,493	4	9	2,059	732	1,327	9	19
福 井	1,549	698	851	1	9	1,604	684	920	6	11	1,806	651	1,155	6	23
山 梨	2,311	1,219	1,092	2	31	2,487	1,424	1,063	10	37	2,947	1,850	1,097	8	23
長 野	4,097	603	3,494	2	38	4,061	677	3,384	4	36	4,327	598	3,729	2	38
岐 阜	3,755	2,067	1,688	1	25	4,054	1,928	2,126	5	30	3,841	1,805	2,036	1	23
静 岡	7,037	4,421	2,616	6	49	6,778	4,285	2,493	2	58	6,804	4,268	2,536	3	56
愛 知	10,849	5,975	4,874	8	91	11,013	6,011	5,002	28	68	11,503	6,125	5,378	16	93
三 重	2,880	1,341	1,539	2	31	2,840	1,256	1,584	5	30	3,037	1,225	1,812	6	40
滋 賀	3,040	979	2,061	1	29	3,084	1,052	2,032	28	32	3,262	1,107	2,155	27	27
京 都	6,659	3,470	3,189	1	38	7,201	3,746	3,455	29	40	7,189	3,777	3,412	40	27
大 阪	25,594	14,072	11,522	3	69	25,363	13,580	11,783	37	62	24,432	13,030	11,402	53	83
兵 庫	13,028	6,279	6,749	7	75	13,595	6,170	7,425	7	78	13,393	5,849	7,544	19	77
奈 良	3,887	1,058	2,829	6	24	4,186	1,029	3,157	17	30	3,896	828	3,068	14	23
和歌山	2,509	1,384	1,125	4	9	2,869	1,550	1,319	14	19	2,675	1,399	1,276	13	20
鳥 取	2,345	898	1,447	0	28	2,453	941	1,512	1	28	2,364	892	1,472	1	22
島 根	2,342	970	1,372	1	45	2,294	955	1,339	5	24	2,260	853	1,407	12	31
岡 山	3,822	1,702	2,120	6	34	4,978	2,535	2,443	31	42	4,833	2,220	2,613	21	46
広 島	8,259	3,192	5,067	3	60	12,832	5,000	7,832	15	98	10,837	3,946	6,891	21	85
山 口	2,856	1,087	1,769	0	33	2,717	1,026	1,691	3	28	2,660	896	1,764	4	31
徳 島	2,355	655	1,700	2	20	2,482	726	1,756	5	13	2,477	1,118	1,359	5	16
香 川	2,518	1,006	1,512	2	64	2,423	1,011	1,412	24	64	2,375	840	1,535	18	58
愛 媛	2,425	948	1,477	1	35	3,025	991	2,034	6	25	2,994	785	2,209	8	33
高 知	2,214	1,129	1,085	1	38	2,637	1,216	1,421	5	42	2,706	1,419	1,287	6	40
福 岡	15,795	7,355	8,440	0	130	15,923	7,032	8,891	4	100	15,555	6,706	8,849	6	131
佐 賀	2,903	658	2,245	0	48	3,072	624	2,448	4	42	3,321	623	2,698	4	35
長 崎	4,727	1,840	2,887	1	59	5,098	2,066	3,032	10	107	4,907	1,965	2,942	7	75
熊 本	7,252	2,380	4,872	1	93	6,631	2,067	4,564	10	86	6,432	1,986	4,446	13	74
大 分	4,176	1,873	2,303	3	47	4,094	1,900	2,194	2	36	4,101	1,935	2,166	3	41
宮 崎	4,700	1,371	3,329	1	74	4,666	1,278	3,388	5	93	4,666	1,201	3,465	6	86
鹿児島	5,526	1,073	4,453	0	63	5,664	1,143	4,521	9	90	5,265	1,095	4,170	3	77
沖 縄	6,142	3,073	3,069	1	56	6,392	3,135	3,257	9	69	6,198	3,132	3,066	3	73
全国合計	302,410	136,787	165,623	122	2,322	314,614	139,918	174,696	570	2,500	315,085	135,188	179,897	668	2,435

(注1) センター相談件数には、指定相談場所での相談及び出張相談（特定援助対象者法律相談件数を含む）・巡回相談の件数を含む。

(注2) 特定援助対象者法律相談援助は、平成30年1月24日開始

(件)

地方 事務所	令和2年度					令和3年度				
	相談 件数計	センター 相談件数	事務所 相談件数	特定援助 対象者法律 相談件数	簡易援助 件数	相談 件数計	センター 相談件数	事務所 相談件数	特定援助 対象者法律 相談件数	簡易援助 件数
札幌	9,921	482	9,439	26	101	9,773	433	9,340	23	93
函館	2,366	1,223	1,143	39	39	2,419	1,289	1,130	22	38
旭川	2,396	380	2,016	3	25	2,136	358	1,778	12	32
釧路	2,859	285	2,574	0	83	2,888	272	2,616	0	54
青森	4,158	1,547	2,611	0	77	4,266	1,795	2,471	0	71
岩手	1,336	252	1,084	4	10	4,457	1,205	3,252	5	97
宮城	4,122	951	3,171	0	10	9,579	4,850	4,729	8	51
秋田	3,011	1,064	1,947	7	37	2,997	1,130	1,867	5	34
山形	3,926	832	3,094	6	95	3,779	758	3,021	1	75
福島	2,009	341	1,668	5	12	5,315	1,242	4,073	6	48
茨城	5,291	341	4,950	5	101	5,954	777	5,177	3	94
栃木	3,335	297	3,038	4	40	3,511	377	3,134	5	40
群馬	3,633	1,813	1,820	6	11	3,073	1,539	1,534	10	5
埼玉	13,200	3,475	9,725	26	124	12,980	4,194	8,786	5	78
千葉	11,057	330	10,727	20	64	12,786	503	12,283	28	69
東京	35,773	9,041	26,732	67	102	38,297	11,317	26,980	63	139
神奈川	17,104	5,659	11,445	90	115	18,902	5,737	13,165	128	111
新潟	4,841	1,655	3,186	0	29	5,148	2,082	3,066	2	42
富山	1,694	674	1,020	12	25	1,662	616	1,046	20	34
石川	2,056	723	1,333	2	25	2,221	813	1,408	4	29
福井	1,508	429	1,079	5	16	1,579	487	1,092	7	13
山梨	3,068	1,630	1,438	7	20	2,520	1,443	1,077	7	37
長野	4,510	275	4,235	3	33	3,529	253	3,276	3	24
岐阜	3,376	1,360	2,016	0	40	3,496	1,486	2,010	0	34
静岡	6,615	3,737	2,878	5	59	6,775	4,070	2,705	2	53
愛知	10,933	4,845	6,088	13	82	11,145	5,009	6,136	11	74
三重	2,764	688	2,076	9	38	2,796	784	2,012	13	24
滋賀	2,976	872	2,104	21	27	3,176	985	2,191	19	30
京都	6,032	3,020	3,012	63	22	6,132	3,295	2,837	44	20
大阪	20,725	9,699	11,026	57	71	22,788	11,830	10,958	56	74
兵庫	12,078	5,164	6,914	19	60	12,606	6,400	6,206	29	68
奈良	3,677	666	3,011	22	22	4,013	646	3,367	26	26
和歌山	2,429	1,271	1,158	14	17	2,234	1,089	1,145	16	20
鳥取	1,971	596	1,375	4	20	2,112	755	1,357	0	40
島根	2,223	750	1,473	11	32	2,072	684	1,388	5	19
岡山	4,810	2,024	2,786	44	55	4,705	2,090	2,615	68	52
広島	7,876	2,006	5,870	23	80	8,157	2,423	5,734	11	60
山口	2,450	691	1,759	6	30	2,727	742	1,985	2	28
徳島	2,315	998	1,317	6	23	2,327	1,114	1,213	3	13
香川	2,278	749	1,529	34	63	2,357	744	1,613	44	51
愛媛	2,734	749	1,985	12	37	2,901	848	2,053	16	39
高知	2,367	1,115	1,252	2	31	2,297	1,112	1,185	5	32
福岡	14,078	5,804	8,274	6	159	15,171	6,498	8,673	26	146
佐賀	3,154	589	2,565	2	40	3,342	635	2,707	1	49
長崎	4,509	1,631	2,878	15	97	4,118	1,475	2,643	12	98
熊本	6,457	1,816	4,641	8	88	6,070	1,677	4,393	1	80
大分	3,889	1,603	2,286	7	60	3,902	1,840	2,062	7	61
宮崎	3,971	807	3,164	0	98	3,919	1,136	2,783	1	78
鹿児島	5,031	901	4,130	2	64	5,296	859	4,437	3	63
沖縄	5,968	2,741	3,227	1	83	6,365	3,137	3,228	1	104
全国合計	290,860	90,591	200,269	743	2,692	312,770	106,833	205,937	789	2,744

(注1) センター相談件数には、指定相談場所での相談及び出張相談(特定援助対象者法律相談件数を含む)・巡回相談の件数を含む。

(注2) 特定援助対象者法律相談援助は、平成30年1月24日開始

付表 2-4 令和3年度法律相談援助の事件別内訳（地方事務所別）

(件)

地 方 事 務 所	合計	金銭事件			不動産 事件	家事事件			労働 事件	保全 事件	多重債務事件			執行・ 競売 事件	ハーグ 条約 事件	その他 の事件
		損害 賠償	その他	合計		離婚等	その他	合計			自己 破産	その他	合計			
札幌	9,773	773	618	1,391	430	1,726	1,162	2,888	373	8	2,320	2,020	4,340	71	0	272
函館	2,419	183	263	446	120	381	383	764	87	4	439	501	940	18	2	38
旭川	2,136	248	175	423	96	377	275	652	88	2	434	389	823	14	0	38
釧路	2,888	177	194	371	90	628	408	1,036	130	1	578	614	1,192	23	0	45
青森	4,266	291	317	608	171	762	686	1,448	170	6	856	858	1,714	15	0	134
岩手	4,457	389	411	800	224	879	649	1,528	201	0	878	669	1,547	42	0	115
宮城	9,579	894	844	1,738	504	1,866	1,374	3,240	532	4	1,457	1,530	2,987	48	0	526
秋田	2,997	299	303	602	115	516	430	946	131	4	537	540	1,077	17	0	105
山形	3,779	317	323	640	173	832	658	1,490	152	7	538	658	1,196	24	0	97
福島	5,315	585	671	1,256	227	1,070	682	1,752	268	0	617	1,012	1,629	14	0	169
茨城	5,954	403	440	843	188	1,180	727	1,907	263	2	1,393	1,224	2,617	27	0	107
栃木	3,511	294	252	546	122	667	359	1,026	159	4	483	1,001	1,484	35	0	135
群馬	3,073	202	238	440	95	680	316	996	167	0	666	597	1,263	12	0	100
埼玉	12,980	1,214	879	2,093	531	2,819	1,132	3,951	466	7	3,598	1,793	5,391	116	0	425
千葉	12,786	948	742	1,690	572	2,088	1,524	3,612	462	6	3,061	2,644	5,705	93	0	646
東京	38,297	3,875	2,969	6,844	2,557	5,319	3,793	9,112	1,846	28	8,861	6,167	15,028	196	5	2,681
神奈川	18,902	1,503	1,153	2,656	871	3,245	1,970	5,215	614	18	5,195	3,437	8,632	70	0	826
新潟	5,148	534	347	881	178	1,079	653	1,732	194	18	932	996	1,928	19	0	198
富山	1,662	186	153	339	69	416	187	603	104	0	275	223	498	15	0	34
石川	2,221	207	167	374	83	528	285	813	90	3	356	363	719	27	0	112
福井	1,579	158	126	284	36	432	181	613	48	1	310	230	540	10	0	47
山梨	2,520	213	160	373	88	550	335	885	101	0	450	448	898	35	0	140
長野	3,529	368	322	690	144	913	342	1,255	135	0	607	550	1,157	32	0	116
岐阜	3,496	275	207	482	128	814	446	1,260	156	4	727	639	1,366	18	0	82
静岡	6,775	676	491	1,167	248	1,390	795	2,185	252	3	1,443	1,143	2,586	53	0	281
愛知	11,145	1,111	925	2,036	505	2,300	1,167	3,467	520	5	2,347	1,801	4,148	71	0	393
三重	2,796	246	192	438	110	578	331	909	79	5	479	630	1,109	29	1	116
滋賀	3,176	328	275	603	115	786	396	1,182	154	1	468	442	910	21	0	190
京都	6,132	709	566	1,275	436	1,014	800	1,814	243	7	1,214	828	2,042	39	0	276
大阪	22,788	2,434	1,745	4,179	980	2,910	1,821	4,731	1,202	16	6,714	3,755	10,469	168	0	1,043
兵庫	12,606	1,137	894	2,031	498	2,135	1,466	3,601	495	10	2,805	2,493	5,298	80	0	593
奈良	4,013	454	340	794	199	804	542	1,346	188	1	665	560	1,225	22	0	238
和歌山	2,234	169	159	328	70	485	286	771	82	0	446	432	878	16	0	89
鳥取	2,112	170	173	343	61	378	343	721	80	1	416	374	790	17	0	99
島根	2,072	182	206	388	84	457	300	757	76	3	317	359	676	6	0	82
岡山	4,705	534	525	1,059	226	890	673	1,563	182	6	921	530	1,451	49	0	169
広島	8,157	833	716	1,549	407	1,735	892	2,627	397	8	1,606	1,159	2,765	78	0	326
山口	2,727	204	188	392	114	509	314	823	123	5	572	537	1,109	20	0	141
徳島	2,327	197	103	300	68	500	305	805	68	2	509	330	839	14	0	231
香川	2,357	228	140	368	69	477	251	728	77	5	446	527	973	12	0	125
愛媛	2,901	212	210	422	139	449	316	765	113	6	722	497	1,219	34	0	203
高知	2,297	251	203	454	90	414	289	703	77	0	299	583	882	9	0	82
福岡	15,171	1,430	1,224	2,654	763	2,448	1,556	4,004	461	15	3,889	2,937	6,826	73	0	375
佐賀	3,342	401	381	782	106	629	356	985	204	4	550	590	1,140	24	0	97
長崎	4,118	404	313	717	204	648	621	1,269	129	0	820	828	1,648	32	0	119
熊本	6,070	593	689	1,282	259	1,028	826	1,854	193	5	786	1,489	2,275	28	0	174
大分	3,902	478	244	722	171	783	417	1,200	155	6	859	596	1,455	14	0	179
宮崎	3,919	405	376	781	137	619	504	1,123	153	5	862	725	1,587	13	0	120
鹿児島	5,296	503	521	1,024	286	981	792	1,773	176	10	854	1,039	1,893	54	0	80
沖縄	6,365	599	652	1,251	417	981	985	1,966	227	23	688	1,427	2,115	32	0	334
全国合計	312,770	29,424	24,725	54,149	14,574	56,095	36,301	92,396	13,043	279	67,265	55,714	122,979	1,999	8	13,343
割合		9.4%	7.9%	17.3%	4.7%	17.9%	11.6%	29.5%	4.2%	0.1%	21.5%	17.8%	39.3%	0.6%	0.0%	4.3%

付表 2-5 代理援助・書類作成援助件数の推移（地方事務所別）

(件)

地方事務所	代理援助					書類作成援助				
	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
札幌	6,131	5,609	5,365	4,965	4,789	106	127	113	98	106
函館	909	946	861	923	862	2	8	5	6	3
旭川	993	1,004	1,086	874	802	22	15	12	6	13
釧路	1,214	1,201	1,001	956	994	6	3	11	9	6
青森	1,355	1,384	1,270	1,265	1,240	28	25	21	15	6
岩手	1,192	1,285	1,210	1,111	1,009	51	51	46	57	45
宮城	3,080	2,862	2,680	2,756	2,550	305	16	6	9	19
秋田	901	856	867	764	727	42	28	25	25	14
山形	1,126	1,038	1,128	1,054	985	3	9	4	2	4
福島	1,126	1,168	1,197	1,185	1,158	16	18	18	17	18
茨城	1,648	1,700	1,617	1,448	1,356	33	12	15	12	14
栃木	1,212	1,100	1,248	1,084	1,126	15	18	12	7	6
群馬	1,244	1,192	1,219	1,237	1,105	30	41	35	38	34
埼玉	4,836	5,482	5,414	4,905	4,686	102	74	87	88	59
千葉	4,298	4,521	4,304	4,131	4,237	50	59	46	46	51
東京	16,746	16,552	15,136	13,850	13,565	221	125	118	103	115
神奈川	6,929	7,189	6,925	6,762	6,842	161	151	159	277	313
新潟	1,600	1,649	1,642	1,736	1,737	66	93	121	107	80
富山	588	535	558	469	439	12	21	22	17	17
石川	897	1,039	780	815	808	18	21	17	21	19
福井	551	568	647	557	502	11	6	4	9	7
山梨	533	592	598	638	573	9	8	7	6	7
長野	1,343	1,328	1,293	1,282	1,127	74	46	57	30	23
岐阜	1,037	978	1,009	953	977	17	17	15	8	12
静岡	2,211	2,113	2,098	2,121	2,040	188	225	238	228	237
愛知	4,380	4,604	4,397	4,223	3,780	174	159	113	139	133
三重	811	853	868	877	873	48	40	47	50	33
滋賀	989	1,060	991	1,038	998	39	37	32	37	38
京都	2,362	2,388	2,492	2,368	2,220	123	183	202	217	280
大阪	11,398	11,563	10,882	10,086	9,982	529	471	432	478	459
兵庫	4,349	4,451	4,755	4,318	4,116	393	392	386	415	385
奈良	1,354	1,523	1,412	1,263	1,313	30	14	25	27	16
和歌山	828	980	837	803	685	19	21	14	11	17
鳥取	665	678	638	620	589	12	8	5	4	1
島根	634	638	621	634	542	8	6	7	2	2
岡山	1,343	1,392	1,416	1,498	1,403	168	60	51	56	46
広島	2,379	2,421	2,546	2,657	2,650	117	54	43	52	42
山口	937	997	901	807	853	19	12	13	22	20
徳島	577	690	687	687	676	26	24	28	26	21
香川	707	689	719	614	653	5	4	8	6	2
愛媛	753	785	723	648	632	24	14	15	19	16
高知	638	635	635	630	612	97	95	71	55	45
福岡	6,434	6,138	6,233	5,411	5,977	457	373	296	296	301
佐賀	877	819	916	871	875	23	35	32	20	13
長崎	1,214	1,340	1,299	1,100	1,159	39	12	25	16	15
熊本	1,691	1,600	1,475	1,444	1,565	58	49	53	37	32
大分	1,063	1,117	1,148	1,013	980	11	10	9	9	8
宮崎	1,621	1,588	1,555	1,384	1,260	25	24	20	29	20
鹿児島	1,661	1,602	1,494	1,507	1,597	103	78	72	92	87
沖縄	1,405	1,388	1,444	1,288	1,252	143	130	96	120	133
全国合計	114,770	115,830	112,237	105,630	103,478	4,278	3,522	3,309	3,476	3,393

付表 2-6 令和3年度代理援助の事件別内訳（地方事務所別）

(件)

地 方 事 務 所	合計	金銭事件			不動産 事件	家事事件			労働 事件	保全 事件	多重債務事件			執行・ 競売 事件	ハーグ 条約 事件	その他 の事件
		損害 賠償	その他	合計		離婚等	その他	合計			自己 破産	その他	合計			
札幌	4,789	225	115	340	74	971	506	1,477	79	31	1,948	535	2,483	98	0	207
函館	862	40	29	69	5	146	136	282	7	8	331	144	475	14	0	2
旭川	802	46	31	77	10	169	131	300	9	7	255	117	372	18	0	9
釧路	994	35	33	68	6	194	109	303	16	3	448	133	581	16	0	1
青森	1,240	59	42	101	14	245	125	370	12	10	544	161	705	19	0	9
岩手	1,009	26	27	53	6	210	88	298	15	4	501	119	620	8	0	5
宮城	2,550	155	109	264	49	600	200	800	58	27	984	296	1,280	47	0	25
秋田	727	54	18	72	10	116	62	178	5	8	354	90	444	8	0	2
山形	985	60	42	102	11	223	141	364	8	4	338	136	474	9	0	13
福島	1,158	88	36	124	10	316	122	438	29	6	400	133	533	14	0	4
茨城	1,356	53	30	83	10	273	120	393	23	7	638	183	821	18	0	1
栃木	1,126	55	30	85	10	238	85	323	26	10	498	148	646	22	0	4
群馬	1,105	66	46	112	12	272	110	382	21	15	408	127	535	22	0	6
埼玉	4,686	228	124	352	76	1,126	370	1,496	45	44	2,042	503	2,545	98	0	30
千葉	4,237	147	54	201	25	750	383	1,133	28	24	2,231	513	2,744	59	0	23
東京	13,565	698	366	1,064	322	2,476	1,393	3,869	217	142	5,761	1,766	7,527	221	1	202
神奈川	6,842	294	141	435	132	1,352	786	2,138	78	57	2,879	945	3,824	127	0	51
新潟	1,737	103	42	145	21	460	261	721	26	7	548	244	792	19	0	6
富山	439	35	13	48	4	122	46	168	11	3	148	51	199	2	0	4
石川	808	42	25	67	8	242	104	346	15	11	241	83	324	26	0	11
福井	502	36	14	50	4	129	64	193	8	5	163	66	229	9	0	4
山梨	573	37	13	50	9	150	67	217	7	4	226	48	274	10	0	2
長野	1,127	77	42	119	14	281	94	375	14	13	414	151	565	25	0	2
岐阜	977	65	25	90	11	230	96	326	11	7	401	110	511	17	0	4
静岡	2,040	121	48	169	33	417	217	634	22	17	832	271	1,103	52	0	10
愛知	3,780	262	108	370	51	985	333	1,318	63	21	1,407	428	1,835	89	0	33
三重	873	47	21	68	7	194	95	289	9	6	367	104	471	18	0	5
滋賀	998	76	36	112	18	246	136	382	23	15	308	113	421	21	0	6
京都	2,220	125	82	207	64	498	356	854	33	37	756	202	958	26	0	41
大阪	9,982	672	320	992	230	1,753	930	2,683	164	102	4,252	1,319	5,571	160	6	74
兵庫	4,116	254	113	367	62	894	512	1,406	68	27	1,508	571	2,079	56	0	51
奈良	1,313	99	38	137	24	319	186	505	22	14	412	155	567	30	0	14
和歌山	685	24	21	45	8	163	103	266	5	4	255	76	331	15	0	11
鳥取	589	32	21	53	6	120	89	209	4	11	220	61	281	17	0	8
島根	542	36	7	43	1	143	41	184	4	4	197	76	273	3	0	30
岡山	1,403	92	52	144	22	336	194	530	18	13	513	125	638	23	0	15
広島	2,650	188	79	267	40	670	300	970	50	32	937	291	1,228	44	0	19
山口	853	49	24	73	17	210	80	290	13	12	308	121	429	12	0	7
徳島	676	43	20	63	5	160	100	260	11	9	227	66	293	22	0	13
香川	653	29	16	45	5	157	69	226	13	3	282	66	348	8	0	5
愛媛	632	35	14	49	9	89	44	133	10	5	323	75	398	7	0	21
高知	612	42	10	52	6	121	80	201	8	9	258	61	319	2	0	15
福岡	5,977	331	215	546	117	1,075	665	1,740	93	76	2,280	945	3,225	84	0	96
佐賀	875	60	34	94	10	194	106	300	11	15	313	114	427	12	0	6
長崎	1,159	66	38	104	13	179	169	348	9	10	489	167	656	13	0	6
熊本	1,565	123	68	191	13	318	157	475	17	20	607	215	822	20	0	7
大分	980	57	16	73	4	259	97	356	9	8	409	104	513	11	0	6
宮崎	1,260	72	21	93	11	205	154	359	23	10	555	188	743	14	0	7
鹿児島	1,597	76	81	157	42	294	198	492	28	12	601	243	844	16	0	6
沖縄	1,252	63	60	123	32	237	216	453	16	20	385	191	576	21	0	11
全国合計	103,478	5,798	3,010	8,808	1,703	21,527	11,226	32,753	1,514	969	41,702	13,150	54,852	1,722	7	1,150
割合		5.6%	2.9%	8.5%	1.6%	20.8%	10.8%	31.7%	1.5%	0.9%	40.3%	12.7%	53.0%	1.7%	0.0%	1.1%

付表 2-7 令和3年度代理援助の事件結果別内訳（地方事務所別）

(件)

担当事務所	合計	判決	和解成立	調停成立	免責決定	示談成立	調停不成立	過払金回収	審判	認可決定	申述受理	和解不成立	示談不成立	個別契約解除	辞任解任	その他
札幌	4,962	217	227	506	1,737	499	140	0	308	61	75	0	12	20	331	829
函館	901	12	35	65	314	103	23	0	87	14	24	0	11	4	55	154
旭川	866	30	72	97	197	63	15	0	106	6	25	0	8	16	41	190
釧路	976	22	89	74	389	23	15	0	52	14	27	1	10	0	63	197
青森	1,263	43	151	130	487	22	33	0	64	28	12	0	21	4	65	203
岩手	1,185	30	117	144	498	41	18	0	59	39	15	0	7	0	35	182
宮城	2,872	89	202	298	967	252	72	1	103	51	39	0	21	23	163	591
秋田	779	25	96	62	325	19	13	6	29	20	5	0	5	0	59	115
山形	1,016	16	128	130	300	48	30	0	47	28	14	0	15	3	61	196
福島	1,155	56	106	154	311	81	39	0	65	15	11	1	35	2	40	239
茨城	1,737	50	202	149	624	39	42	7	53	36	22	0	11	27	118	357
栃木	1,207	46	111	119	467	42	26	0	54	27	4	0	26	1	69	215
群馬	1,485	78	127	183	401	74	47	2	67	30	11	0	10	35	94	326
埼玉	5,231	174	419	585	1,957	253	144	2	192	31	69	0	32	10	368	995
千葉	4,577	168	387	420	1,799	151	107	7	216	41	50	1	14	118	337	761
東京	16,579	617	1,154	1,254	5,178	1,261	412	23	593	80	204	1	178	611	1,050	3,963
神奈川	7,653	266	843	681	2,639	254	174	5	410	56	63	0	50	28	465	1,719
新潟	1,760	50	212	249	483	94	48	1	120	33	27	4	51	34	7	347
富山	603	29	48	68	171	30	23	1	59	6	3	1	5	0	27	132
石川	878	36	44	117	244	90	30	0	61	14	6	0	5	0	9	222
福井	517	18	43	53	143	26	8	1	61	11	3	0	2	0	0	148
山梨	652	22	42	94	222	49	15	0	31	10	8	0	14	1	20	124
長野	1,416	57	115	202	406	96	22	2	74	32	15	0	25	4	54	312
岐阜	980	37	49	159	335	78	24	3	47	11	7	0	20	0	54	156
静岡	2,101	65	179	257	745	176	37	1	90	20	4	0	20	21	130	356
愛知	3,968	156	204	492	1,296	350	117	2	226	14	59	5	92	7	197	751
三重	903	24	66	102	345	62	28	4	45	19	4	0	4	2	41	157
滋賀	1,013	49	66	150	270	90	23	2	97	12	11	0	22	0	48	173
京都	2,332	130	138	262	669	159	55	0	219	14	38	0	19	17	73	539
大阪	10,849	390	912	1,025	3,634	632	190	9	528	105	142	2	281	57	324	2,618
兵庫	4,342	184	264	489	1,259	371	151	2	313	44	54	0	167	12	10	1,022
奈良	1,245	48	58	177	326	158	28	0	84	10	15	0	51	2	1	287
和歌山	895	33	64	139	289	62	21	0	50	13	11	0	32	9	37	135
鳥取	651	41	54	82	173	40	13	0	41	7	17	0	1	0	0	182
島根	567	20	79	76	198	4	2	0	13	8	3	0	8	0	12	144
岡山	1,388	81	69	184	444	114	45	0	108	24	17	0	24	3	7	268
広島	2,720	130	258	286	839	106	75	3	164	23	28	0	34	14	77	683
山口	840	48	55	70	267	93	23	0	55	8	4	0	11	4	28	174
徳島	747	17	56	118	209	38	22	0	50	18	12	0	14	0	34	159
香川	678	19	50	81	241	47	15	0	32	7	8	0	12	3	56	107
愛媛	768	31	82	64	328	25	9	0	19	17	2	0	2	13	45	131
高知	668	20	33	60	224	66	18	0	22	8	4	0	21	0	52	140
福岡	6,312	267	541	459	1,929	322	120	3	388	93	94	0	64	33	442	1,557
佐賀	945	42	120	114	328	28	24	0	49	22	7	0	4	2	35	170
長崎	1,117	49	43	72	421	84	15	2	71	18	25	0	4	8	56	249
熊本	1,583	48	202	148	537	18	20	0	53	23	16	2	5	1	27	483
大分	1,067	33	81	122	387	64	18	0	42	15	1	0	6	2	7	289
宮崎	1,501	52	87	99	515	161	45	0	90	29	9	0	18	5	85	306
鹿児島	1,710	74	115	163	507	211	31	0	50	15	35	0	2	0	99	408
沖縄	1,319	48	79	123	376	155	28	0	77	8	9	0	22	0	75	319
全国合計	113,479	4,287	8,974	11,407	37,350	7,324	2,693	89	5,934	1,288	1,368	18	1,528	1,156	5,583	24,480
割合		3.8%	7.9%	10.1%	32.9%	6.5%	2.4%	0.1%	5.2%	1.1%	1.2%	0.0%	1.3%	1.0%	4.9%	21.6%

付表 2-8 令和3年度書類作成援助の事件別内訳（地方事務所別）

(件)

地 方 事 務 所	合計	金銭事件			不動産 事件	家事事件			労働 事件	保全 事件	多重債務事件			執行・ 競売 事件	ハーグ 条約 事件	その他 の事件
		損害 賠償	その他	合計		離婚等	その他	合計			自己 破産	その他	合計			
札幌	106	0	0	0	0	1	47	48	0	1	52	0	52	5	0	0
函館	3	0	0	0	0	1	0	1	0	0	2	0	2	0	0	0
旭川	13	0	0	0	0	0	8	8	0	0	5	0	5	0	0	0
釧路	6	0	0	0	0	0	2	2	0	0	4	0	4	0	0	0
青森	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	6	0	0	0
岩手	45	0	0	0	0	0	11	11	0	0	32	2	34	0	0	0
宮城	19	0	0	0	0	0	5	5	0	0	14	0	14	0	0	0
秋田	14	0	0	0	0	0	2	2	0	0	12	0	12	0	0	0
山形	4	0	0	0	0	0	1	1	0	0	3	0	3	0	0	0
福島	18	0	0	0	0	1	3	4	0	0	14	0	14	0	0	0
茨城	14	0	0	0	0	2	1	3	1	0	9	1	10	0	0	0
栃木	6	1	0	1	0	0	0	0	0	0	5	0	5	0	0	0
群馬	34	0	0	0	0	0	9	9	0	0	24	1	25	0	0	0
埼玉	59	1	2	3	0	0	8	8	1	0	47	0	47	0	0	0
千葉	51	0	1	1	0	0	24	24	0	0	25	1	26	0	0	0
東京	115	1	4	5	0	1	52	53	0	0	55	2	57	0	0	0
神奈川	313	0	0	0	1	0	88	88	0	0	221	3	224	0	0	0
新潟	80	0	0	0	0	3	51	54	0	0	21	4	25	1	0	0
富山	17	0	0	0	0	1	7	8	0	0	9	0	9	0	0	0
石川	19	0	0	0	0	1	2	3	0	0	16	0	16	0	0	0
福井	7	0	0	0	0	0	3	3	0	0	3	1	4	0	0	0
山梨	7	0	0	0	0	0	1	1	0	0	6	0	6	0	0	0
長野	23	0	1	1	0	1	1	2	0	0	16	2	18	2	0	0
岐阜	12	0	1	1	1	1	6	7	0	0	3	0	3	0	0	0
静岡	237	0	1	1	0	1	63	64	0	0	169	3	172	0	0	0
愛知	133	0	0	0	0	1	21	22	1	0	110	0	110	0	0	0
三重	33	0	0	0	0	0	4	4	0	0	29	0	29	0	0	0
滋賀	38	1	0	1	0	0	23	23	0	0	14	0	14	0	0	0
京都	280	0	1	1	0	0	237	237	0	0	40	2	42	0	0	0
大阪	459	0	1	1	1	2	212	214	1	0	239	1	240	1	0	1
兵庫	385	0	0	0	0	0	292	292	0	0	90	3	93	0	0	0
奈良	16	0	1	1	0	0	3	3	0	0	12	0	12	0	0	0
和歌山	17	0	0	0	0	0	9	9	0	0	8	0	8	0	0	0
鳥取	1	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
島根	2	0	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0
岡山	46	0	1	1	0	1	27	28	0	0	17	0	17	0	0	0
広島	42	0	0	0	0	1	14	15	0	1	23	1	24	2	0	0
山口	20	0	0	0	0	0	5	5	0	0	13	2	15	0	0	0
徳島	21	0	0	0	0	0	9	9	0	0	10	2	12	0	0	0
香川	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2	0	0	0
愛媛	16	0	0	0	0	0	4	4	0	0	11	0	11	0	0	1
高知	45	0	0	0	0	0	4	4	0	0	41	0	41	0	0	0
福岡	301	1	0	1	0	1	79	80	0	0	212	7	219	0	0	1
佐賀	13	0	0	0	0	0	2	2	0	0	10	1	11	0	0	0
長崎	15	0	0	0	0	0	2	2	0	0	11	0	11	2	0	0
熊本	32	0	1	1	0	1	6	7	0	0	24	0	24	0	0	0
大分	8	1	1	2	0	0	1	1	0	0	5	0	5	0	0	0
宮崎	20	0	0	0	0	0	10	10	0	0	10	0	10	0	0	0
鹿児島	87	0	2	2	0	0	47	47	0	0	38	0	38	0	0	0
沖縄	133	2	1	3	0	0	4	4	0	0	124	1	125	0	0	1
全国合計	3,393	8	19	27	3	22	1,412	1,434	4	2	1,866	40	1,906	13	0	4
割合		0.2%	0.6%	0.8%	0.1%	0.6%	41.6%	42.3%	0.1%	0.1%	55.0%	1.2%	56.2%	0.4%	0.0%	0.1%

3. 国選弁護等関連業務



3-1 令和3年度における業務の概況

被疑者国選弁護人制度とは、勾留された（勾留状を発付された）被疑者が貧困等の理由で自ら弁護人を選任できない場合に、国（裁判所）が弁護人（被疑者国選弁護人）を選任する制度である。法テラスは、平成18年10月の同制度開始当初から、被疑者国選弁護人を選任するための役割（被疑者国選弁護人候補者の指名通知業務）を担ってきた。

制度開始時点の被疑者国選弁護の対象事件は、殺人や現住建造物等放火などの重大事件（死刑又は無期若しくは短期1年以上の懲役若しくは禁錮に当たる事件）に限られていたが、平成21年5月21日（裁判員制度施行と同日）に、対象事件が拡大（死刑又は無期若しくは長期3年を超える懲役若しくは禁錮に当たる事件。窃盗や詐欺等も該当）され、対象事件数は約10倍に増加した。さらに、平成30年6月1日には、勾留状が発付された全ての被疑事件にまで対象事件が拡大された。

また、法テラスでは、特に迅速な選任が要請される被疑者国選弁護事件については、原則数時間以内、遅くとも24時間以内に指名通知を行う運用をしており、99.0%以上の事件で24時間以内に指名通知を行っている。

令和3年度も、迅速な指名通知を行うための体制整備や運用改善に努め、99.9%の事件について24時間以内に指名通知を行った。

3-2 国選弁護関連業務

(1) 業務の概要

法テラスは、国選弁護事件に関し、①国選弁護人になろうとする弁護士との契約締結、②個別の事件における国選弁護人候補者の指名及び裁判所、裁判長又は裁判官（以下「裁判所等」という。）への通知、③国選弁護人に対する報酬及び費用の算定や支払等の業務を行っている。

(2) 国選弁護制度

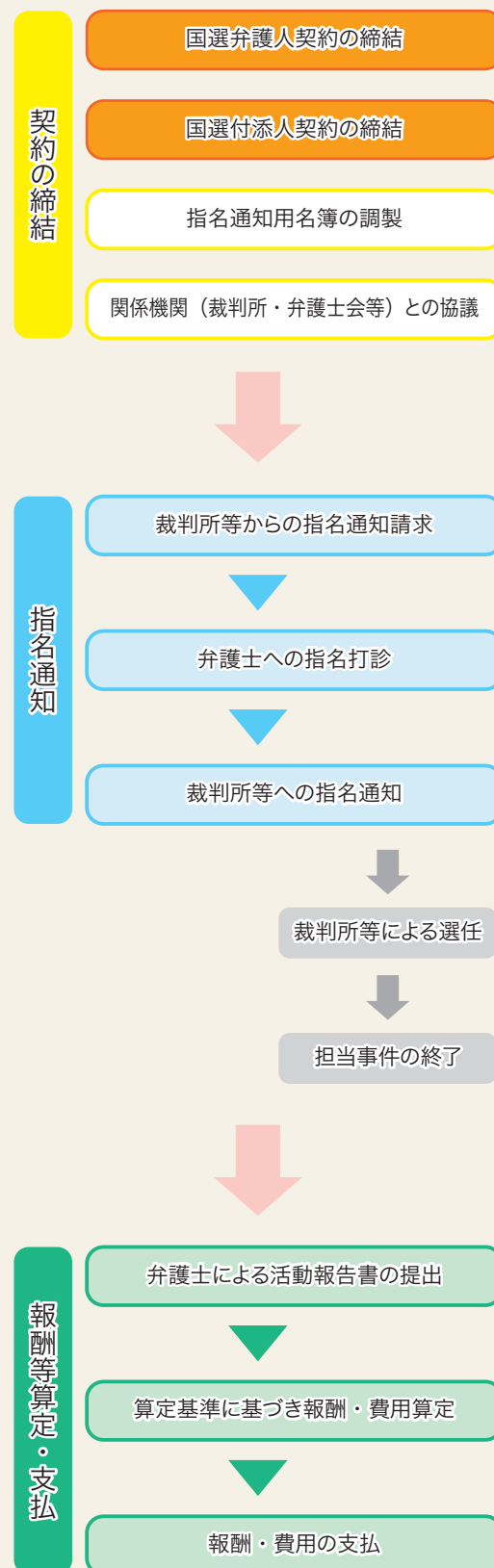
国選弁護制度とは、刑事事件で勾留された者（被疑者）や起訴された者（被告人）が、貧困等の理由で自ら弁護人を選任できない場合に、本人の請求又は法律の規定により、裁判所等が弁護人を選任する制度である。

統計年報によれば、令和3年に国選弁護人が選任された割合は、勾留状が発付された被疑事件については86.6%（注1）、被告事件については、地裁事件で84.9%、簡裁事件で92.6%（注2）であった。

平成18年9月以前は、被告人のみに国選弁護人が選任されていたが、同年10月からは、被疑者についても、殺人や現住建造物等放火、傷害致死、強盗など、一定の重い刑罰が定められている事件（死刑又は無期若しくは短期1年以上の懲役若しくは禁錮に当たる事件）に関して国選弁護人が選任されることとされた。さらに、平成21年5月21日からは、被疑者国選弁護事件の対象範囲が拡大され、窃盗や傷害、詐欺など（死刑又は無期若しくは長期3年を超える懲役若しくは禁錮に当たる事件）の被疑者についても国選弁護人が選任されることとされた（いずれも、被疑者に勾留状が発付されている場合において、被疑者が貧困その他の事由により弁護人を選任することができず、かつ、その被疑者から請求があった場合）。

「3-1」で述べたとおり、平成30年6月1日以降の被疑者国選弁護事件の対象は、勾留状が発付された全ての事件に拡大されることとなり、暴行、住居侵入など従前の被疑者国選対象

資料 3-1 国選弁護等関連業務の概要



事件より軽い法定刑の事件に関しても国選弁護人が選任されることになった。

(注1) 令和3年検察統計年報及び令和3年司法統計年報の数値を基に算出

(注2) 令和3年司法統計年報の数値を基に算出。弁護人がついた被告人数に対し、国選弁護人が選任された被告人数の割合

資料 3-2 勾留状が発付された被疑事件のうち国選弁護人が選任された割合

<被疑者>

	勾留状発付数 ①	選任数 ②	②／①
令和3年	83,815	72,577	86.6%

(注) ①は令和3年検察統計年報、②は令和3年司法統計年報を基に作成

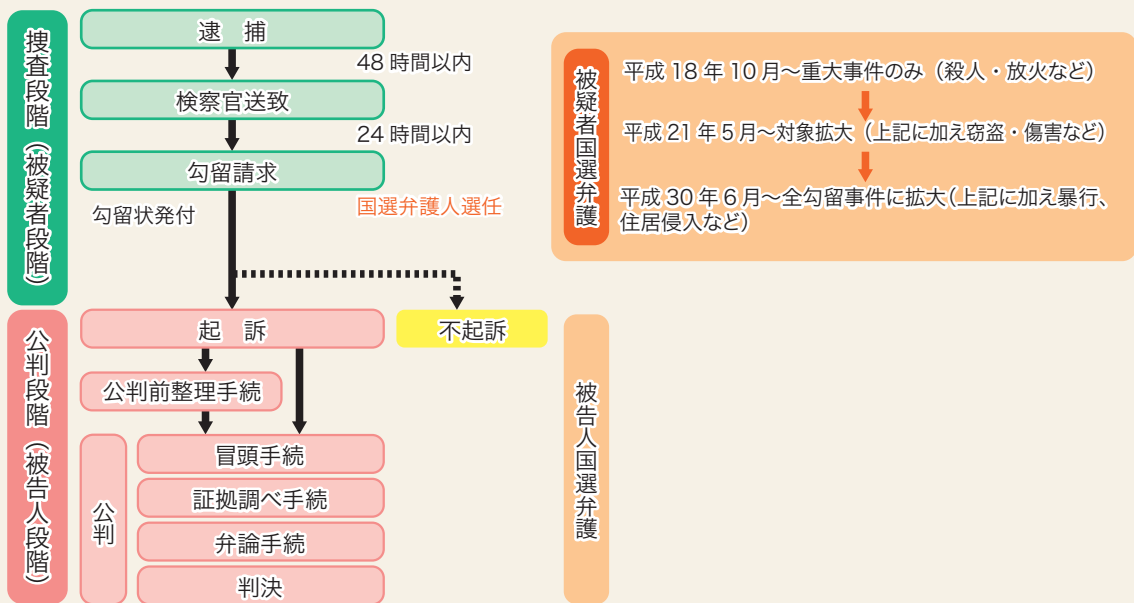
資料 3-3 通常第一審事件のうち国選弁護人が選任された割合

<被告人>

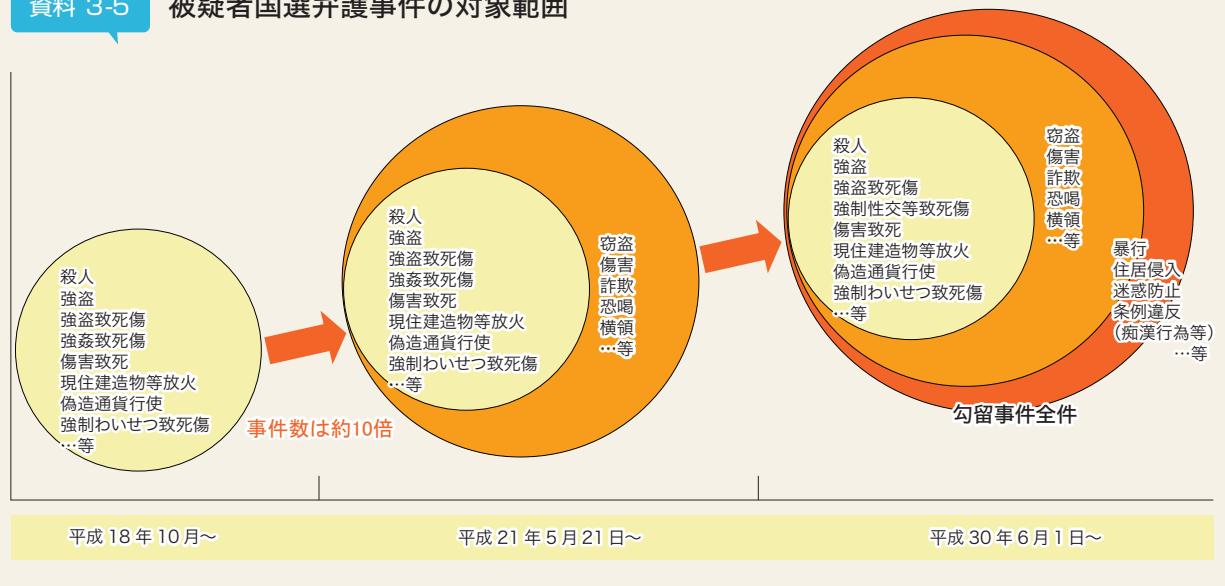
＜被告人＞		終局総人員			③／②
		①	うち弁護人のついた被告人		
			②	うち国選 ③	
令和３年	地裁	46,735	46,527	39,503	84.9%
	簡裁	3,291	3,226	2,988	92.6%

(注) ①～③はいずれも令和3年司法統計年報を基に作成

資料 3-4 刑事事件の流れと国選弁護制度



資料 3-5 被疑者国選弁護事件の対象範囲



(3) 弁護士との国選弁護人契約の締結

ア 契約の種類

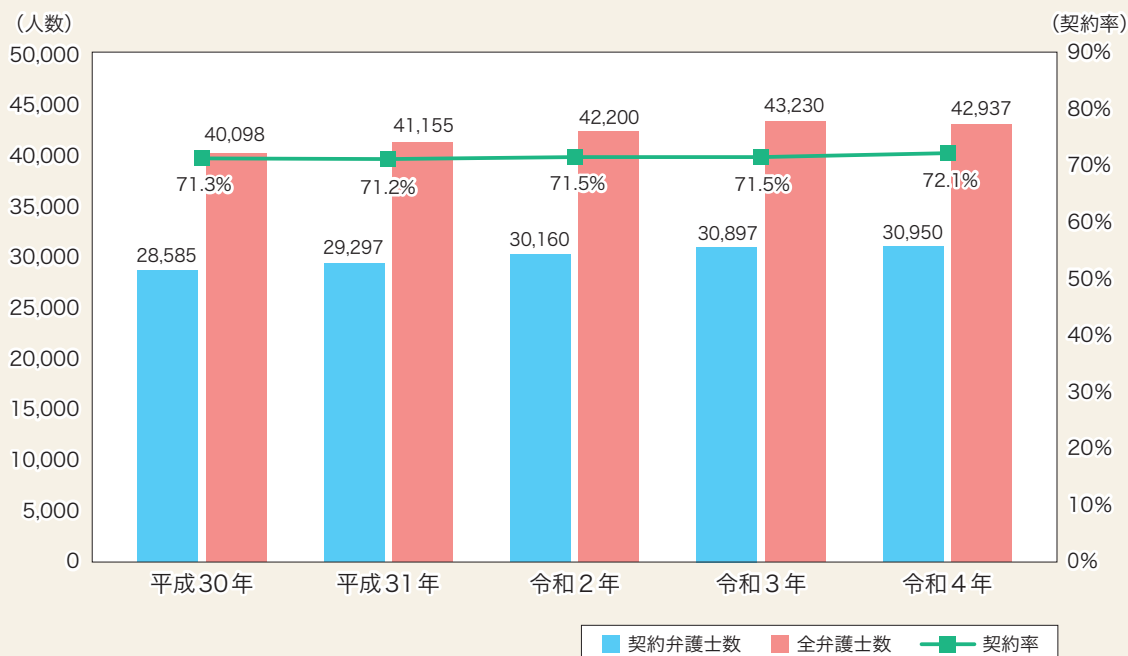
平成 18 年 10 月以降、裁判所等は、法テラスとの間で国選弁護人の事務を取り扱うことについて契約を締結している弁護士（以下、このような契約を「国選弁護人契約」といい、このような事務を取り扱う弁護士を「国選弁護人契約弁護士」という。）の中から国選弁護人を選任している。国選弁護人契約には、取り扱う事件に対応して支給すべき報酬及び費用が定められる契約（一般国選弁護人契約）と、法テラスに勤務して給与の支払を受ける契約（勤務契約）の 2 種類があり、前者の契約を締結する弁護士が一般国選弁護人契約弁護士、後者の契約を締結する弁護士が勤務弁護士（常勤弁護士）である。このうち一般国選弁護人契約は、報酬及び費用が事件ごとに定められる普通国選弁護人契約と、報酬及び費用がその取り扱う複数の事件について一括して定められる一括国選弁護人契約の 2 種類に区分される。一括国選弁護人契約は、複数の即決被告事件について、同一の弁護士を国選弁護人として選任することを想定した契約形態である。

イ 契約の方式

法テラスは、弁護士と一般国選弁護人契約を締結するときは、国選弁護人の事務に関する契約約款（平成 18 年 5 月 25 日法務大臣認可。その後複数回変更があり、令和元年 9 月 5 日法務大臣認可版が現在の最新版。以下「国選弁護人契約約款」という。）によらなければならない。国選弁護人契約約款は、国選弁護に関する事務の取扱いについて締結する契約の内容を規定したものであり、国選弁護人の契約の締結に関する事項、国選弁護人の候補者の指名通知に関する事項、報酬及び費用の算定基準と、その支払に関する事項、及び契約解除その他契約に違反した場合の措置に関する事項が定められている。

国選弁護人契約弁護士の数は、各弁護士会の協力を得て毎年増加し、令和 4 年 4 月 1 日時点で 30,950 名となっており、これは全国の弁護士数の約 72.1% に当たる。

資料 3-6 国選弁護人契約弁護士数・契約率の推移



(注1) いずれも4月1日現在

(注2) 契約弁護士数には、常勤弁護士を含む。

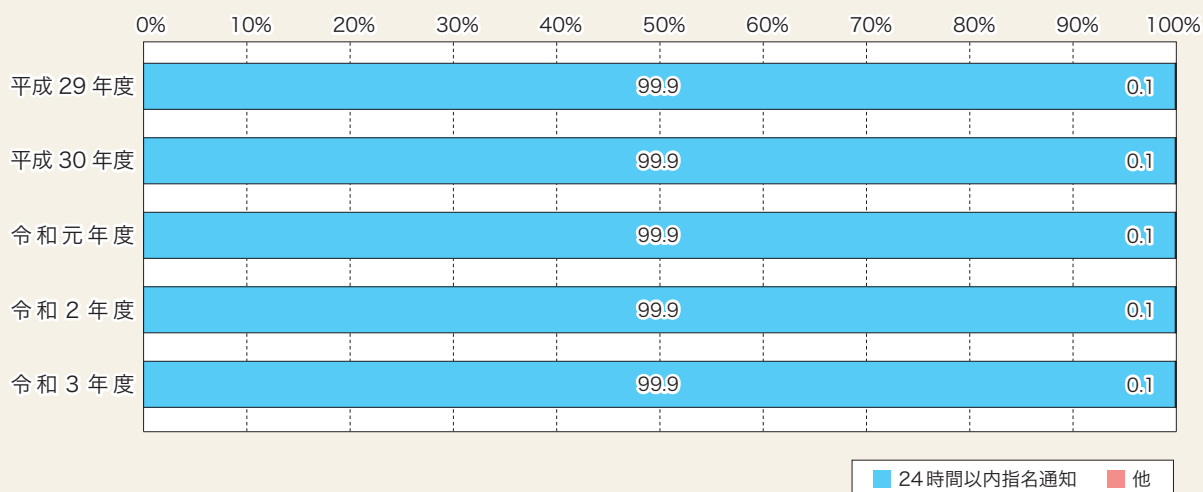
(4) 国選弁護人候補の指名通知

法テラスの地方事務所は、指名通知業務を迅速かつ確実に行うため、個別の事件において裁判所等から国選弁護人候補者の指名通知請求を受けたときは、遅滞なく、国選弁護人契約弁護士の中から、国選弁護人の候補者を指名し、裁判所等に通知するための体制を整備することとされている。このような体制整備の中で、最も重要なものが指名通知を行うために用いる名簿の整備である。法テラスは、全ての地方事務所において、対応する弁護士会の協力を得て、地域の実情に応じ、被疑者国選弁護事件用名簿、被告人国選弁護事件用名簿等の名簿を調製している。

「遅滞のない指名通知」とは、具体的に、地方事務所において、裁判所との協議により、被疑者国選弁護事件については原則として数時間以内、遅くとも24時間以内、被告人国選弁護事件については原則として24時間以内、遅くとも48時間以内に指名通知を行う運用である。なお、被疑者国選弁護事件については、土・日・祝日においても指名通知業務を行っている。

裁判所から指名通知の請求があった被疑者国選弁護事件のうち、24時間以内に指名通知した割合は、平成22年以降、常に99.0%以上の高い割合を維持しており、令和3年度においては、99.9%と極めて高い割合となっている。

資料 3-7 被疑者国選弁護事件のうち 24 時間以内に指名をした割合

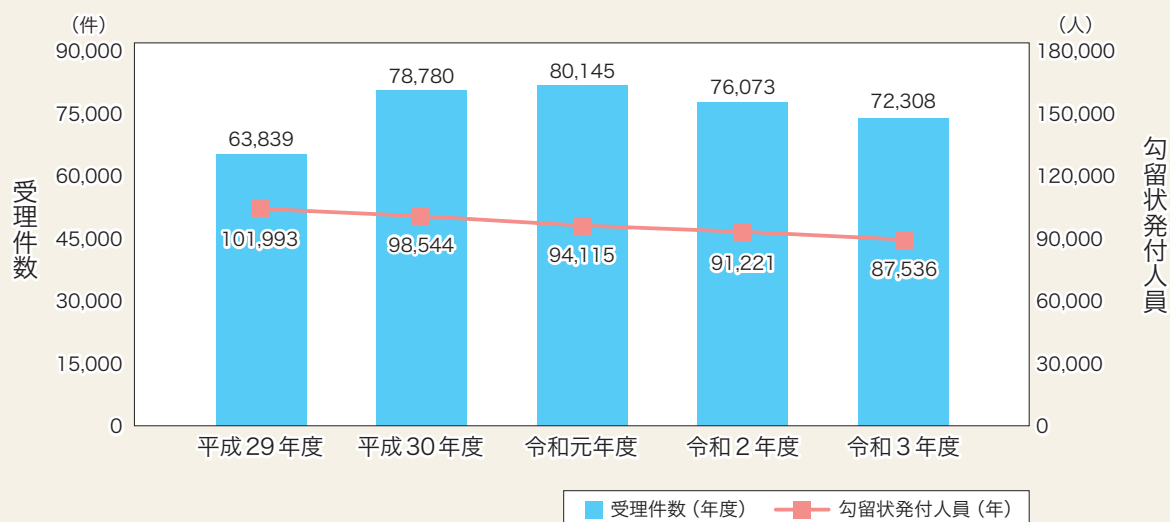


一般国選弁護人契約弁護士について指名通知業務を行う場合は、指名通知用名簿に基づき、あらかじめ定められた手順に従って指名の打診を行い、弁護士の承諾を確認した上で、国選弁護人候補者として指名し、裁判所等に通知する。この場合、指名打診を受けた一般国選弁護人契約弁護士は、指名打診を承諾するように努めなければならないこととされている。

令和3年4月から令和4年3月までの受理件数は、被疑者国選弁護事件は72,308件、被告人国選弁護事件は46,594件（合計118,902件）であった。1か月当たりの平均件数は、被疑者国選弁護事件は約6,026件、被告人国選弁護事件は約3,883件（合計約9,909件）であり、前年度における1か月当たりの平均件数から被疑者は約313件、被告人は約290件減少した。

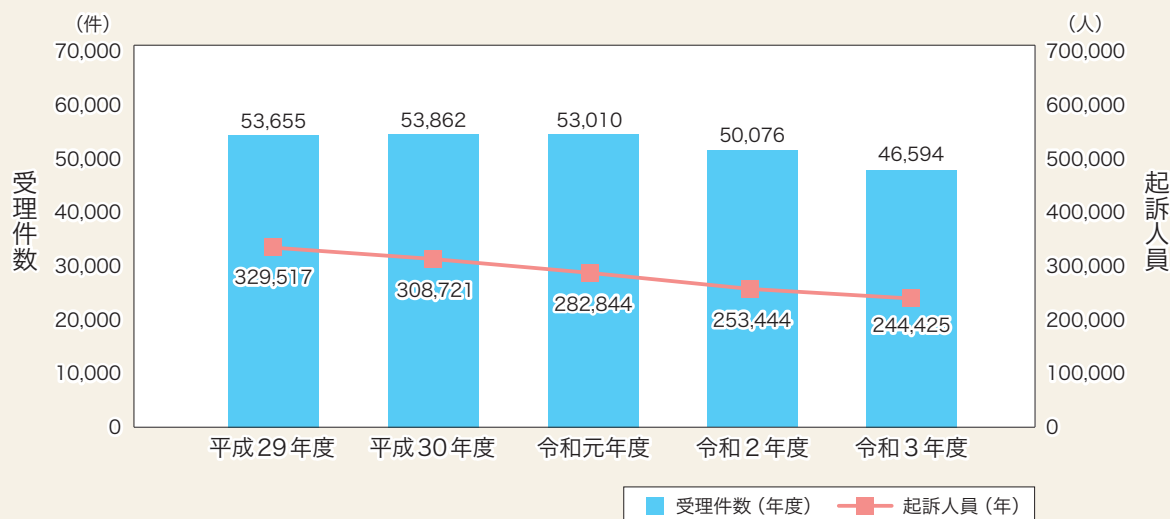
被疑者国選弁護事件については平成24年度以降緩やかな減少傾向にあったところ、平成30年6月1日から対象事件が全ての勾留事件に拡大したため、平成30年度から増加に転じたが、令和3年度は前年度より約4.9%減少した。被告人国選弁護事件については、平成21年度以降緩やかな減少傾向にあり、令和3年度は前年度より約7.0%減少した。

資料 3-8 被疑者国選弁護事件受理件数の推移



(注) 勾留状発付人員は、各年の司法統計年報の「請求により勾留状が発付された人員」(全簡裁・全地裁)による。

資料 3-9 被告人国選弁護事件受理件数の推移



(注) 起訴人員は、各年の検察統計年報による(略式起訴人員を含む)。

(5) 国選弁護人に対する報酬及び費用の算定

ア 概要

国選弁護人に対して支給する報酬及び費用は、従前は裁判所が金額を決定し支給していたが、平成18年10月の法テラスの業務開始以降は、法テラスが金額を算定し、これを支給する仕組みとなった。

国選弁護人に支払う報酬及び費用は、国選弁護人契約約款で定める「報酬及び費用の算定基準」（以下「算定基準」という。）に基づき算定される。算定基準は、法テラスの恣意が入らないように、あらかじめ定められた客観的な指標を基に、類型的・画一的に算定する方針に基づいて設計されている。具体的には、①労力に見合った報酬を基本とした上で（労力基準）、②一定の成果に対しては別途報酬（成功報酬）の加算を行う（成果基準）、③費用は報酬と別立てで考える、の3点を軸に組み立てられている。

まず、被疑者国選弁護事件については、①労力基準として、接見が弁護活動の中心であることから、接見の回数を基本的な指標として、弁護活動全体の労力を評価することになっている。具体的には、4日に1回の接見を基準接見回数と定め、接見回数に応じた基礎報酬を算定し、接見回数が基準接見回数を超えた場合には、多数回接見加算報酬を算定している。また、これとは別に、遠距離の移動を要した場合など、基準接見回数だけでは評価しきれない一定種類の活動については、別立てで労力を評価する指標を設定している。②成果基準として、勾留取消や示談といった特別の成果があった場合には、一定の加算がされる。③費用としては、遠距離接見等交通費、出張旅費・日当、宿泊料、通訳人費用、訴訟準備費用が支給される。

資料 3-10 被疑者国選弁護事件の基礎報酬及び多数回接見加算報酬

基礎報酬	基準接見回数に満たない接見回数の場合 20,000円×接見回数	
	基準接見回数以上の接見をした場合 20,000円×（基準接見回数－1）＋26,400円	
多数回接見加算報酬	基準1回超	＋10,000円
	基準2回超	＋16,000円
	基準3回超から9回超まで	上記16,000円に加え3回目以降1回につき＋4,000円
	基準10回超以上	基準9回超までの多数回接見加算の合計額44,000円に加え、基準10回超以降1回につき＋3,000円（上限あり）

次に、第一審の被告人国選弁護事件については、①労力基準として、公判期日における活動が弁護活動の中心であることから、期日の回数と立会時間を基本的な指標として、弁護活動全体の労力を評価することになっている。もっとも、同じ公判回数で終了した事件であっても、対象事件の種別（即決事件、簡裁事件、地裁単独事件、地裁通常合議事件、地裁重大合議事件、裁判員裁判事件）によって事件に要する労力は、相違に異なっていると考えられる。そこで、対象事件の種別や整理手続に付されたか否かなど、事案の軽重・複雑さを示す指標を基に類型分けをし、報酬を設定している。また、これとは別に、遠距離の移動を要したときなど、期日の回数と立会時間だけでは評価しきれない一定種類の活動については、別立てで労力を評価する指標を設定している。②成果基準として、無罪や公訴事実と比べて法定刑が軽い罪の事実が認定（縮小認定）されたときや、示談成立等の特別の成果があったとき、一定の報酬が加算される。③費用としては、記録謄写費用、遠距離接見等交通費、出張旅費・日当、宿泊料、通訳人費用、訴訟準備費用が支給される。

なお、控訴審、上告審の被告人国選弁護事件についても、第一審の被告事件に準拠して、それぞれの報酬及び費用が定められている。

資料 3-11 被告人国選弁護事件（裁判員裁判事件以外）の基礎報酬

裁判所	公判前整理手続なし	公判前整理手続あり
簡裁	66,000円	70,000円
地裁単独	77,000円	80,000円
地裁通常合議	88,000円	90,000円
地裁重大合議	99,000円	100,000円

資料 3-12 裁判員裁判事件の基礎報酬

	弁護士 2 名以上	弁護士 1 名
公判前整理手続 1 ～ 4 回	(裁判官 1 裁判員 4) 170,000円 (裁判官 3 裁判員 6) 190,000円	170,000円 240,000円
公判前整理手続 5 ～ 7 回 (かつ公判 3 日以上)	240,000円	300,000円
公判前整理手続 8 ～ 10 回 (かつ公判 3 日以上)	300,000円	380,000円
公判前整理手続 11 回以上 (かつ公判 4 日以上)	400,000円	500,000円

資料 3-13 被告人国選弁護事件の公判加算報酬

例：地裁単独	公判時間	公判 1 回目	公判 2 回目以降
	～ 45分未満	0円	5,800円
	45分 ～ 1.5時間未満	5,800円	8,200円
	1.5時間 ～ 2.5時間未満	8,200円	13,600円
	2.5時間 ～ 3.5時間未満	13,600円	20,500円
	3.5時間 ～ 4.5時間未満	20,500円	29,100円
	4.5時間 ～ 5.5時間未満	29,100円	40,600円
	5.5時間 ～	40,600円	47,400円

イ 報酬算定の手続

国選弁護人は、事件終了から 14 日以内に、法テラスの地方事務所に対し、報告書を提出して報酬及び費用を請求する。法テラスは、請求から 7 日以内に、国選弁護人から提出された報告書に基づき、支給すべき報酬及び費用を算定し、当該弁護士に対しその金額及び内訳を通知する。

報酬及び費用の金額並びに内訳の通知を受けた弁護士は、7日以内に、法テラスに対し、報酬及び費用の算定に対する不服申立てをすることができる。不服申立てを受けた法テラスは、再度算定を行い、7日以内にその結果を当該弁護士に通知する。国選弁護人に支給すべき報酬及び費用は、不服申立てがあった場合は再算定を経たときに、不服申立てがない場合は不服申立期間が経過したときに、その金額が確定する。

報酬及び費用の算定に対する令和3年4月から令和4年3月までの不服申立件数は、合計250件であり、1か月当たり約21件であって、前年度における1か月当たり平均件数約25件に比べて減少した。

(6) 国選算定基準の改正

算定基準を改正するためには、綜合法律支援法に基づき、法務大臣と財務大臣との協議、法務大臣から最高裁判所及び日本司法支援センター評価委員会への求意見といくつもの手続を経た上で、最終的に法務大臣の認可を受けなければならず、とりわけ厳しい近時の財政的制約の下では、改正の実現は容易ではない。しかし、法テラスでは、国選弁護人契約弁護士からの不服申立てを受け止め、必要に応じて算定基準改正のための手続をとってきた。次に掲げるものは、不服申立てが国選弁護算定基準の改正に結実したもののうちの主なものである。

- ①平成19年4月1日の改正では、示談に関し、全損害について示談が成立しないと報酬算定の対象とならなかった扱いから、被害弁償を段階的に区分して特別成果加算が支給されるようになり、また、加算報酬が支払われる遠距離移動の対象活動が広がり、遠距離交通費が実費支給になった。
- ②平成19年11月1日の改正では、否認事件等に関し、200枚超からしか謄写費用が支給されなかったものが、1枚目から支給されるようになった。また、無罪や縮小認定等が新たに特別成果加算の支給対象になった。
- ③平成20年9月1日の改正では、それまで全く手をつけられていなかった基礎報酬及び公判加算報酬の見直しと増額を行った。また、第1回公判期日から立会時間に応じた公判加算を行うことになった。
- ④平成22年4月1日の改正では、記録謄写費用の単価を20円から40円（を上限とする実費）に増額した。
- ⑤平成23年4月1日の改正では、第1回公判期日前の証人尋問等期日に出頭した場合の報酬が支給されるようになった。また、行政機関が発行する証明書（住民票や戸籍謄本等）の発行手数料についても、訴訟準備費用の支給対象になった。
- ⑥平成30年4月1日の改正では、勾留期間延長決定に対する準抗告の申立てにより、原決定の取消し、勾留延長請求の却下及び被疑者の釈放があった場合も、新たに支給対象になり、また、上訴国選弁護人が上訴取下げにより国選弁護人の選任の効力が失われたことを知るまでの間に行った活動費用（交通費等）なども支給対象となった。

（注）上記①～⑥の日付は、いずれも施行日

3-3 国選付添関連業務

(1) 業務の概要

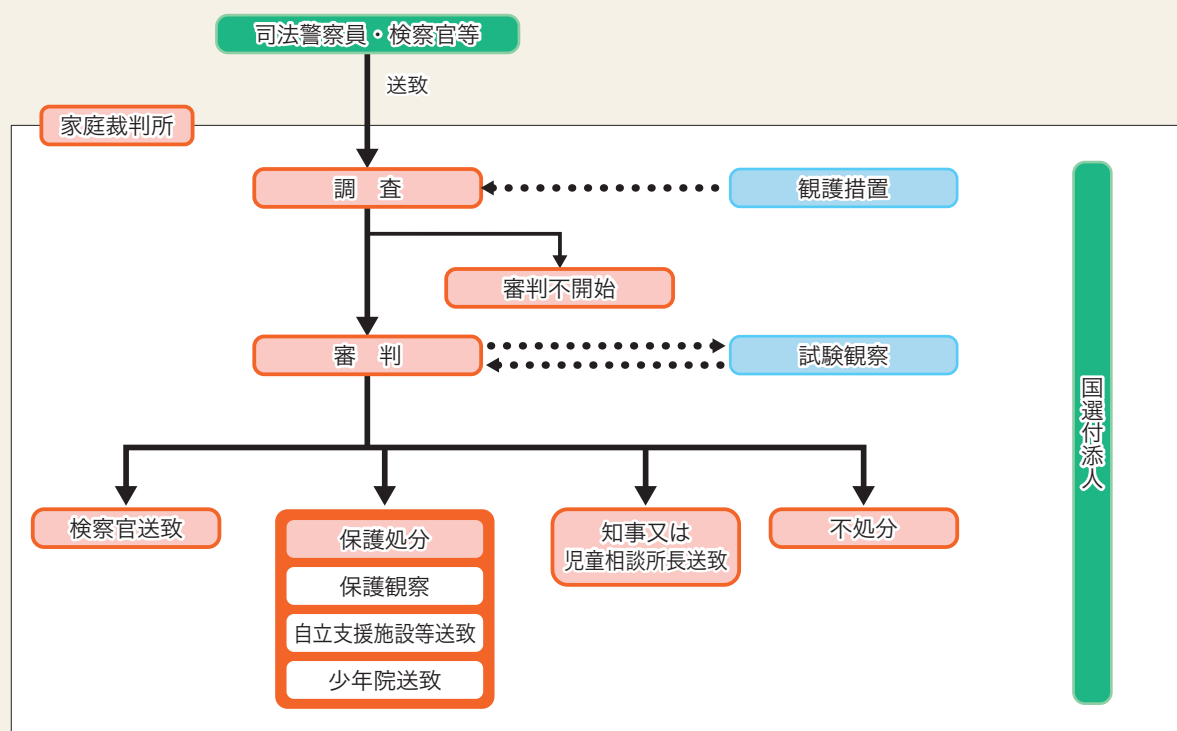
法テラスは、平成19年11月から、少年審判事件における国選付添人の選任等に関する業務として、①国選付添人になろうとする弁護士との契約締結、②国選付添人候補者の指名及び裁判所への通知、③国選付添人に対する報酬及び費用の算定や支払等の業務を行っている（資料3-1参照）。

この業務を始めたときには、国選付添人の選任対象となる事件類型は、「故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪、死刑又は無期若しくは短期2年以上の懲役又は禁錮に当たる罪」に係る事件に限られていた（少年法第22条の2第1項）。そして、これらの罪に係る事件について、裁判所が検察官関与決定をしたときは、国選付添人を付さなければならないとされ（同法第22条の3第1項）、また、少年を少年鑑別所に収容する決定（観護措置）がされたときは、裁判所の裁量で国選付添人を付することができるとされていた（同法22条の3第2項）。

その後、平成20年12月に改正少年法が施行され、裁判所は、「故意の犯罪行為により被害者を死傷させた罪、刑法第211条（業務上過失致死傷等）の罪」において、被害者等による少年審判の傍聴を許すことができることとなった（少年法第22条の4第1項。なお、平成25年改正により、「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）第4条、第5条又は第6条第3項若しくは第4項の罪」が追加された。）が、傍聴を許すにはあらかじめ弁護士である付添人の意見を聴かなければならず、このような付添人がいないときは、弁護士である付添人を付さなければならないこととなり（同法第22条の5第2項）、国選付添人の選任対象となる事件の範囲が拡大した。

さらに、平成26年6月施行の改正少年法により、同法第22条の2第1項の罪が「死刑又は無期若しくは長期3年を超える懲役若しくは禁錮に当たる罪」と改正されたことにより、国選付添人の選任対象

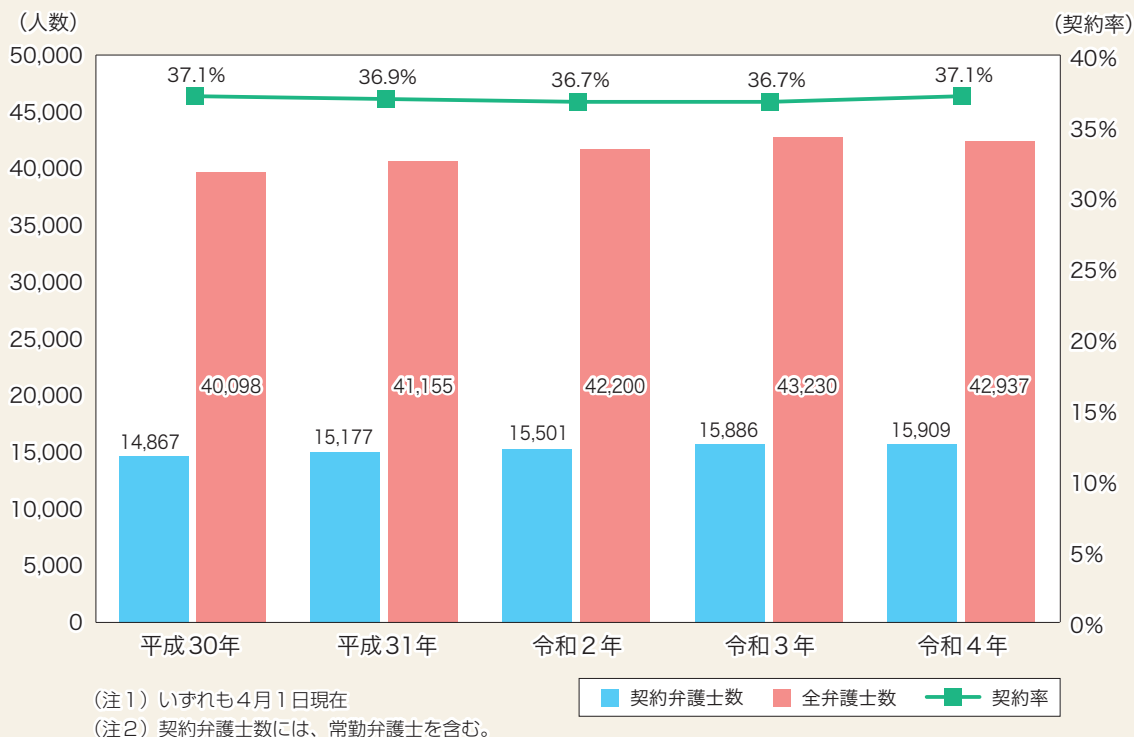
資料 3-14 少年事件の流れと国選付添制度



となる事件の範囲が更に拡大することとなった。

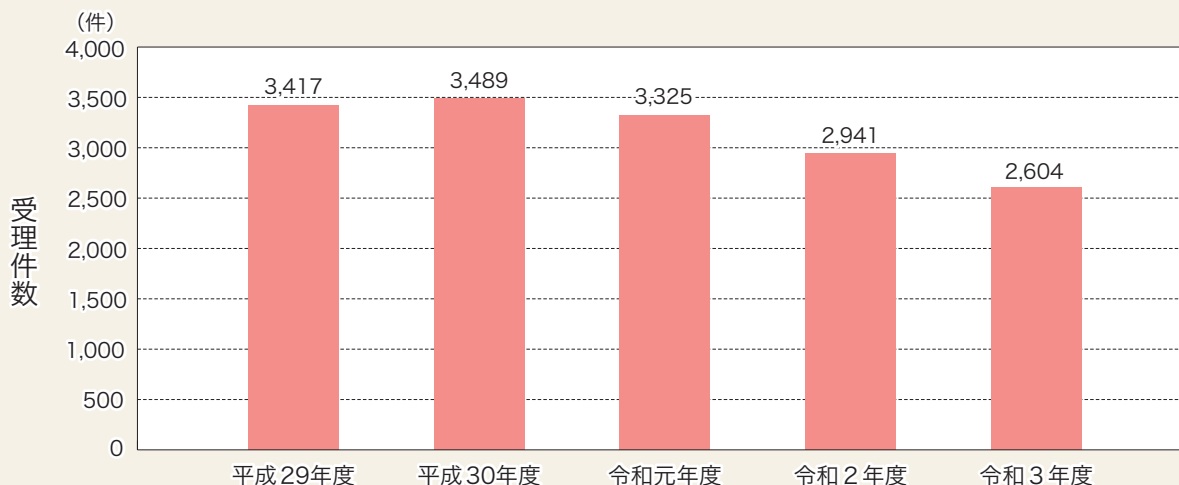
国選付添人契約弁護士の人数は、業務開始時の平成19年11月時点で654名であったが、その後は、各弁護士会の協力を得て毎年増加し、令和4年4月1日時点で15,909名となった。

資料 3-15 国選付添人契約弁護士数・契約率の推移



令和3年4月から令和4年3月までの国選付添事件の受理件数は合計2,604件である。平成27年度以降、受理件数は横ばい状態であったが、令和3年度は前年度より11.5%減少している。在宅事件を除く国選付添人の選任率は、終局総人員中15.8%、観護措置人員中70.5%、付添人選任数中73.1%である。

資料 3-16 国選付添事件受理件数の推移



資料 3-17 一般保護事件のうち国選付添人が付された割合

	終局総人員 ①	うち観護 措置あり ②	うち付添人あり ③	うち国選 付添人あり ④	終局総人員中 の選任率 ④／①	観護措置人員 中の選任率 ④／②	付添人選任数 中の選任率 ④／③
令和3年	16,240	3,638	3,509	2,566	15.8%	70.5%	73.1%

(注1) ①②は、令和3年司法統計年報を基に作成。③④は、最高裁判所の提供値によるもの。

(注2) 国選付添人選任数は、法テラスの国選付添事件受理件数とは異なる。

(2) 国選付添人に対する報酬及び費用の算定

国選付添人に対して支給する報酬及び費用は、国選弁護人契約約款における算定基準と同様の考え方の下に設計されており、国選付添事件については、①労力基準として、審判期日における活動が付添活動の中心であることから、期日の回数と立会時間を基本的な指標として、付添活動全体の労力を評価することになっている。前記(1)のとおり、国選付添人が付される事件は、手続の種類(検察官が関与しない単独事件、検察官が関与しない合議事件、検察官が関与する事件)に応じて算定基準を設計している。また、これとは別に、遠距離の移動を要したときなど、期日の回数と立会時間だけでは評価しきれない一定種類の活動については、別立てで労力を評価する指標を設けている。②成果基準として、非行事実が認められないことを理由に保護処分につかない旨の決定があったときや、示談成立等の特別の成果があったとき、一定の報酬が加算される。③費用としては、記録謄写費用、遠距離面会等交通費、出張旅費・日当、宿泊料、通訳人費用、審判準備費用が支給される。

なお、抗告審、再抗告審の国選付添事件についても、国選付添人に準拠して、それぞれの報酬及び費用が定められている。

資料 3-18 国選付添人の基礎報酬

類型	金額
単独事件（検察官不関与）	90,000円
合議事件（検察官不関与）	90,000円
検察官関与事件	100,000円

資料 3-19 実質審理期日に対する加算報酬

例：単独 （検察官不関与）	審理時間	審理1回目	審理2回目以降
	～ 45分未満	0円	6,400円
	45分～ 1.5時間未満	6,400円	9,600円
	1.5時間～ 2.5時間未満	9,600円	16,800円
	2.5時間～ 3.5時間未満	16,800円	25,900円
	3.5時間～ 4.5時間未満	25,900円	37,200円
	4.5時間～ 5.5時間未満	37,200円	52,000円
	5.5時間～	52,000円	61,100円

付表 3-1 国選弁護士契約弁護士数・契約率の推移（地方事務所別）

(人)

地方 事務所	平成30年4月1日現在			平成31年4月1日現在			令和2年4月1日現在			令和3年4月1日現在			令和4年4月1日現在		
	契約者数	全弁護士数	契約率	契約者数	全弁護士数	契約率	契約者数	全弁護士数	契約率	契約者数	全弁護士数	契約率	契約者数	全弁護士数	契約率
札幌	571	799	71.5%	589	807	73.0%	603	812	74.3%	622	826	75.3%	617	821	75.2%
函館	50	56	89.3%	50	54	92.6%	50	54	92.6%	50	54	92.6%	49	53	92.5%
旭川	68	72	94.4%	67	73	91.8%	73	79	92.4%	71	79	89.9%	71	79	89.9%
釧路	74	78	94.9%	76	81	93.8%	75	80	93.8%	77	82	93.9%	76	83	91.6%
青森	100	113	88.5%	100	113	88.5%	100	114	87.7%	100	112	89.3%	98	109	89.9%
岩手	95	104	91.3%	96	104	92.3%	98	102	96.1%	97	101	96.0%	96	101	95.0%
宮城	396	453	87.4%	398	457	87.1%	407	471	86.4%	421	483	87.2%	420	479	87.7%
秋田	69	77	89.6%	69	77	89.6%	65	76	85.5%	63	75	84.0%	63	75	84.0%
山形	92	97	94.8%	93	99	93.9%	95	103	92.2%	93	104	89.4%	96	103	93.2%
福島	191	203	94.1%	189	201	94.0%	185	200	92.5%	177	195	90.8%	172	192	89.6%
茨城	257	288	89.2%	256	287	89.2%	268	300	89.3%	274	302	90.7%	267	293	91.1%
栃木	183	222	82.4%	188	227	82.8%	188	228	82.5%	193	227	85.0%	188	229	82.1%
群馬	261	290	90.0%	263	295	89.2%	267	306	87.3%	275	314	87.6%	274	312	87.8%
埼玉	732	869	84.2%	754	881	85.6%	756	903	83.7%	776	926	83.8%	760	918	82.8%
千葉	709	799	88.7%	729	816	89.3%	727	829	87.7%	737	842	87.5%	727	831	87.5%
東京	11,683	18,880	61.9%	12,126	19,588	61.9%	12,826	20,258	63.3%	13,250	20,938	63.3%	13,385	20,806	64.3%
神奈川	1,409	1,637	86.1%	1,452	1,657	87.6%	1,486	1,695	87.7%	1,530	1,738	88.0%	1,528	1,723	88.7%
新潟	254	281	90.4%	253	289	87.5%	255	287	88.9%	256	284	90.1%	254	284	89.4%
富山	109	125	87.2%	108	122	88.5%	104	120	86.7%	102	121	84.3%	109	125	87.2%
石川	168	174	96.6%	165	173	95.4%	165	172	95.9%	173	186	93.0%	169	184	91.8%
福井	98	108	90.7%	104	113	92.0%	103	117	88.0%	109	124	87.9%	110	121	90.9%
山梨	113	122	92.6%	118	128	92.2%	119	128	93.0%	120	126	95.2%	120	125	96.0%
長野	230	244	94.3%	236	249	94.8%	236	255	92.5%	237	259	91.5%	236	260	90.8%
岐阜	166	203	81.8%	170	204	83.3%	168	207	81.2%	172	208	82.7%	174	213	81.7%
静岡	422	481	87.7%	430	498	86.3%	427	503	84.9%	439	519	84.6%	445	520	85.6%
愛知	1,662	1,963	84.7%	1,696	1,996	85.0%	1,696	2,039	83.2%	1,727	2,076	83.2%	1,702	2,039	83.5%
三重	166	184	90.2%	166	187	88.8%	173	194	89.2%	164	193	85.0%	163	192	84.9%
滋賀	118	154	76.6%	119	149	79.9%	113	155	72.9%	108	157	68.8%	110	163	67.5%
京都	617	772	79.9%	630	787	80.1%	643	813	79.1%	651	824	79.0%	645	818	78.9%
大阪	2,920	4,566	64.0%	2,903	4,652	62.4%	2,974	4,717	63.0%	3,033	4,790	63.3%	3,087	4,755	64.9%
兵庫	706	933	75.7%	751	970	77.4%	745	978	76.2%	781	999	78.2%	770	983	78.3%
奈良	158	173	91.3%	159	176	90.3%	158	176	89.8%	166	184	90.2%	164	180	91.1%
和歌山	130	146	89.0%	130	144	90.3%	128	145	88.3%	128	146	87.7%	125	144	86.8%
鳥取	64	65	98.5%	66	66	100.0%	67	67	100.0%	64	66	97.0%	66	70	94.3%
島根	74	82	90.2%	76	85	89.4%	75	85	88.2%	73	81	90.1%	74	82	90.2%
岡山	322	401	80.3%	335	408	82.1%	334	410	81.5%	340	407	83.5%	336	402	83.6%
広島	442	583	75.8%	448	594	75.4%	434	607	71.5%	430	613	70.1%	414	609	68.0%
山口	152	176	86.4%	152	177	85.9%	148	176	84.1%	157	182	86.3%	151	177	85.3%
徳島	86	93	92.5%	85	93	91.4%	82	90	91.1%	78	85	91.8%	76	85	89.4%
香川	129	172	75.0%	134	177	75.7%	141	184	76.6%	139	188	73.9%	133	185	71.9%
愛媛	131	164	79.9%	129	166	77.7%	129	165	78.2%	127	163	77.9%	120	159	75.5%
高知	77	86	89.5%	82	88	93.2%	84	90	93.3%	85	91	93.4%	88	94	93.6%
福岡	986	1,286	76.7%	1,014	1,319	76.9%	1,049	1,373	76.4%	1,078	1,414	76.2%	1,078	1,410	76.5%
佐賀	96	105	91.4%	98	108	90.7%	99	107	92.5%	97	107	90.7%	94	104	90.4%
長崎	147	159	92.5%	149	161	92.5%	148	159	93.1%	151	163	92.6%	146	158	92.4%
熊本	237	281	84.3%	236	282	83.7%	231	282	81.9%	234	283	82.7%	229	281	81.5%
大分	141	161	87.6%	140	156	89.7%	140	159	88.1%	142	160	88.8%	145	165	87.9%
宮崎	128	139	92.1%	121	136	89.0%	120	136	88.2%	119	138	86.2%	120	143	83.9%
鹿児島	199	211	94.3%	203	217	93.5%	206	221	93.2%	205	219	93.6%	203	219	92.7%
沖縄	197	268	73.5%	196	268	73.1%	197	273	72.2%	206	276	74.6%	207	281	73.7%
合計	28,585	40,098	71.3%	29,297	41,155	71.2%	30,160	42,200	71.5%	30,897	43,230	71.5%	30,950	42,937	72.1%

(注) 契約弁護士数には、常勤弁護士を含む。

付表 3-2 国選弁護事件受理件数の推移（地方事務所・支部別）

(件)

地方事務所	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	被疑者	被告人	被疑者	被告人	被疑者	被告人	被疑者	被告人	被疑者	被告人
札幌	1,707	1,399	1,701	1,301	1,473	1,229	1,576	1,171	1,365	996
函館	164	146	220	131	191	121	226	167	256	163
旭川	238	195	305	192	233	171	241	187	268	173
釧路	325	270	358	251	345	253	393	218	382	193
青森	322	363	353	320	426	287	444	272	461	297
岩手	358	327	474	328	481	327	462	294	430	258
宮城	1,099	834	1,274	821	1,385	867	1,300	848	1,313	826
秋田	296	313	324	304	276	297	253	228	210	216
山形	333	250	369	255	413	281	404	270	303	211
福島	739	693	891	692	962	625	840	547	719	509
茨城	1,378	1,343	1,851	1,235	1,769	1,172	1,803	1,128	1,690	1,011
栃木	1,044	1,015	1,188	968	1,261	906	1,237	894	1,221	971
群馬	1,356	828	1,660	864	1,585	747	1,735	702	1,444	569
埼玉	2,739	1,814	3,638	1,741	4,154	2,028	4,428	2,289	4,077	1,754
川越	554	369	662	282	905	383	948	447	872	285
千葉	2,685	2,058	3,459	2,017	3,531	2,186	3,178	1,882	2,946	1,928
松戸	610	366	826	364	760	358	786	417	825	478
東京	6,842	8,260	9,597	8,981	9,773	8,453	8,747	7,549	9,005	7,198
多摩	1,688	1,025	2,492	1,199	2,478	1,050	2,508	1,101	2,394	974
神奈川	2,466	1,827	2,851	1,749	2,798	1,519	2,581	1,519	2,488	1,426
川崎	516	321	600	324	681	286	773	342	632	402
小田原	547	492	589	317	527	276	527	292	515	325
新潟	935	730	1,096	781	1,052	714	794	632	864	625
富山	304	200	448	225	333	238	392	281	429	284
石川	445	331	634	402	710	407	612	411	585	373
福井	414	269	455	211	505	222	450	267	417	225
山梨	354	424	518	504	515	499	457	413	535	412
長野	587	563	624	521	647	566	619	545	584	451
岐阜	646	511	902	690	1,122	804	999	695	979	643
静岡	550	376	693	391	743	365	713	351	682	347
浜松	638	431	804	409	803	400	792	325	810	291
沼津	625	459	1,017	433	853	469	804	430	769	377
愛知	3,499	2,211	4,518	2,191	4,959	2,487	4,515	2,426	4,117	2,186
三河	1,216	789	1,492	679	1,614	658	1,495	753	1,442	707
三重	779	644	871	623	947	728	1,042	762	905	726
滋賀	768	530	888	625	823	632	760	551	762	483
京都	1,495	944	1,809	1,093	1,575	913	1,384	930	1,371	987
大阪	5,165	4,964	5,525	4,893	5,846	5,300	5,318	4,587	4,902	4,242
兵庫	1,681	1,323	2,356	1,236	2,289	1,181	2,085	1,074	1,882	1,033
姫路	985	669	1,120	560	1,027	572	986	613	926	537
阪神	820	571	980	503	988	499	1,066	549	968	520
奈良	642	472	690	473	761	533	748	524	676	488
和歌山	607	417	583	398	584	372	515	380	493	362
鳥取	254	181	306	224	293	203	341	195	309	203
島根	290	222	377	269	284	247	299	263	359	284
岡山	973	860	1,204	852	1,222	781	1,148	820	1,105	838
広島	1,431	914	1,836	1,094	1,904	1,081	1,807	848	1,781	874
山口	743	662	753	749	724	570	628	488	588	447
徳島	305	291	309	280	318	257	235	245	231	196
香川	508	724	585	790	772	746	750	641	580	578
愛媛	541	668	729	661	466	510	440	538	419	476
高知	372	420	419	389	411	331	403	358	482	341
福岡	2,306	2,111	3,002	2,123	3,026	2,066	2,784	1,899	2,425	1,648
北九州	822	674	1,080	743	1,139	753	1,015	675	961	601
佐賀	413	345	373	291	355	274	463	258	361	233
長崎	481	407	499	402	521	349	492	392	459	329
熊本	590	611	725	554	667	539	653	489	647	492
大分	475	347	422	321	417	299	472	309	420	263
宮崎	568	420	497	358	508	354	446	327	521	364
鹿児島	497	422	579	365	513	360	537	336	476	312
沖縄	1,109	1,040	1,380	920	1,502	909	1,224	732	1,270	653
合計	63,839	53,655	78,780	53,862	80,145	53,010	76,073	50,076	72,308	46,594

付表 3-3 国選付添人契約弁護士数・契約率の推移（地方事務所別）

(人)

地方 事務所	平成30年4月1日現在			平成31年4月1日現在			令和2年4月1日現在			令和3年4月1日現在			令和4年4月1日現在		
	契約者数	全弁護士数	契約率	契約者数	全弁護士数	契約率	契約者数	全弁護士数	契約率	契約者数	全弁護士数	契約率	契約者数	全弁護士数	契約率
札幌	532	799	66.6%	547	807	67.8%	560	812	69.0%	592	826	71.7%	585	821	71.3%
函館	47	56	83.9%	47	54	87.0%	47	54	87.0%	48	54	88.9%	47	53	88.7%
旭川	63	72	87.5%	62	73	84.9%	68	79	86.1%	66	79	83.5%	66	79	83.5%
釧路	65	78	83.3%	67	81	82.7%	66	80	82.5%	68	82	82.9%	68	83	81.9%
青森	84	113	74.3%	85	113	75.2%	86	114	75.4%	85	112	75.9%	83	109	76.1%
岩手	79	104	76.0%	78	104	75.0%	78	102	76.5%	76	101	75.2%	76	101	75.2%
宮城	316	453	69.8%	320	457	70.0%	330	471	70.1%	346	483	71.6%	342	479	71.4%
秋田	60	77	77.9%	60	77	77.9%	57	76	75.0%	56	75	74.7%	56	75	74.7%
山形	81	97	83.5%	83	99	83.8%	84	103	81.6%	84	104	80.8%	86	103	83.5%
福島	163	203	80.3%	163	201	81.1%	158	200	79.0%	150	195	76.9%	148	192	77.1%
茨城	208	288	72.2%	206	287	71.8%	211	300	70.3%	216	302	71.5%	215	293	73.4%
栃木	137	222	61.7%	141	227	62.1%	144	228	63.2%	147	227	64.8%	144	229	62.9%
群馬	203	290	70.0%	209	295	70.8%	217	306	70.9%	220	314	70.1%	218	312	69.9%
埼玉	491	869	56.5%	508	881	57.7%	514	903	56.9%	532	926	57.5%	529	918	57.6%
千葉	514	799	64.3%	529	816	64.8%	537	829	64.8%	546	842	64.8%	539	831	64.9%
東京	2,856	18,880	15.1%	2,952	19,588	15.1%	3,058	20,258	15.1%	3,121	20,938	14.9%	3,179	20,806	15.3%
神奈川	985	1,637	60.2%	1,014	1,657	61.2%	1,047	1,695	61.8%	1,075	1,738	61.9%	1,071	1,723	62.2%
新潟	178	281	63.3%	178	289	61.6%	180	287	62.7%	183	284	64.4%	183	284	64.4%
富山	90	125	72.0%	85	122	69.7%	84	120	70.0%	85	121	70.2%	92	125	73.6%
石川	125	174	71.8%	124	173	71.7%	126	172	73.3%	136	186	73.1%	133	184	72.3%
福井	89	108	82.4%	95	113	84.1%	95	117	81.2%	100	124	80.6%	101	121	83.5%
山梨	90	122	73.8%	93	128	72.7%	94	128	73.4%	97	126	77.0%	98	125	78.4%
長野	182	244	74.6%	186	249	74.7%	186	255	72.9%	188	259	72.6%	188	260	72.3%
岐阜	128	203	63.1%	132	204	64.7%	131	207	63.3%	136	208	65.4%	137	213	64.3%
静岡	338	481	70.3%	342	498	68.7%	347	503	69.0%	355	519	68.4%	359	520	69.0%
愛知	927	1,963	47.2%	970	1,996	48.6%	1,009	2,039	49.5%	1,037	2,076	50.0%	1,021	2,039	50.1%
三重	110	184	59.8%	109	187	58.3%	114	194	58.8%	110	193	57.0%	112	192	58.3%
滋賀	115	154	74.7%	115	149	77.2%	110	155	71.0%	106	157	67.5%	108	163	66.3%
京都	392	772	50.8%	398	787	50.6%	407	813	50.1%	421	824	51.1%	417	818	51.0%
大阪	1,573	4,566	34.5%	1,558	4,652	33.5%	1,608	4,717	34.1%	1,651	4,790	34.5%	1,686	4,755	35.5%
兵庫	543	933	58.2%	591	970	60.9%	598	978	61.1%	636	999	63.7%	630	983	64.1%
奈良	130	173	75.1%	132	176	75.0%	133	176	75.6%	137	184	74.5%	135	180	75.0%
和歌山	95	146	65.1%	93	144	64.6%	94	145	64.8%	98	146	67.1%	95	144	66.0%
鳥取	56	65	86.2%	58	66	87.9%	59	67	88.1%	57	66	86.4%	60	70	85.7%
島根	62	82	75.6%	65	85	76.5%	64	85	75.3%	63	81	77.8%	64	82	78.0%
岡山	262	401	65.3%	272	408	66.7%	270	410	65.9%	275	407	67.6%	273	402	67.9%
広島	329	583	56.4%	341	594	57.4%	340	607	56.0%	338	613	55.1%	331	609	54.4%
山口	135	176	76.7%	137	177	77.4%	132	176	75.0%	139	182	76.4%	132	177	74.6%
徳島	84	93	90.3%	83	93	89.2%	82	90	91.1%	78	85	91.8%	76	85	89.4%
香川	107	172	62.2%	107	177	60.5%	112	184	60.9%	110	188	58.5%	104	185	56.2%
愛媛	102	164	62.2%	103	166	62.0%	98	165	59.4%	95	163	58.3%	92	159	57.9%
高知	65	86	75.6%	71	88	80.7%	73	90	81.1%	73	91	80.2%	75	94	79.8%
福岡	746	1,286	58.0%	738	1,319	56.0%	766	1,373	55.8%	802	1,414	56.7%	811	1,410	57.5%
佐賀	90	105	85.7%	92	108	85.2%	93	107	86.9%	91	107	85.0%	87	104	83.7%
長崎	135	159	84.9%	137	161	85.1%	137	159	86.2%	141	163	86.5%	137	158	86.7%
熊本	190	281	67.6%	192	282	68.1%	187	282	66.3%	189	283	66.8%	183	281	65.1%
大分	103	161	64.0%	101	156	64.7%	102	159	64.2%	109	160	68.1%	112	165	67.9%
宮崎	119	139	85.6%	113	136	83.1%	112	136	82.4%	111	138	80.4%	112	143	78.3%
鹿児島	149	211	70.6%	149	217	68.7%	147	221	66.5%	151	219	68.9%	151	219	68.9%
沖縄	144	268	53.7%	146	268	54.5%	149	273	54.6%	160	276	58.0%	162	281	57.7%
合計	14,867	40,098	37.1%	15,177	41,155	36.9%	15,501	42,200	36.7%	15,886	43,230	36.7%	15,909	42,937	37.1%

(注) 契約弁護士数には、常勤弁護士を含む。

付表 3-4 国選付添事件受理件数の推移（地方事務所・支部別）

(件)

地方事務所	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
札幌	48	59	59	44	45
函館	6	6	12	7	10
旭川	2	9	13	8	3
釧路	10	11	8	5	8
青森	17	17	10	12	10
岩手	23	15	16	17	8
宮城	32	36	30	26	35
秋田	8	5	4	5	3
山形	9	17	8	9	13
福島	30	33	16	16	17
茨城	76	88	73	68	58
栃木	47	69	42	43	25
群馬	50	41	69	37	31
埼玉	177	147	136	136	93
川越	47	39	43	23	43
千葉	147	163	99	112	101
松戸	34	34	25	26	26
東京	194	200	214	187	219
多摩	98	135	111	121	116
神奈川	257	215	252	168	158
川崎	60	45	53	46	35
小田原	30	42	39	37	48
新潟	55	47	42	24	10
富山	21	18	19	13	11
石川	7	17	15	12	12
福井	4	0	15	4	11
山梨	30	14	29	25	19
長野	27	36	23	29	17
岐阜	42	31	42	30	26
静岡	20	11	14	13	12
浜松	15	29	28	21	21
沼津	16	36	33	22	26
愛知	234	209	195	147	124
三河	64	56	72	66	58
三重	23	42	40	39	29
滋賀	48	51	55	34	33
京都	63	64	66	89	58
大阪	333	474	479	398	298
兵庫	131	105	103	96	72
姫路	40	39	35	64	55
阪神	46	46	47	59	46
奈良	34	31	26	21	11
和歌山	28	14	16	17	32
鳥取	13	10	10	12	13
島根	7	13	9	11	4
岡山	71	47	51	37	44
広島	91	84	74	55	54
山口	33	36	31	20	21
徳島	25	13	15	14	7
香川	33	34	29	32	26
愛媛	26	32	12	18	19
高知	17	17	16	17	22
福岡	143	135	121	98	79
北九州	40	43	38	52	63
佐賀	24	14	13	13	8
長崎	33	13	26	10	24
熊本	20	42	26	27	24
大分	13	15	26	21	4
宮崎	43	26	14	30	14
鹿児島	38	42	26	38	22
沖縄	64	77	62	60	70
合計	3,417	3,489	3,325	2,941	2,604

4. 司法過疎対策と 常勤弁護士に関する業務



4-1 令和3年度における業務の概況

(1) 常勤弁護士とは

常勤弁護士とは、「スタッフ弁護士」とも呼ばれ、法テラスとの間で、総合法律支援法第30条その他法令に規定する法テラスの業務に関し、他人の法律事務を取り扱うことについて契約をしている弁護士のうち、法テラスに常時勤務する契約をしている弁護士である。

常勤弁護士は、民事法律扶助、国選弁護及び司法過疎対策等を担うセーフティネットとして、一般の弁護士が受任し難い採算性の乏しい事案や対応困難な事案を受任するなど司法アクセス障害の解消という公共性の高い業務を担っている。加えて、高齢者・障がい者、犯罪被害者、外国人などの多様な法的ニーズへの対応、福祉機関等の関係機関との連携強化など、法テラスが求められている各種施策の担い手としての役割も期待されている。

(2) 司法ソーシャルワークに関する業務

法テラスが行う司法ソーシャルワークとは、地方公共団体・福祉機関等の職員と弁護士・司法書士とが協働しながら、高齢・障がい・生活困窮等の理由で自ら法的援助を求めることが難しい方の下に出向くなど積極的に働きかけ、その方々が抱える様々な問題の総合的な解決を図るという取組である。法テラスは、そのようなアプローチが可能となるように、地方公共団体・福祉機関等と連携しながら地域の体制整備も行っている。

法テラスでは、常勤弁護士が司法ソーシャルワークの担い手として、民事法律扶助を活用した出張法律相談や事件受任などを意欲的に行っている。令和3年度における具体的取組としては、常勤弁護士が地方事務所の職員と協力し、各地域の司法アクセスに関する課題やその解消方法を検討するとともに、関係機関に対する業務説明等を実践した。

今後も、司法ソーシャルワークに関する業務等により、司法アクセス障害の解消に向け、様々な取組を行っていく予定である。

4-2 業務の概要

常勤弁護士が重要な担い手となる司法過疎対策業務とは、弁護士、弁護士法人、弁護士・外国法事務弁護士共同法人又は隣接法律専門職者がその地域にいないことその他の事情によりこれらの者に対して法律事務の取扱いを依頼することに困難がある地域において、その依頼に応じ、相当の対価を得て、適当な契約弁護士等に法律事務を取り扱わせるものである（綜合法律支援法第30条第1項第7号。令和4年11月1日に施行予定の外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律（令和2年法律第33号））。

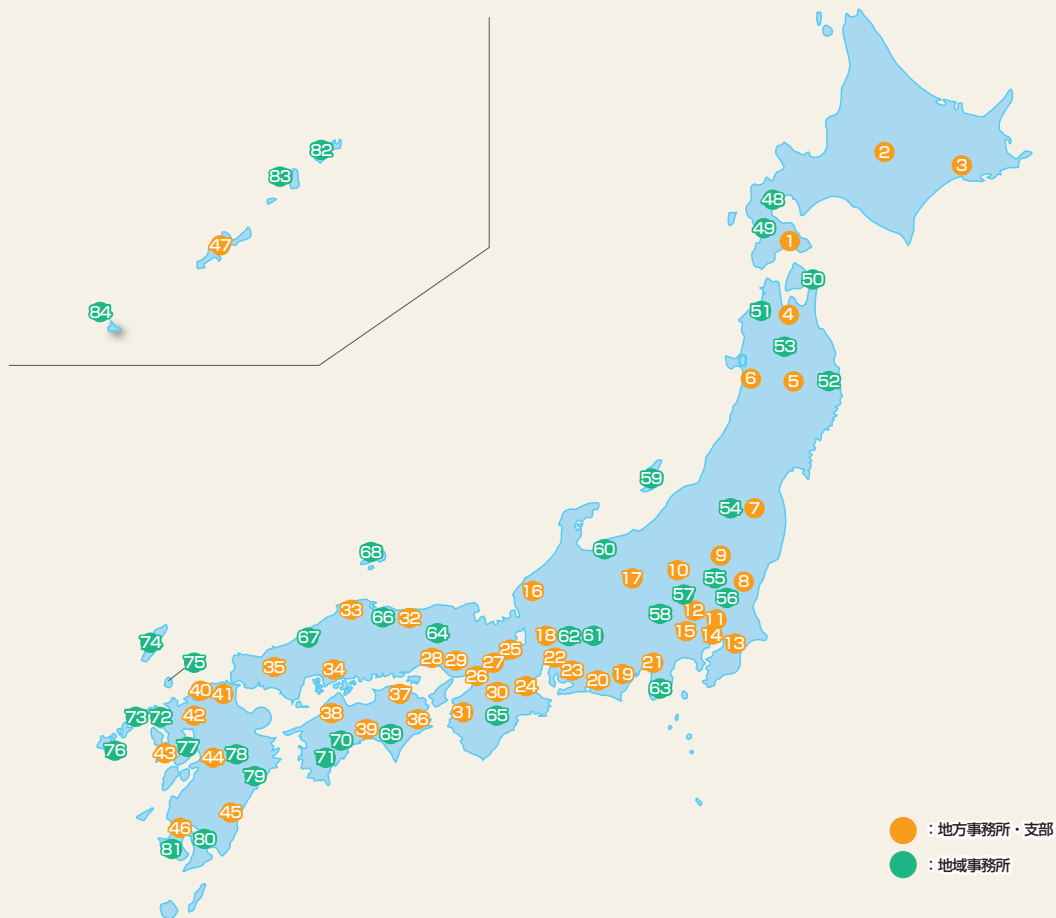
法テラスでは、司法過疎地域に地域事務所を設置し、そこに常勤弁護士を常駐させ、法律相談や裁判代理等の法律事務を幅広く取り扱わせている。また、司法過疎地域事務所を設置していない地域では、巡回相談等を実施している。

4-3 常勤弁護士の配置

常勤弁護士は、令和4年3月31日現在、合計183名となり、資料4-1のとおり、合計84か所の事務所（全国47か所の地方事務所・支部、37か所の地域事務所）等に配置されている。

常勤弁護士の配置数の推移は、資料4-2のとおりである。

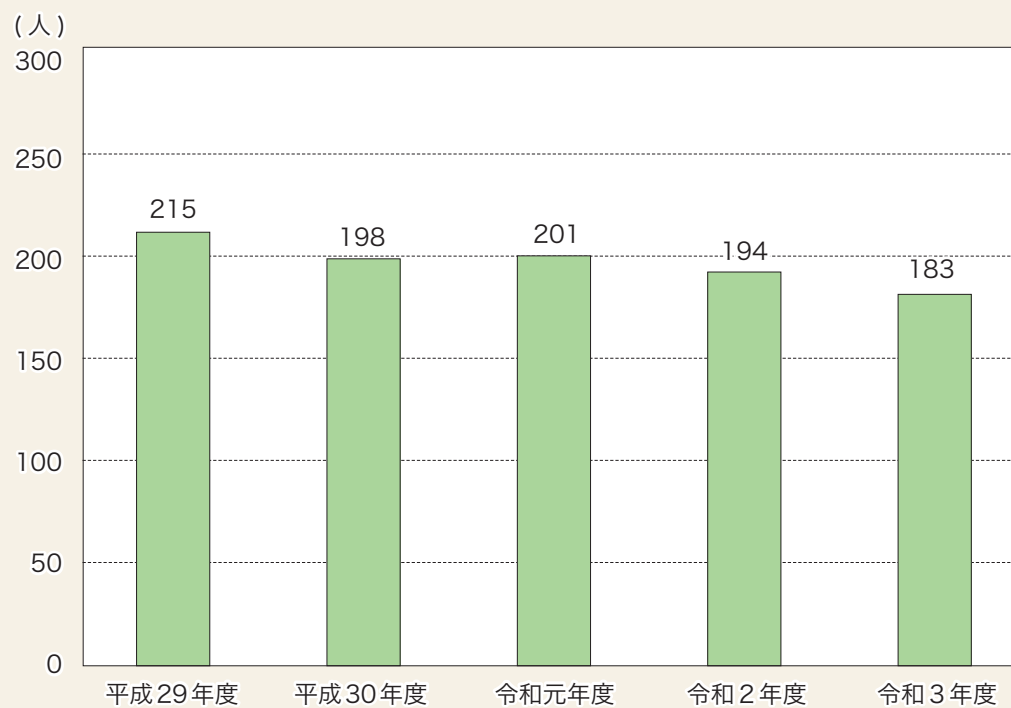
資料 4-1 常勤弁護士配置先一覧（令和4年3月31日現在）



地方事務所（40か所）・支部（7か所）			地域事務所（37か所）		
1 函館地方事務所	2 旭川地方事務所	3 釧路地方事務所	4 青森地方事務所	5 岩手地方事務所	6 秋田地方事務所
7 福島地方事務所	8 茨城地方事務所	9 栃木地方事務所	10 群馬地方事務所	11 埼玉地方事務所	12 埼玉地方事務所川越支部
13 千葉地方事務所	14 東京地方事務所	15 東京地方事務所多摩支部	16 福井地方事務所	17 長野地方事務所	18 岐阜地方事務所
19 静岡地方事務所	20 静岡地方事務所浜松支部	21 静岡地方事務所沼津支部	22 愛知地方事務所	23 愛知地方事務所三河支部	24 三重地方事務所
25 滋賀地方事務所	26 大阪地方事務所	27 京都地方事務所	28 兵庫地方事務所	29 兵庫地方事務所阪神支部	30 奈良地方事務所
31 和歌山地方事務所	32 鳥取地方事務所	33 島根地方事務所	34 広島地方事務所	35 山口地方事務所	36 徳島地方事務所
37 香川地方事務所	38 愛媛地方事務所	39 高知地方事務所	40 福岡地方事務所	41 福岡地方事務所北九州支部	42 佐賀地方事務所
43 長崎地方事務所	44 熊本地方事務所	45 宮崎地方事務所	46 鹿児島地方事務所	47 沖縄地方事務所	
48 八雲地域事務所	49 江差地域事務所	50 むつ地域事務所	51 鱒ヶ沢地域事務所	52 宮古地域事務所	53 鹿角地域事務所
54 会津若松地域事務所	55 下妻地域事務所	56 牛久地域事務所	57 熊谷地域事務所	58 秩父地域事務所	59 佐渡地域事務所
60 魚津地域事務所	61 中津川地域事務所	62 可児地域事務所	63 下田地域事務所	64 福知山地域事務所	65 南和地域事務所
66 倉吉地域事務所	67 浜田地域事務所	68 西郷地域事務所	69 安芸地域事務所	70 須崎地域事務所	71 中村地域事務所
72 佐世保地域事務所	73 平戸地域事務所	74 対馬地域事務所	75 壱岐地域事務所	76 五島地域事務所	77 雲仙地域事務所
78 高森地域事務所	79 延岡地域事務所	80 鹿屋地域事務所	81 指宿地域事務所	82 奄美地域事務所	83 徳之島地域事務所
84 宮古島地域事務所					

（注） 熊谷、下妻、佐世保地域事務所については、扶助・国選対応地域事務所である。

資料 4-2 常勤弁護士の配置数の推移



4-4 常勤弁護士の確保

(1) 説明会等の活用

ア 情報発信

有能で志の高い弁護士を数多く採用するためには、常勤弁護士の業務内容、採用情報などに関する積極的な広報・説明が必要であることから、司法修習生、法科大学院修了生、法科大学院生、大学生などを対象とする後記の説明会やイベントの機会に、常勤弁護士の採用案内パンフレット等を配布するとともに、インターネット上においても法テラスのホームページ等で、常勤弁護士の業務内容、意義・魅力、採用条件などに関する情報を発信している。

イ 就職説明会の開催等

令和3年度は、司法修習終了直後の弁護士を採用するため、司法修習生を対象とする採用情報等に関する就職説明会をオンラインで合計3回開催した。また、常勤弁護士の多様な取組と魅力について紹介するため、司法修習生、法科大学院修了生、法科大学院生、大学生などを対象に、常勤弁護士による連続講演会（全12回）をオンラインで開催した。その他、法科大学院生を対象とした業務説明会の日本弁護士連合会との共催（合計13回）、弁護士会等が主催する就職説明会への参加（合計9回）、法科大学院等が主催する就職説明会への参加（合計3回）、司法試験予備校が主催するイベントへの参加（合計2回）、高校生・大学生向けのイベントへの参加（合計5回）、大学・法科大学院の講義への常勤弁護士の講師派遣（合計13回）、各地の法律事務所での司法修習生等の訪問受入れなど、常勤弁護士の業務内容等を周知するための活動を行った。

ウ エクスターンシップ及び選択型実務修習の受入れ

常勤弁護士の業務を直接体験し、その業務への理解を深めてもらうため、全国の法科大学院からの依頼を受け、各地の法テラスの法律事務所において法科大学院生のエクスターンシップの受入れを実施している。

これに加え、司法研修所における選択型実務修習に参加し、各地の法テラスの法律事務所における司法修習生の受入れも実施している。

エ 法曹経験者に向けた広報

以上とは別に、法曹として一定の実務経験を有する人材を確保するため、日本弁護士連合会が運営する求人情報サイトに常勤弁護士の募集情報を常時掲載している。併せて同会員向けに毎月2回発信されているメールマガジンの求人案内情報欄にも募集案内を掲載して周知を図っている。このように、転職を検討している弁護士に焦点を絞った情報発信を行うことで、経験豊富な中堅弁護士の採用に向けた効果的な周知を図るなど、幅広い層に向けた積極的な広報活動を行っている。

オ 令和3年度の新たな取組

令和3年度には、常勤弁護士の意義・魅力だけでなく、その存在自体を広報するためのポスターを作成し、各地の地方事務所等に配布するとともに、常勤弁護士のドキュメンタリー動画を制作し、これをYouTubeの法テラス（公式）チャンネルで公開するなどした。

資料 4-3 常勤弁護士ポスター



資料 4-4 常勤弁護士ドキュメンタリー動画



(2) 採用

平成19年度から、日本弁護士連合会の協力を得て、司法修習を終了した新人弁護士を常勤弁護士として採用する制度を導入した。

この制度によって採用した常勤弁護士については、比較的短期間で即戦力となるよう養成するため、集合研修や養成事務所におけるOJTによる実務指導などを実施している。

なお、常勤弁護士の採用に当たっては、法テラスの職員としてのみならず、弁護士としての資質を見極め、より良い人材を確保するという観点から、日本弁護士連合会から常勤弁護士としての適性に関する意見を徴した上、法テラスの採用面接において、実務処理能力やコミュニケーション能力などを審査し、採用を行っている。

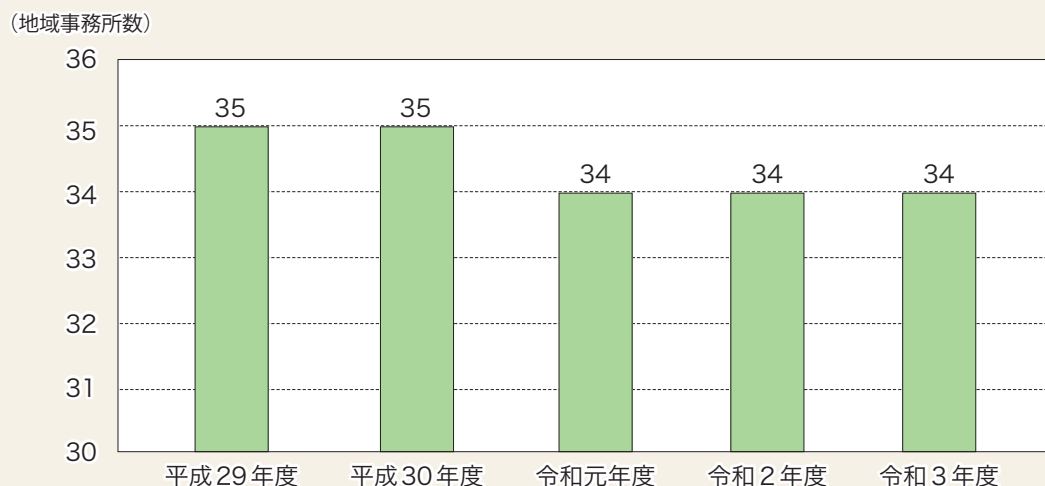
4-5 司法過疎地域事務所の設置

司法過疎対策としては、地方裁判所支部管轄単位で弁護士による司法サービスの提供が乏しい地域の解消に優先的に取り組む必要がある。

そこで、地方裁判所支部管轄単位で実働弁護士1人当たりの人口が非常に多数である地域のうち、当該支部から公共交通機関を用いて長時間を要することなく移動できる範囲内に地方裁判所本庁又は多数の実働弁護士が事務所を開設している他の支部が存在しない地域において、当該地方裁判所支部管内の人口や、民事・刑事の各事件数、弁護士会・地方公共団体その他関係機関の支援体制などを考慮して、司法過疎地域事務所を設置している。

司法過疎地域事務所の設置数の推移については、資料4-5のとおりである。

資料 4-5 司法過疎地域事務所の設置数の推移



いずれの司法過疎地域事務所においても、常勤弁護士が常駐し、民事法律扶助事件、国選弁護事件などのほか、有償でも法律事務全般（総合法律支援法第30条第1項第7号に規定する有償事件）を幅広く取り扱い、地域住民の法的ニーズに応えている。

4-6 常勤弁護士の活動のための環境整備

(1) 実務研修

ア 本部主催の研修

法テラス法律事務所へ赴任した常勤弁護士については、日頃の実務に必要な知識・技術を身に付けられるような様々な研修を実施している。

裁判員裁判においては、一般事件の刑事弁護とは異なる弁護技術が必要とされることがあるため、裁判員裁判への対応に主眼を置いた受講者参加型の研修を実施している。具体的には、常勤弁護士が実際に取り扱った裁判員裁判を素材として、その内容を報告・研究する研修や、事前に与えられた課題について少人数でディスカッションを行う研修がある。

また、法律事務所を訪れる相談者が精神疾患その他様々な困難を抱えていると思われる場合に、常勤弁護士がより専門的で多角的な視点を持ち、適切な対応ができるようになることを目的としたパーソナリティ障害対応研修を実施している。

さらに、平成28年度以降は、常勤弁護士の更なる資質の向上を図るため、法律事務所へ赴任して4年目以降の常勤弁護士を対象とした業務研修を実施している。

司法修習終了直後に採用した常勤弁護士については、法テラスの法律事務所へ赴任する前に、他の常勤弁護士に比してより綿密な指導・育成が必要であるため、1年間の養成期間満了時には常勤弁護士としての基本的な技能・知識を習得できるよう、通年の研修スケジュールに基づいて、民事事件・刑事事件の基礎的な処理方法などに関する研修を実施している。

イ その他の研修

全国を9つのブロックに分け、各地で勤務する常勤弁護士が研修内容などを企画し運営する、地方の実情に応じたブロック別研修を実施している。

さらに、常勤弁護士を研修員として法務省に派遣し、外部研修を受けさせている。

資料 4-6 常勤弁護士に対する実務研修実施状況

1 本部主催研修

(1) 養成中の常勤弁護士に対する研修

実施日	講義・演習内容
令和3年6月17日	【養成常勤弁護士民事研修】 模擬法律相談を題材とした法律相談業務に関する講義・ディスカッション、情報交換会等
①令和3年9月2日～3日 ②令和3年10月5日	【定期業務研修】 民事演習、刑事演習、先輩常勤弁護士との座談会等
令和3年11月18日～19日	【赴任前業務研修】 民事法律扶助について、国選弁護業務について、受託業務について、有償事件について、マネジメント講習（法律事務所のマネジメント～法律事務所職員との関わり方）、常勤弁護士としての心構え、各種規程と手続について等

(2) 赴任中の常勤弁護士に対する研修

実施日	講義・演習内容
令和3年9月13日～14日	【パーソナリティ障害対応研修（令和2年度延期分）】 模擬法律相談及びそのフィードバック・ディスカッション、講義「難しい相談者・依頼者の理解のために」、同「対人的困難の精神分析的・精神医学的理解」、事例検討会等
令和3年10月14日～15日	【赴任2年目業務研修】 刑事演習、労働事件演習等
令和4年2月28日～3月1日	【パーソナリティ障害対応研修（令和3年度分）】 模擬法律相談及びそのフィードバック・ディスカッション、講義「難しい相談者・依頼者の理解のために」、同「対人的困難の精神分析的・精神医学的理解」、事例検討会等
令和4年3月17日～18日	【赴任4年目業務研修】 民事事例研究、法テラス組織概論、法律事務所マネジメント等

(3) 裁判員裁判に関する研修

実施日	講義・演習内容
①令和3年8月5日 ②令和3年12月3日	【裁判員裁判事例研究研修】 殺意否認事件のケース・セオリー、ストーリーと反対尋問に関する講義・ディスカッション、心神耗弱と量刑についての主張、「量刑グラフ」についての主張に関する講義・ディスカッション等
令和3年10月29日	【裁判員裁判専門研修】 取調べ対応についての助言・援助に関する講義・ディスカッション等
①令和4年3月8日 ②令和4年3月30日	【法医学研修】 法医学教室の概要、死の定義と脳死・死体現象と死後経過時間推定、窒息・溺水の証明、創傷・頭部損傷、ケース紹介等

2 ブロック別研修

各ブロックの地方事務所の構成と研修実施内容

(注) 常勤弁護士を配置していない事務所は記載していない。

関東Aブロック：埼玉・茨城・栃木・群馬・新潟

実施日	研修内容
①令和3年6月11日	地域生活定着支援センター長による「罪を犯した者に対する地域定着支援」をテーマとする講義、常勤弁護士による事例報告・検討等
②令和3年11月4日	検察官による「検察庁における被害者支援」をテーマとする講義、常勤弁護士による被害者支援業務・委員会活動に関する報告、常勤弁護士の活動・取組の報告等

関東Bブロック：東京・千葉・静岡・長野

実施日	研修内容
①令和3年4月23日	外国人事件を多く取り扱う弁護士による「外国人事件」をテーマとする講義、名古屋出入国在留管理局職員による「出入国在留管理局からみた申請業務」をテーマとする講義等
②令和3年11月12日	常勤弁護士による民暴事件に関する説明、民暴事件に深く関わっている弁護士による「民暴事件の最前線」をテーマとする講義等

近畿ブロック：大阪・京都・兵庫・奈良・滋賀・和歌山

実施日	研修内容
①令和3年7月30日	外国人事件を多く取り扱う弁護士による「外国人・民族的マイノリティの人権の現状と課題と法律実務」をテーマとする講義、法律事務所の活動・取組の報告等
②令和3年11月12日	常勤弁護士による各法律事務所における後見業務の取組報告、事例検討・意見交換等

中部ブロック：愛知・三重・岐阜・福井・富山

実施日	研修内容
①令和3年4月22日～23日	一般社団法人職員による「引きこもり支援」をテーマとする講義、NPO法人職員による「少年の再非行防止支援」をテーマとする講義、常勤弁護士による活動報告等
②令和3年11月12日～13日	地域に定着した元常勤弁護士による常勤弁護士としてのキャリア及び法テラスの役割等に関する講義、常勤弁護士による活動・事例報告等

中国ブロック：広島・山口・鳥取・島根

実施日	研修内容
①令和3年7月30日	成年後見センター職員（社会福祉士・精神保健福祉士）による「地域における成年後見活動と多職種連携」をテーマとする講義、各法律事務所の活動報告等
②令和3年12月10日	成年後見、権利擁護に精通している弁護士による高齢者・障がい者支援において弁護士の果たす役割等に関する講義、常勤弁護士による事例報告等

九州ブロック：福岡・佐賀・長崎・熊本・鹿児島・宮崎・沖縄

実施日	研修内容
①令和3年6月18日	各法律事務所の現状報告、常勤弁護士の活動・取組等の報告、ブロック内の事項に関する協議等
②令和4年1月28日	再審事件に携わった経験のある弁護士による再審請求手続の実務及び課題等に関する講義、常勤弁護士による活動報告等

北海道・東北ブロック合同：函館・旭川・釧路・福島・岩手・秋田・青森

実施日	研修内容
①令和3年5月14日	各常勤弁護士の活動・取組等の報告、司法過疎地域事務所の実情、民事再生事件の事例、地域の実情に基づいた司法ソーシャルワークの取組状況に関する各発表と意見交換、支援センターの規程及び組織に関する説明等
②令和3年11月12日	常勤弁護士による事例・活動報告、法律事務所の現状と課題に関する報告等

四国ブロック：香川・徳島・高知・愛媛

実施日	研修内容
①令和3年6月11日	教諭師による「矯正施設における教諭師の活動」をテーマとする講義、常勤弁護士による活動報告等
②令和3年11月12日～13日	安芸福祉保健所職員による高知県安芸市における農福連携の沿革・効果、今後の展望等に関する講義、常勤弁護士による農福連携に関する事例報告、農福連携の多機能型事業所の見学等

(2) 裁判員裁判弁護技術研究室・常勤弁護士業務支援室

裁判員裁判弁護技術研究室においては、刑事弁護分野の経験豊富な弁護士が研究員として、日常的に、常勤弁護士が取り扱う裁判員裁判について個別具体的な指導・助言を行うことにより、常勤弁護士の弁護技術の向上を図っている。

常勤弁護士業務支援室においては、日常的に、常勤弁護士が取り扱う民事・家事・裁判員裁判以外の刑事事件などについて個別具体的な指導・助言を行っている。指導・助言を行っているのは、弁護士実務経験の豊富な弁護士や司法研修所の弁護教官経験者、元常勤弁護士、ソーシャルワーカーとしての経験を有する社会福祉士等の専門員である。そのほか、養成常勤弁護士に対する受任事件の起案の添削指導、若手の常勤弁護士に対するフォローアップを実施するなどして、常勤弁護士の業務能力の向上を図っている。

また、裁判員裁判弁護技術研究室及び常勤弁護士業務支援室が、常勤弁護士に対する実務研修を企画・実施するとともに、アンケート結果などを踏まえて研修内容を随時見直し、より充実した研修の実施に努めている。

5. 犯罪被害者支援業務



5-1 令和3年度における業務の概況

(1) 犯罪被害者支援ダイヤルへのアクセス向上

令和3年度は、コールセンターに設置している犯罪被害者支援ダイヤル（5-3(1)参照）について、利用者負担となっていた通話料の見直しを行った。具体的には、利用者の経済的負担の軽減と利用促進を図るためにフリーダイヤルを導入することとし、令和4年度の利用開始に向けて準備を進めた（令和4年4月1日利用開始）。

また、犯罪被害者支援ダイヤルへたどり着きやすくするため、法テラスの犯罪被害者支援をインターネットで検索した際に、検索結果として法テラス公式ホームページとは別に表示される犯罪被害者支援専用Webページを新たに設けた。同Webページでは、受けられる支援を分かりやすく掲載するとともに、犯罪被害者支援ダイヤルを案内し、スマートフォン利用者向けにはダイヤルタップ機能を設けた。

さらに、犯罪被害者支援に関する各種刊行物、案内チラシ等に、同Webページの二次元バーコードを載せた。

資料 5-1 法テラス犯罪被害者支援専用Webページ



専用Webページ
トップ画像



※こちらからページ全体を
ご覧いただけます。

(2) DV等被害者法律相談援助業務の状況

DV等被害者法律相談援助（5-4参照）では、新型コロナウイルス感染症の影響による相談ニーズに対応するため、令和2年5月11日から開始された電話等による相談を、令和3年度においても引き続き実施した。

また、新型コロナウイルス感染症などの事情がない平常時においても、電話等を活用した相談（DV等被害者電話等相談援助）が実施できるよう準備を進めた（令和4年4月1日付けで業務方法書及びDV等被害者法律相談援助業務運営細則改正）。

同援助の法律相談類型のうち児童虐待については、虐待を受けた18歳未満の児童本人が利用を申し出る必要があることから、児童に対しての制度周知が重要となるため、令和元年度から児童向けに分かりやすく説明したポスター及びポケットカード（資料5-20参照）の作成・配布に努めているところ、令和3年度においては、小中学校及び公立図書館等約5,800施設へ配布して掲示を依頼した。

さらに、児童虐待をテーマにした制度周知用アニメーション動画（資料5-21参照）を制作して、YouTubeの法テラス（公式）チャンネルへ掲載するとともに、動画広告として放映するなど、制度の周知に取り組んだ。

（３）研修の実施

令和３年度においては、性犯罪・性暴力被害者に対する支援をより適切に行うため、全国の担当職員が内閣府主催のオンライン研修を受講した。

また、児童虐待の被害者対応を適切に行うため、外部（NPO 法人）講師による被虐待児への初期対応技術に関する研修を九州ブロックの地方事務所を対象に福岡市において実施し、職員の知識やスキルの向上に取り組んだ。

その他にも、ロールプレイ方式による内部研修の実施や、関係機関が開催する研修へ参加して、二次的被害の防止に努めるなど職員の対応スキルの向上を図った。

5-2 犯罪被害者支援業務の概要

法テラスが実施する犯罪被害者支援業務は、犯罪の被害にあわれた方やご家族の方などが、必要な支援を途切れることなく受けられるように、次の業務を行うものである。

- (ア) 犯罪被害者支援を行っている機関・団体の案内（紹介、取次ぎ等）
- (イ) 刑事手続の仕組みや、損害の回復や苦痛の軽減を図るための制度に関する情報の提供
- (ウ) 犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介
- (エ) DV等被害者法律相談援助業務
- (オ) 被害者国選弁護関連業務
- (カ) 被害者参加旅費等支給業務

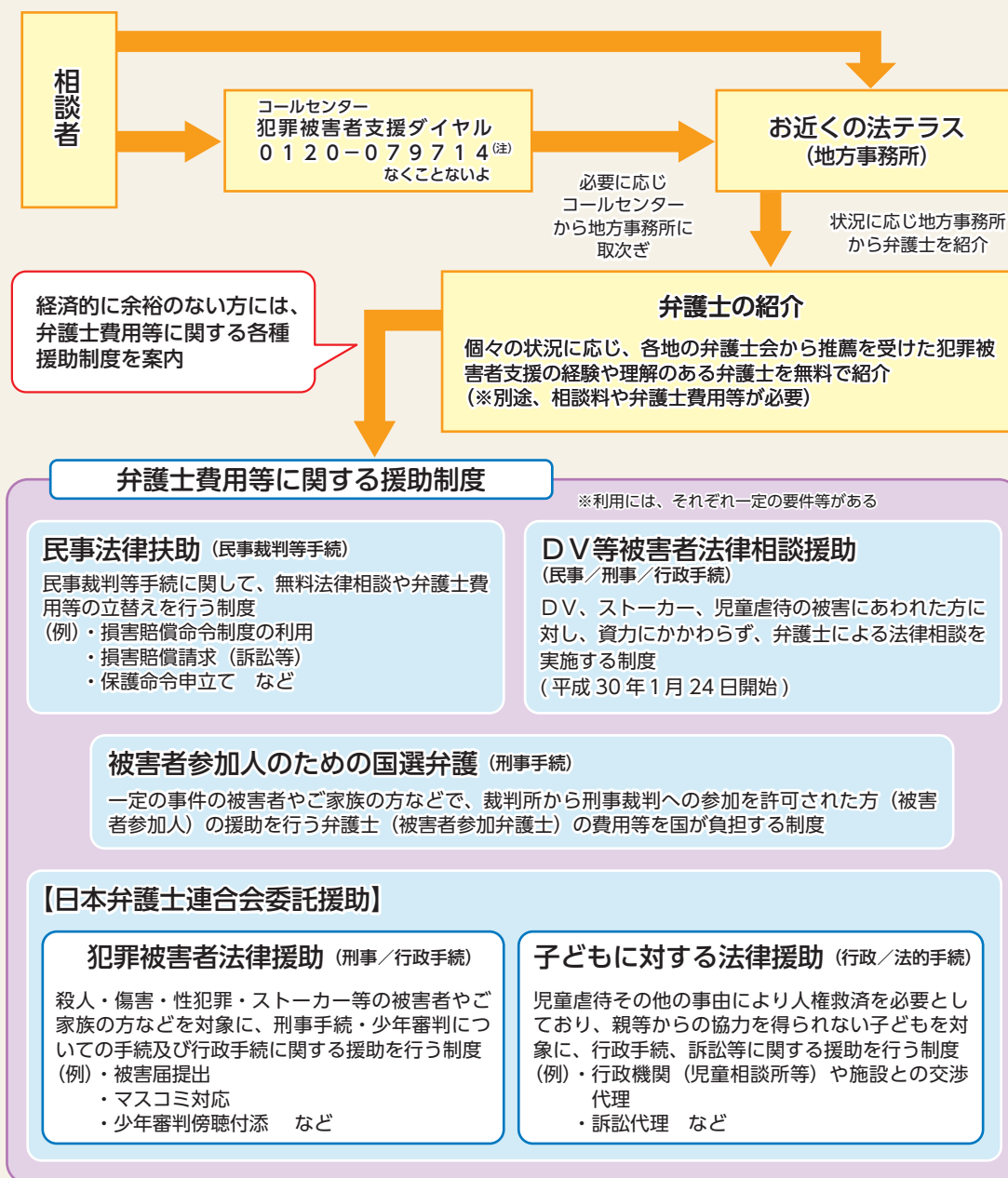
資料 5-2 犯罪被害者支援業務の流れ



(注) 令和4年4月1日より、犯罪被害者支援ダイヤルの番号が「0570-079714」から「0120-079714」へ変わりました。

経済的に余裕がなく、資力などについて一定の要件に該当する被害者等は、資料5-3に記載の弁護士費用等に関する援助制度を利用することができる。

資料 5-3 弁護士費用等に関する援助制度



(注) 令和4年4月1日より、犯罪被害者支援ダイヤルの番号が「0570-079714」から「0120-079714」へ変わりました。

5-3 犯罪被害者支援に関する情報の提供等

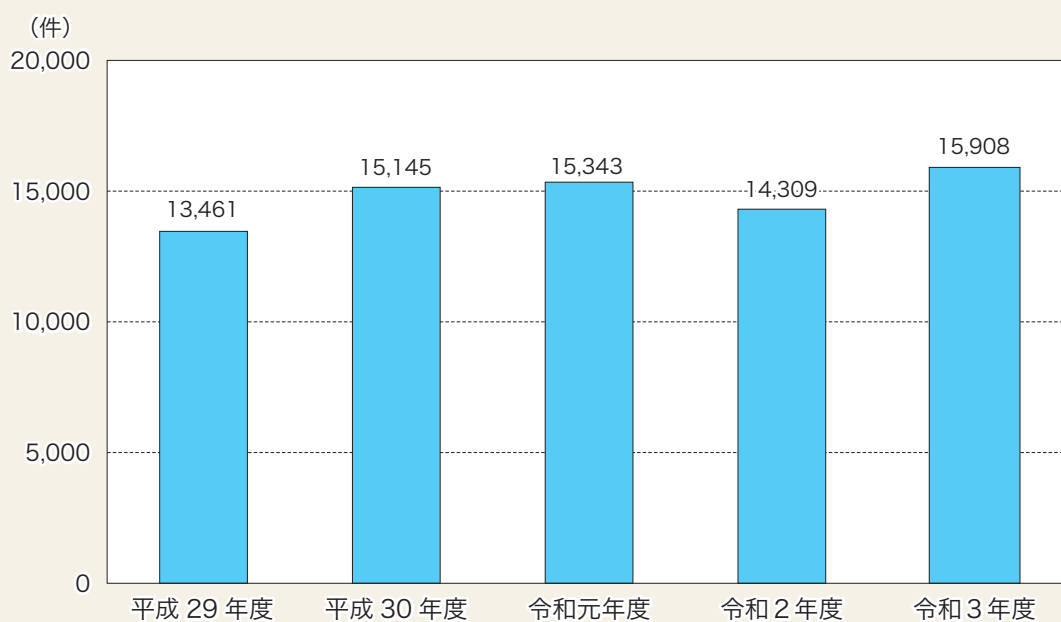
(1) 犯罪被害者支援ダイヤル

コールセンターには、一般ダイヤル（サポートダイヤル）の電話番号のほか、犯罪被害にあわれた方やご家族の方のための専用ダイヤル「犯罪被害者支援ダイヤル 0120-079714（なくことないよ）」（令和4年4月1日より、フリーダイヤルに変更）を設けている。犯罪被害者支援の知識や経験を有する担当者が、二次的被害を与えることがないように被害者等の心情に配慮しながら、損害の回復や苦痛の軽減につながる法制度や適切な相談窓口の情報提供を行っている。

ア 問合せ件数

犯罪被害者支援ダイヤルにおける問合せ件数の推移は資料5-4のとおりである。令和3年度は、平成18年の業務開始以来の最多件数となった。

資料 5-4 犯罪被害者支援ダイヤル問合せ件数の推移



【参考】 業務開始(平成18年10月)～令和3年度末の問合せ件数(累計)

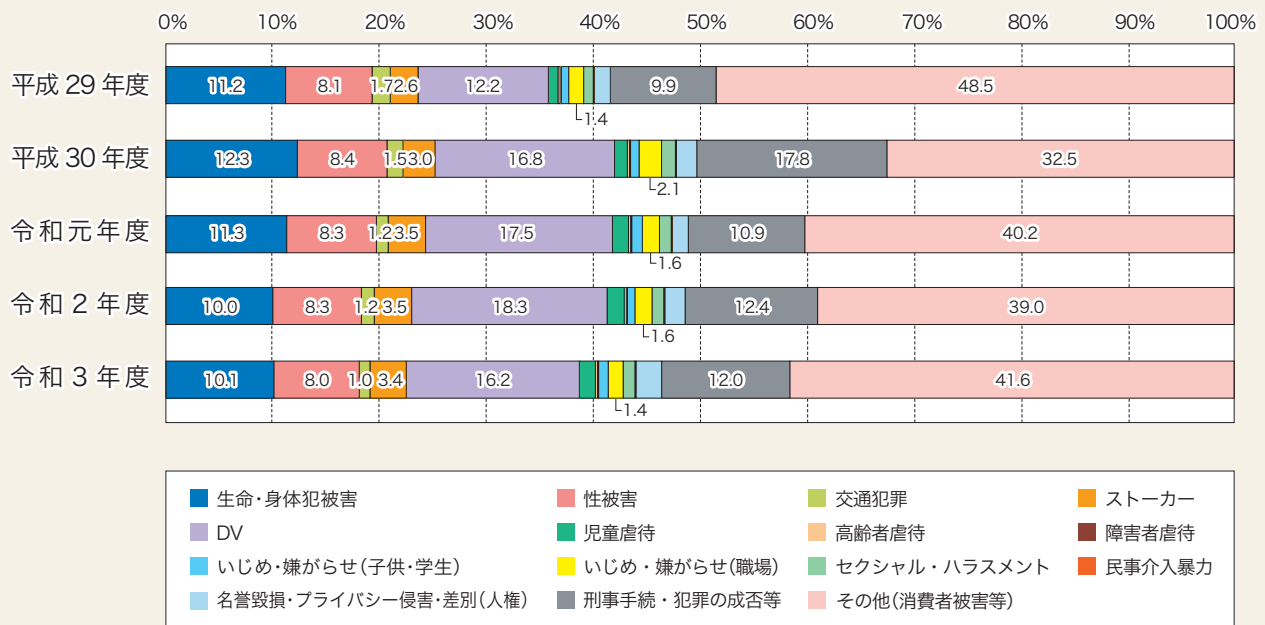
犯罪被害者支援ダイヤル (件数)	183,949 件
------------------	-----------

イ 問合せ内容

令和3年度の犯罪被害者支援ダイヤルにおける問合せ分野別内訳は、資料5-5のとおりである。DVに関する問合せが最も大きな割合を占め、次いで刑事手続・犯罪の成否等に関する問合せ、生命・身体犯被害に関する問合せと続いた。

資料5-5

犯罪被害者支援ダイヤル問合せ分野別内訳の推移



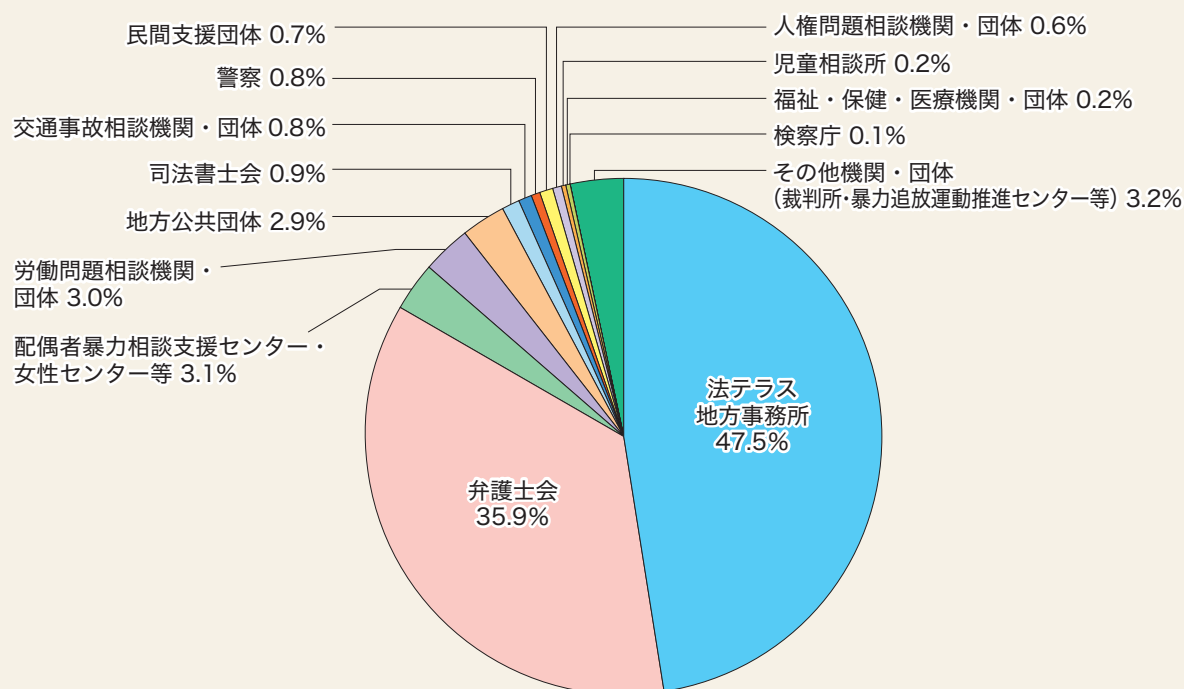
被害種別	生命・身体犯被害	性被害	交通犯罪	ストーカー	DV	児童虐待	高齢者虐待	障害者虐待	いじめ・嫌がらせ(子供・学生)	いじめ・嫌がらせ(職場)	セクシャル・ハラスメント	民事介入暴力	名誉毀損・プライバシー侵害・差別(人権)	刑事手続・犯罪の成否等	その他(消費者被害等)
平成29年度	11.2%	8.1%	1.7%	2.6%	12.2%	0.9%	0.2%	0.1%	0.7%	1.4%	0.9%	0.1%	1.5%	9.9%	48.5%
平成30年度	12.3%	8.4%	1.5%	3.0%	16.8%	1.2%	0.2%	0.1%	0.8%	2.1%	1.3%	0.1%	1.9%	17.8%	32.5%
令和元年度	11.3%	8.3%	1.2%	3.5%	17.5%	1.5%	0.2%	0.1%	1.0%	1.6%	1.1%	0.1%	1.5%	10.9%	40.2%
令和2年度	10.0%	8.3%	1.2%	3.5%	18.3%	1.6%	0.2%	0.1%	0.7%	1.6%	1.1%	0.1%	1.9%	12.4%	39.0%
令和3年度	10.1%	8.0%	1.0%	3.4%	16.2%	1.5%	0.2%	0.1%	0.9%	1.4%	1.1%	0.1%	2.4%	12.0%	41.6%

ウ 紹介先

令和3年度に犯罪被害者支援ダイヤルで受け付けた問合せに対する紹介先の割合は、法テラス地方事務所が最も高く47.5%を占めている。これは犯罪被害者やその家族などにとってアクセスしやすい地方事務所を紹介し、その地方事務所において各種援助制度の案内や弁護士紹介などを行っているためである。次いで弁護士会が35.9%を占めるが、これは各地方の弁護士会で行う法律相談を案内することが多いためである。その他、DV被害に関して配偶者暴力相談支援センター、パワハラ・セクハラ等被害に関して労働問題相談機関・団体など法的支援以外の支援が必要な場合には、被害内容に応じた相談窓口の紹介を行っている。

資料5-6

令和3年度犯罪被害者支援ダイヤル紹介先関係機関内訳

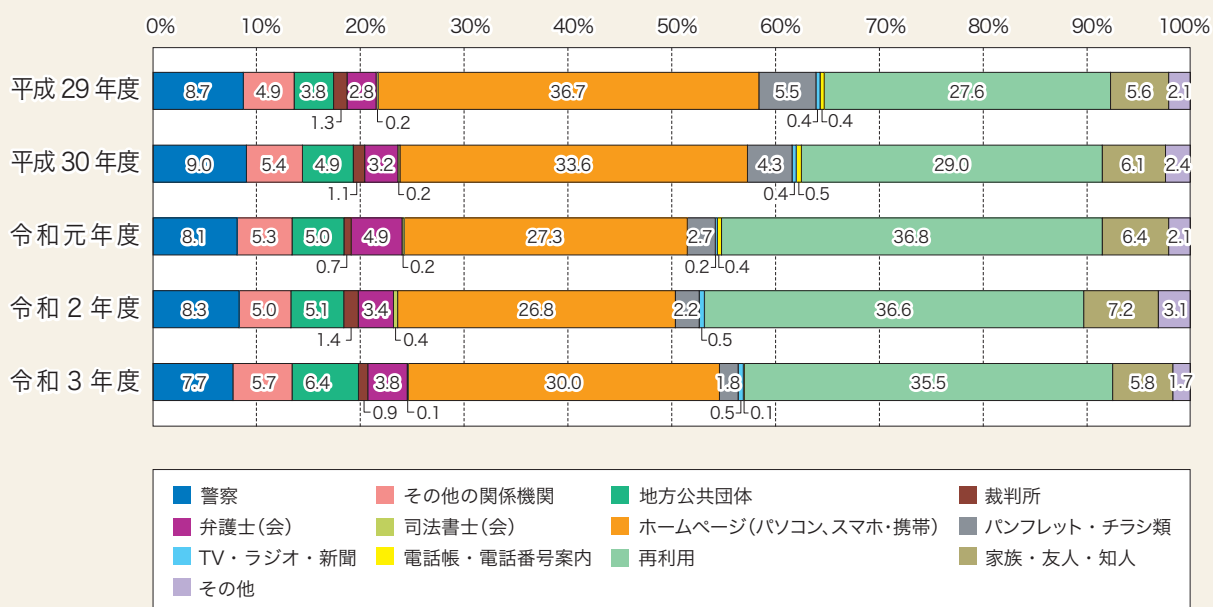


エ 認知媒体

令和3年度の犯罪被害者支援ダイヤルにおける認知媒体（注）の内訳は、例年どおり、ホームページが高い割合を占めている。また、地方公共団体が増加しており、これは地方公共団体職員への周知が進んだ結果によるものと考えられ、地方事務所における連携活動の成果といえる。

（注）認知媒体：利用者が法テラスを知った媒体のこと。

資料5-7 犯罪被害者支援ダイヤル認知媒体内訳の推移



（注）認知媒体は、令和3年9月に聞き取りを行い、任意で回答を得られたものを基に算出

(2) 地方事務所

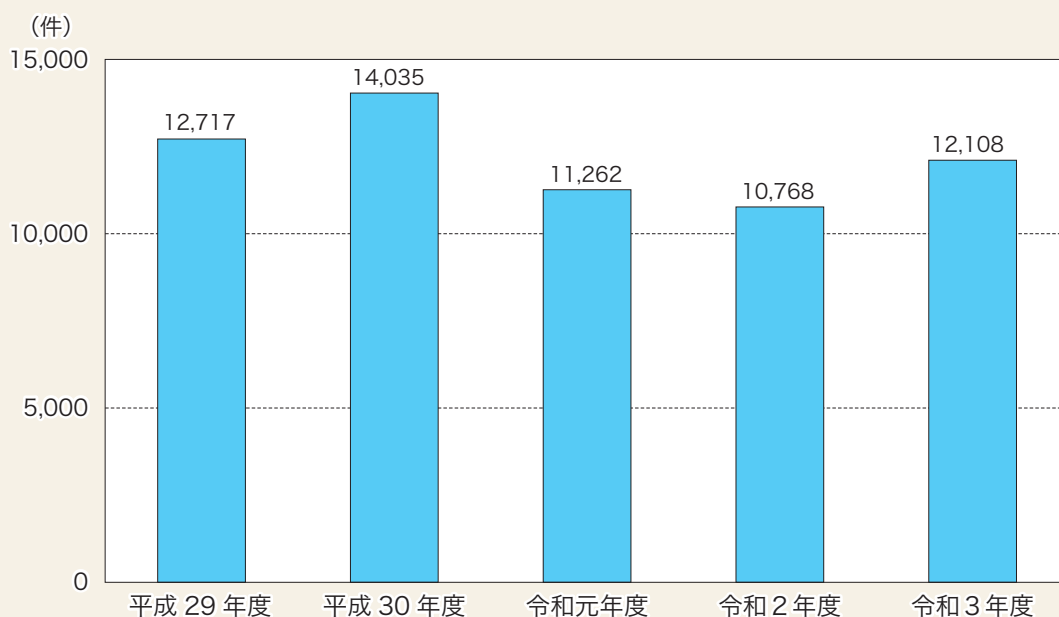
全国の地方事務所では、犯罪被害者支援ダイヤルと同様の情報提供を電話及び面談により行うほか、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士を紹介、DV等被害者法律相談援助業務及び被害者国選弁護関連業務における指名通知を行っている。

ア 問合せ件数

地方事務所における問合せ件数は、資料5-8のとおりである。地方事務所ごとに広報活動を工夫するとともに、関係機関との連携を通じて業務内容の周知に取り組んでいる。

犯罪被害者支援ダイヤルと同様に、新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言の発出を受け、令和2年度は一時的に地方事務所の受付時間を縮小して営業した影響などから問合せが減少したが、令和3年度は一定程度まで回復した。

資料 5-8 地方事務所問合せ件数の推移



【参考】 業務開始(平成18年10月)～令和3年度末の問合せ件数(累計)

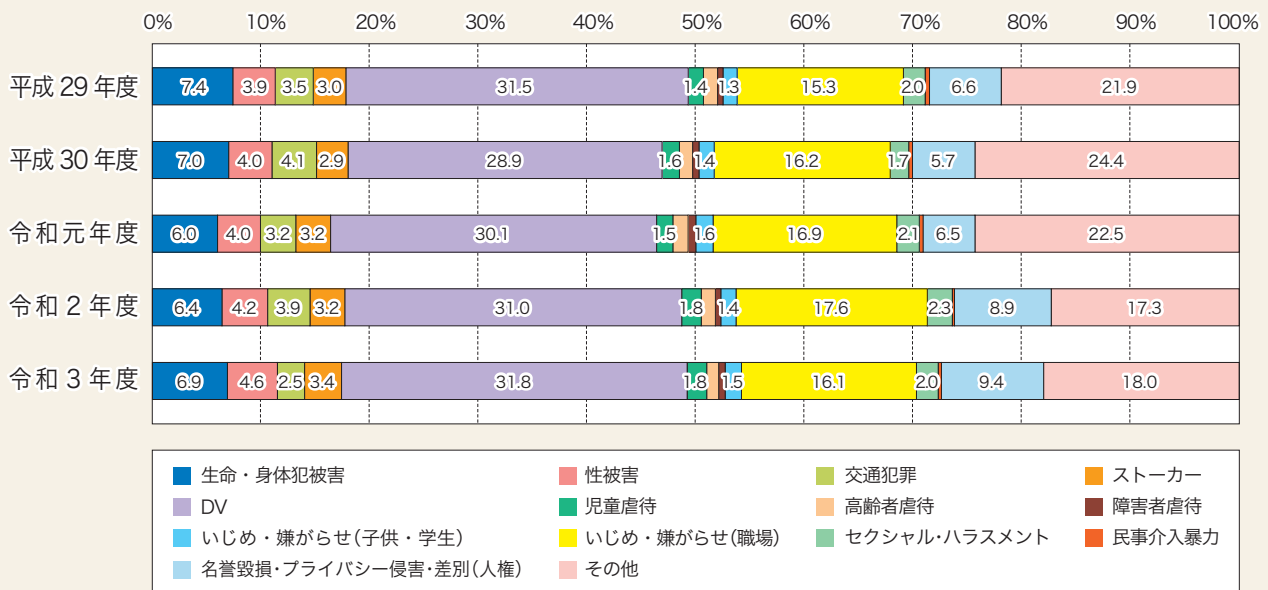
地方事務所 (件数)

193,673 件

イ 問合せ内容

令和3年度の問合せ分野別内訳は、資料5-9のとおりである。DVに関する問合せ割合が依然として高く、全体の31.8%を占め、次いでいじめ・嫌がらせ（職場）と続いている。

資料5-9 地方事務所問合せ分野別内訳の推移



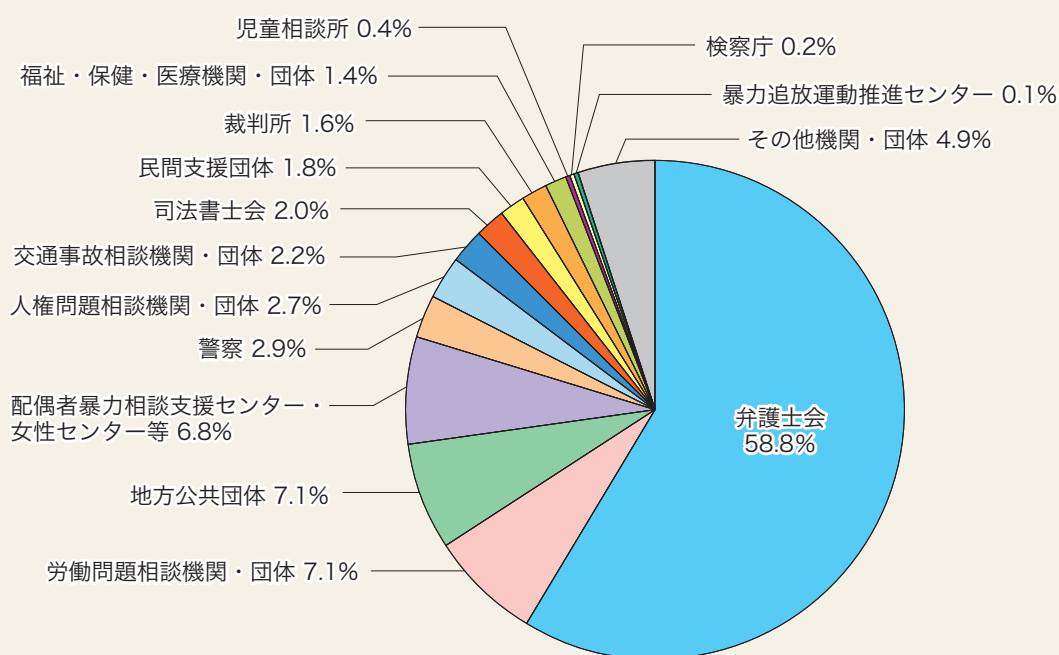
被害種別	生命・身体犯被害	性被害	交通犯罪	ストーカー	DV	児童虐待	高齢者虐待	障害者虐待	いじめ・嫌がらせ(子供・学生)	いじめ・嫌がらせ(職場)	セクシャル・ハラスメント	民事介入暴力	名誉毀損・プライバシー侵害・差別(人権)	その他
平成29年度	7.4%	3.9%	3.5%	3.0%	31.5%	1.4%	1.3%	0.5%	1.3%	15.3%	2.0%	0.4%	6.6%	21.9%
平成30年度	7.0%	4.0%	4.1%	2.9%	28.9%	1.6%	1.2%	0.6%	1.4%	16.2%	1.7%	0.4%	5.7%	24.4%
令和元年度	6.0%	4.0%	3.2%	3.2%	30.1%	1.5%	1.4%	0.7%	1.6%	16.9%	2.1%	0.3%	6.5%	22.5%
令和2年度	6.4%	4.2%	3.9%	3.2%	31.0%	1.8%	1.3%	0.5%	1.4%	17.6%	2.3%	0.2%	8.9%	17.3%
令和3年度	6.9%	4.6%	2.5%	3.4%	31.8%	1.8%	1.1%	0.6%	1.5%	16.1%	2.0%	0.3%	9.4%	18.0%

ウ 紹介先

令和3年度に地方事務所で受け付けた問合せに対する紹介先の割合は、弁護士会が58.8%と最も高く、過半数を占めている。これは、地方事務所で行う相談以外に各地の弁護士会の相談を利用するケースが多いためである。次いで労働問題相談機関・団体、地方公共団体が7.1%と高い割合になった。

資料5-10

令和3年度地方事務所紹介先関係機関内訳



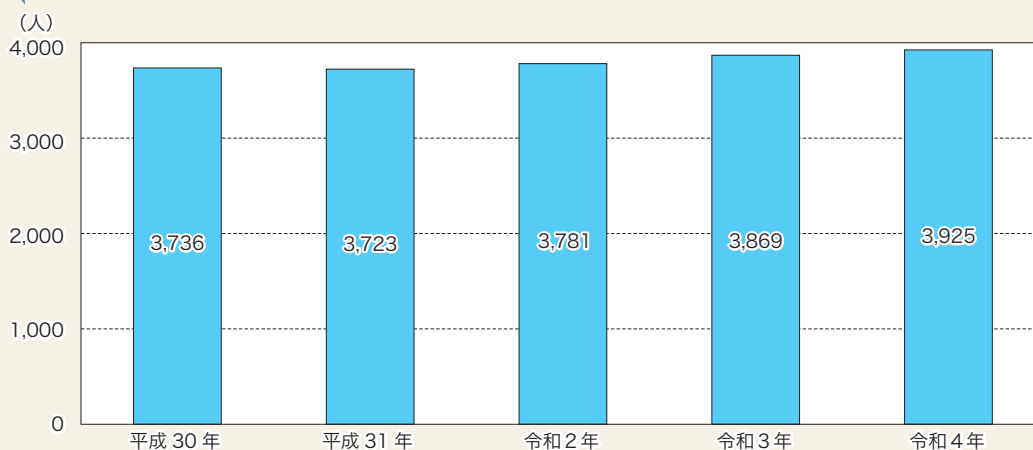
エ 犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介業務

法テラスでは、犯罪の被害について弁護士と相談をしたくてもその接点がない方のために、個々の状況に応じ、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介を行っている。

(ア) 弁護士数

弁護士会から推薦を受けた犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の数は、令和4年4月1日現在で3,925名となった。今後も日本弁護士連合会や各地の弁護士会との連携により、弁護士確保の取組を進めていく。

資料 5-11 犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士数の推移



(注1) いずれも4月1日現在

(注2) 上記弁護士数には、常勤弁護士を含む。

資料 5-12 犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士数の推移（地方事務所別）

地方 事務所名	人数					地方 事務所名	人数				
	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年		平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年
札幌	186	204	217	218	215	愛知	149	150	156	160	157
函館	34	34	35	32	33	三重	42	41	41	44	44
旭川	14	14	14	15	15	滋賀	22	33	33	31	35
釧路	35	35	32	32	32	京都	194	202	209	215	214
青森	39	27	26	25	25	大阪	219	210	222	223	232
岩手	28	28	25	25	24	兵庫	108	107	126	157	189
宮城	84	43	55	56	60	奈良	40	43	30	32	32
秋田	39	39	37	35	35	和歌山	32	32	42	42	45
山形	64	56	61	60	59	鳥取	23	23	23	21	21
福島	47	48	47	44	44	島根	21	23	24	25	25
茨城	77	77	75	75	79	岡山	35	35	36	42	43
栃木	59	58	57	58	56	広島	44	44	45	44	44
群馬	43	43	43	43	51	山口	56	53	36	39	36
埼玉	41	41	43	45	48	徳島	46	43	42	41	41
千葉	93	85	80	101	109	香川	46	41	39	44	44
東京	372	379	385	404	413	愛媛	60	58	64	63	31
神奈川	210	213	211	214	218	高知	30	36	33	38	37
新潟	78	78	88	88	89	福岡	245	251	270	277	270
富山	22	29	30	31	31	佐賀	50	52	51	50	49
石川	58	55	42	28	37	長崎	57	57	57	55	56
福井	43	43	45	45	47	熊本	39	40	41	41	40
山梨	37	35	35	35	35	大分	65	61	62	61	64
長野	152	163	159	159	160	宮崎	35	35	29	30	32
岐阜	41	40	40	40	40	鹿児島	52	50	46	42	41
静岡	68	74	79	80	84	沖縄	62	62	63	64	64
						合 計	3,736	3,723	3,781	3,869	3,925

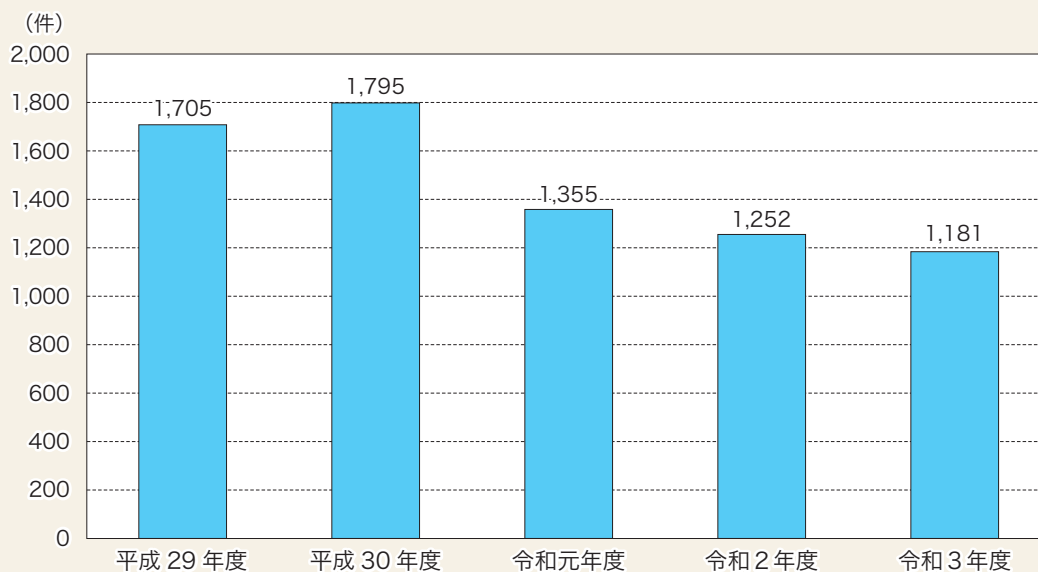
(注1) いずれも4月1日現在

(注2) 上記弁護士数には、常勤弁護士を含む。

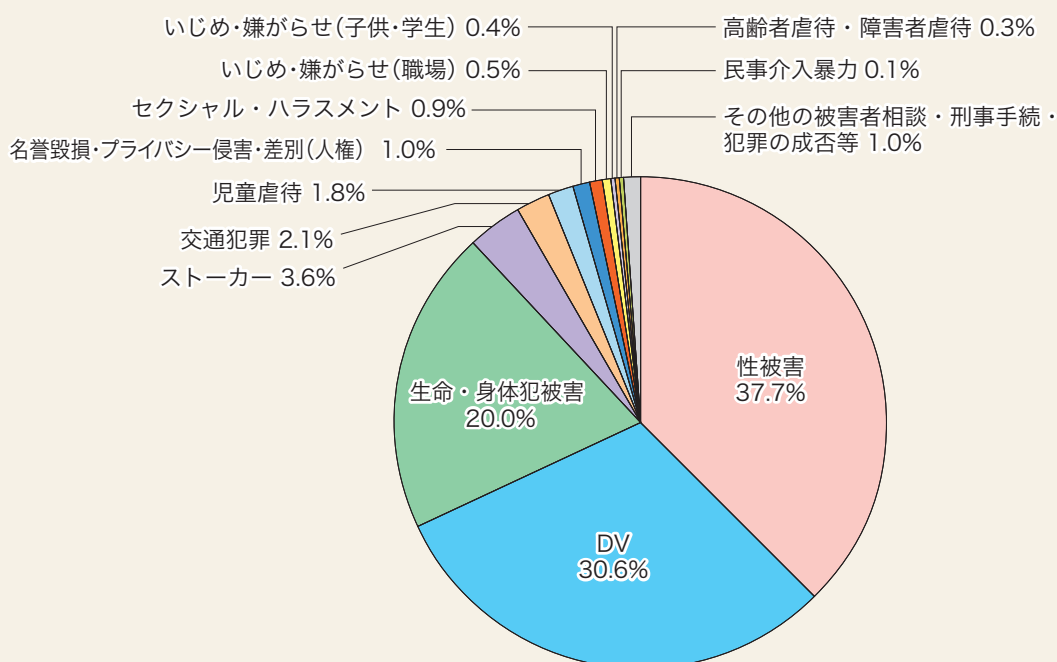
(イ) 弁護士紹介件数

令和3年度の弁護士紹介件数は1,181件であった。被害者の様々なニーズに対応するため、今後も全国で弁護士を紹介する体制の整備と拡充を図っていただかなければならない。弁護士を紹介した案件の主な被害種別は、性被害、DV、生命・身体犯被害の順に多く、これらの被害種別で全体の88.3%を占めている。

資料 5-13 犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士紹介件数の推移



資料 5-14 令和3年度犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士紹介案件の被害種別内訳



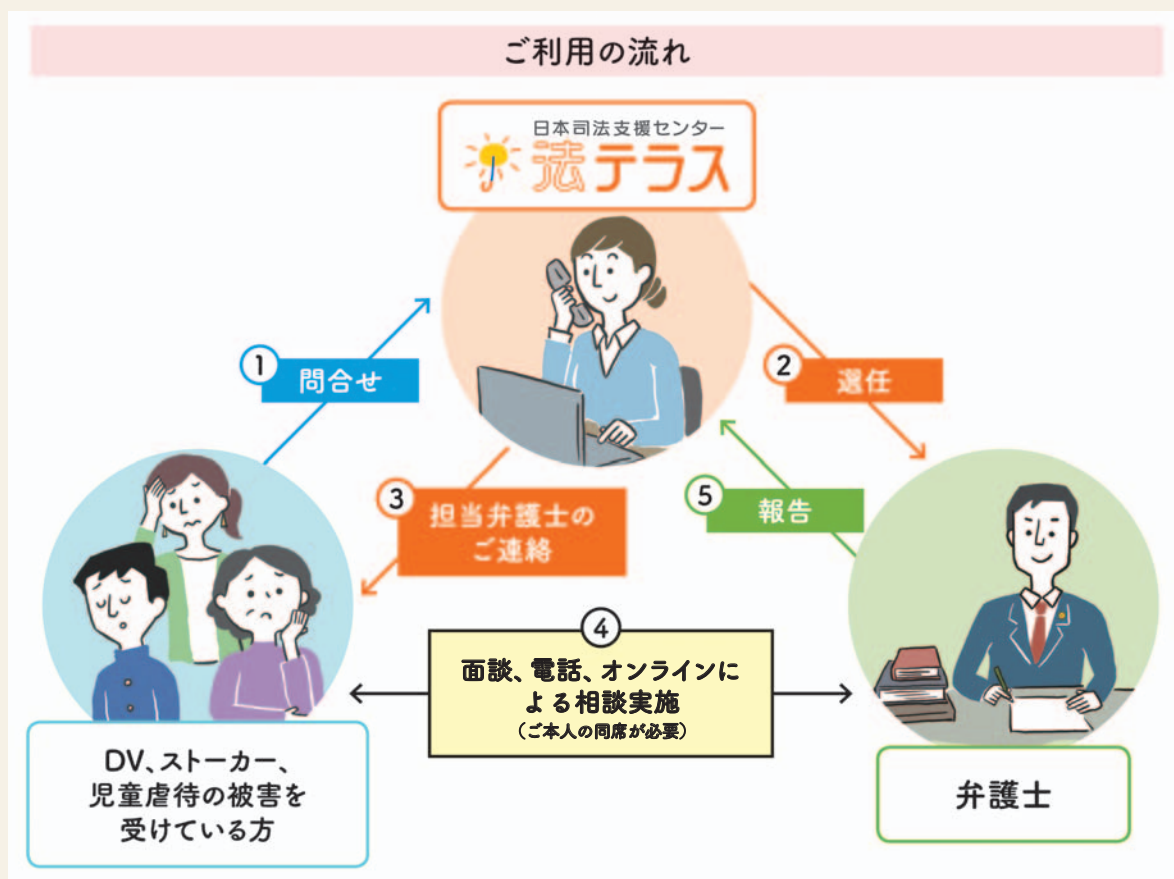
5-4 DV等被害者法律相談援助業務

法テラスでは、DV、ストーカー及び児童虐待の被害を受けている方を対象に、「DV等被害者法律相談援助」を実施している。

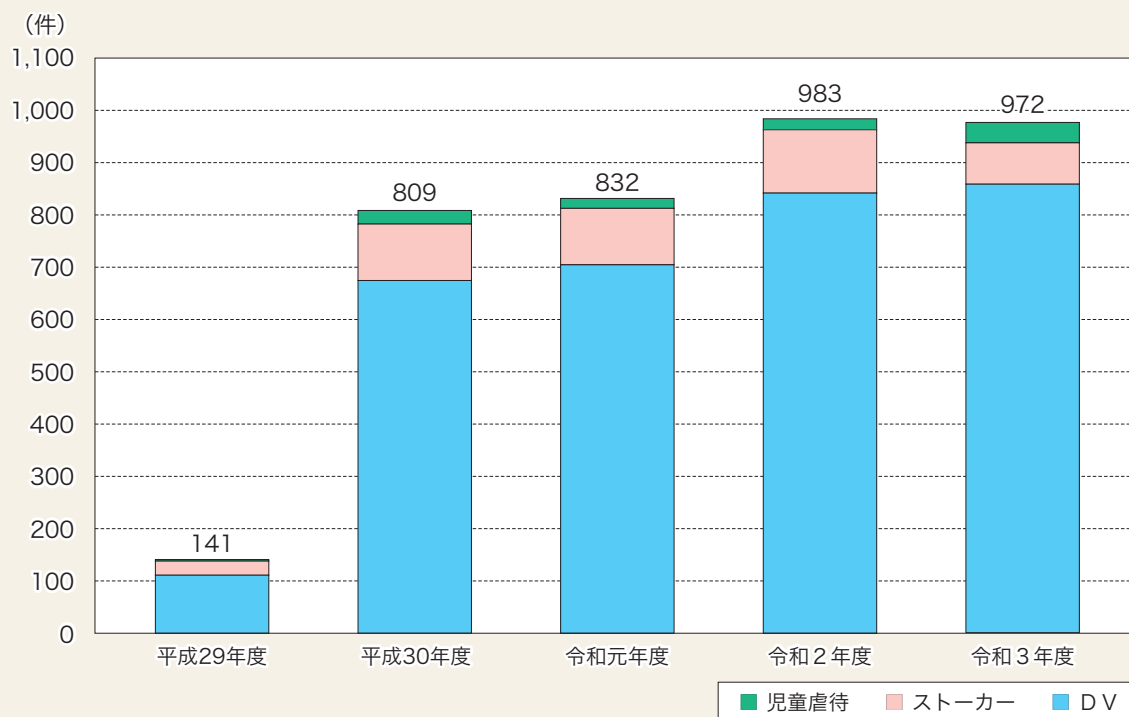
この業務は、事案の特殊性から速やかに弁護士へつないで法律相談を実施することを目指しており、対象者の資力にかかわらず、再被害の防止に必要であれば刑事・民事を問わず相談を実施できることなどを特徴としている（ただし、対象者が一定の基準を超える資産を有する場合、法律相談料は対象者の負担となる）。

資料5-15は、制度利用の流れを説明したものであり、制度開始後の年度別件数の推移は資料5-16のとおりである。

資料 5-15 DV等被害者法律相談援助制度利用の流れ



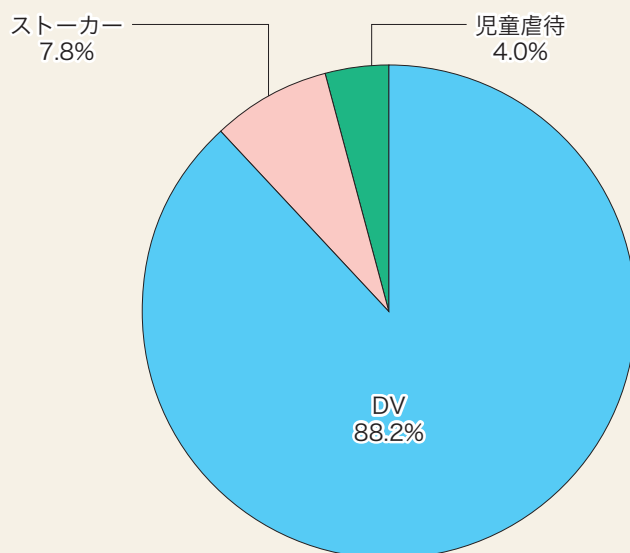
資料 5-16 DV等被害者法律相談援助件数の推移



(注) 平成29年度分については、平成30年1月から同年3月実施分

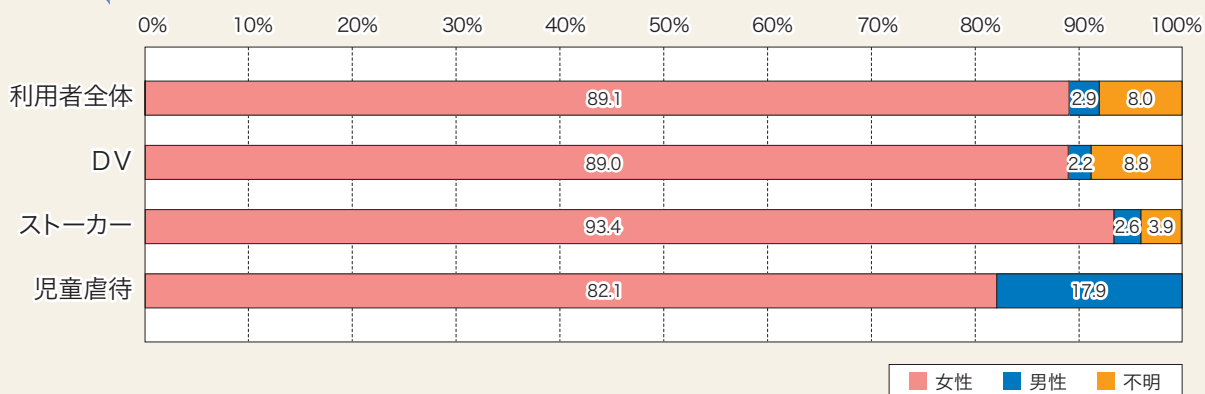
被害種別内訳は、資料5-17のとおりである。例年DVの割合が特に高く、令和3年度は全体の88.2%を占め、次いでストーカーが7.8%、児童虐待が4.0%であった。

資料 5-17 令和3年度DV等被害者法律相談援助の被害種別内訳

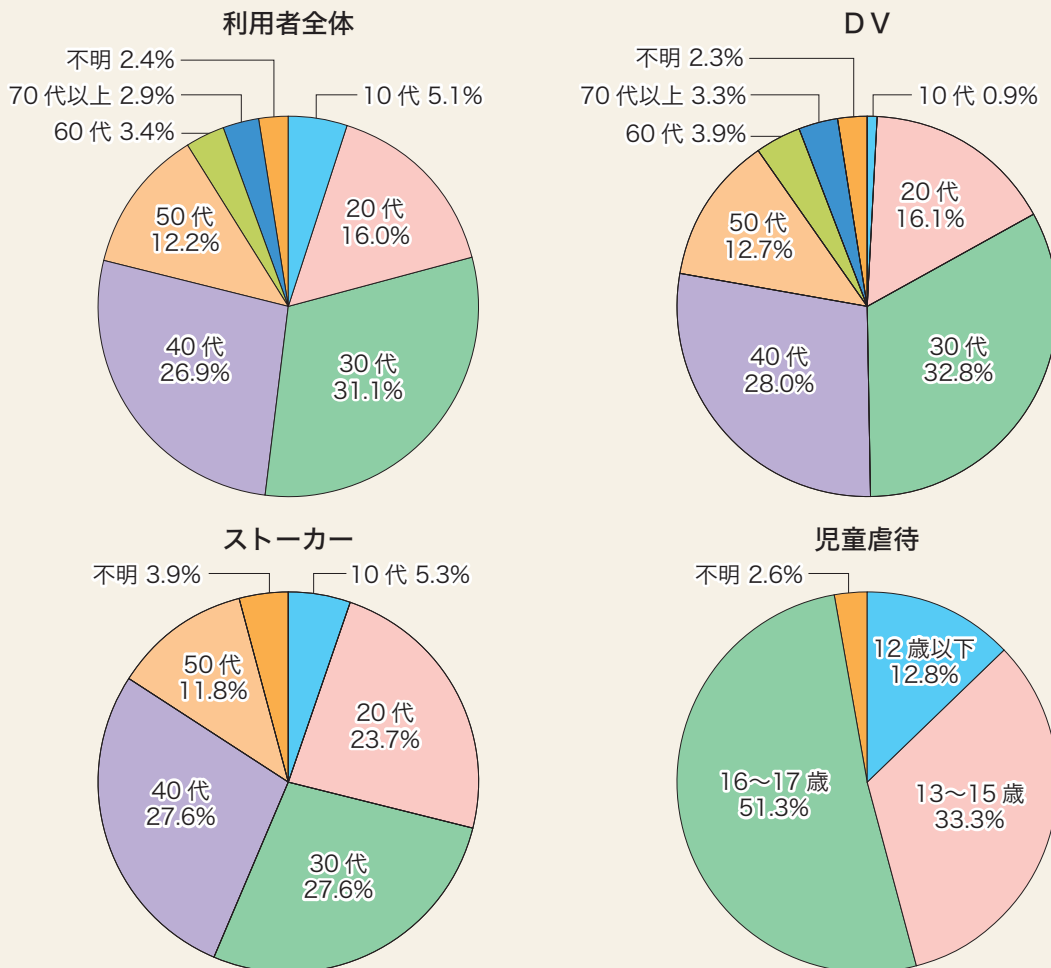


利用者の性別・年代の内訳は、資料5-18及び資料5-19のとおりである。女性が大きな割合を占めているが、全ての被害種別で男性利用者も一定数見られた。年代別では、30代が31.1%と最も多く、20代から40代が全体の74%を占めた。

資料5-18 令和3年度DV等被害者法律相談援助利用者の性別



資料 5-19 令和3年度DV等被害者法律相談援助利用者の年代



資料 5-20 児童向けポスター及びポケットカード



資料 5-21 制度周知用アニメーション動画

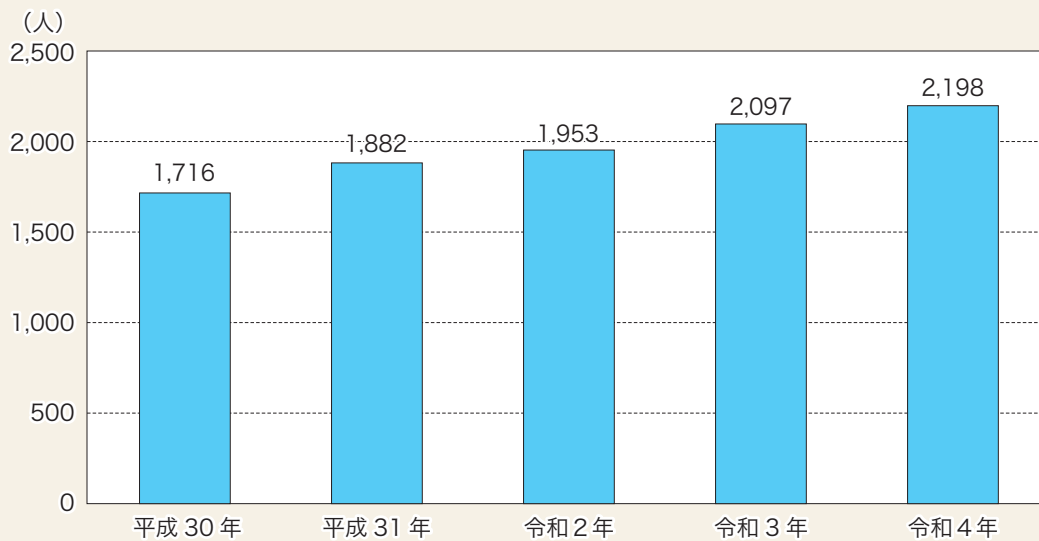


(注) 令和4年4月1日より、犯罪被害者支援ダイヤルの番号が「0570-079714」から「0120-079714」へ変わりました。

DV等被害者援助弁護士数の推移は、資料5-22のとおりである。令和4年4月1日現在で前年度より101名増加の2,198名となった。

地方事務所別のDV等被害者援助弁護士数は、資料5-23のとおりである。

資料 5-22 DV等被害者援助弁護士数の推移



(注1) いずれも4月1日現在

(注2) 契約弁護士数に常勤弁護士は含まない。

資料 5-23 DV等被害者援助弁護士数（地方事務所別）

(人)			(人)			(人)		
地方事務所名	人数		地方事務所名	人数		地方事務所名	人数	
札 幌	104		新 潟	50		島 根	15	
函 館	18		富 山	21		岡 山	42	
旭 川	23		石 川	63		広 島	25	
釧 路	35		福 井	32		山 口	29	
青 森	22		山 梨	31		徳 島	22	
岩 手	28		長 野	31		香 川	27	
宮 城	49		岐 阜	23		愛 媛	18	
秋 田	11		静 岡	59		高 知	19	
山 形	38		愛 知	86		福 岡	123	
福 島	40		三 重	14		佐 賀	28	
茨 城	38		滋 賀	21		長 崎	48	
栃 木	12		京 都	43		熊 本	33	
群 馬	28		大 阪	77		大 分	59	
埼 玉	58		兵 庫	39		宮 崎	18	
千 葉	46		奈 良	45		鹿 児 島	15	
東 京	306		和 歌 山	34		沖 縄	17	
神 奈 川	111		鳥 取	24		合 計	2,198	

(注1) 令和4年4月1日現在

(注2) 上記弁護士数に常勤弁護士は含まない。

5-5 被害者国選弁護関連業務

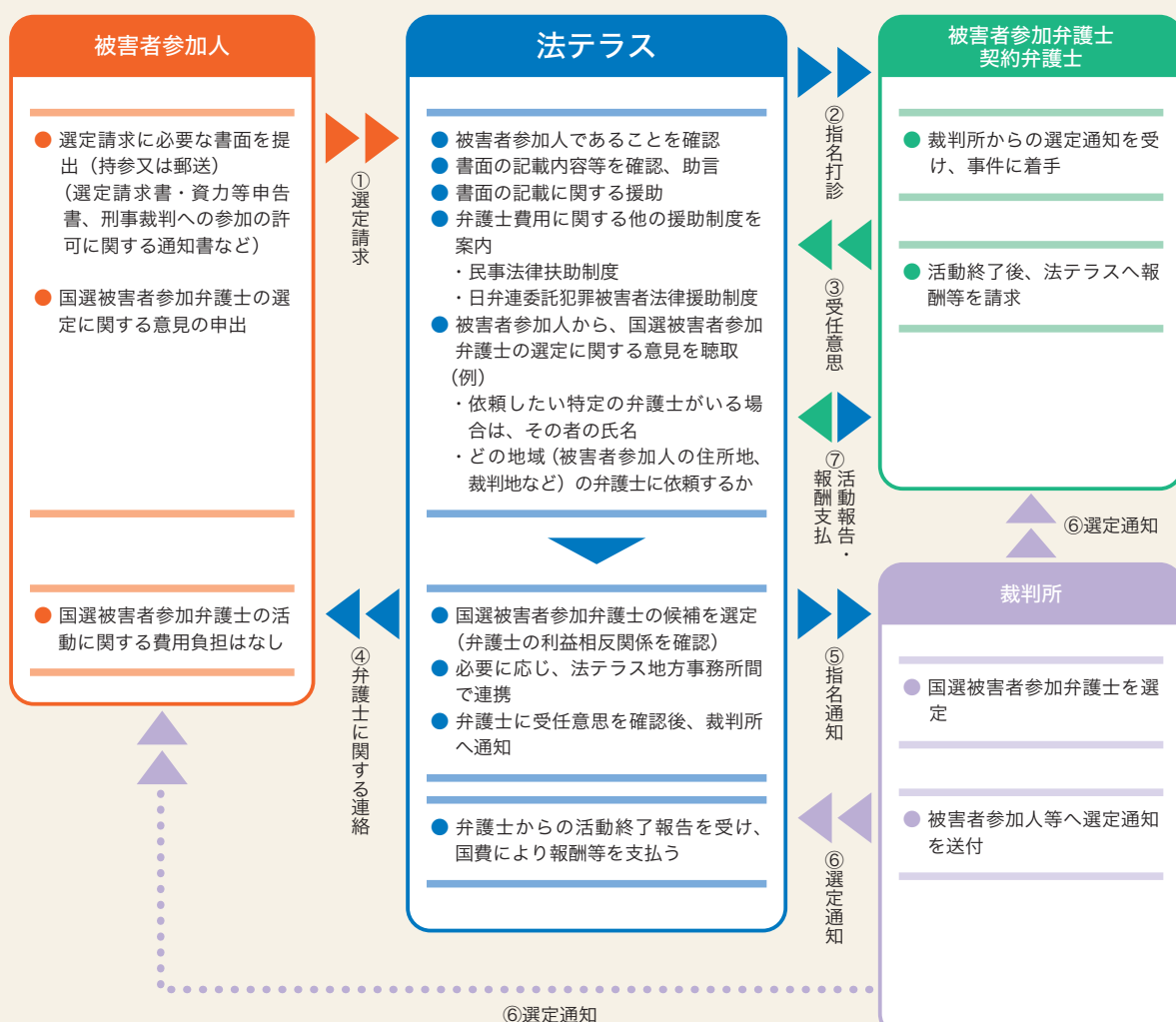
(1) 被害者参加制度と被害者参加人のための国選弁護制度の概要

被害者参加制度とは、一定の犯罪の被害者等が、裁判所の許可を受けて公判期日に出席し、被告人に対する質問を行うなど、刑事裁判に直接参加することができる制度である。一定の犯罪とは、①殺人、傷害等の故意の犯罪行為により人を死傷させた罪、②強制わいせつ・強制性交等（平成29年7月の改正刑法施行以前における罪名は強姦）等の罪、③自動車運転過失致死傷等の罪、④逮捕及び監禁の罪、⑤略取、誘拐、人身売買の罪等である。

被害者参加人のための国選弁護制度とは、刑事裁判への参加を許可された被害者等（被害者参加人）が、経済的に余裕がない場合でも弁護士による援助を受けられるように、裁判所が国選被害者参加弁護士を選定し、国がその費用を負担する制度である。

法テラスでは、全国の地方事務所において、国選被害者参加弁護士になろうとする弁護士との契約締結、被害者参加人の意見聴取、国選被害者参加弁護士候補の指名及び裁判所への通知、国選被害者参加弁護士に対する報酬・費用の算定及び支払等の業務を行っている。

資料 5-24 国選被害者参加弁護士の選定請求手続の流れ



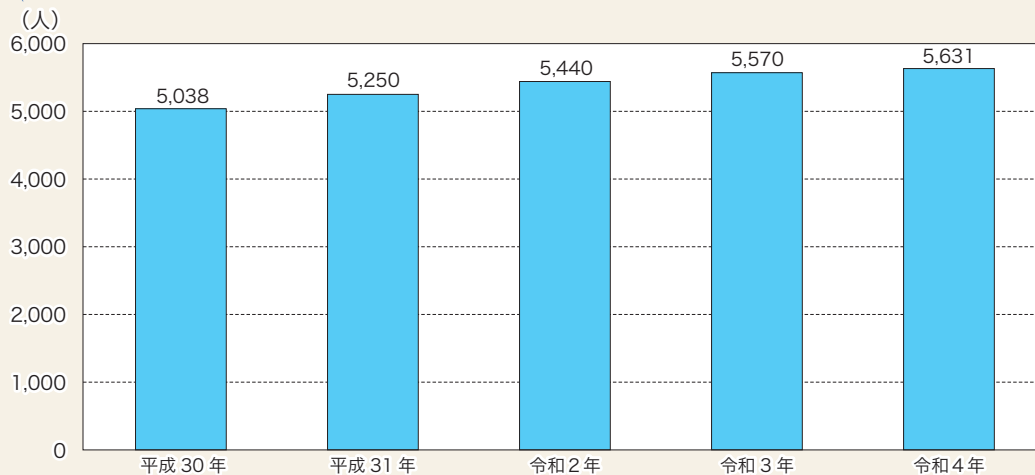
(2) 被害者国選弁護関連業務の実施状況

ア 被害者参加弁護士契約弁護士

被害者参加弁護士契約弁護士の人数は、令和4年4月1日現在で前年度より61名増加の5,631名となった。

被害者参加人のための国選弁護制度の円滑な実施のために、今後も日本弁護士連合会や各弁護士会との連携のもと契約弁護士確保の取組を進めていく。

資料 5-25 被害者参加弁護士契約弁護士数の推移



(注1) いずれも4月1日現在

(注2) 契約弁護士数に常勤弁護士は含まない。

資料 5-26 被害者参加弁護士契約弁護士数の推移（地方事務所別）

地方事務所名	人数				
	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年
札幌	204	219	235	236	233
函館	34	34	35	35	35
旭川	57	53	57	58	58
釧路	48	50	51	51	51
青森	27	27	27	29	31
岩手	34	36	37	37	35
宮城	98	100	100	102	104
秋田	28	27	26	25	25
山形	52	55	56	54	54
福島	54	56	54	50	50
茨城	140	142	144	146	144
栃木	84	80	82	82	82
群馬	68	76	75	78	82
埼玉	79	83	89	88	90
千葉	252	258	252	251	248
東京	673	708	752	780	804
神奈川	245	251	261	269	275
新潟	114	119	120	120	119
富山	35	35	36	40	40
石川	63	59	58	55	52
福井	54	58	59	60	61
山梨	41	42	43	44	44
長野	121	144	145	146	148
岐阜	35	34	37	37	37
静岡	104	114	114	115	118
愛知	161	187	183	184	181
三重	58	56	57	60	60
滋賀	37	38	43	41	44
京都	173	169	186	198	199
大阪	215	229	276	297	312
兵庫	136	157	156	162	174
奈良	76	79	80	85	86
和歌山	35	34	56	60	58
鳥取	36	36	39	37	37
島根	35	39	42	42	40
岡山	74	77	77	85	86
広島	144	152	154	156	166
山口	102	103	99	105	98
徳島	53	50	50	50	49
香川	36	37	38	43	42
愛媛	46	48	48	47	43
高知	39	45	48	50	54
福岡	268	279	301	314	316
佐賀	64	70	71	71	70
長崎	85	90	89	92	92
熊本	135	136	130	132	131
大分	80	75	73	72	77
宮崎	98	97	92	90	91
鹿児島	55	55	54	45	41
沖縄	53	52	53	64	64
合 計	5,038	5,250	5,440	5,570	5,631

(注1) いずれも4月1日現在

(注2) 契約弁護士数に常勤弁護士は含まない。

イ 選定請求状況

令和3年度は661件の選定請求を受け、制度が施行された平成20年12月から令和4年3月までに受け付けた選定請求は累計6,057件となった。

過去5年間の罪名内訳をみると、強制わいせつ・強制性交等々の罪の割合が最も高く、また、その件数は毎年度増加を続け、令和3年度は390件に上っている。

資料 5-27 選定請求件数及び罪名内訳の推移

(件)

罪 名	選定請求件数					(割合)
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
殺人(殺人未遂)	58	79	74	61	61	(9.2%)
傷害	71	73	66	75	67	(10.1%)
傷害致死	34	31	14	26	32	(4.8%)
強制わいせつ、強制性交等等	273	295	316	367	390	(59.0%)
危険運転致死傷	19	12	13	14	13	(2.0%)
業務上過失致死傷	1	2	2	1	2	(0.3%)
重過失致死傷	0	1	0	2	0	(0.0%)
過失運転致死傷等	58	75	54	72	52	(7.9%)
逮捕・監禁等	7	10	9	11	7	(1.1%)
略取・誘拐等	5	10	12	8	7	(1.1%)
人身売買	0	0	0	0	0	(0.0%)
強盗致死傷、強盗・強制性交等等	25	40	19	40	27	(4.1%)
その他刑法犯	6	7	13	13	3	(0.5%)
特別法犯	4	0	3	1	0	(0.0%)
合 計	561	635	595	691	661	

資料 5-28 通常第一審事件のうち被害者参加を許可された人員数と
国選被害者参加弁護士への委託人員数（司法統計による）

(人)

	被害者参加を 許可された人員数 ①	国選被害者参加弁護士への 委託人員数 ②	国選被害者参加弁護士が 付された割合 ②/①
令和3年	1,523	697	45.8%

5-6 被害者参加旅費等支給業務

(1) 被害者参加旅費等支給制度の概要

被害者参加旅費等支給制度とは、被害者参加制度を利用して刑事裁判に出席した被害者等に、国がその旅費、日当及び宿泊料を支給し、経済的に支援する制度である。資力等にかかわらず、全ての被害者参加人が支給を受けることができる。法テラスでは、旅費等の算定及び送金業務などを行っている。

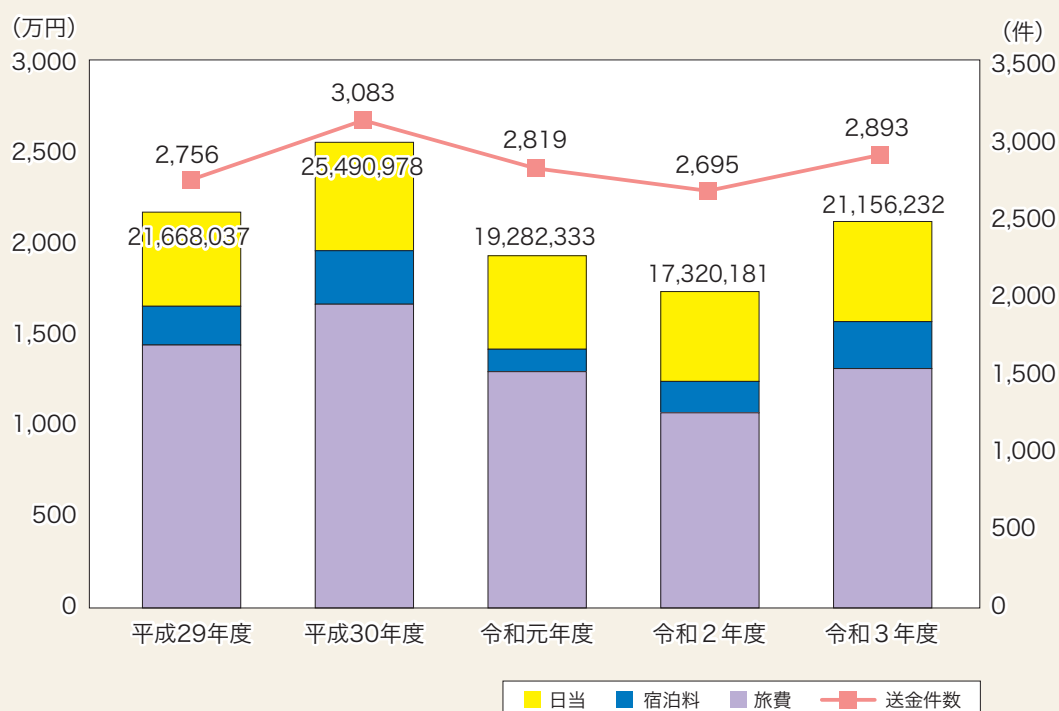
資料 5-29 被害者参加旅費等の支給の流れ



(2) 被害者参加旅費等支給業務の実績

令和3年度は被害者参加人から2,977件の請求を受け、計2115万6232円の旅費等を送金した。
今後も裁判所等と連携して、迅速な旅費等の支給に努める。

資料 5-30 被害者参加旅費等支給実績の推移



	請求 件数	送金							
				旅費		日当		宿泊料	
		件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)
平成 29 年度	2,685	2,756	21,668,037	2,687	14,394,937	2,701	5,152,400	157	2,120,700
平成 30 年度	3,111	3,083	25,490,978	2,992	16,628,478	3,002	5,934,500	174	2,928,000
令和元年度	2,818	2,819	19,282,333	2,760	12,936,633	2,761	5,119,200	74	1,226,500
令和2年度	2,758	2,695	17,320,181	2,573	10,683,981	2,630	4,918,100	118	1,718,100
令和3年度	2,977	2,893	21,156,232	2,831	13,106,232	2,816	5,480,800	131	2,569,200
計	14,349	14,246	104,917,761	13,843	67,750,261	13,910	26,605,000	654	10,562,500

6. 災害対応



法テラスにおける災害対応

大規模災害は、広範囲かつ長期的に多数の被災者の生命・生活に深刻な影響を及ぼす。それに伴い、多数の被災者が、不動産・二重ローン・相続・損害賠償など様々な法的問題を抱えることになる。被災地の復旧・復興を図り、被災者が平穏な生活を取り戻すためには、被災者の司法アクセスを確保し、これらの法的問題を解決していくことが不可欠となっている。

1 東日本大震災への対応

平成23年3月11日に発生した東日本大震災の被災者への法的支援は、主として従来の情報提供業務と民事法律扶助業務の中で行われていたが、被災者の実情により即した法的支援の充実を図るため、平成24年3月23日、「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」（以下「法テラス震災特例法」という。）が成立し、同年4月1日から施行された。

法テラス震災特例法による新たな制度は、震災当時、被災地に住居や営業所等があった者であれば、資力を問わず援助を受けられること、裁判所の手続のほかに原発ADRなどが代理援助・書類作成援助の対象となること、事件の進行中は立替金の返済が猶予されることなどの特色があった。

このほか、法テラスは、岩手県、宮城県、福島県の3県に、合計7か所の被災地出張所を開設し、被災地域における司法アクセス改善を図るための拠点として、様々な活動を展開した。

なお、法テラス震災特例法は2度の改正による期間延長を経て、令和3年3月31日をもって失効した。これに伴い、東日本大震災法律援助業務における新規申込みの受付を終了し、7か所の被災地出張所のうち法テラス気仙と法テラスふたばを除く5か所を閉鎖したが、法テラスは、今後も民事法律扶助業務等を通じ、被災地や近隣住民への法的サービスの提供を行っていく。

（1）令和3年度における震災法律援助業務の実施状況

令和3年度の震災法律援助業務の実施件数は、震災法律相談援助が490件、震災代理援助が786件、震災書類作成援助が1件であった。

震災法律相談援助の件数は、法テラス震災特例法の失効前に援助申込みがなされ、令和3年4月以降に実施された法律相談の件数である。震災代理援助及び震災書類作成援助の件数は、失効前に震災代理援助・震災書類作成援助を決定した援助事件の控訴審等の件数である。

（2）被災地出張所における「よろず相談」

被災地出張所では、弁護士・司法書士による法律相談だけでなく、税理士、土地家屋調査士、建築士、行政書士、社会保険労務士、社会福祉士などによる「よろず相談」を実施し、被災者の複合的な悩みにワンストップで対応してきた。

令和3年度の「よろず相談」は、法テラスふたばで実施され、令和4年3月31日をもって終了した。

資料 6-1 法テラスふたばにおける「よろず相談」件数と内訳の推移

法テラスふたば（平成25年3月相談開始）

相談内容	「よろず相談」件数										合計 (件)	割合
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度		
家族	3	42	68	69	80	76	79	91	87	92	687	34.9%
住まい・不動産	1	49	24	34	45	34	25	49	20	30	311	15.8%
生活上の取引	2	7	8	7	17	16	50	67	60	103	337	17.1%
保険	0	1	2	0	0	0	1	1	2	1	8	0.4%
医療・年金・福祉	0	7	5	3	5	8	3	6	9	8	54	2.7%
事故・損害賠償	0	5	1	2	4	3	11	6	26	28	86	4.4%
動産	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2	0.1%
労働	1	2	9	11	13	18	11	18	13	20	116	5.9%
行政	0	15	42	45	50	38	28	26	9	17	270	13.7%
災害復興支援制度	0	1	0	0	0	0	0	2	1	0	4	0.2%
その他 (津波・原発・その他)	0	24	10	4	7	7	11	13	7	10	93	4.7%
合計	7	153	171	175	221	200	219	279	234	309	1,968	

（注1）件数の割合が一番高い相談内容を赤色、次に高い相談内容を青色で示した。

（注2）1件の相談で複数の相談内容を含む場合には、複数回カウントしている。

2 総合法律支援法改正と被災者法律相談援助

法テラスは、法テラス震災特例法に基づく事業等により、東日本大震災被災者に対する法的支援についてもその一翼を担うようになった。他方で、東日本大震災被災者への法的支援を通し、大規模災害の被災者に対する迅速・適切な法的支援を行うための仕組みや制度創設の必要性なども認識されるようになった。

すなわち、東日本大震災被災者に対する法的支援を目的として成立した法テラス震災特例法は、その施行までに1年以上を要しており、大規模災害の都度、特例法を制定するのでは即応性の点で不十分であった。そこで、今後起こり得る大規模災害に備え、被災者が抱える多種多様な法的問題解決に向けた迅速な対応ができるような法的支援の恒久的仕組みを、法テラスの基本法である総合法律支援法の中にあらかじめ定めておく必要性が指摘された。

このような議論を踏まえ、東日本大震災から約5年後の平成28年5月27日、総合法律支援法が改正され、同年6月3日に公布された。これにより、新たな制度となる「大規模災害の被災者に対する法律相談援助制度」（以下「被災者法律相談援助」という。）が法テラスの業務となった。

この改正総合法律支援法は、平成28年熊本地震発生時にはまだ国会で法案審議中であつたが、その後成立し、同年7月1日、政令により被災者法律相談援助が平成28年熊本地震に適用されることとなった。そして、地震発生の日（平成28年4月14日）から1年間となる平成29年4月13日まで、被災者を対象とした資力を問わない無料法律相談が実施された。

なお、この被災者法律相談援助は、その後、第2例目として平成30年7月豪雨（西日本豪雨）、第3例目として令和元年台風第19号（令和元年東日本台風）、第4例目として令和2年7月豪雨に適用された。

令和2年7月豪雨に適用された被災者法律相談援助の実施件数（令和2年7月14日～令和3年7月2日）は、6,121件であり、家事事件、多重債務事件、金銭事件など多岐にわたる相談が寄せられた。

3 被災者への情報提供

被災者がまず必要とするのは、法的支援制度を含めた各種情報である。

法テラスでは、東日本大震災後、法テラス・サポートダイヤルによる情報提供のほかに、法テラス災害ダイヤルを開設し、被災者の生活再建に役立つ法制度や各種手続、相談窓口などの情報提供を行っている。

また、メールによる問合せにも対応するほか、ホームページに各災害から派生する法的トラブルに関するQ&Aを掲載した特設ページを開設するなどし、被災者への情報提供を拡充している。

資料 6-2 法テラス災害対応年表

年	月・日	内 容
平成23年	3月11日	東日本大震災発生
	3月12日	理事長を本部長とする東日本大震災対策本部発足
	3月23日	日本弁護士連合会及び東京三弁護士会と共催で電話による情報提供を開始（以降順次、仙台弁護士会（4月11日）、日本司法書士会連合会（4月18日）、岩手弁護士会（5月23日）とも共催で実施）
	3月31日	避難所等において、民事法律扶助制度による巡回法律相談開始
	9月21日	被災者対応のため業務方法書を改正（民事法律扶助制度の特例措置）、法務大臣認可
	10月2日	・被災地出張所「法テラス南三陸」を開所（以降、平成25年3月までに更に6か所の被災地出張所を開所） ・各出張所で「よろず相談」を順次開始
	10月3日	被災者を対象とした民事法律扶助制度の特例措置開始（平成24年3月31日まで）
	11月1日	コールセンターに法テラス災害ダイヤル（震災 法テラスダイヤル、被災者専用フリーダイヤル）を開設
	11月22日	「東日本大震災相談事例Q & A集」を10万部発行
平成24年	3月29日	東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律（法テラス震災特例法）公布
	4月1日	・法テラス震災特例法施行（平成27年3月31日まで） ・法テラス震災特例法による被災者を対象とした資力を問わない無料法律相談等（東日本大震災法律援助業務）を開始
平成27年	3月31日	法テラス震災特例法が改正され、有効期限の延長が決定（平成30年3月31日まで）
平成28年	4月14日	平成28年熊本地震発生 これを受け、平成28年熊本地震に関するQ & A等を掲載した特設ページをホームページに開設（4月18日）
	5月14日	法テラス災害ダイヤルを平成28年熊本地震被災者も利用可能とし、情報提供を開始
	6月3日	・総合法律支援法の一部を改正する法律（改正総合法律支援法）公布 ・大規模災害の被災者に対する資力を問わない無料法律相談（被災者法律相談援助事業）が創設される
	7月1日	・改正総合法律支援法により被災者法律相談援助事業が施行 ・政令により平成28年熊本地震に同事業が適用され、業務開始（平成29年4月13日まで）
平成29年	7月5日～ 7月6日	平成29年7月九州北部豪雨発生 これを受け、平成29年7月九州北部豪雨に関するQ & A等を掲載した特設ページをホームページに開設（7月11日）
平成30年	3月30日	法テラス震災特例法が改正され、有効期限の2度目の延長が決定（令和3年3月31日まで）
	6月28日～ 7月8日	平成30年7月豪雨発生 これを受け、平成30年7月豪雨に関するQ & A等を掲載した特設ページをホームページに開設（7月11日）
	7月14日	・政令により平成30年7月豪雨に被災者法律相談援助事業が適用され、業務開始（令和元年6月27日まで） ・法テラス災害ダイヤルを平成30年7月豪雨被災者も利用可能とし、情報提供を開始
	9月6日	平成30年北海道胆振東部地震発生 これを受け、平成30年北海道胆振東部地震に関するQ & A等を掲載した特設ページをホームページに開設（9月14日）
令和元年 (平成31年)	9月9日	令和元年台風第15号日本上陸（千葉県） これを受け、令和元年台風第15号に関するQ & A等を掲載した特設ページをホームページに開設（9月24日）
	10月12日	令和元年台風第19号日本上陸（伊豆半島） これを受け、令和元年台風第19号に関するQ & A等を掲載した特設ページをホームページに開設（10月15日）
	10月18日	・政令により令和元年台風第19号に被災者法律相談援助事業が適用され、業務開始（令和2年10月9日まで） ・法テラス災害ダイヤルを令和元年台風第19号被災者も利用可能とし、情報提供を開始
令和2年	7月3日～ 7月31日	令和2年7月豪雨発生 これを受け、令和2年7月豪雨に関するQ & A等を掲載した特設ページをホームページに開設（7月10日）
	7月14日	・政令により令和2年7月豪雨に被災者法律相談援助事業が適用され、業務開始（令和3年7月2日まで） ・法テラス災害ダイヤルを令和2年7月豪雨被災者も利用可能とし、情報提供を開始
令和3年	3月31日	・法テラス震災特例法の失効により、東日本大震災法律援助の新規申込み受付終了 ・被災地出張所「法テラス大槌」「法テラス東松島」「法テラス山元」「法テラス南三陸」「法テラス二本松」を閉鎖 ・「法テラス気仙」における「よろず相談」終了
令和4年	3月31日	・「法テラスふたば」における「よろず相談」終了

資料 6-3 災害時に利用できる制度の比較

令和 4 年 3 月 31 日現在

業務	情報提供業務	民事法律扶助業務		震災法律援助業務
		一般法律相談援助	被災者法律相談援助	震災法律相談援助
根拠法令 条文	総合法律支援法 成立日：平成16年5月26日 (法律第74号) 施行日：平成16年6月2日 (第30条1項1号)	総合法律支援法 成立日：平成16年5月26日 (法律第74号) 施行日：平成16年6月2日 (第30条1項2号)	総合法律支援法の一部を改正する法律(改正総合法律支援法) 成立日：平成28年5月27日 (法律第53号) 施行日：平成28年7月1日 (第30条1項4号)	東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律 成立日：平成24年3月23日 (法律第6号) 施行日：平成24年4月1日 失効日：令和3年3月31日 (第1条)
サービスの 概要	①解決に役立つ法制度や相談窓口等の情報提供(電話やメール等)、ホームページに災害特設ページを設け、災害に関するQ&A等を掲載 ②法テラス災害ダイヤルにて情報提供 ③東日本大震災の被災地に開設した被災地出張所にて、「よろず相談」を実施	経済的に余裕のない方などが法的トラブルにあった際に、無料で法律相談を行う。	政令で指定された一定の大規模災害により被災された方に対し、災害発生から最長で1年間、無料で法律相談を行う。	東日本大震災に際し、災害救助法が適用された区域に平成23年3月11日に居住していた方に対し、無料で法律相談を行う。
利用者の 条件	特になし	収入や資産(現金・預貯金)が一定基準以下であること	・大規模災害が発生した日に、政令で定められた被災地に住所、居所、営業所又は事務所を有していた方 ・資力は問わない	・東日本大震災に際し災害救助法が適用された市町村(東京都を除く)に平成23年3月11日に住居や営業所等があった方 ・資力は問わない
無料法律相談の 対象		刑事事件を除く全て	刑事事件を除く全て	刑事事件を除く全て
適用災害	①サポートダイヤル：全ての災害 ②法テラス災害ダイヤル：東日本大震災、平成28年熊本地震、平成30年7月豪雨、令和元年台風第19号、令和2年7月豪雨 ③よろず相談：東日本大震災	全ての災害	・平成28年熊本地震 ・平成30年7月豪雨 ・令和元年台風第19号 ・令和2年7月豪雨	東日本大震災
弁護士・司法書士による援助が必要な場合	業務	代理援助／書類作成援助		震災代理援助 ／震災書類作成援助
	サービスの概要	弁護士・司法書士費用等の立替え		弁護士・司法書士費用等の立替え
	利用者の条件	以下のいずれにも該当する方 ・収入や資産(預貯金・不動産等)が一定基準以下であること ・勝訴の見込みがないとはいえないこと ・民事法律扶助の趣旨に適すること		・東日本大震災に際し災害救助法が適用された市町村(東京都を除く)に平成23年3月11日に住居や営業所等があった方 ・資力は問わない
	代理援助／書類作成援助の対象	[代理援助の対象] ・民事・家事・行政に関する裁判所の手続(民事裁判等手続に先立つ和解の交渉で特に必要と認められるものを含む) [書類作成援助の対象] ・訴状等の民事裁判上の書類		[代理援助の対象] 震災に起因する事件の以下の手続 ・民事・家事・行政に関する裁判所の手続(民事裁判等手続に先立つ和解の交渉で特に必要と認められるものを含む) ・ADR機関の手続 ・行政不服審査などの行政手続 民事裁判等手続に先立つ和解の交渉(東京電力(株)に対する請求書提出等) [書類作成援助の対象] 震災に起因する事件の以下の書類 ・訴状等の民事裁判上の書類 ・ADR手続上の書類 ・行政不服手続上の書類 ・東京電力(株)に対する請求書等
	立替費用の返済	原則として援助開始時から毎月返済		援助終了後から毎月返済

7. 受託業務



7-1 業務の概要

総合法律支援法第30条第2項の規定により、法テラスは、本来業務（同条第1項）の遂行に支障のない範囲で、国、地方公共団体、非営利法人又は国際機関の委託を受け、被害者等の援助その他に関し、委託に係る法律事務を契約弁護士等に取り扱わせる等の業務を行うことができることになっている。この規定に基づき、平成19年4月1日から、公益財団法人中国残留孤児援護基金からの委託による「中国・サハリン残留孤児日本人国籍取得支援業務」を、また、同年10月1日からは日本弁護士連合会からの委託による「日本弁護士連合会委託援助業務」をそれぞれ開始した。前者については、令和2年3月末で受託を終了した。

こうした受託業務を通じ、法テラスは、本来業務にとどまらない、より広い法的サービスを提供することが可能となっている。

日本弁護士連合会委託援助業務の内容等は、以下のとおりである。

7-2 日本弁護士連合会委託援助業務

（1）業務内容

総合法律支援法が規定する法テラスの本来業務である民事法律扶助制度や国選弁護制度等でカバーされない人々を対象とし、人権救済の観点から弁護士報酬及び費用等の援助を行うというものであり、紛争解決制度の利用をより容易にし、法律専門家のサービスをより身近に受けられるようにするための総合的な法律支援の一環を成す事業である。具体的には、①刑事被疑者弁護援助、②少年保護事件付添援助、③犯罪被害者法律援助、④難民認定に関する法律援助、⑤外国人に対する法律援助、⑥子どもに対する法律援助、⑦精神障害者に対する法律援助、⑧心神喪失者等医療観察法法律援助、⑨高齢者・障害者・ホームレス等に対する法律援助の9項目にわたり、活動をした弁護士の報酬や費用等を援助するものである。

各援助項目の対象者と援助内容は、資料7-1のとおりである。

資料 7-1

日本弁護士連合会委託援助業務の対象者及び援助内容一覧

	対象者	援助内容
①	身体を拘束された刑事被疑者（勾留状が発せられた被疑者を除く）	被疑者との接見とアドバイス、警察官等との折衝、被害者との示談交渉その他逮捕段階の刑事弁護活動全般
②	家庭裁判所に送致された少年（抗告・再抗告を含む）。ただし、家庭裁判所又は抗告裁判所が国選付添人を付さなければならない場合を除く。	少年との面会とアドバイス、家庭裁判所との折衝、環境調整、被害者との示談交渉その他付添人活動全般
③	生命、身体若しくは自由（性的自由を含む）に関する犯罪又はストーカー行為若しくはDVの被害を受けた者又はその親族若しくは遺族	被害届の提出、告訴・告発、検察審査会申立て、法廷傍聴付添、少年審判状況説明聴取、修復的司法の一環としての加害者側との対話、刑事手続における和解交渉、犯罪被害者等給付金申請、報道機関への対応・折衝その他犯罪被害者支援のために必要な活動
④	難民認定申請者	難民認定申請、申請却下に対する審査請求、難民不認定処分等の取消訴訟等の活動
⑤	人道的見地から弁護士による緊急の援助を必要とする外国人	1 在留資格等の入管関係、就籍・帰化等の戸籍・国籍関係、社会保障関係の行政手続の代理等 2 在留資格がないために、民事法律扶助が利用できない外国人の訴訟代理
⑥	人権救済を必要としている子ども	1 児童相談所等との交渉、虐待を行う親との関係調整、離縁訴訟等の支援 2 触法少年の警察官調査に関する付添人活動 3 子どもの手続代理人の活動（国選、私選を問わない）
⑦	精神障害者	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に係る退院請求・処遇改善請求等の行政手続の代理
⑧	医療観察法の心神喪失者	心神喪失者等医療観察法に係る退院許可申立て・処遇改善等の行政手続の代理、国選付添人の医師に対する協力費用
⑨	人道的見地から弁護士による緊急の援助を必要とする高齢者・障害者・ホームレス等	生活保護申請、生活保護法に基づく審査請求の代理
⑩	上記①②を除く対象者	上記①②を除く各援助に関する法律相談

(2) 援助要件等

日本弁護士連合会委託援助を利用するためには、①対象者に該当すること、②資力に乏しいこと、③弁護士に依頼する必要性・相当性があることの3つの要件を満たさなければならない。

弁護士がこの援助制度を利用した案件を取り扱うためには、法テラスとの間で委託援助契約を締結する必要がある（綜合法律支援法第29条第8項、第30条第2項1号）。同契約を締結した弁護士は、個別案件を申し込むに当たり援助希望者から事情聴取を行い、上記①から③の要件該当性を判断する。申込みの受付は、当該弁護士の所属弁護士会に対応する法テラス地方事務所本所のみが行う。

援助開始決定、終結決定は地方事務所長が行い、委託要綱で定めた報酬、費用相当額を援助業務の活動内容に応じて支払う。また、弁護士による活動の結果、被援助者が事件の終了により財産的利益を取得するなどして、生活状況が改善し、弁護士報酬、費用相当分を支払うことができないという状態を脱し、かつ、被援助者に負担させることが相当でないといえなくなった場合、弁護士報酬等は被援助者の負担となることがある。負担の要否は受任弁護士の意見を尊重して地方事務所長が決定するが、負担金を求める手続は日本弁護士連合会又は各地の弁護士会が行うこととなっている。

(3) 業務実績

令和3年度は、10,364件の援助申込みを受理した。

平成30年6月に施行された改正刑事訴訟法に基づく被疑者国選弁護人制度の拡大により、刑事被疑者弁護援助は年々減少し、令和3年度は、改正法施行前の平成29年度実績の29.3%まで減少した。さらに、少年保護事件付添援助も年々件数の減少が進んでおり、令和2年度実績の89.7%に減少した。また、新型コロナウイルス感染症の影響からか、外国人に対する法律援助は、感染症の本格的流行前の令和元年度実績の63%まで減少した。高齢者・障がい者・ホームレス等の法律援助も減少傾向が続き、令和元年度実績の72%まで減少した。他方で増加している援助項目もあり、犯罪被害者法律援助は令和2年度実績の108.1%、子どもに対する法律援助は121%の実績となっている。令和2年度と比較すると、全体で若干の減少（前年度比3%減）であった。

令和3年度の各地方事務所における申込受理件数の実績は、資料7-2のとおりであるが、申込受理件数を援助項目ごとにみると、改正法施行前の平成29年度では刑事被疑者弁護援助と少年保護事件付添援助で全体の70.6%を占めていたが、前述の要因から令和3年度は合わせて49.2%まで減少した。平成29年度から令和3年度までの援助項目ごとの年度別申込受理件数の実績は、資料7-3のとおりである。

(4) 援助費用

令和3年度の援助費用は全体で7億3201万6683円であった。刑事被疑者弁護援助等の減少とは別に、犯罪被害者法律援助、難民認定に関する法律援助、子どもに対する法律援助が増加しているため、令和2年度と比較すると308万9348円増加（前年度比0.4%増）した。援助費用の内訳を項目別にみると、犯罪被害者法律援助が27.7%を占めて最多となり、刑事被疑者弁護援助と少年保護事件付添援助の2つが占める割合は減少を続けている。平成29年度から令和3年度までの援助項目ごとの費用の実績は、資料7-4のとおりである。なお、援助に要する費用は、全て日本弁護士連合会から法テラスに支払われる委託経費から支出されている。

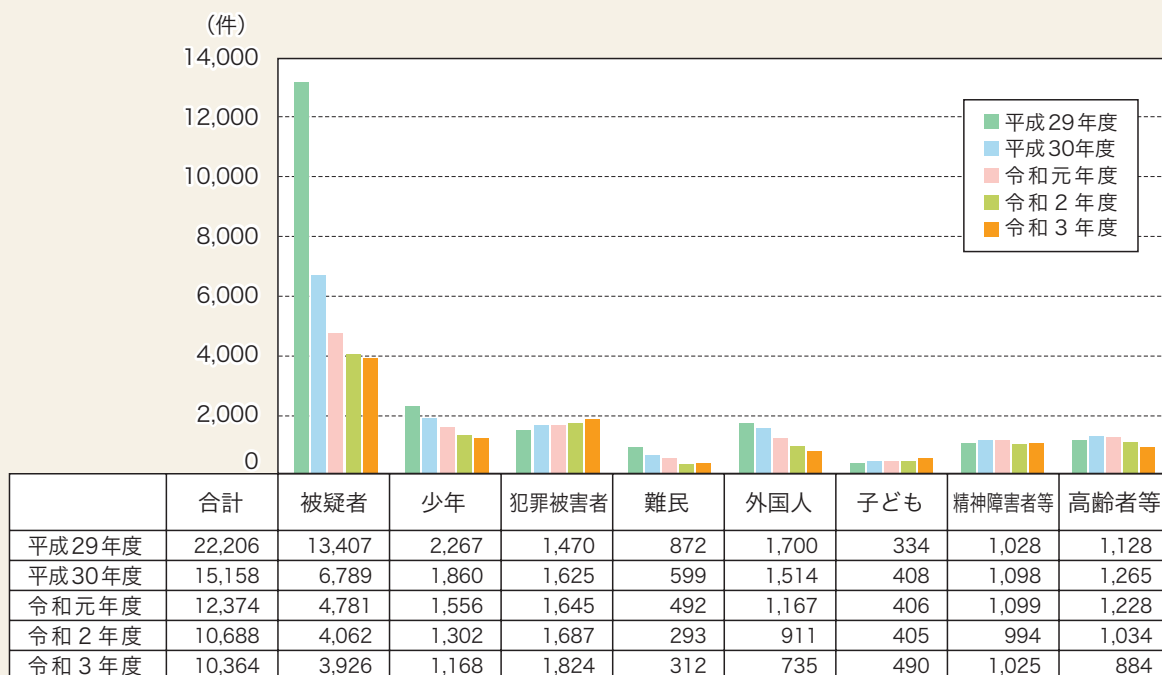
資料 7-2 令和3年度申込受理件数（地方事務所別）

（件）

	合計	被疑者	少年	犯罪被害者	難民	外国人	子ども	精神障害者等	高齢者等
札幌	515	302	23	55	2	0	12	112	9
函館	86	64	3	13	0	0	0	5	1
旭川	41	29	2	4	0	2	3	1	0
釧路	19	9	3	7	0	0	0	0	0
青森	23	13	2	7	0	0	1	0	0
岩手	16	5	3	3	0	0	2	1	2
宮城	172	78	5	52	0	0	2	20	15
秋田	6	0	1	5	0	0	0	0	0
山形	11	1	1	5	0	0	0	0	4
福島	22	2	7	9	0	0	1	2	1
茨城	53	2	19	7	12	5	3	0	5
栃木	49	17	11	10	2	3	1	2	3
群馬	60	9	14	8	2	13	9	1	4
埼玉	498	122	74	87	25	49	13	15	113
千葉	315	85	55	89	2	31	21	1	31
東京	2,775	1,390	109	389	217	341	95	73	161
神奈川	476	48	70	240	1	18	49	28	22
新潟	63	6	11	30	0	1	11	1	3
富山	68	40	11	1	0	1	0	0	15
石川	120	24	14	15	0	0	11	46	10
福井	51	29	2	13	0	0	1	0	6
山梨	26	1	4	8	0	2	5	1	5
長野	25	8	4	4	0	1	2	1	5
岐阜	22	2	16	2	0	1	0	0	1
静岡	105	47	13	25	0	3	1	0	16
愛知	406	56	104	70	3	103	25	13	32
三重	38	12	9	6	0	2	0	0	9
滋賀	66	8	16	16	0	7	3	7	9
京都	232	97	23	59	4	4	4	10	31
大阪	1,443	885	157	103	35	66	48	47	102
兵庫	253	36	76	74	0	11	22	6	28
奈良	68	1	15	29	1	0	4	3	15
和歌山	53	2	6	17	0	0	26	0	2
鳥取	50	8	8	0	0	31	0	0	3
島根	22	6	3	8	0	0	2	2	1
岡山	104	15	27	25	0	3	20	3	11
広島	226	37	41	53	1	8	29	41	16
山口	15	1	6	3	1	0	2	0	2
徳島	14	1	1	11	0	0	0	0	1
香川	137	4	26	39	0	0	2	0	66
愛媛	34	2	15	12	0	1	1	0	3
高知	76	8	12	40	0	2	12	2	0
福岡	950	251	89	60	4	17	17	424	88
佐賀	74	22	4	10	0	0	6	20	12
長崎	33	9	3	6	0	2	2	7	4
熊本	70	14	6	27	0	1	0	16	6
大分	52	17	1	25	0	4	0	4	1
宮崎	61	22	6	10	0	0	3	17	3
鹿児島	84	4	8	19	0	0	0	48	5
沖縄	186	75	29	14	0	2	19	45	2
合計	10,364	3,926	1,168	1,824	312	735	490	1,025	884

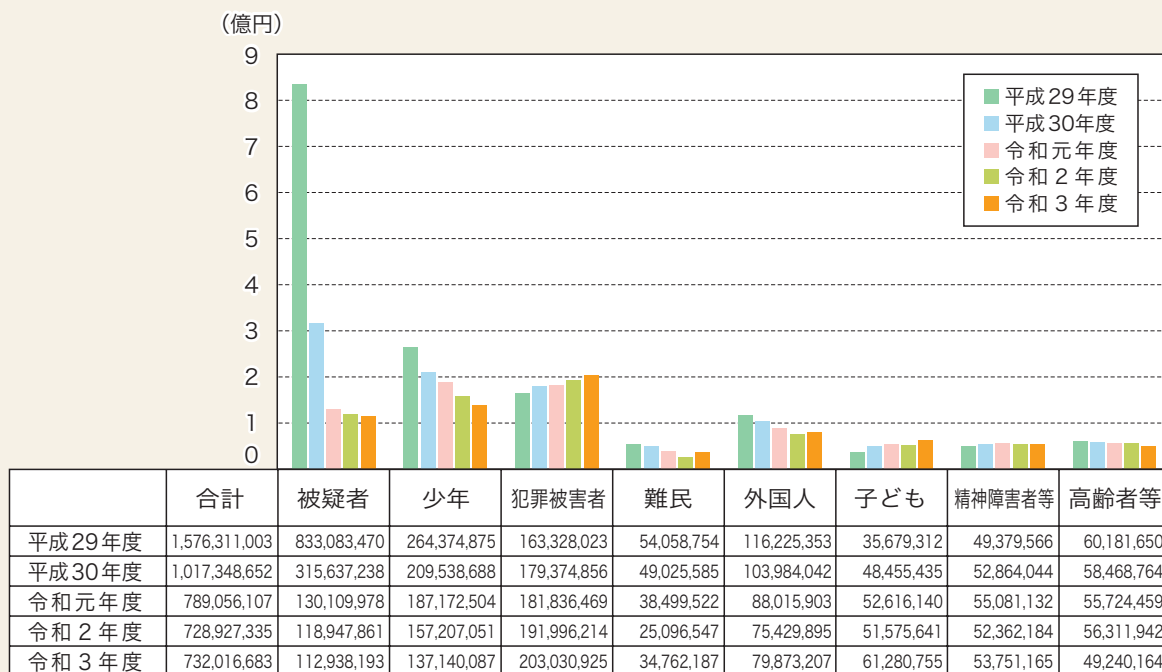
（注）精神障害者等の数値には、医療観察法の心神喪失者を含めている。

資料 7-3 事業種別申込受理件数の推移



(注) 精神障害者等の数値には、医療観察法の心神喪失者を含めている。

資料 7-4 事業種別受託業務援助費用の推移



(注) 精神障害者等の数値には、医療観察法の心神喪失者を含めている。

8. その他



8-1 組織

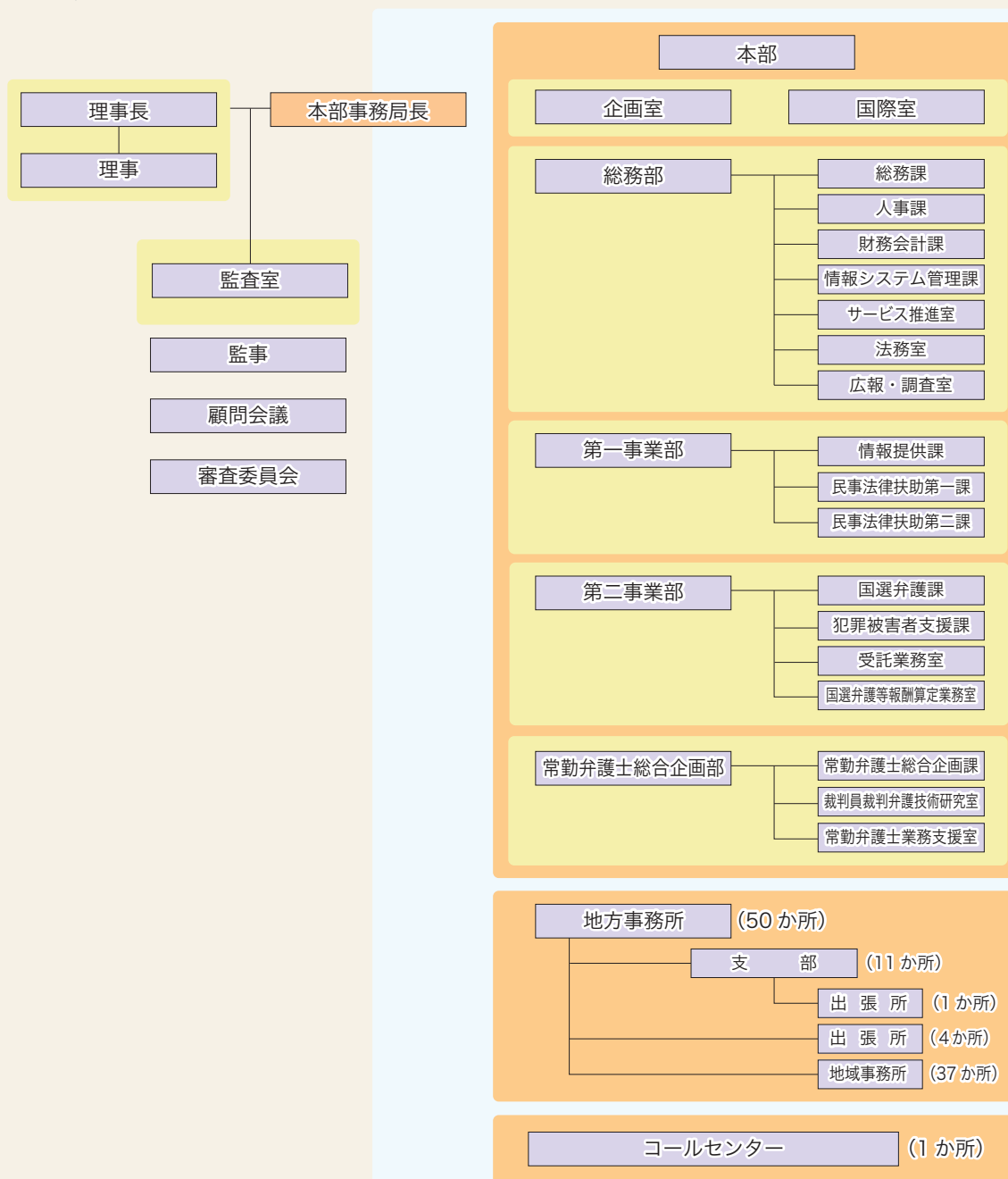
(1) 本部と地方事務所の組織

本部及び地方事務所の組織図は、資料8-1のとおりである。

資料 8-1

本部及び地方事務所組織図

(令和4年4月1日現在)



(2) 事務所

全国の事務所所在地は、資料8-2のとおりである。

資料 8-2 法テラス全国事務所所在地（令和4年4月1日現在）

事務所名	郵便番号	住 所	電話番号
札幌地方事務所	060-0001	北海道札幌市中央区北1条西9-3-1 南大通ビルN1 1F	0503383-5555
函館地方事務所	040-0063	北海道函館市若松町6-7 ステーションプラザ函館5F	0503383-5560
八雲地域事務所	049-3106	北海道二世郡八雲町富士見町21-1	0503383-8366
江差地域事務所	043-0034	北海道檜山郡江差町字中歌町199-5	0503383-5563
旭川地方事務所	070-0033	北海道旭川市3条通9-1704-1 TKフロンティアビル6F	0503383-5566
釧路地方事務所	085-0847	北海道釧路市大町1-1-1 道東経済センタービル1F	0503383-5567
青森地方事務所	030-0861	青森県青森市長島1-3-1 日本赤十字社青森県支部ビル2F	0503383-5552
むつ地域事務所	035-0073	青森県むつ市中央1-5-1	0503383-0067
鱒ヶ沢地域事務所	038-2761	青森県西津軽郡鱒ヶ沢町大字舞戸町字後家屋敷9-4 鱒ヶ沢町総合保健福祉センター内	0503383-8369
岩手地方事務所	020-0022	岩手県盛岡市大通1-2-1 岩手県産業会館本館2F	0503383-5546
宮古地域事務所	027-0083	岩手県宮古市大通4-4-22 宮古中央ビル2F	0503383-0518
気仙出張所	022-0003	岩手県大船渡市盛町字宇津野沢9-5	0503383-1402
宮城地方事務所	980-0811	宮城県仙台市青葉区一番町3-6-1 一番町平和ビル6F	0503383-5535
秋田地方事務所	010-0001	秋田県秋田市中通5-1-51 北都ビルディング6F	0503383-5550
鹿角地域事務所	018-5201	秋田県鹿角市花輪字下花輪50 鹿角市福祉保健センター2F	0503383-1416
山形地方事務所	990-0042	山形県山形市七日町2-7-10 NANABEANS 8F	0503383-5544
福島地方事務所	960-8131	福島県福島市北五老内町7-5 イズム37ビル4F	0503383-5540
会津若松地域事務所	965-0871	福島県会津若松市栄町5-22 フジヤ会津ビル1F	0503383-0521
ふたば出張所	979-0403	福島県双葉郡広野町大字下浅見川字広長44-3 広野みらいオフィス2F	0503381-3805
茨城地方事務所	310-0062	茨城県水戸市大町3-4-36 大町ビル3F	0503383-5390
下妻地域事務所	304-0063	茨城県下妻市小野子町1-66 セナビビル1F	0503383-5393
牛久地域事務所	300-1234	茨城県牛久市中央5-20-11 牛久駅前ビル4F	0503383-0511
栃木地方事務所	320-0033	栃木県宇都宮市本町4-15 宇都宮N1ビル2F	0503383-5395
群馬地方事務所	371-0022	群馬県前橋市千代田町2-5-1 前橋テルサ5F	0503383-5399
埼玉地方事務所	330-0063	埼玉県さいたま市浦和区高砂3-17-15 さいたま商工会議所会館6F	0503383-5375
川越支部	350-1123	埼玉県川越市脇田本町10-10 KJビル3F	0503383-5377
熊谷地域事務所	360-0037	埼玉県熊谷市筑波3-195 熊谷駅前ビル7F	0503383-5380
秩父地域事務所	368-0041	埼玉県秩父市番場町11-1 サンウッド東和2F	0503383-0023
千葉地方事務所	260-0013	千葉県千葉市中央区中央4-5-1 Qiball（きぼーる）2F	0503383-5381
松戸支部	271-0092	千葉県松戸市松戸1879-1 松戸商工会議所会館3F	0503383-5388
東京地方事務所	160-0023	東京都新宿区西新宿1-24-1 エステック情報ビル13F	0503383-5300
霞が関分室	100-0013	東京都千代田区霞ヶ関1-1-3 弁護士会館3F	0503383-5330
上野出張所	110-0005	東京都台東区上野2-7-13 JTB・損保ジャパン上野共同ビル6F	0503383-5320
多摩支部	190-0012	東京都立川市曙町2-8-18 東京建物ファースト立川ビル5F	0503383-5327
多摩支部八王子出張所	192-0046	東京都八王子市明神町4-7-14 八王子ONビル4F	0503383-5310
神奈川地方事務所	231-0023	神奈川県横浜市中区山下町2 産業貿易センタービル10F	0503383-5360
川崎支部	210-0007	神奈川県川崎市川崎区駅前本町11-1 パシフィックマークス川崎ビル10F	0503383-5366
小田原支部	250-0012	神奈川県小田原市本町1-4-7 朝日生命小田原ビル5F	0503383-5370
新潟地方事務所	951-8116	新潟県新潟市中央区東中通1番町86-51 新潟東中通ビル2F	0503383-5420
佐渡地域事務所	952-1314	新潟県佐渡市河原田本町394 佐渡市役所佐和田行政サービスセンター2F	0503383-5422
富山地方事務所	930-0076	富山県富山市長柄町3-4-1 富山県弁護士会館1F	0503383-5480
魚津地域事務所	937-0067	富山県魚津市釈迦堂1-12-18 魚津商工会議所ビル5F	0503383-0030
石川地方事務所	920-0937	石川県金沢市丸の内7-36 金沢弁護士会館内	0503383-5477

事務所名	郵便番号	住 所	電話番号
福井地方事務所	910-0004	福井県福井市宝永 4-3-1 サクラ N ビル 2F	0503383-5475
山梨地方事務所	400-0032	山梨県甲府市中央 1-12-37 イリックスビル 1F	0503383-5411
長野地方事務所	380-0835	長野県長野市新田町 1485-1 長野市もんぜんぶら座 4F	0503383-5415
岐阜地方事務所	500-8812	岐阜県岐阜市美江寺町 1-27 第一住宅ビル 2F	0503383-5471
中津川地域事務所	508-0037	岐阜県中津川市えびす町 7-30 イシックス駅前ビル 1F	0503383-0068
可児地域事務所	509-0214	岐阜県可児市広見 5-152 サン・ノーブルビレッジ・ヒロミ 1F	0503383-0005
静岡地方事務所	420-0031	静岡県静岡市葵区呉服町 2-1-1 札の辻ビル 5F	0503383-5400
浜松支部	430-0929	静岡県浜松市中区中央 1-2-1 イーステージ浜松オフィス 4F	0503383-5410
沼津支部	410-0833	静岡県沼津市三園町 1-11	0503383-5405
下田地域事務所	415-0035	静岡県下田市東本郷 1-1-10 パールビル 3F	0503383-0024
愛知地方事務所	460-0008	愛知県名古屋市中区栄 4-1-8 栄サンシティビル 15F	0503383-5460
三河支部	444-8515	愛知県岡崎市十王町 2-9 岡崎市役所西庁舎 1F (南棟)	0503383-5465
三重地方事務所	514-0033	三重県津市丸之内 34-5 津中央ビル	0503383-5470
滋賀地方事務所	520-0047	滋賀県大津市浜大津 1-2-22 大津商中日生ビル 5F	0503383-5454
京都地方事務所	604-8005	京都府京都市中京区河原町通三条上る恵比須町 427 京都朝日会館 9F	0503383-5433
福知山地域事務所	620-0054	京都府福知山市末広町 1-1-1 中川ビル 4F	0503383-0519
大阪地方事務所	530-0047	大阪府大阪市北区西天満 1-12-5 大阪弁護士会館 B1F	0503383-5425
堺出張所	590-0075	大阪府堺市堺区南花田口町 2-3-20 三共堺東ビル 6F	0503383-5430
兵庫地方事務所	650-0044	兵庫県神戸市中央区東川崎町 1-1-3 神戸クリスタルタワー 13F	0503383-5440
姫路支部	670-0947	兵庫県姫路市北条 1-408-5 光栄産業第 2 ビル	0503383-5448
阪神支部	660-0052	兵庫県尼崎市七松町 1-2-1 フェスタ立花北館 5F	0503383-5445
奈良地方事務所	630-8241	奈良県奈良市高天町 38-3 近鉄高天ビル 6F	0503383-5450
南和地域事務所	638-0821	奈良県吉野郡大淀町下淵 68-4 やすらぎビル 4F	0503383-0025
和歌山地方事務所	640-8155	和歌山県和歌山市九番丁 15 九番丁 MG ビル 6F	0503383-5457
鳥取地方事務所	680-0022	鳥取県鳥取市西町 2-311 鳥取市福祉文化会館 5F	0503383-5495
倉吉地域事務所	682-0023	鳥取県倉吉市山根 572 サンク・ビエスビル 202 号室	0503383-5497
島根地方事務所	690-0884	島根県松江市南田町 60	0503383-5500
浜田地域事務所	697-0022	島根県浜田市浅井町 1580 第二龍河ビル 6F	0503383-0026
西郷地域事務所	685-0015	島根県隠岐郡隠岐の島町港町塩口 24-9 NTT 隠岐ビル 1F	0503383-5326
岡山地方事務所	700-0817	岡山県岡山市北区弓之町 2-15 弓之町シティセンタービル 2F	0503383-5491
広島地方事務所	730-0013	広島県広島市中区八丁堀 2-31 広島鴻池ビル 1F	0503383-5485
山口地方事務所	753-0045	山口県山口市黄金町 1-10 菜花道門キューブ 2 F	0503383-5490
徳島地方事務所	770-0834	徳島県徳島市元町 1-24 アミコビル 3F	0503383-5575
香川地方事務所	760-0023	香川県高松市寿町 2-3-11 高松丸田ビル 8F	0503383-5570
愛媛地方事務所	790-0001	愛媛県松山市一番町 4-1-11 共栄興産一番町ビル 4F	0503383-5580
高知地方事務所	780-0870	高知県高知市本町 4-1-37 丸ノ内ビル 2F	0503383-5577
安芸地域事務所	784-0003	高知県安芸市久世町 9-20 すまいるあき 4F	0503383-0029
須崎地域事務所	785-0003	高知県須崎市新町 2-3-26	0503383-5579
中村地域事務所	787-0014	高知県四万十市駅前町 13-15 アメニティオフィスビル 1F	0503383-0467
福岡地方事務所	810-0004	福岡県福岡市中央区渡辺通 5-14-12 南天神ビル 4F	0503383-5501
北九州支部	802-0006	福岡県北九州市小倉北区魚町 1-4-21 魚町センタービル 5F	0503383-5506
佐賀地方事務所	840-0801	佐賀県佐賀市駅前中央 1-4-8 太陽生命佐賀ビル 3F	0503383-5510
長崎地方事務所	850-0875	長崎県長崎市栄町 1-25 長崎 MS ビル 2F	0503383-5515
佐世保地域事務所	857-0806	長崎県佐世保市島瀬町 4-19 バードハウジングビル 402 号室	0503383-5516
平戸地域事務所	859-5121	長崎県平戸市岩の上町 1507-1 NTT 平戸ビル本館 2F	0503383-0468
対馬地域事務所	817-0013	長崎県対馬市厳原町中村 606-3 おおたビル 3F	0503383-0517
杵岐地域事務所	811-5135	長崎県杵岐市郷ノ浦町郷ノ浦 174 吉田ビル 3F	0503383-5517
五島地域事務所	853-0018	長崎県五島市池田町 2-20	0503383-0516
雲仙地域事務所	854-0514	長崎県雲仙市小浜町北本町 14-3 雲仙市小浜老人福祉センター 2F	0503383-5324

事務所名	郵便番号	住 所	電話番号
熊本地方事務所	860-0844	熊本県熊本市中央区水道町 1-23 加地ビル 3F	0503383-5522
高森地域事務所	869-1602	熊本県阿蘇郡高森町大字高森 1609-1 N T T 西日本高森ビル 1F	0503383-0469
大分地方事務所	870-0045	大分県大分市城崎町 2-1-7	0503383-5520
宮崎地方事務所	880-0803	宮崎県宮崎市旭 1-2-2 宮崎県企業局 3F	0503383-5530
延岡地域事務所	882-0043	宮崎県延岡市祇園町 1-2-7 U M K 祇園ビル 2F	0503383-0520
鹿児島地方事務所	892-0828	鹿児島県鹿児島市金生町 4-10 アーバンスクエア鹿児島ビル 6F	0503383-5525
鹿屋地域事務所	893-0009	鹿児島県鹿屋市大手町 14-22 南商ビル 1F	0503383-5527
指宿地域事務所	891-0402	鹿児島県指宿市十町 912-7	0503383-0027
奄美地域事務所	894-0006	鹿児島県奄美市名瀬小浜町 4-28 A I S ビル A 棟 1F	0503383-0028
徳之島地域事務所	891-7101	鹿児島県大島郡徳之島町亀津 553-1 徳之島合同庁舎 2F	0503381-3471
沖縄地方事務所	900-0023	沖縄県那覇市楚辺 1-5-17 プロフェスビル那覇 2・3F	0503383-5533
宮古島地域事務所	906-0012	沖縄県宮古島市平良字西里 1125 宮古合同庁舎 1F	0503383-0201
本部			
本部	164-8721	東京都中野区本町 1-32-2 ハーモニータワー 8F	0503383-5333
国際室	160-0004	東京都新宿区四谷 1-6-1 四谷タワー 13F 外国人在留支援センター（フレスク）内	0570-011000
裁判員裁判弁護技術研究室	160-0004	東京都新宿区四谷 1-6-1 四谷タワー 13F 外国人在留支援センター（フレスク）内	0503383-0062
常勤弁護士業務支援室	160-0004	東京都新宿区四谷 1-6-1 四谷タワー 13F 外国人在留支援センター（フレスク）内	0503383-0062

(3) 根拠法

総合法律支援法（平成16年6月2日公布、法律第74号）

(4) 主務大臣

法務大臣

(5) 資本金

3億5100万円（国の全額出資）

(6) 役員の状況

令和4年4月1日現在の役員は、次のとおりである。

理事長	丸島	俊介	令和4年4月1日就任
理 事	名執	雅子	令和4年4月1日就任
同	山崎	学	平成28年4月10日就任
同	北原	斗紀彦	平成30年4月10日就任
同	定塚	由美子	令和4年4月1日就任
監 事	松並	孝二	令和2年8月31日就任
同	山下	泰子	平成24年9月3日就任

（前理事長	板東	久美子）	令和4年3月31日退任
（前理事	丸島	俊介）	令和4年3月31日退任
（ 同	新保	美香）	令和4年3月31日退任

(7) 職員の状況

令和4年3月31日現在の職員の総数は1,476名（地方事務所の所長などの非常勤職員を含む）である。

8-2 法テラスの認知状況

(1) 認知状況の推移

法テラスでは、国民の法テラスの認知状況を把握し、広報活動や各業務遂行上の参考とするため、平成19年度から毎年「認知状況等調査」を実施している。

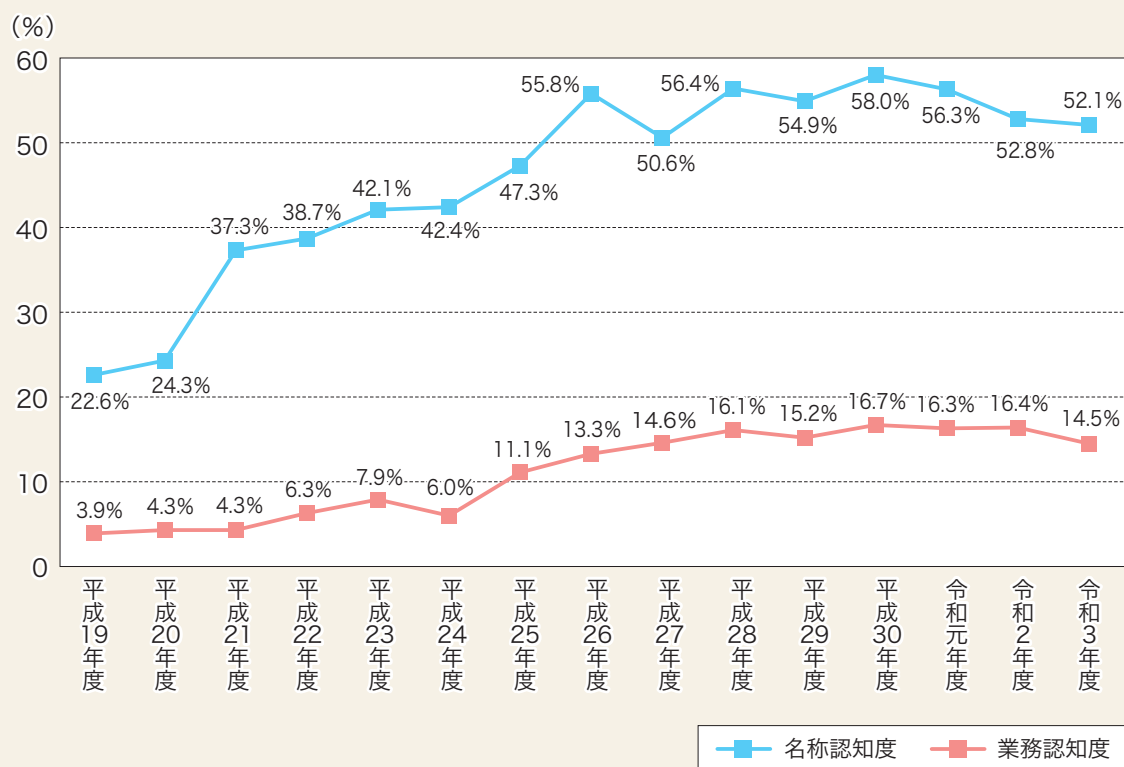
調査方法は、平成19年度から平成25年度までは電話による調査^(注1)で、平成26年度以降はインターネットによる調査^(注2)である。

(注1) サンプルは20代以上の男女1,100名。

(注2) 平成26年度から平成29年度までのサンプルは、都道府県ごとに20代、30代、40代、50代及び60代以上の男女各10名ずつで100名、合計4,700名。平成30年度以降のサンプルは、全国を9ブロック（北海道、東北、関東1、関東2、中部、関西、中国、四国、九州・沖縄）に分け、同様に各年代の男女50名ずつで500名、合計4,500名。

資料8-3

名称認知度及び業務認知度の推移

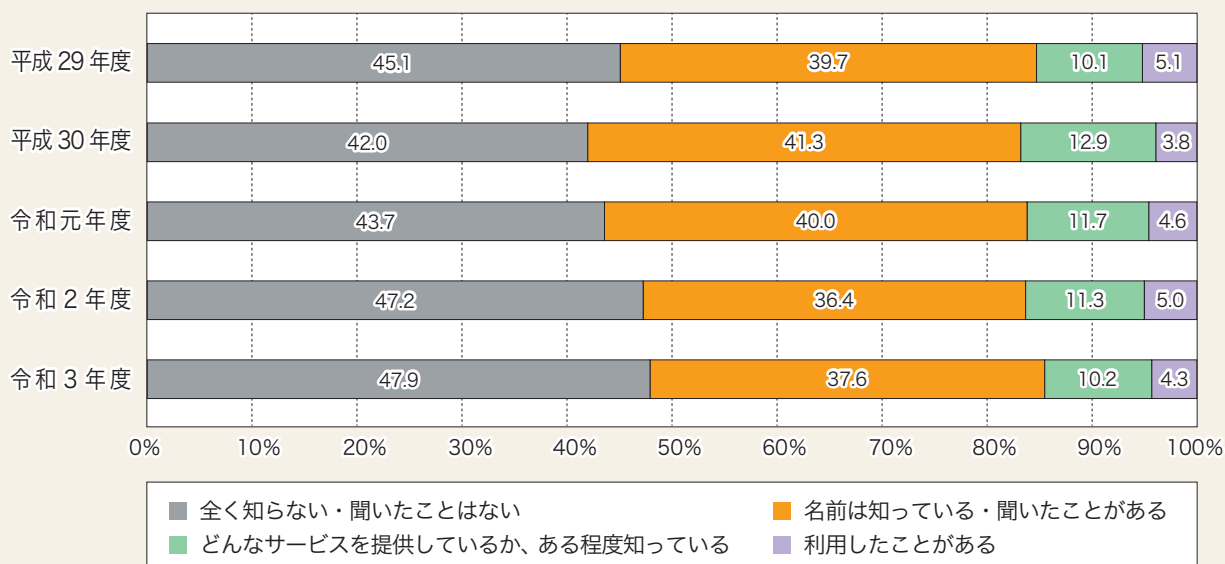


(2) 令和3年度の主な取組

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて、令和3年4月1日から同月30日にかけて全国紙と地方紙に新聞広告を出稿するとともに、同月から同年5月にかけて全国にテレビCMを放映した。

また、特に認知度の低い20代女性へのアプローチとして、若年層向けのイベントに協賛し、認知度向上等を図った。

資料8-4 認知状況の推移



名称認知度（「全く知らない」を除く回答割合）は、平成19年度22.6%であったのが、年々上がり、平成26年度に初めて5割を超え、以降は5割以上を維持し、令和3年度は52.1%であった。

業務認知度（注3）は、平成19年度3.9%であったのが、おおむね年を追うごとに上がっていき、平成25年度に11.1%と初めて10%台となり、令和3年度は14.5%であった。

（注3）平成23年度から平成25年度までは、「名前も知っているし、業務内容もある程度知っている」との回答及び「実際に利用したことがある」との回答を合計した割合であり、平成26年度以降は、「どんなサービスを提供しているか、ある程度知っている（利用したことはない）」との回答及び「利用したことがある」との回答を合計した割合である。

（3）性別・年代別認知度

令和3年度の性別・年代別の調査において、名称認知度が最も高かったのは女性50代、業務認知度が最も高かったのは男性50代であった。

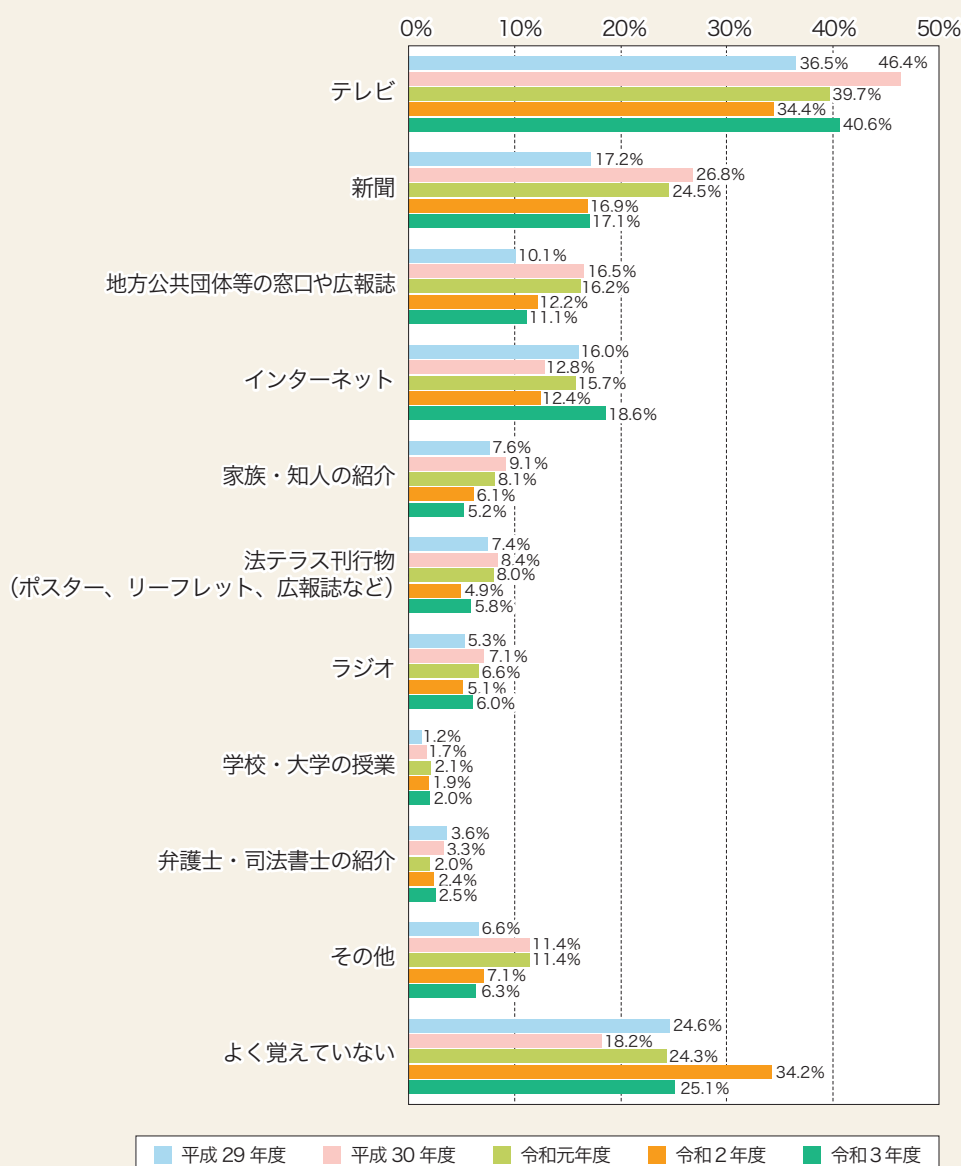
他方、女性20代は名称認知度が、男性20代は業務認知度が、同性の他の年代と比較しても著しく低くなっている。

(4) 認知経路

法テラスを何で知ったか（認知経路）について尋ねた結果は、資料8-5のとおりである。「テレビ（テレビ番組・テレビCM）」が最も高く、次いで「インターネット」であった。

これは、令和3年度に全国的にテレビCMを放映したことが影響したものと考えられる。

資料 8-5 認知経路の内訳の推移



(注1) 回答は、複数回答である。

(注2) 令和3年度の「その他」には、「政府広報 2.1%」、「駅構内の広告や電車・バスの車内広告 2.3%」、「イベント（街頭・図書館・各種勉強会など） 1.0%」なども含まれる。

8-3 法テラスに寄せられた皆様からの声

法テラスでは、綜合法律支援法に基づく各種の法的サービスを提供しており、サービス提供の窓口となるサポートダイヤルや地方事務所はもとより、本部においても、利用者から、電話や書面、メールなどで様々な苦情や御意見・御要望（以下「苦情等」という。）が寄せられている。

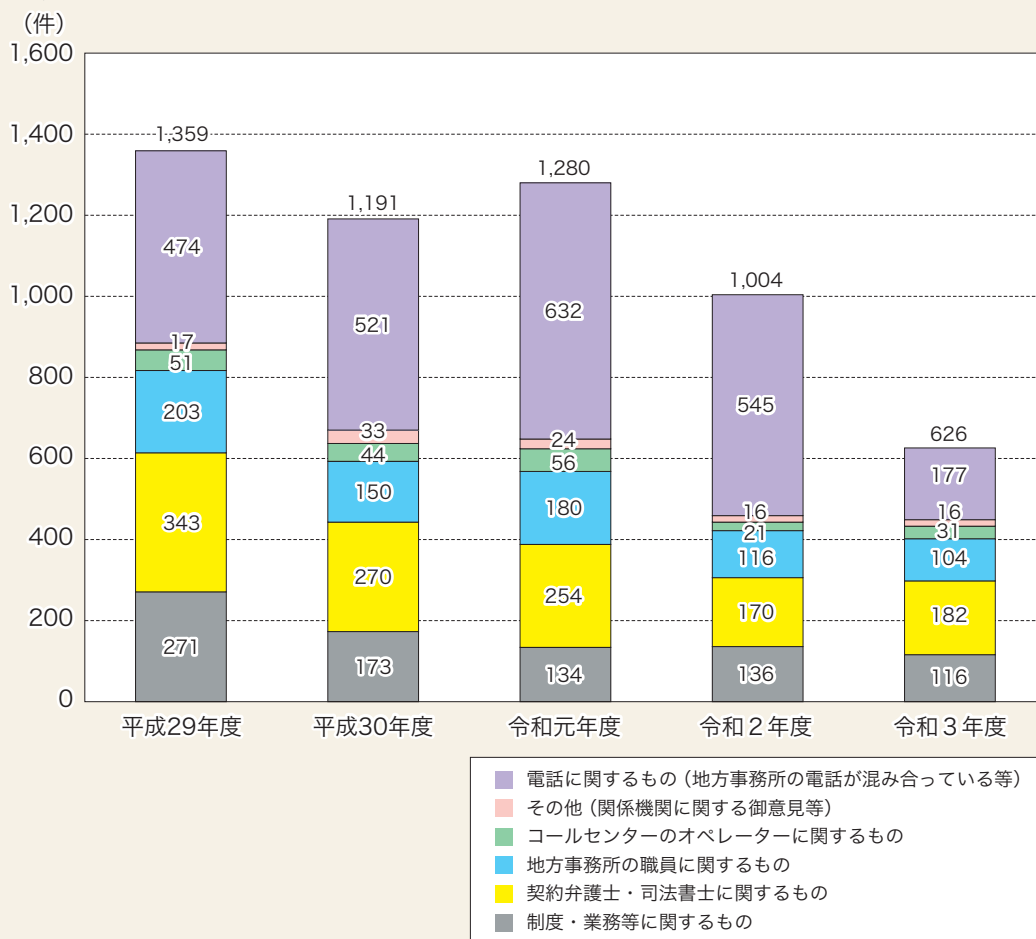
令和3年度の苦情等の受付件数は626件で、令和2年度の件数1,004件から約37.6%（378件）減少した（資料8-6参照）。

最も多く寄せられた苦情等は、「契約弁護士・司法書士に関するもの」であり、令和2年度の170件から約7.1%（12件）増加して182件となっている。一方、地方事務所への電話が混み合っつながらない等といった「電話に関するもの」の苦情等は、令和2年度の545件から約67.5%（368件）と大幅に減少して177件となっている。地方事務所で受電しきれない入電をサポートダイヤルに転送する取組を平成27年10月から行っているほか、地方事務所の代表電話にナビダイヤルの振分機能を導入することにより、「電話が混み合っつながらない」といった苦情が少なくなるよう改善に努めている。

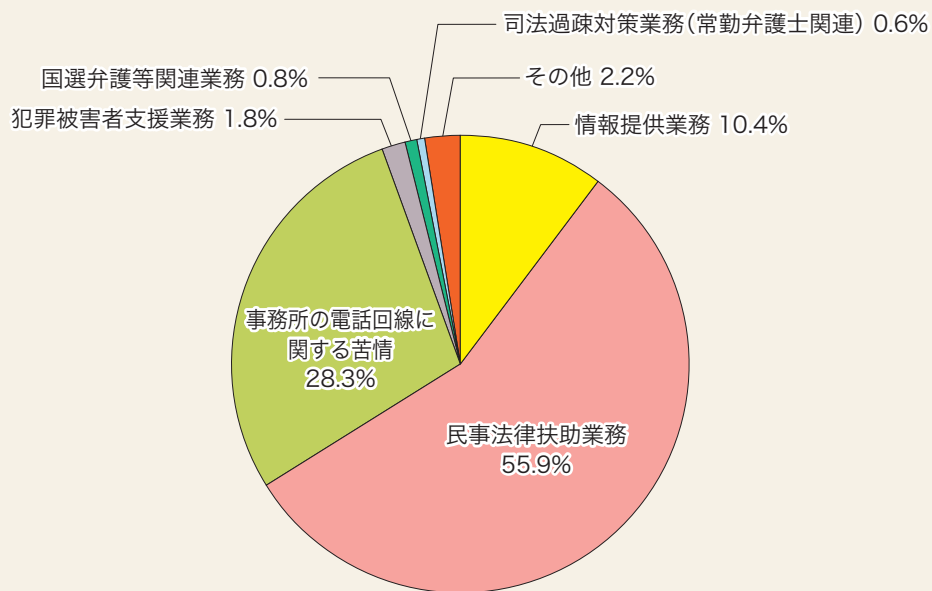
また、その他の苦情等としては、多い順に、「制度・業務等に関するもの」、「地方事務所の職員に関するもの」、「コールセンターのオペレーターに関するもの」、「その他（関係機関に関する御意見等）」となっている（資料8-6及び8-7参照）。

これらの苦情等に対する取扱結果は、資料8-8のとおりであり、具体的取組事例等の一部を資料8-9で紹介している。

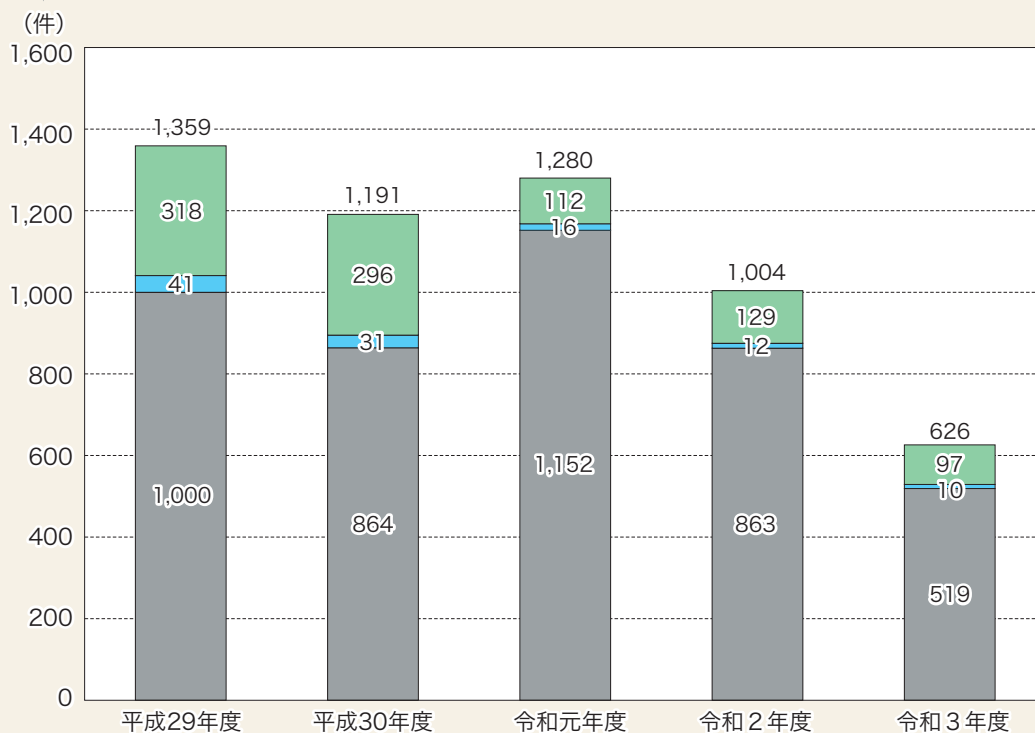
資料 8-6 苦情等受付件数・対象別苦情内訳の推移



資料 8-7 令和 3 年度業務別苦情内訳



資料 8-8 苦情等取扱結果の推移



〈苦情等取扱い結果の主な内容〉

- 関係課室・事務所等に苦情の内容を伝え配慮を求めたもの、対応策を実施したもの等
- 関係課室・事務所等で検討中のもの、関係機関との協議に付されているもの等
- 申出者や事案の特定ができなかったもの、初期対応で申出者が納得し、以上の対応を要しないと判断されたもの等

資料 8-9

令和3年度「皆様の声」に基づいた取組事例等のご紹介

	皆様からの声	➡	法テラスの取組事例等
【情報提供関連業務】	サポートダイヤルに電話をし、困りごとの事情を話したところ、対応したオペレーターから「訴えたいのか、どうしたいのか」と聞かれた。 どうしたら良いかわからず困っているから電話をしたのに、事務的な対応で不親切だと感じた。	➡	オペレーターの対応でご不快な思いをおかけしたことについてお詫びした。 利用者とのやりとりを行う際は、発言に被せたり、言葉を遮って質問したりすることがないように留意するとともに、申出者の「どうしたら良いかわからない」という心情に寄り添った対応を取るよう、フィードバックを行った。
	相続について、電話相談を行っているのか確認したいと思い、法テラスに電話したところ、電話に出た職員が困りごとの詳細を話すよう促してきた。 しかし、私は当事者ではないため、結局法テラスの法律相談は利用できないと言われ、弁護士による法律相談を希望しているにもかかわらず、関係機関を案内されて終わってしまった。 何のために長い時間をかけて話をしたのか理解ができない。また、話の途中で何度も保留にされるなど、不満の残る対応であった。	➡	案内の段取りに不手際があったことをお詫びした。対象の職員には注意し、品質向上に努めると説明をしたところ、申出者は納得された。 苦情対象となった職員に対しては、電話を保留にする際は確認したい点をあらかじめ説明するなど、慎重に対応すること等を伝達した。
【民事法律扶助業務】	法テラスの無料法律相談を利用して弁護士事務所に法律相談に行く予定になっているが、生活保護を受給し、車いすでの移動が困難である。	➡	法律事務所に直接出向く以外の相談方法について、地方事務所に希望等を伝えていただくように案内した。 その後、地方事務所において電話等法律相談援助の制度について説明し、予約を受け付けた。申出者は後日、電話法律相談を受けることができた。
	以前、法律相談の予約を取りたいと思い、地方事務所に赴いたが、その際対応した職員は、弁護士ではないにもかかわらず「訴訟しても無駄。」と他人の裁判に口出しするような発言をした。 また、お互い面識がないにもかかわらず、知人のような馴れ馴れしい話し方だった。 このような職員に個人情報を伝えることに不安を感じた。	➡	職員の対応でご不快な思いをおかけしたことについてお詫びした。 馴れ馴れしい対応だったという点等について真摯に受け止め、改めて全職員に対して適切な接遇を徹底するよう周知、指導を行った。
【その他】	法テラス公式ホームページのトップページにおいて、法テラス・サポートダイヤルの業務時間が平日9時から21時と書いてあったので、地方事務所も同様に平日は21時まで電話がつながると思い、勘違いをしてしまった。 地方事務所に電話がつながる時間が平日9時から17時までであることをもっと分かりやすく示してほしい。	➡	地方事務所の対応時間の表記が分かりにくかったことをお詫びした。 苦情を受けて、ホームページ内の各地方事務所のページにおいて、電話番号の下に「業務時間は平日9時～17時です。」という文言を追加で表示することとした。
【感謝の言葉】	皆様からの声		
	午後9時間際にサポートダイヤルに電話をしたが、法律相談の手続きを丁寧に教えてもらうことができた。オペレーターには親身になって話を聞いていただき、背中を押してもらって大変助かった。翌日、地方事務所に電話をして予約し、法律相談をした。担当弁護士も親しみやすく分かりやすい弁護士で困りごとに理解を示していただいた。問題が解決に向かい、とても感謝している。		
	私は、障がいを抱えているが、法律相談をしたくて地方事務所に赴いたところ、弁護士会の高齢者・障がい者支援の窓口を案内された。窓口に行くとても親切に対応してもらった。法テラスにもお礼が言いたくて電話した。		

法テラスでは、これらの苦情等に対応する姿勢を「基本方針」（以下に掲載）としてまとめ、苦情等に対する取組事例等と併せ、ホームページに公表している。

基本方針

法律的なことで悩んでいる方や、困っている方、様々な事情で法律専門家等の援助が受けられない方のために、解決に向けた道しるべとなり、法律専門家等との架け橋となること。これが法テラスの仕事です。

法テラスでは、この仕事を、より多くの方に向けて、より良い方法で行うために、常に仕事のやり方を工夫したいと考えています。

このために、法テラスは、ご意見、ご要望、苦情など、法テラスに寄せられる様々な声を、法テラスのみならず、職員全員に宛てられたメッセージとして受け止め、責任ある対応をいたします。

お寄せいただいたご意見、ご要望、苦情をきっかけとして、業務のあり方を工夫するよう心掛けます。

法テラスに声をお寄せいただいた方の個人情報は、保有個人情報保護管理規程に基づいて保護します。

法テラスでは、以上を基本方針として、寄せられる様々な声を取り扱ってまいります。

8-4 審査委員会

(1) 審査委員会とは

ア 審査委員会の設置趣旨

法テラスは、政府全額出資により設立された公的な法人であり、公正中立で透明性の高い運営が求められるため、組織形態は独立行政法人に準じた枠組みで作られており、その内部組織の構成は、独立行政法人としての自律性に基づき、自ら決定すべきものである。

一方で、法テラスは、その業務運営に当たり、業務遂行を担う契約弁護士及び司法書士等の法律専門家の職務の独立性などに配慮する必要もある。

そこで、総合法律支援法第29条は、契約弁護士等の職務の特性に配慮して判断すべき事項について、弁護士等の職務の独立性を確保するとともに、その判断の客観性を確保するため第三者機関である審査委員会を法テラス内部に設置し、法テラスが契約弁護士等に対して契約上の措置をとる場合には、審査委員会の議決を経なければならないこととした（総合法律支援法第29条第8項第1号）。契約上の措置は、本来は、法テラスが契約当事者として判断すべき事項ではあるが、半面、契約弁護士等の職務の独立性にも深く関わる問題であることから、この点に配慮し、他の独立行政法人等にはない、審査委員会という独自の組織により審議を行う制度を設けたものである。

イ 法令上の根拠

「支援センターに、その業務の運営に関し特に弁護士及び隣接法律専門職者の職務の特性に配慮して判断すべき事項について審議させるため、審査委員会を置く。」（総合法律支援法第29条第1項）

ウ 構成（資料8-10参照）

最高裁判所推薦裁判官1名、検事総長推薦検察官1名、日本弁護士連合会会長推薦弁護士2名、有識者5名の計9名で、理事長が任命する（総合法律支援法第29条第2項）。

エ 委員の任期

2年（総合法律支援法第29条第3項）。

なお、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間となる（総合法律支援法第29条第4項）。

資料8-10 日本司法支援センター審査委員会委員名簿（令和4年4月10日現在）

委員長	高橋	宏志	東京大学名誉教授
委員	岡本	直美	日本労働組合総連合会顧問
委員	小林	利治	前独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長
委員	作間	功	弁護士（福岡県弁護士会）
委員	竹内	寛志	最高検察庁検事
委員	土屋	美明	共同通信社元論説副委員長
委員	永淵	健一	東京地方裁判所判事
委員	谷萩	陽一	弁護士（茨城県弁護士会）
委員	山本	一宏	司法書士（三重県司法書士会）
（前委員）	飯室	勝彦	前中京大学文学部教授） 令和4年4月9日退任

（委員については、五十音順・敬称略）

(2) 審査委員会の審議事項

ア 審査委員会の審議事項

審査委員会は、契約弁護士等の法律事務の取扱いについて苦情があった場合の措置その他の当該契約に基づき契約弁護士等に対してとる措置に関する事項（あらかじめ、審査委員会が軽微なものとしてその議決を経ることを要しないものとして定めたものを除く）並びに法律事務取扱規程の作成及び変更に関する事項を審議し、議決するものとされている（総合法律支援法第29条第8項）。

契約弁護士等に対して契約に基づいてとる措置に関する事項について、審査委員会は、当該契約弁護士等に対し、契約に基づいた措置をとるべきか否か、措置をとるとしてどのような措置にするのかを審議し、議決することとなる（総合法律支援法第29条第8項第1号）。

契約弁護士等がその契約に違反した場合の措置については、法律事務取扱規程に定めるとされている（総合法律支援法第35条第2項）ため、法律事務取扱規程の作成及び変更についても、審査委員会の議決を経なければならないこととされている（総合法律支援法第29条第8項第2号）。

イ 審査委員会の運営

委員長は委員の互選によってこれを定め（総合法律支援法第29条第9項）、委員長が審査委員会を主宰する（総合法律支援法第29条第10項）。

ウ 審査委員会の開催頻度等

令和3年度は、毎月1回程度開催した。

エ 審査委員会議決の内訳（資料8-11参照）

オ 公表事項

審査委員会議事録及び契約弁護士等にとった措置は、法テラスのホームページに掲載している。

資料 8-11 審査委員会議決の内訳

年	不措置	契約の効力の停止等	契約解除・契約締結拒絶期間設定措置							合計
			1年未満	1年	1年を超え 2年未満	2年	2年を超え 3年未満	3年	計	
平成29年度	8	1	1	6	0	10	2	18	37	46
平成30年度	11	4	0	8	1	10	1	9	29	44
令和元年度	4	0	2	7	1	8	4	0	22	26
令和2年度	4	3	2	4	2	6	1	7	22	29
令和3年度	2	3	1	6	1	9	0	15	32	37

8-5 顧問会議

(1) 設立の趣旨

法テラス本部では、より一層利用者本位の姿勢で業務を運営するため、各界の有識者から、利用者である国民の立場に立った幅広い意見を聴取し、業務運営にいかすことを目的として、平成20年4月10日、顧問会議を設置した。

令和3年度は下記のとおり1回開催し、令和3年度の業務実績（概況）等について報告を行い、コロナ禍における司法アクセス及び災害と司法アクセスについて意見を聴取した。

(2) 顧問会議メンバー（令和4年6月1日現在、敬称略）

＜座 長＞	片山 善博	大正大学教授・地域構想研究所長
	高木 剛	全国勤労者福祉・共済振興協会顧問
	津島 雄二	弁護士
	坂東 真理子	昭和女子大学理事長・総長
	中山 弘子	元新宿区長
	村木 厚子	元厚生労働事務次官
	北山 禎介	株式会社三井住友銀行名誉顧問
	松本 恒雄	一橋大学名誉教授・国民生活センター顧問
	（長谷部由起子	学習院大学大学院法務研究科教授） 令和4年3月15日まで

(3) 顧問会議の開催状況

第20回 令和4年2月3日（木）

【報告案件】

・令和3年度及び第4期中期目標期間における業務の概況並びに今後の取組について

【協議案件】

- ・コロナ禍における司法アクセスについて
- ・災害と司法アクセスについて

8-6 地方協議会

開催の目的、状況

法テラスは、総合法律支援法第32条第4項で、地域における業務の運営に当たり、協議会の開催等により、広く利用者その他の関係者の意見を聴いて参考とし、当該地域の実情に応じた運営に努めなければならないとされている。そこで、全国の地方事務所において管内関係機関・団体が参加する地方協議会を開催している。

開催に当たっては、司法ソーシャルワーク、特定援助対象者法律相談援助及び高齢者・障がい者対策に重点を置くとともに、新型コロナウイルス感染症に係る対応など昨今の問題を踏まえた議題を設定することとした。制度説明以外にも常勤弁護士から活動事例を報告するなど具体的な情報を周知することで、関係機関との更なる連携強化を図った。

令和3年度は、司法ソーシャルワークの一層の展開を図るため、福祉機関・団体を中心に参加を呼び掛けた地方事務所が多くあった。また、新型コロナウイルス感染症対策の観点から、複数の地方事務所においてオンライン形式にて開催したほか、会場集合形式とオンライン形式を併用した開催とするなどの工夫も行った。地方事務所ごとの主な内容は、資料8-12のとおりであり、令和3年度中の延べ開催数は、全国で66回となった。

資料 8-12 令和3年度地方協議会開催一覧

地方事務所	開催日	主な内容	参加者数
札幌	令和4年1月25日	・特定援助対象者法律相談援助について	18名
函館	令和3年11月18日	・特定援助対象者法律相談援助について ・DV等被害者法律相談援助について ・常勤弁護士の活動報告について ・法テラスの業務説明等	45名
旭川	令和4年2月9日	・特定援助対象者法律相談援助について ・DV等被害者法律相談援助について ・常勤弁護士の活動報告について	6名
釧路	令和4年2月22日	・特定援助対象者法律相談援助について ・高齢者・障がい者対策について ・DV等被害者法律相談援助について ・司法ソーシャルワークについて ・新型コロナウイルス感染症に係る対応について ・法テラス釧路の概況、法テラスの利用促進について	33名
青森	令和3年6月16日	・司法ソーシャルワークについて	7名
	令和3年7月30日		6名
	令和3年8月18日		4名
	令和3年10月6日		6名
	令和3年11月24日		7名
	令和3年12月24日		5名
	令和4年1月27日		5名
	令和4年2月15日		7名

地方事務所	開催日	主な内容	参加者数
岩手	令和3年10月28日	・高齢者・障がい者対策について ・司法ソーシャルワークについて	56名
	令和4年2月18日	・特定援助対象者法律相談について ・高齢者・障がい者対策について ・司法ソーシャルワークについて ・日常生活自立支援事業について	45名
宮城	令和3年10月25日	・DV等被害者法律相談援助について ・司法ソーシャルワークについて ・オンライン形式による面談法律相談について	14名
	令和3年11月29日	・特定援助対象者法律相談援助について ・司法ソーシャルワークについて ・オンライン形式による面談法律相談について	33名
秋田	令和3年10月11日	・特定援助対象者法律相談援助について	18名
山形	令和4年2月4日	・特定援助対象者法律相談援助について ・高齢者・障がい者対策について ・司法ソーシャルワークについて ・ケースの問題への気づきとその解決に向けて	23名
福島	令和3年10月19日	・特定援助対象者法律相談援助について ・高齢者・障がい者対策について ・DV等被害者法律相談援助について ・司法ソーシャルワークについて ・常勤弁護士の活動報告について	17名
	令和3年12月23日	・特定援助対象者法律相談援助について ・高齢者・障がい者対策について ・DV等被害者法律相談援助について ・司法ソーシャルワークについて ・常勤弁護士の活動報告について ・新型コロナウイルス感染症に係る対応について	25名
茨城	令和3年11月12日	・高齢者・障がい者対策について ・生活困窮者支援の基礎、女性を取り巻く法律問題について	84名
栃木	令和4年2月18日	・常勤弁護士の活動報告について ・情報提供の利用方法について ・成年年齢引下げについて ・法テラス業務説明	14名
群馬	令和3年11月29日	・特定援助対象者法律相談援助について ・司法ソーシャルワークについて ・常勤弁護士の活動報告について ・地域包括支援センターにおける法的需要等について	11名
埼玉	令和4年2月18日	・特定援助対象者法律相談援助について ・高齢者・障がい者対策について ・DV等被害者法律相談援助について ・司法ソーシャルワークについて ・新型コロナウイルス感染症に係る対応について ・常勤弁護士の活動報告について	11名
千葉	令和4年3月11日	・常勤弁護士の活動報告について ・コロナ禍における生活困窮者への対応連携について	38名
東京	令和4年1月11日	・特定援助対象者法律相談援助について ・高齢者・障がい者対策について ・司法ソーシャルワークについて ・常勤弁護士の活動報告について ・これまでの協働連携の振り返り、課題、他地域との協働連携事例	10名
東京 (多摩支部)	令和4年2月9日	・司法ソーシャルワークについて ・新型コロナウイルス感染症に係る対応について ・常勤弁護士の活動報告について ・民事法律扶助制度について	19名

地方事務所	開催日	主な内容	参加者数
神奈川	令和3年11月29日	・自然災害について ・コロナ禍のDV被害と近時の家事事件について ・LGBTの法律問題について	110名
神奈川 (小田原支部)	令和4年3月2日	・外国人対応について	6名
新潟	令和3年10月22日	・法テラスの利用方法について ・自治体相談担当者との意見交換	12名
富山	令和4年2月9日	・特定援助対象者法律相談援助について ・司法ソーシャルワークについて ・常勤弁護士活動報告について ・法テラス富山業務実績報告	48名
石川	令和4年2月28日	・特定援助対象者法律相談援助について ・高齢者・障がい者対策について ・DV等被害者法律相談援助について ・司法ソーシャルワークについて ・新型コロナウイルス感染症に係る対応について ・法テラスの活用法、福祉機関との連携について	39名
福井	令和3年11月26日	・特定援助対象者法律相談援助について ・司法ソーシャルワークについて ・法テラス業務説明	13名
山梨	令和4年2月18日	・高齢者・障がい者対策について ・司法ソーシャルワークについて	78名
	令和4年3月9日	・高齢者・障がい者対策について ・生活困窮、更生保護について	26名
長野	令和3年11月25日	・特定援助対象者法律相談援助について ・高齢者・障がい者対策について ・常勤弁護士の活動報告について	20名
岐阜	令和3年12月22日	・高齢者・障がい者対策について ・司法ソーシャルワークについて ・ケース会議援助プログラムについて	85名
静岡	令和4年1月31日	・高齢者・障がい者対策について ・常勤弁護士の活動報告について	27名
愛知	令和3年11月19日	・外国人対応について	43名
三重	令和4年3月25日	・DV等被害者法律相談援助について ・外国人対応について ・犯罪被害者支援について	8名
滋賀	令和4年3月17日	・特定援助対象者法律相談援助について ・高齢者・障がい者対策について ・DV等被害者法律相談援助について ・司法ソーシャルワークについて ・常勤弁護士の活動報告について ・情報提供、民事法律扶助などの主要業務の説明	24名
京都	令和4年3月16日	・高齢者・障がい者対策について ・常勤弁護士の活動報告について ・高齢者の虐待事例について	13名
大阪	令和4年2月18日	・特定援助対象者法律相談援助について	22名
兵庫	令和3年11月16日	・DV等被害者法律相談援助について	55名
兵庫 (阪神支部)	令和3年12月15日	・高齢者・障がい者対策について ・司法ソーシャルワークについて ・常勤弁護士の活動報告について	16名

地方事務所	開催日	主な内容	参加者数
奈良	令和3年12月7日	・ 特定援助対象者法律相談援助について ・ DV等被害者法律相談援助について ・ 常勤弁護士の活動報告について ・ 法テラスの業務説明	12名
和歌山	令和4年2月10日	・ 外国人対応について ・ 県内の通訳人不足、通訳名簿整備の必要性について	4名
鳥取	令和3年11月11日	・ 高齢者・障がい者対策について ・ 司法ソーシャルワークについて ・ 常勤弁護士の活動報告について	23名
島根	令和3年11月24日	・ 常勤弁護士の活動報告について	22名
岡山	令和3年11月26日	・ 特定援助対象者法律相談援助について ・ 高齢者・障がい者対策について ・ DV等被害者法律相談援助について ・ 司法ソーシャルワークについて ・ 法テラス業務全般の説明	28名
広島	令和3年11月24日	・ ケース会議への弁護士派遣制度について	4名
山口	令和3年11月16日	・ 特定援助対象者法律相談援助について ・ 高齢者・障がい者対策について ・ DV等被害者法律相談援助について ・ 外国人対応について ・ 司法ソーシャルワークについて ・ 常勤弁護士の活動報告について ・ 情報提供再編について	53名
徳島	令和4年1月24日	・ 特定援助対象者法律相談援助について ・ 高齢者・障がい者対策について ・ DV等被害者法律相談援助について ・ 司法ソーシャルワークについて ・ 新型コロナウイルス感染症に係る対応について ・ 情報提供、民事法律扶助について	7名
香川	令和4年2月17日	・ 特定援助対象者法律相談援助について ・ 高齢者・障がい者対策について ・ 情報提供業務、民事法律扶助制度、犯罪被害者支援業務について	6名
愛媛	令和3年9月1日	・ 特定援助対象者法律相談援助について ・ 高齢者・障がい者対策について ・ DV等被害者法律相談援助について	69名
	令和3年9月13日	・ 司法ソーシャルワークについて ・ 新型コロナウイルス感染症に係る対応について ・ ケース会議援助プログラムについて	24名
高知	令和4年3月10日	・ 特定援助対象者法律相談援助について ・ 高齢者・障がい者対策について ・ 常勤弁護士の活動報告について	26名
福岡	令和3年12月15日	・ 特定援助対象者法律相談援助について ・ 高齢者・障がい者対策について ・ 司法ソーシャルワークについて ・ 常勤弁護士の活動報告について	77名
福岡 (北九州支部)	令和3年11月22日	・ 特定援助対象者法律相談援助について ・ 高齢者・障がい者対策について ・ 司法ソーシャルワークについて ・ 常勤弁護士の活動報告について ・ 弁護士会の活動内容紹介等について	40名
	令和4年3月2日	・ 特定援助対象者法律相談援助について ・ 高齢者・障がい者対策について ・ 司法ソーシャルワークについて ・ 常勤弁護士の活動報告について ・ 弁護士による法律相談対応事例の紹介等について	15名

地方事務所	開催日	主な内容	参加者数
佐賀	令和4年2月28日	・特定援助対象者法律相談援助について ・高齢者・障がい者対策について ・DV等被害者法律相談援助について	13名
長崎	令和3年7月8日	・司法ソーシャルワークについて ・ケース会議援助プログラムについて	5名
熊本	令和4年2月21日	・高齢者・障がい者対策について ・司法ソーシャルワークについて ・コロナ禍における生活困難者支援について	10名
大分	令和4年2月9日	・特定援助対象者法律相談援助について ・高齢者・障がい者対策について ・DV等被害者法律相談援助について ・外国人対応について ・司法ソーシャルワークについて ・新型コロナウイルス感染症に係る対応について ・弁護士、司法書士から成年後見についての相談事例、高齢者等の相談事例を踏まえての講義	6名
宮崎	令和4年2月17日	・特定援助対象者法律相談援助について ・高齢者・障がい者対策について ・司法ソーシャルワークについて	55名
鹿児島	令和4年2月18日	・司法ソーシャルワークについて ・新型コロナウイルス感染症に係る対応について ・常勤弁護士の活動報告について	23名
沖縄	令和3年11月10日	・高齢者・障がい者対策について ・司法ソーシャルワークについて	39名

法テラス用語の解説

総務

1 司法制度改革／司法制度改革審議会意見書

「法の支配」の基本理念の下、「国民の期待に応える司法制度の構築」、「司法制度を支える法曹の在り方」及び「国民の司法参加」を3つの柱として取り組まれた司法制度全般に関する改革（司法制度改革）に関し、平成13年6月、司法制度改革審議会が最終意見書を内閣に提出。

同意見書において、「司法へのアクセスを拡充するため」、「民事法律扶助の拡充、司法に関する総合的な情報提供を行うアクセス・ポイントの充実等を図る」ことや「被疑者・被告人に対する公的弁護制度を確立する」ことが提言され、その運営主体等についての総合的な検討を求められたことから、法テラスの設立につながった。

2 総合法律支援法

司法制度改革審議会意見書を受け、民事・刑事を問わず、あまねく全国において、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会を実現することを基本理念とする総合法律支援構想を具体化するため、平成16年6月2日に公布された法律。

法テラスは、この法律に基づき独立行政法人の枠組みに従って設立された法人である。

3 法テラス震災特例法

東日本大震災の被災者への法的支援を目的として、平成24年3月23日に「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」（法テラス震災特例法）が制定された。

法テラスはこの特例法に基づき、震災法律援助業務を行った（令和3年3月31日限りで失効）。

4 全国の法テラス事務所

- 地方事務所：地方裁判所の本庁所在地に設置。当該都道府県内の支部・出張所・地域事務所を管轄する役割を持ち、法テラスの全ての業務を行う。
- 支部：人口や裁判事件数が多い都市など、地方事務所だけではカバーしきれない地域の事件を管轄し、法テラスの5つの主要業務を行う。
- 出張所：民事法律扶助業務を中心に、情報提供業務も行う。
- 地域事務所：弁護士・司法書士の数が少ないなどの理由で法律サービスが行き届かない地域に設置し、常勤弁護士が常駐する。
- 被災地出張所：東日本大震災の被災者支援のために岩手、宮城、福島県の7か所に設置された臨時出張所。いずれも、沿岸部の津波被災地や原発事故の被害者が多く住む地域に置かれ、車内で相談できる移動相談車両を備えている。7か所中5か所を令和3年3月31日をもって閉鎖したが、2か所（岩手県（気仙）、福島県（ふたば））は継続している。

情報提供業務

5 法テラス・サポートダイヤル

全国からの問合せに応じるための、法テラス独自のコールセンター。研修を受けたオペレーターが対応し、電話とメールによる、法的トラブルの解決に役立つ法制度や相談窓口についての情報提供を行っている。

電話番号は「0570-078374（おなやみなし）」。

6 多言語情報提供サービス

外国語話者からの問合せに応じるためのサービス。専用電話番号を設け、利用者、通訳業者、法テラス職員の3者間で繋ぎ、法的トラブルの解決に役立つ日本の法制度と相談窓口についての情報提供を外国語で行っている。

電話番号は「0570-078377（おなやみなイナイ）」。

7 法テラス災害ダイヤル

東日本大震災の発生をきっかけに設けられた被災者専用のフリーダイヤル。政令で指定された一定の大規模災害により被災された方に対し、無料で法的問題の解決に役立つ法制度や相談窓口についての情報提供を行っている。

これまでの対象災害は、東日本大震災、平成28年熊本地震、平成30年7月豪雨、令和元年台風第19号、令和2年7月豪雨。

電話番号は「0120-078309（おなやみレスキュー）」。

8 「よくある質問と答え」(FAQ)

サポートダイヤルや地方事務所に入った問合せに対し情報提供をするために、法制度情報を「よくある質問と答え」として法テラスがデータベース化して整備したもの。令和4年3月31日現在、約5,000件のFAQを整備している。

9 よろず相談

東日本大震災をきっかけに、岩手、宮城、福島3県に設けられた被災地出張所において実施。被災者の複合的な悩みにワンストップで対応できるよう、弁護士、司法書士のほか、税理士、土地家屋調査士、建築士、行政書士、社会保険労務士、社会福祉士などによる相談会を実施してきた。被災地出張所は7か所中5か所が令和3年3月31日をもって閉鎖、「よろず相談」は令和4年3月31日限りで終了した。

民事法律扶助業務

10 センター相談／事務所相談

- センター相談：法テラスの事務所で実施する法律相談
- 事務所相談：契約弁護士・司法書士の事務所で実施する法律相談

11 出張相談／巡回相談／指定相談場所

- 出張相談：弁護士・司法書士が出張して実施する法律相談
- 巡回相談：地方公共団体等の施設を一時的な指定相談場所として指定し、弁護士・司法書士がその場所へ赴いて実施する法律相談
- 指定相談場所：地方事務所長が指定して、法律相談援助を行う場所

12 法律相談援助

民事法律扶助業務で一般的な法律相談。
収入や資産が一定の基準を下回る方を対象に、弁護士・司法書士による無料法律相談を行う。

13 特定援助対象者法律相談援助

平成30年1月24日施行
認知機能が十分でないために自己の権利の実現が妨げられているおそれがある方（特定援助対象者）を対象として、特定援助機関からの申入れにより、資力にかかわらず弁護士・司法書士が出張相談を行う。
資力が一定の基準を超える場合は、法律相談料は対象者の負担となる。

14 被災者法律相談援助

平成28年7月1日施行
政令で指定された大規模災害により被災された方を対象として、災害発生日から1年を超えない範囲で、資力を問わない無料法律相談を行う。
これまでに平成28年熊本地震、平成30年7月豪雨、令和元年台風第19号、令和2年7月豪雨に適用された。

15 緊急時電話等相談援助

新型インフルエンザ等緊急事態の発生により、面談での法律相談の実施が困難となった場合に、その代替措置として、一定の実施期間を定めて、電話やインターネット上のWeb会議ソフト等を用いて法律相談を行う。

16 通常電話等相談援助

新型インフルエンザ等緊急事態の発生の有無に関わらず、既設の相談場所へ赴くことが困難な方を対象として、電話やインターネット上のWeb会議ソフト等を用いて法律相談を行う。

17 震災法律相談援助

「法テラス震災特例法」に基づき、東日本大震災に際し、災害救助法が適用された区域に平成23年3月11日に居住していた方等を対象として、無料で法律相談を行った。
なお、令和3年3月31日で同法は失効したため、本制度の新規援助申込みの受付も同日付けで終了した。

18 代理援助／書類作成援助

- 代理援助：民事裁判等手続に関し、代理人となる弁護士・司法書士費用（着手金・実費・報酬金など）の立替えを行う。
 - 書類作成援助：裁判所に提出する書類の作成を司法書士又は弁護士に依頼する費用の立替えを行う。
- いずれも立替金の償還は原則として援助開始時から始まる。

19 震災代理援助／震災書類作成援助

「法テラス震災特例法」に基づき、東日本大震災に際し、災害救助法が適用された区域に平成23年3月11日に居住していた方等を対象として、震災に起因する事件について、弁護士・司法書士費用等の立替えを行った（震災代理援助、震災書類作成援助）。
いずれも立替金の償還は援助終結後から始まる。
なお、令和3年3月31日で同法は失効したため、本制度の新規援助申込みの受付も同日付けで終了した。

20 簡易援助

法律相談に付随して被援助者名義の簡易な法的文書の作成をすること。

21 援助開始決定／終結決定

- 援助開始決定：代理援助・書類作成援助を開始することを審査で決定すること。審査では、立替額や事件の処理方針などを決定する。
- 援助終結決定：事件が終了したとき又は援助を継続する必要がなくなったときに、代理援助・書類作成援助の終了を審査で決定すること。審査では、報酬金・立替残金の支払方法などを決定する。

22 立替金（着手金・実費・報酬金）

法テラスが被援助者に代わって一時的に支払う弁護士・司法書士費用等。被援助者は原則毎月法テラスに返済する。以下の金員を立て替える。

- 着手金：弁護士等が事件の依頼を受けたときに支払を受ける金員。事件等の結果の成功、不成功の如何にかかわらず弁護士等が受け取るもの。
- 実費：弁護士等が受任した事件の事務の処理に伴って必要となる費用。裁判記録謄写料、照会手数料、出廷・打合せのための交通費、通信費、予納郵券など。
- 報酬金：弁護士等が一定の成果を得られたときに支払を受ける金員。

法テラス用語の解説

23 償還

法テラスが立て替えた費用を被援助者が分割で返済すること。

24 免除／猶予

- 免除：立替金の償還を不要とすること。
 - 猶予：立替金の償還を一定期間止めること。
- いずれも、一定の要件等がある。

25 ハーグ条約

オランダのハーグで採択された、国家間の不法な児童連れ去り防止を目的とした多国間条約である「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約」の通称。法テラスでは、ハーグ条約事件の日本国内における民事裁判等手続について、民事法律扶助業務を行っている。

26 民事法律扶助契約弁護士・司法書士

法テラスとの間で、民事法律扶助業務に係る事務の取扱いについて契約を締結した弁護士・司法書士のこと。

国選弁護等関連業務

27 国選弁護制度(国選弁護人契約、国選弁護人契約弁護士)

刑事事件で勾留・起訴された者が、貧困等の理由で自ら弁護人を依頼できない場合に、法テラスとの間で国選弁護人の事務を取り扱う契約（国選弁護人契約）を結んだ弁護士（国選弁護人契約弁護士）の中から、法テラスが指名した弁護士を、裁判所が国選弁護人として定める制度。

28 国選付添制度(国選付添人契約、国選付添人契約弁護士)

少年事件について、一定の重大事件等の場合に、法テラスとの間で国選付添人の事務を取り扱う契約（国選付添人契約）を結んだ弁護士（国選付添人契約弁護士）の中から、法テラスが指名した弁護士を、裁判所が国選付添人として定める制度。

29 指名通知請求／指名打診／指名通知／選任

個別事件の国選弁護人等を定めるために、裁判所は法テラスに対し、候補者を裁判所に通知するように依頼する（指名通知請求）。

法テラスは、契約弁護士の中から候補者を選び、国選弁護人等に指名することを候補者に打診し（指名打診）、承諾を得て裁判所に通知する（指名通知）。

これを受けて、裁判所は、同候補者を国選弁護人等として選任する（選任）。

司法過疎対策・常勤弁護士

30 常勤弁護士(スタッフ弁護士)

法テラスとの間で、総合法律支援法第30条その他法令に規定する法テラスの業務に関し、主として他人の法律事務を取り扱うことについて契約をしている弁護士のうち、法テラスに常時勤務する契約をしている弁護士。民事法律扶助、国選弁護及び司法過疎対策等の重要な担い手である。

31 司法過疎地域

弁護士、弁護士法人、弁護士・外国法事務弁護士共同法人又は隣接法律専門職者がその地域にいないことその他の事情によりこれらの者に対して法律事務の取扱いを依頼することに困難がある地域。

32 司法過疎地域事務所

法テラスが司法過疎地域に設置した法律事務所。そこに常駐する常勤弁護士が、法律相談や裁判代理等の法律事務を幅広く取り扱う。

33 有償事件

民事法律扶助、国選弁護等関連事件及び受託事件以外の事件で、常勤弁護士が依頼者等から相当の対価を得て取り扱う事件。基本的には、司法過疎地域事務所において取り扱っているが、それ以外の法律事務所においても、例外的に取り扱うことがある。

34 隣接法律専門職者

弁護士、弁護士法人、弁護士・外国法事務弁護士共同法人以外の者であって、法律により他人の法律事務を取り扱うことを業とすることができる者。

35 司法ソーシャルワーク

地方公共団体・福祉機関等の職員と法律専門家である弁護士・司法書士とが協働しながら、高齢・障がい・生活困窮等の理由で自ら法的援助を求めることが難しい方の下に出向くなど積極的に働きかけ、その方々が抱える様々な問題の総合的な解決を図る取組。

36 養成事務所・養成常勤弁護士

常勤弁護士が、全国各地の法テラスの法律事務所へ赴任する前に、原則1年間、一般の法律事務所において、経験豊富な指導弁護士による指導を受けながら業務を行うことを「養成」と呼んでいる。養成を行う法律事務所のことを養成事務所といい、そこで養成を受ける常勤弁護士のことを養成常勤弁護士という。

犯罪被害者支援業務

37 犯罪被害者支援ダイヤル

コールセンターに設置している、犯罪被害に関する問合せ専用の電話窓口。犯罪被害者支援の知識や経験を持ったオペレーターが法制度や相談窓口等の情報提供を行っている。

必要に応じ、法テラス地方事務所へ支援の引継ぎを行う。

電話番号は「0120-079714（なくことないよ）」。

※令和4年3月31日までは「0570-079714」

38 DV等被害者法律相談援助

平成30年1月24日施行

特定侵害行為(DV、ストーカー、児童虐待)を受けている方に対し、資力にかかわらず弁護士が再被害の防止に必要な法律相談を行う。

対象者に一定の基準を超える資産がある場合、法律相談料は対象者の負担となる。

39 被害者参加制度（被害者参加人、被害者参加弁護士）

一定の犯罪の被害者等が、裁判所の決定により、刑事裁判に直接参加することができる制度。

刑事裁判への参加を許可された被害者等を被害者参加人、被害者参加人の委託を受けた弁護士を被害者参加弁護士という。

40 被害者参加人のための国選弁護制度（被害者参加弁護士契約弁護士）

経済的に余裕がない被害者参加人に対し、裁判所が国選被害者参加弁護士を選定し、国がその費用を負担する制度。法テラスが、国選被害者参加弁護士になろうとする弁護士との契約、国選被害者参加弁護士候補の指名、国選被害者参加弁護士に対する報酬の算定・支払等の業務を行っている。

なお、国選被害者参加弁護士となるための契約を法テラスと結んだ弁護士を被害者参加弁護士契約弁護士という。

41 選定請求／指名打診／指名通知／選定通知

被害者参加人のための国選弁護制度を利用する被害者参加人は、裁判所に対し、国選被害者参加弁護士を選定することを請求する（選定請求）。必要書類の提出は法テラスを通して行う。

法テラスは、被害者参加弁護士契約弁護士に対し、国選被害者参加弁護士の候補として指名することを打診し（指名打診）、承諾を得て、裁判所に通知する（指名通知）。

裁判所は、被害者参加人・被害者参加弁護士契約弁護士・法テラスに対し、当該弁護士を国選被害者参加弁護士として選定したことを通知する（選定通知）。

42 被害者参加旅費等支給制度

被害者参加制度を利用して裁判に出席した被害者参加人に、国が旅費・日当・宿泊料(宿泊が必要と認められる場合)を支給する制度。

法テラスが、旅費等の算定・支払等の業務を行っている。

法テラスの刊行物

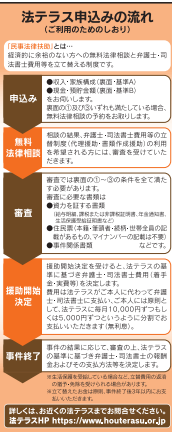
法テラスのことをわかりやすく説明したさまざまな刊行物を作成しています。各刊行物については、法テラスのホームページからPDFデータでダウンロードすることができます。

法テラスを利用したい方へ

組織概要を知りたい方へ



一般リーフレット



パンフレット



白書



法人パンフレット



利用対象者別パンフレット



高齢者支援パンフレット



知的障害者支援
パンフレット



点字パンフレット

(注) 令和4年4月1日より、犯罪被害者支援ダイヤルの番号が「0570-079714」から「0120-079714」へ変わりました。

犯罪被害者支援リーフレット



(注) 令和4年4月1日より、犯罪被害者支援ダイヤルの番号が「0570-079714」から「0120-079714」へ変わりました。



法律相談Q&Aシリーズ

広報誌

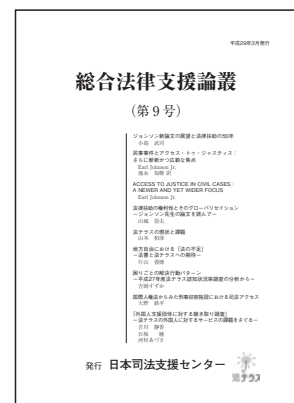


シリーズ内容

離婚問題、相続問題、労働問題、多重債務問題、成年後見、身近なトラブル

調査報告書

紀要



東日本大震災の被災者等への法的支援に関する
ニーズ調査報告書

法律扶助のニーズ及び
法テラス利用状況に関する
調査報告書

総合法律支援論叢

法テラス白書 令和3年度版

令和4年10月発行

編著・発行者 日本司法支援センター
東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8階
電話 0503383-5333
<https://www.houterasu.or.jp>

印刷・製本 若越印刷株式会社



法的トラブルのお問合せは…

法テラス・サポートダイヤル

お な や み な し
0570-078374

※IP電話からは、03-6745-5600にお電話ください。

犯罪被害者支援ダイヤル

な く こ と な い よ
0120-079714

※IP電話からは、03-6745-5601にお電話ください。

法テラス災害ダイヤル

(震災 法テラスダイヤル、被災者専用フリーダイヤル)

お な や み レスキュー
0120-078309

※被災者の方専用のダイヤルとなりますので、ご注意ください。

受付時間／平日9:00～21:00 土曜日9:00～17:00

法テラス ホームページ

<https://www.houterasu.or.jp>

法テラス 携帯サイト

<https://www.houterasu.or.jp/k>



スマートフォンサイト



携帯サイト



日本司法支援センター

〒164-8721 東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8F TEL0503383-5333(IP電話)